地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の

主な支援ツール・枠組み

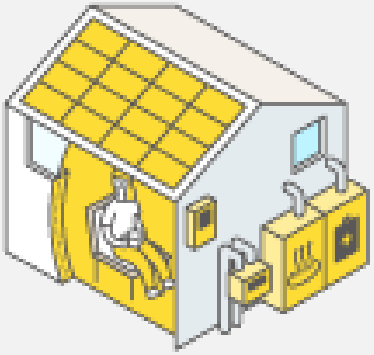

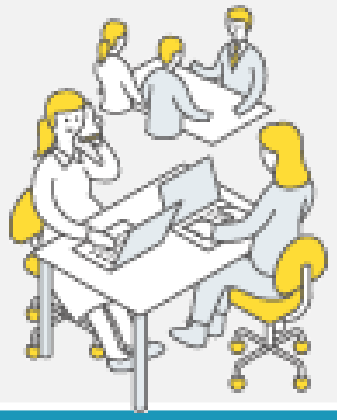

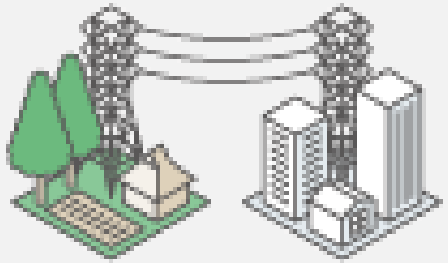

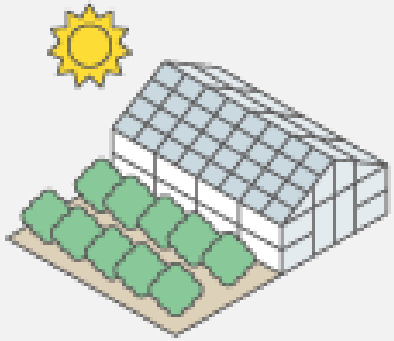

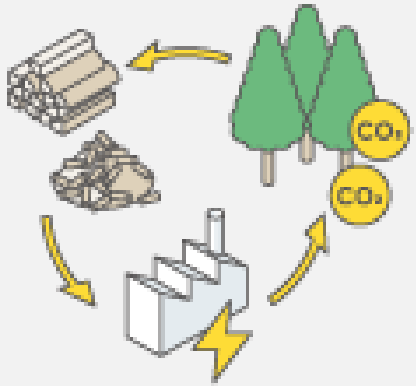

令和7年6月
環境省

はじめに

「地域脱炭素ロードマップ」（国・地方脱炭素実現会議　令和3年6月9日決定）及び「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）においては、地域脱炭素を実現していくため、国が支援を行うにあたって、関係府省庁において脱炭素関連対策への重点化を図り、府省庁間で連携しつつ各分野の施策に着実に取り組むこととしています。

本資料は、地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みをとりまとめ、地方自治体と地元のステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うための資料として作成したものです。

各府省庁別の目次において、支援種別、支援対象を整理するとともに、脱炭素先行地域に選定された場合に優遇措置等が受けられる事業一覧を整理していますので、地域脱炭素に向けて、目的に応じて、各府省庁の施策をご確認のうえ、是非、活用をご検討ください。

※ 関係府省庁の支援ツール・枠組みは本資料の公表日時点の情報であり、変更の可能性があるため、詳細は当該府省庁に問い合わせください。

目次（府省庁順）

各府省庁の支援ツール・枠組みは下記の支援種別順に並んでいます
- ・設備　　：設備導入支援（再エネ設備や省エネ設備等の導入やそれに伴うインフラ整備等に対する支援に関するもの）
- ・計画策定：計画策定等支援（計画策定、調査・実証事業等に対する支援に関するもの）
- ・人材　　：人材支援（人材派遣、人材育成等に対する支援に関するもの）
- ・情報　　：情報提供等支援（再エネ導入に係る情報提供等に関するもの）
- ・その他　：その他支援（ノウハウの共有、ネットワークづくり、プラットフォーム提供、モデル事業構築等に対する支援に関するもの）

～支援対象の凡例～
- ・自治体　　：自治体が支援対象であるもの
- ・自治体以外：自治体以外（民間事業者等）が支援対象であるもの

目次（府省庁順） －環境省 1/4－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）	○					○	○	25	85
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業		○	○			○	○	26	87
はじめよう！地域セミナー			○	○		○	○	26	92
地域による 地域のための 地域新電力連続講座			○	○	○	○	○	26	93
地域脱炭素マッチングイベント			○	○	○	○		27	94
脱炭素まちづくりアドバイザー		○	○	○		○		27	96
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	○	○				○	○	27	101
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	○	○※1				○	○	28	102
商用車等の電動化促進事業	○					○	○	28	110
環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業			○	○	○	○	○	29	111
「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	○	○				○	○	29	112
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	○	○				○	○	30	113
地域共生型廃棄物発電等導入促進事業	○						○	30	114
浄化槽システムの脱炭素化推進事業	○					○	○	31	115

※1 支援対象が自治体以外のみ

目次（府省庁順） －環境省 2/4－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
集合住宅の省CO2化促進事業	○						○	31	116
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業	○						○	32	117
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業	○						○	32	118
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	○					○	○	33	119
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	○					○	○	33	125
「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業				○	○	○	○	34	126
脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）	○	○					○	34	127
Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業	○						○	35	128
地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業		○	○			○	○	35	129
株式会社脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進	○				○		○	35	131
金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業	○						○	36	132
脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	○						○	36	133
プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	○						○	36	134

目次（府省庁順） －環境省 3/4－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
脱炭素型循環経済システム構築促進事業		○※1					○	36	135
コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	○					○	○	37	140
地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	○					○	○	37	141
産業車両等の脱炭素化促進事業	○					○	○	37	142
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	○					○	○	38	147
地域における再エネ等由来水素利活用促進事業	○	○				○	○	38	148
地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業		○※1					○	38	149
地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS(ラップス)]		○		○		○		39	150
地方公共団体脱炭素取組状況マップ				○		○		39	-
再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]				○		○	○	39	151
環境アセスメントデータベース[EADAS(イーダス)]				○		○	○	39	152
地域経済循環分析				○		○	○	39	-
先進的な資源循環投資促進事業	○						○	40	153
地域指標分析				○		○	○	40	-

※1 調査・実証事業

目次（府省庁順） －環境省 4/4－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
再エネ スタート				○		○	○	40	-
使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業					○	○	○	40	154
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業					○	○	○	41	155
環境省ローカルSDGs-地域循環共生圏		○	○	○	○	○	○	41	156
地域エネルギー・温暖化対策推進会議					○	○	○	41	-
気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）		○		○	○	○	○	42	-
エコアクション21ガイドライン					○	○	○	42	-
温室効果ガス排出削減等指針					○	○	○	42	157
環境省LD-Tech認証制度					○	○	○	42	159
家庭エコ診断				○			○	43	-
投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンドによる投融資	○				○		○	43	161

目次（府省庁順） －内閣府　1/1－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
地方創生人材支援制度			○			○		44	163
企業版ふるさと納税 企業版ふるさと納税（人材派遣型）			○		○	○		44	164
「地方創生×脱炭素」推進事業					○	○		44	166
新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）					○	○		44	167
新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）					○	○		45	168
地方創生SDGs課題解決モデル都市			○			○		45	169
地方創生SDGs官民連携プラットフォーム					○	○		45	171
就学前教育・保育施設整備交付金	○					○		46	175
次世代育成支援対策施設整備交付金	○					○		46	176
子ども・子育て支援施設整備交付金	○					○		46	177

目次（府省庁順） －総務省 1/1－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
ローカル10,000プロジェクト	○					○		47	179
ふるさと融資制度	○						○	47	180
ＧＸアドバイザー（地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業）			○			○		48	181
地域おこし協力隊			○			○		48	182
地域力創造アドバイザー			○			○		48	183
地域活性化起業人			○			○		49	185
地方自治体職員に対する脱炭素に関する研修			○			○		49	188

目次（府省庁順） －総務省（地方財政措置）1/1－

名称	ページ	
	概要	詳細
脱炭素化推進事業債	50	191
公営企業債（脱炭素化推進事業）	50	192
過疎対策事業債	50	189
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	51	190
地域活性化事業債	51	193
地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置	52	194
新たな政策課題に関する地方公務員の人材育成に係る地方財政措置	52	194
連携協約に基づく地方公務員の人材確保に係る地方財政措置	52	194

目次（府省庁順） －文部科学省　1/1－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
国立大学・高専等施設の整備	○						○	53	197
公立学校施設の整備	○					○		53	199
エコスクール・プラス					○	○		53	201
大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発					○	○	○	54	203
カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション					○	○	○	54	204

目次（府省庁順） －農林水産省 1/3－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消	○	○				○	○	55	206
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）	○	○				○	○	55	207
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立		○				○	○	56	208
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、有機農業拠点創出・拡大加速化事業		○				○		56	209
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、有機転換推進事業			○				○	56	210
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、グリーンな栽培体系加速化事業		○				○	○	57	211
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築	○	○	○			○	○	57	212
みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、地域資源活用展開支援事業		○	○	○		○	○	58	214
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策	○				○	○	○	58	216
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、建築用木材供給・利用強化対策	○	○	○		○	○	○	58	217

目次（府省庁順） －農林水産省 2/3－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、木材需要の創出・輸出力強化対策					○		○	59	218
林業・木材産業国際競争力強化総合対策	○	○				○	○	59	219
燃油・資材の森林由来資源への転換等対策	○					○	○	59	221
産地生産基盤パワーアップ事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠	○					○	○	59	222
産地生産基盤パワーアップ事業のうち、生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開		○				○	○	60	222
強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	○					○	○	60	223
農業農村整備事業＜公共＞	○					○	○	60	224
漁港機能増進事業	○					○		61	225
森林整備事業＜公共＞					○	○	○	61	226
環境保全型農業直接支払交付金					○		○	61	227
飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業のうち有機飼料の生産支援					○		○	61	228
バイオマス産業都市					○	○	○	62	-

目次（府省庁順） －農林水産省 3/3－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
農山漁村再エネ法基本計画					○	○	○	62	-
農業分野のＪ－クレジット創出推進支援事業					○	○	○	62	-
環境負荷低減の取組の「見える化」の充実					○		○	62	-
みどりの食料システム法に基づく特定区域					○	○	○	62	-

目次（府省庁順） －経済産業省 1/2－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	○					○	○	63	230
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	○					○	○	63	231
再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業	○	○※1			○	○	○	63	233
競争的な水素等サプライチェーン構築に向けた技術開発事業		○			○		○	63	234
産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業		○			○	○	○	64	235
住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業		○※1					○	64	236
高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	○						○	64	237
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金	○					○	○	65	238
省エネルギー投資促進支援事業費補助金	○					○	○	65	239
中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）		○		○	○	○	○	65	240
運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金	○	○※1					○	66	241

※1 調査・実証事業

目次（府省庁順） －経済産業省 2/2－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
水力発電の導入加速化事業	○	○※1				○	○	66	242
需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金	○						○	67	243
地熱発電の資源量調査・理解促進事業	○				○	○	○	67	246
なっとく！再生可能エネルギー				○		○	○	67	-
地域エネルギー・温暖化対策推進会議　＜再掲＞					○		○	67	-
中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金		○※1	○			○	○	68	247

※1 調査・実証事業

目次（府省庁順） －国土交通省　1/4－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
社会資本整備総合交付金等（住宅・建築物省エネ改修推進事業）	○					○	○	69	249
社会資本整備総合交付金等（公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等）	○					○		69	249
脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業	○					○	○	69	250
優良木造建築物等整備推進事業	○					○	○	70	251
スマートウェルネス住宅等推進事業のうち、サービス付き高齢者向け住宅整備事業	○						○	70	252
長期優良住宅化リフォーム推進事業	○						○	70	253
子育てグリーン住宅支援事業	○						○	70	254
サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）	○					○	○	71	255
既存建築物省エネ化推進事業	○					○	○	71	256
建築GX・DX推進事業		○		○	○		○	71	257
地域公共交通確保維持改善事業	○			○			○	71	258
交通・物流事業者の持続可能性を高めるためのDX・GX投資に対する金融支援	○					○	○	71	259
物流事業者の持続性を高めるための物流施設、DX・GX投資に対する金融支援	○						○	72	260
物流脱炭素化促進事業	○						○	72	261

目次（府省庁順） －国土交通省　2/4－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
モーダルシフト等推進事業		○			○		○	72	262
モーダルシフト加速化事業	○						○	73	263
地域連携モーダルシフト等促進事業	○	○			○		○	73	264
先導的グリーンインフラモデル形成支援					○	○		73	266
グリーンインフラ創出促進事業		○				○	○	74	267
空港脱炭素化に係る支援（設備導入支援等）	○					○	○	74	268
空港脱炭素化に係る支援（航空灯火のLED化や誘導路の整備）	○					○		74	268
空港脱炭素化に係る支援（空港脱炭素化推進計画の策定支援）		○				○	○	74	268
港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援		○				○		74	269
カーボンニュートラルポート（CNP）形成に関する新技術を活用した高度化実証				○		○	○	75	270
鉄道脱炭素施設等実装調査補助事業		○					○	75	272
下水道脱炭素化推進事業	○					○		75	273
下水道リノベーション推進総合事業	○	○				○		75	274
下水道温室効果ガス削減推進事業	○	○				○		75	275
国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）	○	○				○	○	76	276
メザニン支援事業	○						○	76	278
まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）	○						○	77	279

目次（府省庁順） －国土交通省　3/4－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
都市構造再編集中支援事業	○					○	○	77	280
都市再生整備計画事業	○					○		78	281
都市・地域交通戦略推進事業	○	○				○	○	78	283
都市公園・緑地等事業	○					○		78	284
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	○					○	○	79	285
ウォーカブル推進制度	○	○			○	○	○	79	286
国土交通省スマートシティ実装化支援事業		○※1				○	○	80	287
共同型都市再構築事業	○						○	80	288
まち再生出資・社債取得事業	○						○	81	289
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業				○			○	81	290
下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業		○				○		82	291
下水道温室効果ガス削減推進モデル事業		○				○		82	292
水道施設再編推進事業	○	○				○		82	293
空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム					○	○	○	82	294
鉄道脱炭素官民連携プラットフォーム					○	○	○	82	-
発電水利相談窓口		○				○	○	82	-

※1 調査・実証事業

目次（府省庁順） －国土交通省 4/4－

名称	支援種別					支援対象		ページ	
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体以外	概要	詳細
	設備	計画策定	人材	情報					
コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム					○	○		83	295
グリーンインフラ官民連携プラットフォーム					○	○	○	83	-
観光地域づくり法人(DMO)					○		○	83	-
宿泊施設サステナビリティ強化支援事業	○						○	83	296

目次（優遇措置等※リスト）

※脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置

目次（優遇措置等リスト） －1/2－

省庁名	名称	優遇措置等の内容	ページ（概要）	ページ（詳細）
環境省	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	採択審査時に加点	27	101
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、⑥データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業	採択審査時に加点	28	102
	商用車等の電動化促進事業	トラック、タクシー、バスについて、予算残額を超える申請があった場合の優先抽選	28	110
	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	採択審査時に一部点数を担保	30	113
	地域共生型廃棄物発電等導入促進事業	採択審査時に加点	30	114
	脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）	採択審査時に加点	34	127
	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	採択審査時に加点	36	132
	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	採択審査時に加点	36	140
	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち、②交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業のLRT	採択審査時に加点	37	141
	産業車両等の脱炭素化促進事業	①のうち空港GPU、②については、採択審査時に加点検討中	37	142
	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	①について多数の応募があった際に優先採択	38	147
	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業のうち、①再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築等事業、②地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業	採択審査時に加点	38	148
	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業	採択審査時に考慮	38	149
	先進的な資源循環投資促進事業	採択審査時に加点	40	153
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	申請上限件数を超えて申請可能 採択審査時に優先採択の対象となる	44	167
	新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）	採択審査時に加点	44	168

目次（優遇措置等リスト） －２/２－

省庁名	名称	優遇措置等の内容	ページ（概要）	ページ（詳細）
総務省	ローカル10,000プロジェクト	重点的な相談・審査	47	179
文部科学省	国立大学・高専等施設の整備	評価において考慮	53	197
	エコスクール・プラス	建築単価に加算	53	201
農林水産省	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消	採択審査時に加点	55	206
	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立	採択審査時に加点	56	208
	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築	採択審査時に加点	57	212
	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策	交付金配分時に加点（木質バイオマス利用促進施設）	58	216
経済産業省	再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業	採択審査時に加点	63	233
	水力発電の導入加速化事業	採択審査時に加点	66	242
	需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金	採択審査時に加点	67	243
	中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金	採択審査時に加点	68	247
国土交通省	サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）	評価において考慮	71	255
	既存建築物省エネ化推進事業	評価において考慮	71	256
	先導的グリーンインフラモデル形成支援	採択審査時に加点	73	266
	グリーンインフラ創出促進事業	採択審査時に加点	74	267
	都市再生整備計画事業	補助率嵩上げ	78	281
	都市・地域交通戦略推進事業	補助率嵩上げ	78	283

概要

凡例

- 名称
  支援ツール・枠組みの名称です。

- 支援種別
  ・設備導入支援　：　再エネ設備や省エネ設備等の導入やそれに伴うインフラ整備等に対する支援に関するもの
  ・計画策定等支援　：　計画策定、調査・実証事業等に対する支援に関するもの
  ・人材支援　：　人材派遣、人材育成等に対する支援に関するもの
  ・情報提供等支援　：　再エネ導入に係る情報提供等に関するもの
  ・その他支援　：　ノウハウの共有、ネットワークづくり、プラットフォーム提供、モデル事業構築等に対する支援に関するもの

- 財政支援
  財政支援に該当するものに「★」を付しています。

- 概要
  支援ツール・枠組みの概要を記載しています。
  財政支援に該当する場合は下記を記載しています。
  ・総額：令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算
  ・対象：自治体、自治体以外（民間事業者等）
  ・補助率
  ・上限：一事業あたりの上限額
  ・優遇措置等：脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置　　等

- 想定される地域脱炭素の取組への活用
  想定される地域脱炭素の取組への活用について記載しています。

- ページ（詳細）
  記載のページ番号に詳細資料を掲載しています。

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　1/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）	設備導入支援	★	足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進。 ○総額：35,000,000千円（R6補正）、30,020,525千円（R7当初） ○対象：地方公共団体等 ○補助率： （１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ①脱炭素先行地域づくり事業への支援：原則2/3 ②重点対策加速化事業への支援：2/3～1/3、定額 （２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】 民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援：原則2/3 ○上限： （１）①5,000,000千円　②都道府県：1,500,000千円、政令市、中核市、施行時特例市：1,200,000千円、その他市区町村：1,000,000千円 （２）50億円 ※脱炭素先行地域づくり事業を実施する場合は、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に係る特定地域脱炭素移行加速化交付金の額と脱炭素先行地域づくり事業に係る交付金の額との合計が以下の①又は②いずれか少ない額を超えない額 ①（50+民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に係る特定地域脱炭素移行加速化交付金の額/2）億円 ②60億円 ○脱炭素先行地域への支援	再エネ等設備、基盤インフラ設備、省CO2等設備の導入等による地域脱炭素化	85

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　2/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 ※計画策定等支援のみ該当	計画策定等支援 人材支援	★※	地域脱炭素実現に向け、再エネの最大限導入に向けた自治体の計画づくり及び地域人材の確保・育成を支援 ○総額：918,000千円（R６補正）、711,236千円（R７当初） ＜計画策定等支援＞ ○対象： ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援：地方公共団体 ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援：地方公共団体、民間事業者（自治体と共同申請する場合に限る。） ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援：地方公共団体、民間事業者（自治体と共同申請する場合に限る。） ④再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援：地方公共団体 ⑤再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援：民間事業者 ○補助率：①３／４、２／３　②３／４　③２／３、１／２、１／３　④３/４　⑤１/２ ○上限：①②⑤800万円　③2,000万円　④2,500万円	地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援等	87
はじめよう！地域セミナー	人的支援 情報提供等支援		これから地域脱炭素事業を進めたいと考えている地方公共団体等において、環境/エネルギー政策部門でビジョンや計画策定等に携わる職員を主な対象とし（民間でも参加可能）、地域脱炭素事業に取り組む上で必要となる基礎的な知識や事例等を学ぶオンラインセミナー	地域脱炭素事業を獲得めるにあたっての基礎知識の習得	92
地域による 地域のための 地域新電力連続講座	人的支援 情報提供等支援		地域新電力の経営者等から失敗経験を含めた設立・運営ノウハウ、そして「思い」を参加者との意見交換を交えながら共有する連続講座	地域新電力に関する知識・ネットワークの獲得	93

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　3/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
地域脱炭素マッチングイベント	人的支援 情報提供等支援 その他支援		地域脱炭素に取組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する民間企業のマッチングイベント開催（対面、都内開催）	地域脱炭素施策・事業の立案・実施段階における、協業企業の不在を解消 地方公共団体の課題・ニーズを、企業の持つソリューションで解決	94
脱炭素まちづくりアドバイザー	計画策定等支援 人的支援 情報提供等支援	★	地域で脱炭素事業を実施した経験ある実務家や行政職員など地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体に派遣し、助言等を実施	地方公共団体が地域脱炭素に向けた施策・事業を推進するに当たっての様々な課題の解消	96
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	設備導入支援 計画策定等支援	★	災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援 ○総額：2,000,000千円（R6補正）、2,000,000千円（R7当初） ○対象：地方公共団体、民間事業者・団体等 ○補助率： ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。：1/3、1/2、2/3 ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。 ○上限： ①：なし、②：5,000千円 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化の同時実現	101

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　4/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	設備導入支援 計画策定等支援	★	民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図る ○総額：　7,000,000千円（R６補正）、3,450,000千円（R７当初） ○対象：民間事業者・団体等 ○補助率・補助額： ①ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業：太陽光発電：定額5万円/kWほか、蓄電池：定額（太陽光発電設備:2,000万円、蓄電池等：1,000万円） ②設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 1.地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業：1/2　（１.5億円） 2.建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業：定額8万円/kW（１億円） 3.窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入加速化支援事業：3/5、1/2　（5,000万円、3,000万円） 4.再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業：計画策定：3/4、設備等導入：1/2、1/3（１億円、１億円/年） 5.地域における脱炭素化先行モデル創出事業：計画策定：3/4、設備等導入：2/3　（３億円/年） ③離島の脱炭素化等推進事業 1.離島の脱炭素化推進事業：計画策定：3/4、設備等導入：2/3　（３億円/年） 2.浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業：3/4 ④新手法による建物間融通モデル創出事業：計画策定:3/4、設備等導入：1/2、2/3　（３億円/年） ⑤データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 データセンターの脱炭素化支援事業：1/3（３億円/年、２億円、１億円/年） ○上限：計画策定事業については上限1,000万円。設備等導入事業については上記括弧書き参照 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点（⑤のみ）	民間企業等による、屋根・駐車場を活用した自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入や、営農地・水面等の地域のポテンシャルを有効活用した地域共生型の再エネの導入、変動性再エネを効果的に活用する需要側での需給調整力（デマンド・サイド・フレキシビリティ）の向上に係る取組等を支援し、我が国の再エネ主力化とレジリエンスの強化を同時に推進する	102
商用車等の電動化促進事業	設備導入支援	★	EV/PHEV/FCVトラック・タクシー・バスや電動建機等の導入を支援 〇総額：40,000,000千円（R6補正） 〇対象：民間団体等 〇補助率：2/3、1/4等 〇上限：車両（一部上限あり）、充電設備（上限あり） 〇脱炭素先行地域への優遇措置等：予算残額を超える申請があった場合の優先抽選（トラック、タクシー、バス）	現状で高コストのEV/PHEV/FCトラック・タクシー・バスや電動建機等の導入加速	110

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　5/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業	情報提供等支援 その他支援		IoTを活用した連続温泉モニタリングによるデータの集約、適切な管理・評価、公開の仕組みの構築や温泉熱利活用の普及促進	地域共生型地熱利活用の推進における地域合意の円滑化等	111
「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	設備導入支援 計画策定等支援	★	福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援 ○総額：500,000千円（R７当初） ○対象：民間事業者・団体・大学・地方公共団体 ○補助率：計画策定（2/3）、導入等補助（1/3、1/2、2/3、3/4） ○上限：計画策定（10,000千円）、導入補助（100,000千円）	福島での自立・分散型エネルギーシステム等の導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押し	112

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　6/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	設備導入支援 計画策定等支援	★	自立・分散型に「地域エネルギーセンター」の整備を支援 ○総額：10,3000,000千円（R６補正）、24,600,000千円（R７当初） ○対象：市町村等・民間団体等（②-3,4,5について民間団体等も対象） ○補助率： ①交付金 1.新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：3/5、1/2、2/5、1/3 2.改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：3/5、1/2 3.計画・調査策定（計画支援・集約化等）：1/4、1/3 ②補助金 1.新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3 2.改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2 3.電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2（災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3/4補助、蓄電池：1/2補助） 4.熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2 5.廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助 ○上限： ①-1：なし　①-2：なし　①-3：なし　②-1：なし　②-2なし　②-3：なし　②-4：なし ②-5：1,500千円 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に一部点数を担保	廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化	113
地域共生型廃棄物発電等導入促進事業	設備導入支援	★	廃棄物を地域エネルギーとして利活用することにより、地域の脱炭素化等に資する廃棄物処理事業を支援 ○総額：1,695,500千円（R７当初） ○対象：民間事業者・団体 ○補助率：1/3 ○上限：1.5億円 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	廃棄物エネルギーを利活用（発電等）することで化石燃料の使用量を削減し、脱炭素化を推進	114

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　7/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
浄化槽システムの脱炭素化推進事業	設備導入支援	★	浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援 ○総額：1,800,000千円（R7当初） ○対象：民間事業者・団体、地方公共団体等 ○補助率：1/2 ○上限：なし	エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することによるCO2削減	115
集合住宅の省CO2化促進事業	設備導入支援	★	集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化 ○総額：940,000千円の内数（R6補正）、2,950,000千円（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率： ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：400千円/戸 ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定額補助：400千円/戸※ ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：1/3以内 ④上記に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助 ⑤既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助 ※断熱等性能等級６以上かつ１次エネルギー▲30%以上を達成した場合、定額50万円/戸 ○上限： ①：600,000千円/件（300,000千円/年）　②：800,000千円/件（300,000千円/年）③：400千円/戸※　④：蓄電システム20千円/kWh（上限額200千円/台）等　⑤：150千円/戸（玄関ドアも改修する場合は200千円/戸） ※断熱等性能等級６以上かつ１次エネルギー▲30%以上を達成した場合、500千円/戸	住宅分野におけるZEH・断熱リフォームの推進	116

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　8/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業	設備導入支援	★	戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援 ○総額：940,000千円の内数（R6補正）、5,550,000千円（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率： ①ZEHの交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に対する定額補助：550千円/戸 ②ZEH以上の省エネと断熱等性能等級６以上の外皮性能を満たした上で、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH＋） に対する定額補助：900千円/戸 ③上記②については、高度エネマネ、おひさまエコキュート、EV充電設備を導入する場合に別途補助 ④上記①、②については、系統連系対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助 ⑤既存戸建住宅の断熱リフォーム：1/3補助（蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機への別途補助） ○上限 ④：蓄電システム20千円/kWh（上限額200千円/台）等　⑤：1,200千円/戸	住宅分野におけるZEH・断熱リフォームの推進	117
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業	設備導入支援	★	既存住宅の早期の省エネ化を図ることで、エネルギー費用負担の軽減及び住まいの快適性の向上と、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約７割削減（2013年度比）の実現を図り、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献するとともに、先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的として、高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の一部を支援 ○総額：135,000,000千円（R6補正） ○対象：住宅所有者等 ○補助率：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等） ○上限：200万円/戸	既存住宅における断熱窓への改修促進	118

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　9/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	設備導入支援	★	業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援 ○総額：4,800,000千円（R6補正）、3,820,000千円（R7当初） ○対象：地方公共団体、民間事業者・団体等 ○補助率 ①ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業：1/4～2/3 ②LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業：1/3～3/5 ③国立公園利用施設の脱炭素化推進事業：1/3 ④水インフラにおける脱炭素化推進事業：1/3、1/2 ⑤省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業：1/3 ⑥サステナブル倉庫モデル促進事業：1/2 ○上限 ①：500,000千円（新築・2,000㎡未満の既存は300,000千円）、1,000千円（調査支援） ②：500,000千円　③75,000千円　④：事業により異なる ⑤：メニューに応じて10,000千円、35,000千円、40,000千円、10,000千円、2,500千円または3,500千円／ハウス ⑥：100,000千円 ※CO2削減費用対効果に応じた制限あり	建築物におけるZEB化・省CO2改修の促進	119
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	設備導入支援	★	既存建築物（業務用）の省CO2改修に際し、外皮の高断熱化及び高効率空調機等の導入を支援。 ○総額：11,175,000千円（４年間で総額34,373百万円の国庫債務負担） ○対象：地方公共団体、民間事業者・団体等 ○補助額：改修内容に応じて定額（1/2～1/3相当）等 ○上限額：１事業あたり10億円 ○下限額：検討中	既存建築物の脱炭素化の促進	125

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　10/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業	情報提供等支援 その他支援	★	(1)デコ活推進に係る社会実装型取組等支援 国民（消費者・働き手。以下同じ）の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らし（生活・働き方）の改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装（事業化され自走することをいう。）プロジェクトであって、各主体が連携協働して需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業の一部を支援する。 〇総額：510百万円(R6補正)の内数、3,174百万円(R7当初案)の内数 〇対象：地方公共団体、民間事業者・団体等 〇補助率：定額（1/3相当） (2)地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進 温対法第38条に基づき、都道府県知事等が指定する各地の地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等の実施を支援する。 〇総額：3,174百万円(R7当初)の内数 ○対象：地域地球温暖化防止活動推進センター 〇補助率：5/10	国民の「新しい豊かな暮らし」の実現及びこれを支える製品・サービス等への大規模な需要創出を図り、もって2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成に寄与	126
脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）	設備導入支援 計画策定等支援	★	工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、熱回収、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援 ○総額：3,000,000千円（R6補正）、2,786,000千円（R7当初案） ○対象：民間事業者・団体 ○補助率： ①省CO2型システムへの改修支援事業：1/3 ②DX型CO2削減対策実行支援事業：3/4 ○上限： ①：1億円または5億円 ②：200万円 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	工場・事業場への積極的な省CO2化投資を後押しすることにより、バリューチェーン全体でのCO2排出削減を促進	127

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　11/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業	設備導入支援	★	代表企業と取引先である連携企業（中小企業等が中心）が行う省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援 ○総額：2,000,000千円（R7当初案）※3年間で総額 5,000百万円の国庫債務負担 ○対象：民間事業者・団体 ○補助率： 中小企業：1/2 大企業　：1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2） ○上限： 15億円（１事業者につき）	バリューチェーン内の代表企業が複数の中小企業等と連携して行う、省CO2設備の導入を支援	128
地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業	計画策定等支援 人材支援		地域内中小企業の脱炭素経営支援をプッシュ型でアプローチするために、普段から中堅・中小企業との接点を持っている地方公共団体や地域金融機関、商工会議所等の経済団体が連携した支援体制の構築に向けた事業。地域や域内企業が抱える課題の解決に紐付けた、知る・測る・減らすのステップに応じた体制構築に向けた伴走支援を実施するもの。	地域支援機関が中心となって、地域一体で脱炭素経営に向けた施策を推進するに当たっての様々な課題の解消	129
株式会社脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進	その他支援	★	脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を行うことで、脱炭素に必要な資金の流れを太く・早くし、地方創生や人材育成など価値創造に貢献 ○総額：60,000,000千円（Ｒ7年度。産業投資及び政府保証の総額） ○対象：脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等　※自治体が関与している場合でも対象 ○出資・融資率：資金供給を行う対象事業活動ごとに個別に決定 ○上限：なし（令和６年度の財政投融資の総額を鑑み資金供給規模を個別に決定）	脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等への資金供給による、再エネや省エネ、資源の有効利用、森林再生事業等、脱炭素社会の実現に資する効果的な事業の促進	131

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　12/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業	設備導入支援	★	企業と連携してバリューチェーン全体の脱炭素に取り組む金融機関および、中小企業の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を支援し、中小企業における脱炭素投資を促進 ○総額：420,000千円（R７当初） ○対象：金融機関 ○利子補給率：年利1.0%以内 ○上限：交付の対象となる融資額の上限10億円（シンジケートローン形式の場合は別途条件有り）	金融機関による脱炭素に資する設備投資への融資を支援し、企業における再エネ等設備、省CO2等設備の導入・更新等による脱炭素化を促進	132
脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	設備導入支援	★	脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化を支援 ○総額：1,225,000千円（R7当初） ○対象：リース事業者 ○補助率：総リース料の1～6% ○上限：なし	リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大により地域の脱炭素化を促進	133
プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	設備導入支援	★	リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備の導入を支援 ○総額：1,700,000千円の内数（R6補正）、4,280,000千円（R7当初） ○対象：民間団体等 ○補助率：1/3、1/2 ○上限：なし ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	省CO2型リサイクル設備導入や再生可能資源由来素材（バイオマス・生分解プラスチック、セルロース等）の製造に係る設備導入による脱炭素化を促進	134
脱炭素型循環経済システム構築促進事業	計画策定等支援	★	リサイクル困難素材に着目し、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を支援 ○総額：4,000,000千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等 ○補助率：1/3、1/2 ○上限：なし	地域資源の徹底活用による循環経済システムの構築と脱炭素化の促進	135

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　13/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	設備導入支援	★	先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援 ○総額：7,000,097千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者・団体、地方公共団体等 ○補助率：原則1/3 ○上限：５億円（フランチャイズ形態のコンビニエンスストアは2.5億円） ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	冷媒転換に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン・脱炭素化を推進	140
地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	設備導入支援	★	新たな地域モビリティの導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援 ○総額：1,100,000千円（R7当初） ○対象：民間事業者・団体、地方公共団体等 ○補助率： ①グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業：1/2 ②交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業：LRT事業1/2、鉄軌道事業　車両新造・改修(中小・公営・準大手等1/2)、回生電力（中小1/2、公営・準大手・JR(本州3社以外）等1/3、大手・JR本州3社1/4） ○上限： ①：300万円　②：LRT事業：なし、鉄軌道事業：CO2削減量に応じた上限を別に設定する ○脱炭素先行地域への優遇措置等：②のうち、LRTについては、採択審査時に加点	グリーンスローモビリティ及びLRTの公共交通への導入や鉄道事業等の省CO2化を通じた地域の脱炭素交通モデルの構築	141
産業車両等の脱炭素化促進事業	設備導入支援	★	2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、産業車両等における脱炭素化の促進 ○総額：1,162,100千円（R7当初） ○対象：民間事業者・団体、地方公共団体等 ○補助率： ①空港における脱炭素化促進事業：1/2等 ②港湾における脱炭素化促進事業：1/3等 ③海事分野における脱炭素化促進事業：1/4等 ④フォークリフトの燃料電池化促進事業：1/2等 ○上限：①、② 、③なし、④5,500千円 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：①のうち空港GPU、②については、採択審査時に加点	空港の再エネ拠点化・CO2排出削減、港湾区域の脱炭素化に配慮した機能強化、船舶の先進的な航行システムの実用化と船体構造の合理化等によるCO2排出削減、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両等の脱炭素化を促進する	142

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　14/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	設備導入支援	★	HV/天然ガストラック・HV/天然ガスバスの導入を支援 ○総額：3,301,840千円（R7当初） ○対象：地方公共団体、民間団体等 ○補助率： ①HV及び天然ガストラック・バス導入支援事業：標準的燃費水準車両との差額の1/2等 ②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業：買い替えの場合は、標準的燃費水準車両との差額の1/2等 ○上限：①、②なし ○脱炭素先行地域への優遇措置等：①について多数の応募があった際に優先採択	現状で高コストのHV及び天然ガストラック・バス導入加速	147
地域における再エネ等由来水素利活用促進事業	設備導入支援 計画策定等支援	★	脱炭素社会構築につながる水素利活用を推進 ○総額：3,774,400千円（R7当初） ○対象：地方公共団体、民間事業者・団体等 ○補助率： ①再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築等事業：1/2、2/3 ②地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業：1/2、2/3 ○上限 ①：　300,000千円 ②：メニューに応じて2,200千円、なし ○脱炭素先行地域への優遇措置等：①、②については、採択審査時に加点	運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大	148
地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業	計画策定等支援	★	分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による開発・実証を支援 ○総額：4,980,025千円（R7当初） ○対象：民間事業者・団体・大学・研究機関等 ○補助率： ①地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証：1/2 ②技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証：1/2 ③スタートアップ企業に対する事業促進支援：定額 ○上限： ①：500,000千円　②：500,000千円　③：10,000千円 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に考慮	地方公共団体等との連携による技術開発・実証を推し進め、各地域がその特性を活かした脱炭素社会モデルを構築し、地域の活性化と脱炭素社会を同時達成	149

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　15/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS(ラップス)]	情報提供等支援		公共施設等の温室効果ガス排出量の把握・算定、地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編（地域脱炭素化促進事業に関する事項含む））の策定・管理及び脱炭素化に資する措置のPDCA推進を支援するクラウドシステム	地方公共団体実行計画に基づく公共施設等の脱炭素化のための取組や、区域の再エネ導入に関する目標等の進捗管理に活用	150
地方公共団体脱炭素取組状況マップ	情報提供等支援		・地方公共団体実行計画（事務事業編、区域施策編）の策定・実施状況、及び地域脱炭素化促進事業制度に係る事項の設定状況や、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）表明状況を都道府県別、市区町村別に可視化 ・全国・都道府県別に比較検索ができるようデータを整理	地域脱炭素化の検討にあたって近隣地方公共団体における脱炭素施策の取組状況など基礎情報の把握に活用	-
再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]	情報提供等支援		全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報や導入実績等の掲載、配慮すべき地域情報・環境情報の整備・可視化及び温対法に基づく促進区域や再エネ導入目標の設定を支援するツールの提供	再エネ導入ポテンシャルの見える化や支援ツール等による再エネ導入計画作成、温対法促進区域設定の際の住民、利害関係者等との合意形成	151
環境アセスメントデータベース[EADAS(イーダス)]	情報提供等支援		自治体が実施するゾーニングや環境アセスメント等において地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を、地図上で可視化	再エネの導入にあたって必要となる環境情報の見える化による再エネ導入計画作成、温対法促進区域設定における住民、利害関係者等との合意形成に活用	152
地域経済循環分析	情報提供等支援		地域経済の長所と短所を分析し、地域のお金（所得）の流れを生産、分配、支出(消費、投資等)の三面から「見える化」し、地域経済の全体像や、所得の流出入（お金を稼ぐ力・流出額）、地域内の産業間取引（循環構造）を把握することができるツール。 https://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki/	再エネ導入による経済効果試算や地域住民合意形成に係るデータ、資料作成の支援ツール	-

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　16/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
先進的な資源循環投資促進事業	設備導入支援	★	CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備を支援することで、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする事業 ○総額：15,000,000千円（R7当初）※３年間で総額30,000,000千円の国庫債務負担 ○事業形態：間接補助事業（補助率１／３，１／２） ○対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等 ○実施期間：令和６年度～	廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援 廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）からレアメタルの国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムに対する、必要な実証や設備導入支援	153
地域指標分析	情報提供等支援		全市区町村で一律に入手可能な客観的なデータを指標として整備し、その指標を各分野で偏差値化することで、同規模地域や全国平均との相対的な比較から、地域の強み、弱み、課題を定量的に把握し、環境・社会・経済の統合的向上に向けた効果的な政策立案に繋げることができるツール。 https://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/shihyou-bunseki/	地域の強み・弱み・課題を把握することで、脱炭素施策と併せて取り組むと効果が高い課題・施策の方向性等の検討に活用	-
再エネ スタート	情報提供等支援		個人、自治体、事業者等の再エネ導入を推進するための情報（再エネ導入のメリット、導入方法、具体的な導入事例、促進策等）を提供	地域における各主体の再エネ導入の拡大	-
使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業	その他支援	★	不要になった製品等の新たな回収ルートづくりの取組、その周知を行う自治体や、新たな売り方・付加価値をつけるようなリユースの新たなビジネスを行う事業者を対象にしたモデル事業の実施を支援 ○総額：81,910千円の内数（R7当初）、40,000千円の内数（R6補正） ○対象：地方公共団体、民間事業者等 ○上限：最大400万円/事業	リユースの普及拡大による地域特性に応じた先進的な資源循環や脱炭素化の取組の促進	154

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　17/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業	その他支援	★	業態や地域ごとの特性を踏まえた食品ロス削減対策や食品リサイクルの推進による食品廃棄ゼロエリアの創出、一般家庭から排出される食品ロス削減を実現する消費者の行動変容等による家庭系食品ロスの削減推進等に向けたモデル事業を実施 ○総額：150,000千円の内数（R6補正）、150,000千円の内数（R7当初） ○対象：地方公共団体、民間事業者等	食品ロスの削減を推進するとともに、発生する食品廃棄物を食品循環資源として食品リサイクルすることにより、食品廃棄ゼロとなるエリア等を創出。また、家庭系食品ロスの削減実現に向けた消費者の行動変容等を促進	155
環境省ローカルSDGs-地域循環共生圏	計画策定等支援 人的支援 情報提供等支援 その他支援	★	①トランジションモデル形成 脱炭素・循環経済・自然再興等の環境政策の推進を背景に、地域の経済社会構造が大きく変化する地域を対象として、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき、その変化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業の創出等を通じて持続可能な社会への移行を目指す地域の主体的な取組を支援する。 ②中間支援機能の担い手育成（地域循環共生圏づくり支援体制構築事業） 各地域での地域循環共生圏づくりを更に推進するため、各地域において地域循環共生圏づくりに取り組む団体と、その団体への中間支援を行う主体を募集し、支援する。 ③ 地域間ネットワーク強化・情報発信 Webサイト（https://chiikijunkan.env.go.jp/）を通じて、地域循環共生圏の概念・作り方、事例、支援制度、イベントやセミナーの開催、グッドライフアワード（https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/goodlifeaward/index.html）による環境大臣表彰を実施	地域脱炭素のビジョン作成や地域脱炭素・地域再エネ事業を進める際にも必要な、多様なステークホルダーの巻き込みや、合意形成・実行体制の構築を支援。 地域脱炭素事業に取り組む団体の事例提供、パートナーとなる事業者探し、地域間のネットワーク構築等	156
地域エネルギー・温暖化対策推進会議	その他支援		地域の地球温暖化対策に関する自主的取組を促進するための会議（地方支分部局や自治体等が参加）	地方支分部局を中心とした地域の温暖化対策支援のためのプラットフォームの構築	-

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　18/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）	計画策定等支援 情報提供等支援 その他支援		自治体や事業者等の適応取組を促進するための気候変動影響および適応策に関する情報提供	分散型再エネの導入など、CO2削減とレジリエンス向上の両方に資する取組の情報提供や連携促進	-
エコアクション21ガイドライン	その他支援		中小事業者向けに環境省で策定した環境マネジメントシステムのガイドライン ①CO2排出などの環境負荷削減につながるPDCAサイクルの構築・運用を行い、 ②環境経営レポートの作成を通して、その取組状況を発信 ③ガイドラインに基づき運営される認証・登録制度を活用し、取組レベルのさらなる向上を目指す 地域の中小事業者によるエコアクション21導入支援のため、エコアクション21中央事務局では、地方公共団体が主催する「自治体イニシアティブ・プログラム」や商工会議所等が主催する「関係企業グリーン化プログラム」も開催しています	地域の中小事業者が環境マネジメントシステムを構築し環境経営に取り組むことでCO2削減を促進	-
温室効果ガス排出削減等指針	その他支援		「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」における規定に基づき、①事業活動、②日常生活に起因する温室効果ガスの排出削減に向けて、事業者が努力義務として実施すべき措置を示したガイドライン。 関連情報をわかりやすくとりまとめた中小事業者・地方公共団体・ばい煙発生施設・BtoC事業者・金融機関向けのガイドブックもそれぞれ策定してる。	業種別の対策情報の活用による温室効果ガスの削減促進	157
環境省LD-Tech認証制度	その他支援		2050年カーボンニュートラル実現に向け、エネルギー起源CO2の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な技術を環境省LD-Tech（Leading Decarbonization Technology）として認証し、認証製品情報をリスト化、公表することで、事業者の脱炭素化に向けた取組を支援。	エネルギー起源CO2排出削減に最大の効果をもたらす先導的な脱炭素技術の認証制度	159

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜環境省　19/19＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
家庭エコ診断	情報提供等支援		うちエコ診断とは、ご家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、専用のソフトを使って、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省CO2対策をご提案するものです。	家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を促進	-
投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンドによる投融資	その他支援	★	株式会社脱炭素化支援機構（JICN）が、信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社と連携し、信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業を支援対象としたファンドを組成。 全国各地域につながりのある信用金庫のネットワークを活用し、本ファンドを通じ、脱炭素関連事業を支援することで、地方公共団体や地元企業等の脱炭素関連事業の取組が拡大、地方創生に貢献。 ○総額：2,000,000千円 ○対象：信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業 １．中小企業が実施する温室効果ガスの削減に貢献する事業 ・脱炭素関連の製品／サービス ・素材・部品の製造／販売 ・再生可能エネルギー発電設備の設置 等 ２．地公体・民間企業が連携する再生可能エネルギー事業 ・太陽光・小水力・蓄電池 ○出資・融資率：資金供給を行う対象事業活動ごとに個別に決定 ○上限：なし（出資総額を鑑み資金供給規模を個別に決定）	信用金庫業界のネットワークを活用し、地域の脱炭素化に資する事業を全国規模で発掘します。また、資金供給を実施するにあたり、株式会社脱炭素化支援機構が有する知見をもとに、ファンドを通じて信用金庫や事業者へ還元することで、官民共同で環境負荷低減と地域経済の活性化の両立を促進	161

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜内閣府　1/3＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
地方創生人材支援制度	人的支援		国家公務員、大学研究者、民間専門人材を副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として地方公共団体に派遣	再エネ導入等脱炭素の取組を通じて地域課題の解決を図ることができる専門人材の派遣	163
企業版ふるさと納税 企業版ふるさと納税（人材派遣型）	その他支援 人的支援		地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除 また、寄附に加えて専門的知識・ノウハウを有する企業人材の地方公共団体等への派遣促進 ＜税額控除＞ ○法人関係税の軽減割合：寄附額の最大約9割	地方創生につながる再エネ事業等に取り組む地方公共団体と企業の連携	164
「地方創生×脱炭素」推進事業	その他支援		「地方創生と脱炭素の好循環」の実現に向けた地方公共団体の取組を支援するため、先進的事例に係る具体的な情報や事業推進に必要なノウハウの共有を推進	地域における、脱炭素化を通じた地方創生（＝「地方創生×脱炭素」）の推進に係る手順等をとりまとめた地方公共団体担当者向け実務マニュアルを作成・更新	166
新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	その他支援	★	地方版総合戦略に位置付けられた自主性と創意工夫に基づく、地方創生に資する地域の独自の取組を支援 ○総額：200,000,000千円の内数（R7当初） ○対象：目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する取組を行う地方公共団体 ○補助率：1/2 ○上限（ソフト事業）： 都道府県：15億円／年度 中枢中核市：15億円／年度 市町村：10億円／年度 ○脱炭素先行地域への優遇措置等： ・右記の取組について弾力措置を適用（＝申請上限件数を超えて申請可能） ・他省庁補助金等の関連する他施策との戦略的な連携を図るものであれば、優先して採択を行う事業に位置づけられており、右記の取組（特に「脱炭素先行地域計画」に記載された事業）はこの事業の対象となり得る。	再生可能エネルギー導入と連携した新サービスの創出や魅力的なまちづくり等の官民連携の取組	167

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜内閣府　2/3＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）	その他支援	★	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。 ①他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組（TYPE1） ②ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援（TYPE V） ③「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組（TYPE S） ○総額：100,000,000千円の内数（R6補正） ○対象：地方公共団体 ○補助率： ①：1/2　②：2/3　③：3/4 ○上限： ①：100,000千円　②：400,000千円　③：事業費300,000千円 ○脱炭素先行地域への優遇措置等： 他省庁補助金等の関連する他施策との戦略的な連携を図るものであれば高い評価となり、右記の取組（特に「脱炭素先行地域計画」に記載された事業）はこの評価の対象となり得る	データ連携基盤を活用したスマートシティ構想やEVシェア事業の取組	168
地方創生SDGs課題解決モデル都市	人材支援	★	多くの自治体に共通する喫緊かつ深刻な地域課題に、先進的・試行的な解決策を講じるため、小規模な自治体に対し、地方創生SDGsの経験や知見のある人材の活用を支援 ○総額：50,000千円（R6補正） ○対象：地方公共団体 ○補助率：1/2 〇上限：10,000千円	脱炭素の取組に関するモデル事業の横展開、ノウハウの見える化と地域間共有・ネットワークづくり	169
地方創生SDGs官民連携プラットフォーム	その他支援		SDGsの実施促進による地方創生を目的とした、情報発信、官民の会員間でのマッチング支援	脱炭素事業に関する広範なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携の場・情報を提供	171

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜内閣府　3/3＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
就学前教育・保育施設整備交付金	設備導入支援	★	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。※交付対象の整備に特殊附帯工事費（ソーラーの整備等）を含む。	ソーラーの整備等による地域脱炭素化の促進	175
次世代育成支援対策施設整備交付金	設備導入支援	★	次世代育成支援対策を推進することを目的に、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき、児童福祉施設等を設置する経費に充てるための交付金※交付対象の整備に特殊附帯工事費（ソーラーの整備等）を含む。	ソーラーの整備等による地域脱炭素化の促進、土壌蓄熱式床暖房システム設備	176
子ども・子育て支援施設整備交付金	設備導入支援	★	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設を整備する経費に充てるための交付金※交付対象の整備に特殊附帯工事費（ソーラーの整備等）を含む。特殊附帯工事費（ソーラーの整備等）を含む。	ソーラーの整備等による地域脱炭素化の促進、施設から出るごみの有効活用、水の循環・再利用、地中熱利用設備	177

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜総務省　1/3＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
ローカル10,000プロジェクト	設備導入支援	★	地域金融機関から融資を受け、地域資源を活用して事業化に取り組む民間事業者の初期投資費用等に対し交付金を交付 ○総額：地域経済循環創造事業交付金　R6補正予算：20.6億円、R7当初予算：6.2億円 ○対象：地方公共団体 ○補助率： 1.原則　1/2 2.過疎地域等条件不利地域に該当し、財政力指数が、0.25以上0.5未満の市町村　2/3 過疎地域等条件不利地域に該当し、財政力指数が、0.25未満の市町村　3/4 3.生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの　3/4 4.脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業　3/4 5地域の女性や若者の活躍に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの　3/4 ○上限： 1.融資額が公費による交付額と同額以上1.5倍未満の額の場合は、上限25,000千円 2.融資額が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限35,000千円 3.融資額が公費による交付額の2倍以上の場合は、上限50,000千円 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：脱炭素先行地域に選定された団体からの申請については、重点的に相談・審査を行い、地域脱炭素の取組を支援。	バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の展開等により、地域経済循環を創造	179
ふるさと融資制度	設備導入支援	★	地域振興に資する民間投資を支援するために地方公共団体が長期の無利子資金を融資する制度 民間事業者の行う脱炭素化に資する事業（「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づき市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、国の出資等により設立された株式会社脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業者の事業、地域脱炭素推進交付金事業のうち「脱炭素先行地域づくり事業」、「重点対策加速化事業」及び「民間裨益型自営線マイクログリッド等事業」）に対して、最も高い融資比率及び融資限度額とするとともに、雇用要件の特例を適用 ○融資比率：60% ○融資限度額 ＜都道府県・指定都市＞ 120億円 ＜その他市町村＞ 30億円 ○雇用要件：1人以上	脱炭素化に資する民間投資を促進することで、地域脱炭素化の取組を支援	180

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜総務省　2/3＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
ＧＸアドバイザー（地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業）	人的支援	★	地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、地方公共団体のＧＸの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）。 ○対象：市区町村 ○交付率：定額(アドバイザー派遣に係る経費（旅費・謝金）は地方公共団体金融機構が負担)	GXアドバイザーの派遣により、地域脱炭素の実現に人材面から貢献	181
地域おこし協力隊	人的支援		都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、財政措置を実施。 ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：１団体あたり350万円上限 ②「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：１団体あたり100万円上限 ③「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：１団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、１人・１日あたり 1.2万円上限（参加者の活動に要する経費） ④ 広域的に実施するJET青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援等に要する経費（道府県のみ）：１団体あたり200万円上限 ⑤ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員１人あたり550万円（報償費等350万円）上限 ⑥ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：１団体あたり200万円上限 ⑦ 広域的に実施する外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費（道府県のみ）：１団体あたり100万円上限 ⑧ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期２年目から任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者１人あたり100万円上限 ⑨ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5	地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守 等	182
地域力創造アドバイザー	人的支援		市町村が、地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、取組を行う場合、招へいに必要な経費について、財政措置を実施。 ※1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間 ○民間専門家活用：5,900千円／年　※令和7年度から上限額引上げ ○先進自治体職員（組織）活用：2,400千円／年	エネルギー等の専門性の高い人材を招へいすることによる地域エネルギー事業の促進	183

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜総務省　3/3＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
地域活性化起業人	人的支援		三大都市圏等に所在する企業等の社員を地方公共団体に派遣し、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組を促進 ※上記取組に要する経費については、以下の財政措置を実施 （企業派遣型） 〇要件 ・自治体と企業が協定を締結 ・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上 〇特別交付税 ①受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5） ②受入れの期間中に要する経費（上限590万円/人） ③発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5） （副業型） 〇要件 ・自治体と企業に所属する個人が協定を締結（フリーランス人材は対象外） ・勤務日数・時間 月4日以上かつ月20時間以上 ・受入自治体における滞在日数は月１日以上 〇特別交付税 ①受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5） ②受入れの期間中に要する経費（報酬 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）） ③発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5） 令和7年度から、企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設（報酬 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人））するとともに、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員を他県の三大都市圏外の市町村（政令市等を除く）に派遣する場合も対象として拡大）	企業人材の派遣により、地域脱炭素の実現に人材面から貢献	185
地方自治体職員に対する脱炭素に関する研修	人的支援		地域脱炭素の取組を加速化させるために関連施策に携わる地方公共団体の職員に対し、エネルギー・グリーン分野の専門家等から、地域に裨益する再エネ導入の考え方等をテーマとした講義を通じて、脱炭素施策を企画し、職場に提案いただくことをゴールに自治大学校で研修を実施することで、地域脱炭素の取組を支援	総合的な政策形成能力や行政管理能力を育成する役割を担う自治大学校で、地方公共団体職員の研修を実施することで、地域脱炭素の取組を支援	188

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜総務省　参考（地方財政措置）　1/3＞

名称	概要	ページ(詳細)
脱炭素化推進事業債	（対象事業） 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための以下の事業【単独】 ①再生可能エネルギーの導入 ②公共施設等のZEB化 ③省エネルギー改修 ④LED照明の導入 ⑤電動車の導入（EV、FCV、PHEV） （起債充当率） 90% （交付税措置） 事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入 ※①、②については50%、③、④については財政力に応じて３０～５０%、⑤については３０% （備考） ①について、令和6年度より、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加。ただし、対象事業費は導入に要する経費の２分の１を上限とする。	191
公営企業債（脱炭素化推進事業）	（対象事業） 脱炭素化推進事業債と同様の事業（「地域内消費」を主目的とするものを除く。）のほか、公営企業に特有の以下の事業 ・小水力発電（水道事業・工業用水道事業）【単独】 ・バイオガス発電、リン回収施設等（下水道事業）【単独・補助】 ・電動バス等の導入（EV、FCV、PHEV）（交通事業（バス事業））【単独】 （地方財政措置） ・地方負担額の一定割合を一般会計負担（繰出） ・事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入 （備考）注・・売電を主たる目的とするものは対象外	192
過疎対策事業債	（対象事業） 過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 ・太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】 ・過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する地場産業の振興に資する施設の整備【単独】 （起債充当率）100%　（交付税措置）元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (備考) 令和6年度より、再生可能エネルギー設備の整備及び公共施設等のＺＥＢ化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。	189

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜総務省　参考（地方財政措置）　2/3＞

名称	概要	ページ(詳細)
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	（対象事業） 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業注 （起債充当率） 100% （交付税措置） 元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 （備考） 注・・「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」が該当	190
地域活性化事業債	（対象事業） 地域の活性化のための基盤整備事業のうち、以下の自然再生・地球温暖化対策事業 ・藻場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全【単独】 ・原則全般的に地域木材を利用した施設の整備【単独・補助】 ・都市緑化のための植樹、植栽等【単独】 （起債充当率） 90% （交付税措置） 元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	193

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜総務省　参考（地方財政措置）　3/3＞

名称	概要	ページ(詳細)
地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置	（対象事業） 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援 ※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第１５条第１項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象 （地方財政措置）特別交付税措置（措置率0.5）	194
新たな政策課題に関する地方公務員の人材育成に係る地方財政措置	都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題（※）に関し実施する研修に要する経費について、以下の地方財政措置を実施。 ○自団体職員を対象とする場合 ・都道府県：普通交付税措置 ・市町村：特別交付税措置（措置率0.5） ○都道府県等が市町村職員を対象とする場合 ・特別交付税措置（措置率0.5） ※ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）	194
連携協約に基づく地方公務員の人材確保に係る地方財政措置	都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、特別交付税措置（措置率0.5）を実施。	194

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜文部科学省　1/2＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
国立大学・高専等施設の整備	設備導入支援	★	建物のZEB化等、カーボンニュートラルに向けた先導的・効率的な取組の推進 ○総額：62,440,602千円の内数（R6補正）、36,350,148千円の内数（R7当初） ○対象：国立大学・高専等 ○補助率：定額 ○上限：なし ○脱炭素先行地域への優遇措置等：カーボンニュートラルに先導的かつ全学的に取り組む法人（先導モデル法人）を認定する際の評価項目の1つである「カーボンニュートラルの取組による地域社会への貢献状況・波及効果の検証」において、先導的な取組として評価。その他の評価項目を含め先導モデル法人として認定された場合は国立大学等における施設整備の事業評価で加点。	地域内国立大学・高専等施設のZEB化	197
公立学校施設の整備	設備導入支援	★	新増築、改築、改修等を通じた学校施設のZEB化の推進 ○総額：207,565,821千円の内数（R6補正）、69,134,007千円の内数（R7当初） ○対象：公立義務教育諸学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校） ○補助率（原則）： ①新増築：1/2　②改築、改修等：1/3 ○上限： ①：なし　②：一部事業について70,000千円等	地域内公立学校施設のZEB化	199
エコスクール・プラス	その他支援	★	環境を考慮した学校施設として、文部科学省と国土交通省、農林水産省、環境省が連携協力してエコスクールとして認定し、財政面でも支援 エコスクール・プラスの認定を受けた場合は、学校施設の新築、増築、改築又は改修を実施する際に、関係各省から補助事業の優先採択などの支援を受けることが可能 文部科学省、こども家庭庁では脱炭素先行地域の学校などにおいて、ZEB Readyを達成する整備に対して財政支援 ○総額：［公立学校施設の整備］を参照 ○対象：［公立学校施設の整備］を参照 ○補助率：［公立学校施設の整備］を参照 〇上限：なし ○脱炭素先行地域への優遇措置等：エコスクール・プラスの認定を受けた脱炭素先行地域に立地する学校などにおいて、ZEB Readyを達成する整備に対しては、建築単価に8.0%を加算	省エネや再エネを導入した学校施設の整備	201

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜文部科学省　2/2＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発	その他支援		地域の脱炭素化に向けた取組を支援するために必要な研究開発を推進するとともに、各大学等の研究開発やその成果の展開等を通じた地域支援を推進するための体制を構築することにより、地域と大学等との連携を通じた地域の脱炭素化の取組を加速 ○総額：40,937千円（R7当初）	地域におけるエネルギー、モビリティ、建築等の複数の政策分野にまたがる脱炭素化モデルの構築と展開、地域の計画作りの基盤となる知見の提供	203
カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション	その他支援		自治体や産業界と連携した、地域のカーボンニュートラルに向けた大学等の多様な取組を推進するための情報共有やプロジェクト創出の場 ※経済産業省、環境省と連携	地域のカーボンニュートラル実現に資する最新の研究成果や取組の展開、自治体と大学等が連携した共同研究等の推進	204

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜農林水産省　1/8＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消	設備導入支援	★	家畜排せつ物等のバイオマスを活用したバイオガスプラント導入等を支援 ○総額：3,828百万円の内数（R6補正）、612百万円の内数（R7当初案） ○対象：地方公共団体、民間団体等 ○補助率： ①地産地消型バイオマスプラント等の導入（施設整備）：1/2以内 ②地産地消型バイオマスプラント等の導入（調査・設計）：1/2以内 ③整備済みバイオマス利活用施設の効果促進対策：定額 ④バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）：1/2以内 ⑤バイオ液肥の利用促進：定額 ○上限： ①：300百万円等　②：５百万円　③：５百万円　④：なし　③：５百万円　（R6補正） ①：75百万円等　②：５百万円　③：５百万円　④：なし　③：５百万円　（R7当初） ※予算の範囲内による ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	畜産農家等におけるバイオガスプラント等の導入によりエネルギー地産地消を推進	206
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）	設備導入支援 計画策定等支援	★	みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援 ○総額：3,828百万円の内数（R6補正）、612百万円の内数（R7当初） ○対象：民間団体等（基盤確立事業実施計画の認定事業者、②・④・⑥は見込み者を含む） ○補助率： ①良質な堆肥やバイオ炭の生産・販売に必要な機械施設の整備：1/2以内 ②良質な堆肥やバイオ炭の生産・販売に必要な調査・分析：定額 ③環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた加工品の生産・販売に必要な機械施設の整備：1/2以内 ④環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた加工品の生産・販売に必要な調査・分析：定額 ⑤環境負荷を低減して生産された農林水産物の流通の合理化に必要な機械施設の整備：1/2以内 ⑥環境負荷を低減して生産された農林水産物の流通の合理化に必要な調査・分析：定額 ○上限： ①、③、⑤：200百万円　②、④、⑥：6.5百万円　（R6補正、R7当初）	環境負荷低減に寄与する資材の生産基盤を強化、環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、農林水産物の流通の合理化	207

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜農林水産省　2/8＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立	計画策定等支援	★	SDGsに対応し、環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸モデルを確立・普及する取組を支援 ○総額：3,828百万円の内数（R6補正）、612百万円の内数（R7当初） ○対象：協議会、都道府県、市町村、農業協同組合 ○補助率：定額、1/2以内　（栽培・経営実証のうち一部が１/２以内 ） ○上限： ①温泉熱等の地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成：15百万円 ②地域に適した重点支援モデルを確立するための栽培・経営実証 ・新技術を活用した栽培経営実証の場合：70百万円 ・省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証：25百万円 ③経営指標やマニュアル作成・情報発信の取組：5百万円 〇脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	環境負荷低減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進	208
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、有機農業拠点創出・拡大加速化事業	計画策定等支援	★	地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。 ○総額：3,828百万円の内数（R6補正）、612百万円の内数（R7当初） ○対象： ①有機農業推進拠点づくりの推進：市町村等 ②有機農業の拡大加速化の推進：協議会等（都道府県を含む） ○補助率： ①定額、1/2以内 ②定額 ○上限： ①初年度実施地区：1,000万円（※）、２年目地区：800万円（※）、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む地区：1,000万円 ※消費地と連携した取組を実施する場合は、交付上限額を200万円引上げ ②2,000万円	地域の有機農業実施計画の策定、計画に基づく有機農業の取組拡大、有機農業を広く都道府県域で指導できる環境整備による脱炭素化の推進	209
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、有機転換推進事業	その他支援	★	新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援。 ○総額：3,828百万円の内数（R6補正）、612百万円の内数（R7当初） ○対象：農業者 ○補助率：10aあたり２万円以内	有機農業の取組拡大による脱炭素化の推進	210

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜農林水産省　3/8＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、グリーンな栽培体系加速化事業	計画策定等支援	★	環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を推進するため、各産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援 ○総額：3,828百万円の内数（Ｒ６補正）、612百万円の内数（Ｒ７当初） ○対象：協議会、都道府県、市町村、農業協同組合 ○補助率：定額（グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等のみ1/2以内） ○上限： ①グリーンな栽培体系の検討 ・環境負荷軽減の取組を１つ検討：300万円※ ・有機農業、環境負荷軽減の取組を複数検討：360万円※ ※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は、交付上限額を100万円引上げ ②グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等：1,000万円 ③消費者理解の醸成：30万円（グリーンな栽培体系の検討の上限の内数）	温室効果ガスの削減などの技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証、普及	211
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築	計画策定等支援	★	農林漁業を核とした循環経済構築の取組、営農型太陽光発電のモデル的取組、資源作物・未利用資源のエネルギー利用を促進する取組及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組を支援。 ○総額：3,828百万円の内数（R6補正）、612百万円の内数（R7当初） ○対象： ①農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（ソフト）：協議会等（R6補正） ②農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（ハード）：民間団体等（R6補正） ③営農型太陽光発電のモデル的取組支援：協議会等（R7当初） ④未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援：民間団体等 ⑤次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援：協議会等 ○補助率： ①農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（ソフト）：定額、1/2以内（R6補正） ②農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（ハード）：1/2以内（R6補正） ③営農型太陽光発電のモデル的取組支援：定額、1/2以内（R7当初） ④未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援：定額 ⑤次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援：定額、1/2以内 ○上限：予算の範囲内 ①：２百万円等　②230百万円　③２百万円等　④：５百万円等　⑤：17百万円 ※予算の範囲内による ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築	212

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜農林水産省　4/8＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、地域資源活用展開支援事業	計画策定等支援	★	農山漁村地域における再エネ導入に向け、専門家による相談対応、様々な課題解決に向けた取組事例の情報収集、国産バイオマスを活用したバイオマスの利用や関連産業の把握、先進事例の調査や情報発信整備、地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築等を支援 ○総額：612百万円の内数（R7当初） ○対象：民間団体等 ○補助率： ①専門家によるワンストップ対応型および普及支援型：定額 ②バイオマス活用展開調査型：定額 ③先進事例の情報普及型：定額 ④地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築型：定額 ○上限： ①：13.5百万円　②：14.48百万円　③：３百万円　　④：５百万円 ※予算の範囲内による	農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組の推進	214
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策	設備導入支援その他支援	★	林業・木材産業によるグリーン成長に向け、林業の生産基盤の強化や再造林の低コスト化を図るとともに、木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築を支援 ○総額：6,186百万円（R7当初） ○対象：地方公共団体等 ○補助率：定額（1/2、1/3以内等）等 ○上限：事業により異なる	森林吸収量の確保に向けた間伐の実施、木材加工流通施設や木質バイオマス利用促進施設等の整備による脱炭素化の推進	216
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、建築用木材供給・利用強化対策	設備導入支援その他支援	★	中層建築物等への建築用木材の利用実証・普及等を通じた都市の木造化等促進や、木造標準モデルの開発・普及等を通じた製材やCLT・LVL等の建築物への利用環境整備、建築用木材の供給・利用に携わる人材の確保に向けた取組を支援 ○総額：1,000百万円の内数（R７当初） ○対象：地方公共団体、民間団体等 ○補助率：定額、1/2、3/10、1/10 ○上限：事業により異なる	住宅等における地域材の利用促進、CLT等の部材を活用した建築物の木造化等による炭素の長期貯蔵	217

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜農林水産省　5/8＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、木材需要の創出・輸出力強化対策	その他支援	★	増加する燃料材需要へ対応するための、林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証への支援。また、木質バイオマスの熱利用の推進に向け、モデル構築の取組の加速化や、エコシステムの普及に有用な技術開発などを支援するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進等の機能を持つプラットフォーム（リビングラボ）の構築を支援 ○総額：90百万円（R7当初） ○対象：民間団体等 ○補助率：定額 ○上限：事業により異なる	木質バイオマスの熱利用・熱電供給の導入による脱炭素化の推進	218
林業・木材産業国際競争力強化総合対策	設備導入支援 その他支援	★	林業・木材産業の体質強化や国内需要の拡大に向けて、原木・木材製品等の生産体制の強化、非住宅分野等における木材製品の消費拡大等を支援 ○総額：45,853百万円（R6補正）の内数 ○対象：地方公共団体、民間団体等 ○補助率：定額（1/2以内等） ○上限：事業により異なる	森林吸収量の確保に向けた間伐の実施、木材加工流通施設等の整備、CLT等の部材を活用した建築物の木造化等による炭素の長期貯蔵	219
燃油・資材の森林由来資源への転換等対策	設備導入支援	★	燃油・資材の価格高騰や供給難への対応として、木質バイオマスエネルギーへの転換促進、きのこの生産者のコスト低減等に向けた取組を支援 ○総額：1,700百万円（R6補正）の内数 ○対象：地方公共団体等 ○補助率：定額（1/2以内等） ○上限：事業により異なる	木質バイオマスエネルギーへの転換、きのこ生産者に対する省エネ機器等の導入	221
産地生産基盤パワーアップ事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠	設備導入支援	★	施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し、省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入を支援 ○総額：11,000百万円の内数（R6補正） ○対象：地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に位置づけられている農業者等 ○補助率：1/2以内 ○上限：なし	環境負荷軽減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進	222

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜農林水産省　6/8＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
産地生産基盤パワーアップ事業のうち、生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開	計画策定等支援	★	全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥等を実証的に活用する取組を支援 ○総額：11,000百万円の内数（R6補正） ○対象：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等 ○補助率：定額、1/2以内	堆肥等を実証的に活用する取組を支援することによる脱炭素化の推進	222
強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	設備導入支援	★	産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援 ○総額：11,952百万円の内数（R7当初） ○対象：農業者の組織する団体等 ○補助率：1/2以内等 ○上限：2,000百万円等	みどりの食料システム戦略に掲げるゼロエミッション化の推進に必要な施設の整備等（産地基幹施設等支援タイプのうちみどりの食料システム戦略の推進が該当）	223
農業農村整備事業＜公共＞	設備導入支援	★	競争力強化のための水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策や流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進 ○総額：203,660百万円の内数（R6補正）、333,139百万円の内数（R7当初） ○対象：地方公共団体等 ○補助率： ①農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備（農業競争力強化対策）：1/2等 ②農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）：1/2等 ③農村生活環境施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）：1/2等 ○上限：なし	農業水利施設の省エネ化や農業用水を活用した小水力発電等の再エネ利用に必要な整備等	224

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜農林水産省　7/8＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
漁港機能増進事業	設備導入支援	★	漁港のストック効果の最大化・海業の推進を図るため、漁港の就労環境改善、漁港ストックの利用適正化、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化等に資する整備。漁港の利用促進のため、漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備を支援 ○総額：500百万円（R6補正）　150百万円（R7当初） ○対象：漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設（太陽光パネル等）、蓄電設備、送電線等 ○補助率： 漁港インフラのグリーン化施設：1/2等 ○上限：　一事業当たり300百万円	漁港におけるCO2排出削減の推進	225
森林整備事業＜公共＞	その他支援	★	森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林の省力化・低コスト化や幹線となる林道の開設・改良等を推進 ○総額：50,607百万円の内数（R6補正）、125,565百万円の内数（R7当初） ○対象：都道府県、市町村、森林所有者等 ○補助率：1/2、3/10等	森林整備の実施による森林吸収量の確保・強化	226
環境保全型農業直接支払交付金	その他支援	★	農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援 ○総額：2,804百万円（R７当初） ○対象：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等 ○補助率：定額	化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援することによる脱炭素化の推進	227
飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業のうち有機飼料の生産支援	その他支援	★	酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援 ○総額：5,581百万円の内数（R7当初） ○対象：酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会・生産者団体 ○補助率及び上限：定額（同じ作付地への交付期間は最大３年間）	有機農業の取組拡大による脱炭素化の推進	228

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜農林水産省　8/8＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
バイオマス産業都市	その他支援		経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした取組を実施する地域の選定・公表	各種施策・制度の活用等、関係7府省の連携による、選定地域における事業化の推進	－
農山漁村再エネ法基本計画	その他支援		市町村の基本計画に基づき農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ電気の発電を促進	農山漁村での地域合意に基づく再エネ導入の推進	－
農業分野のＪ－クレジット創出推進支援事業	その他支援		Ｊ－クレジット制度における農業分野のプロジェクト登録及びクレジット認証、審査能力の強化に向けた取組の支援等 ○総額：612百万円の内数（R7当初） ○対象：農林漁業者の組織する団体、民間事業者　等 ○補助率：定額	Ｊ－クレジット制度における農業分野の取組拡大を推進	－
環境負荷低減の取組の「見える化」の充実	その他支援		「見える化」の拡大のため、畜産物や花きを対象とした評価手法を検討。また、加工食品について自主的なカーボンフットプリントの算定に係る実証を実施。 ○総額：612百万円の内数（R7当初）	農林水産業の生産現場等における脱炭素化の実践とその「見える化」の取組を推進	－
みどりの食料システム法に基づく特定区域	その他支援		みどりの食料システム法に基づき、都道府県及び市町村が作成した基本計画に記載された特定区域内において、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を促進	特定区域内で生産されたエネルギーを活用し、地域ぐるみで温室効果ガスの排出を削減する取組の推進	－

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜経済産業省　1/6＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	設備導入支援	★	グリーン成長戦略等において定めた、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、電気自動車や燃料電池自動車等の普及促進のため、購入補助を行う。また、個人宅等におけるV2H充放電設備等の購入費及び工事費を補助する。 ○総額：109,999,908千円（R6補正） ○対象：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等を導入する個人、法人、地方公共団体等、個人宅等にV2H充放電設備を導入する個人等 ○補助率：定額、1/2等	EV、FCV等のクリーンエネルギー自動車の普及	230
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	設備導入支援	★	グリーン成長戦略等において定めた、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、車両普及に不可欠な充電・充てんインフラを拡充するため、導入補助を行う。具体的には、「a.充電設備」や「b.V2H充放電設備」の購入費及び工事費の一部、「c.水素ステーション」の整備費及び運営費の一部、「d.外部給電器」の購入費の一部を補助する。 ○総額：　35,999,982千円（R6補正）、10,000,000千円（R7当初） ○対象：対象設備を設置する個人、法人、地方公共団体等（ただし、「a.充電設備」は複数人が使用可能であることを条件として、個人宅への設置は対象外。「b.V2H充放電設備」は公共施設・災害拠点等に設置するものが対象。） ○補助率：定額、1/2等	EV、FCV等のクリーンエネルギー自動車の普及に向けた充電・充てんインフラ等の導入促進	231
再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業	設備導入支援 計画策定等支援 その他支援	★	再生可能エネルギーの更なる導入拡大を進めるために、配電事業を実施する際に必要となる分散型エネルギーリソースの導入に関する支援を行う。また、地域に根差した再生可能エネルギー事業の拡大のために、地域共生に取り組む優良事業の顕彰などの、再生可能エネルギーや分散型エネルギーリソースの導入拡大に向けた課題や方策について分析を行うための委託調査を行う 。 ○総額：1,080,000千円（R7当初） ○対象：地方公共団体、民間事業者等 ○補助率： ①配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援：1/2以内 ②地域共生型再生可能エネルギー顕彰事業：民間事業者等に業務委託し実施予定 ③分散型エネルギーリソース導入拡大に向けた調査分析事業：民間事業者等に業務委託し実施予定 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：一部事業において採択審査時に加点	再生可能エネルギーの導入促進、地域共生の取組定着	233
競争的な水素等サプライチェーン構築に向けた技術開発事業	計画策定等支援 その他支援	★	安定的で安価な水素等の供給に向けた、水素関連設備・供給インフラ等の大型化・低コスト化に資する研究開発を支援する。また、安全確保を前提としつつ、保安規制の合理化・適正化に向けた検討や、国際標準化に必要なデータ取得に資する研究開発を支援する。 ○総額：8,300,000千円（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率：委託事業、助成事業：1/2以内	水素導管による陸送技術等、民生部門の脱炭素化に貢献	234

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜経済産業省　2/6＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業	計画策定等支援 その他支援	★	水素を「つくる」「はこぶ」「つかう」という一連のサプライチェーン構築について、再エネ・運輸・港湾・コンビナート・工場等の地域の特性に応じて様々な水素利活用技術を組み合わせたモデルの構築に向けた実証等を支援する。 ○総額：6,200,000千円（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率： ①水素製造・利活用ポテンシャル調査（FS）：2/3 ②地域モデル構築技術開発（実証）：2/3、1/2	地域における水素利活用の促進	235
住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業	計画策定等支援	★	大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進 ○総額：5,500,000千円（R7当初） ○対象：事業者等 ○補助率： ①ZEHの実証支援：集合：1/2以内 ②ZEBの実証支援：2/3 (1)単年度：令和６年度までに採択を行った複数年度継続事業 (2)国庫債務負担行為：令和７年度新規採択事業（最大３年） ③既築住宅のZEH改修実証支援：1/2以内 ※①については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。	ZEH、ZEBの更なる普及 従来のZEHを上回る水準の改修に関するノウハウの蓄積	236
高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	設備導入支援	★	家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与 ○総額：57,999,998千円（R6補正） ○対象：消費者等 ○補助率：機器・性能毎に一定額を補助。	高効率給湯器の更なる普及	237

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜経済産業省　3/6＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金	設備導入支援	★	工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援する。 ○総額：国庫債務負担行為要求額202,500,000千円（令和6年度補正予算額30,000,000千円） ○対象：地方公共団体、民間事業者等 ○補助率： ①工場・事業場型：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業　2/3以内、大企業1/2以内等） ②電化・脱炭素燃転型：1/2以内 ③エネルギー需要最適化型：中小企業1/2以内、大企業1/3以内	工場・事業場における省エネ性能の高い機器への更新の普及	238
省エネルギー投資促進支援事業費補助金	設備導入支援	★	産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援する。 ○総額：国庫債務負担行為要求額35,000,000千円（令和6年度補正予算額30,000,000千円） ○対象：地方公共団体、民間事業者等 ○補助率： ①設備単位型：1/3以内 ②エネルギー需要最適化型：中小企業1/2以内、大企業1/3以内	工場・事業場における省エネ性能の高い機器への更新の普及	239
中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）	その他支援		省エネの専門家が中小企業等の工場・ビルにおける設備の運転状況やエネルギー使用状況に関するデータを確認して、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。 また、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。	地域企業の省エネ化に関するノウハウの提供、事例の情報提供	240

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜経済産業省　4/6＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金	設備導入支援 計画策定等支援	★	運輸部門における省エネルギーの推進や非化石エネルギーへの転換に向けて、サプライチェーン全体の輸送効率化や、トラック輸送や内航海運を対象に更なる省エネや非化石転換に向けた実証を支援することで、効果的な方策の普及を促進 ○総額：6,200,000千円（R7当初） ○対象：事業者等 ○補助率： ①新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業：1/2 ②トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業：1/2、定額 ③内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業：1/2	運輸部門における省エネルギーの推進や非化石エネルギーへの転換	241
水力発電の導入加速化事業	設備導入支援 計画策定等支援	★	水力発電の事業初期段階における事業者による調査、設計や地域における共生促進に対して支援を行うことで、水力発電の新規開発地点における開発を促進するほか、既存設備の発電出力及び電力量の増加のための余力調査、工事等の事業の一部を支援 ○総額：1,440,000千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率： （１）初期調査等支援事業 ・事業性評価事業：1/2、定額 ・地域共生支援事業：1/2 （２）既存設備有効活用支援事業 ・既存設備の出力・電力量の余力を調査する事業：2/3 ・既存設備の出力・電力量の増加を図る事業：1/4 ※1,000kW以上出力アップする地点は1/3、災害等で長期故障停止中の電源の場合は1/3、災害対策等を併せて実施する場合は1/3 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：：脱炭素先行地域で実施する一定の要件を満たす提案について採択審査時に加点	地域での水力発電設備の新設及び既存設備の出力向上による水力発電の更なる導入拡大	242

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜経済産業省　5/6＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金	設備導入支援	★	需要家、小売電気事業者、発電事業者が連携し、発電事業者等が一定規模（2MW）以上の太陽光発電設備を新設し、FIT/FIP制度や自己託送によらず、需要家が当該設備で発電した電気を長期的（8年以上）に利用する契約を締結するなど、一定の要件を満たす場合に当該設備の導入を支援 ※蓄電池を併設する場合の蓄電池設備等についても補助対象 ※太陽光発電設備の導入支援については、令和７年度以降、新規採択に係る公募は実施しない ○総額：15,999,607千円（国庫債務負担含め３年間の総額25,604,807千円）（R5補正） 10,000,000千円（国庫債務負担含め３年間の総額16,046,972千円）（R6当初） 9,793,425千円（R5補正、R6当初に採択した事業の国庫債務負担分のみ）（R7当初） ○対象：太陽光発電設備等を導入する民間事業者等 ○補助率：　①通常：1/2以内　②自治体連携型：2/3以内　※蓄電池については1/2、1/3以内 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：脱炭素先行地域で実施する一定の要件を満たす提案について採択審査時に加点	太陽光発電の導入拡大	243
地熱発電の資源量調査・理解促進事業	設備導入支援 その他支援	★	①地熱発電は、天候に左右されないベースロード電源であることから、導入拡大が期待されるものの、他の再エネと比べ、資源探査に係るリスクやコストが高いことから、地熱開発事業者が実施する地表調査や掘削調査等の初期調査に対して支援 ②地熱開発に対する地域住民等の理解の促進に向けて、地熱発電に関する正しい知識の共有等を行うための勉強会等の取組に対して支援 ○総額：12,138,000千円（R7当初）の内数 ○対象：①地熱開発事業者等、②自治体等 ○補助率：①地表調査・掘削調査：1/2,2/3,3/4、②理解促進支援：10/10	地熱発電の導入拡大	246
なっとく！再生可能エネルギー	情報提供等支援		再生可能エネルギー及びFIT制度の運用等に関する最新の情報を広く発信	再生可能エネルギーに関する国民の理解促進及び再生可能エネルギーの導入促進	―
地域エネルギー・温暖化対策推進会議＜再掲＞	その他支援		地域の地球温暖化対策に関する自主的取組を促進するための会議（地方支分部局や自治体等が参加）	地方支分部局を中心とした地域の温暖化対策支援のためのプラットフォームの構築	―

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜経済産業省　6/6＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金	計画策定等支援 人的支援	★	中小水力発電について、隠れた開発ポテンシャルを明らかにし、開発リスク・コストの低減や開発事業者の参入促進等のため、自治体が主導する開発案件の創出に向け、事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業に要する経費を支援 ○総額：1,999,878千円の内数（R6補正） ○対象：地方公共団体及び地方公共団体と連携する民間事業者等 ○補助率：3/4以内 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：脱炭素先行地域で実施する一定の要件を満たす提案について採択審査時に加点	地域での中小水力発電の導入促進	247

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　1/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
社会資本整備総合交付金等（住宅・建築物省エネ改修推進事業）	設備導入支援	★	カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を支援 ○総額：社会資本整備総合交付金等の内数（R7当初） ○対象：民間事業者等又は地方公共団体 ○補助率：8割等（国＋地方） ○上限： 住宅：700千円/戸等（国＋地方） 建築物：9.6千円/㎡等（国＋地方）	既存住宅・建築物における省エネ改修	249
社会資本整備総合交付金等（公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等）	設備導入支援	★	ZEH水準の公営住宅等の整備や既存の公営住宅等の省エネ改修・再エネ導入を支援 ○総額：社会資本整備総合交付金等の内数（R7当初） ○対象：地方公共団体等 ○補助率：原則1/2 ○上限：標準建設費等に定める額	公営住宅等における省エネ・再エネに対する取組の推進	249
脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業	設備導入支援	★	公的賃貸住宅（公営住宅、改良住宅等、ＵＲ賃貸住宅又は公社住宅）の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組を支援 ○総額：613,000千円の内数（R7当初） ○対象： ①公営住宅、改良住宅等：地方公共団体 ②UR賃貸住宅：ＵＲ都市機構 ③公社住宅：地方住宅供給公社 ○補助率： ①2/3（地方1/3） ②2/3（ＵＲ1/3） ③1/3（地方1/3、公社1/3） ○上限：併せて実施するストック改善事業の事業費を超えない額	公的賃貸住宅における省エネ・再エネに対する取組の推進	250

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　2/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
優良木造建築物等整備推進事業	設備導入支援	★	炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う ○総額：37,340,000千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者等又は地方公共団体 ○補助率： (普及枠) 調査設計計画費：木造化に係る費用の1/2以内、 建設工事費：木造化による掛増し費用の1/3以内。または、建設工事費の7%以内 (先導枠) 調査設計計画費：木造化にかかる費用の1／2以内 建設工事費：木造化による掛増し費用の1/2以内。または、建設工事費の10%以内 ○上限：（普及枠）上限額：200,000千円、（先導枠）上限額：300,000千円	建築物分野における木材利用の推進	251
スマートウェルネス住宅等推進事業のうち、サービス付き高齢者向け住宅整備事業	設備導入支援	★	サービス付き高齢者向け住宅について、①ZEH相当水準の新築や②再エネ等設備の設置を支援 ○総額：16,087,000千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率：①：3/26　②：1/10 ○上限：①：840・1,440・1,620千円/戸※等　②40千円/戸　等 ※床面積等に応じて設定	サービス付き高齢者向け住宅における省エネ・再エネに対する取組の推進	252
長期優良住宅化リフォーム推進事業	設備導入支援	★	良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対して支援を行う ○総額：37,340,000千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率：1/3 ○上限：800千円等	長寿命化や省エネ化等が図られた優良な住宅ストックの形成	253
子育てグリーン住宅支援事業	設備導入支援	★	2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。 ○総額：225,000,000千円（R6補正）、25,000,000千円（R7当初） ○対象：民間事業者 ○補助率：定額 ○上限：1,600千円等（新築）、600千円等（リフォーム）	GX志向型住宅（「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」）・長期優良住宅等の普及、既存ストックにおける断熱化等の省エネ改修	254

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　3/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）	設備導入支援	★	先導性の高い住宅・建徳物の省エネ・省CO2プロジェクトを支援 ○総額：4,202,554千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者等又は地方公共団体 ○補助率：1/2 ○上限：300,000千円等 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：評価において考慮	住宅・建築分野における省エネ対策等の推進	255
既存建築物省エネ化推進事業	設備導入支援	★	躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入を行う省エネ改修工事を支援 ○総額：4,202,554千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者又は地方公共団体 ○補助率：1/3 ○上限：50,000千円等 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：評価において考慮	住宅・建築分野における省エネ対策等の推進	256
建築GX・DX推進事業	計画策定等支援	★	建築物のライフサイクルカーボン算定（LCA）等に対する支援 ○総額：500百万円（R6補正）6,500百万円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率：定額 ○上限：6,500千円等	建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進	257
地域公共交通確保維持改善事業	設備導入支援 情報提供等支援	★	地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組に対する補助金等の支援 ○総額：32,600,000千円の内数（R6補正）、20,905,147千円の内数（R7当初） ○対象：交通事業者等 ○補助率：1/2等	バス・タクシーのEV化、公共交通サービスの確保・充実を推進、地域公共交通計画に基づき地域の脱炭素化に資する公共交通利用を促進	258
交通事業者の持続可能性を高めるためのＤＸ・ＧＸ投資に対する金融支援	設備導入支援	★	デジタルトランスフォーメーション（DX）やグリーントランスフォーメーション（GX）を通じたサービスの効率化・高度化による利便性の向上と、事業者の生産性の向上による経営力の強化を実現するための車両や設備等の導入を図る事業に対して、財政投融資を活用した支援を行う。 ○総額：13,470,000千円（R7年度財政投融資） ○対象：交通事業者	EV車両の導入、エネルギーマネジメントシステムの構築	259

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　4/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
物流事業者の持続性を高めるための物流施設、DX・GX投資に対する金融支援	設備導入支援	★	流通業務の総合化及び効率化を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するものとして物流総合効率化法の認定を受けた事業の実施主体に対し、鉄道・運輸機構の出融資を通じて支援を行う。 ○総額：29,000,000千円(R6補正財政投融資)15,00,000千円(R7財政投融資) ○対象：物流事業者等	物流総合効率化法の枠組みの下、分散した拠点の集約や、自動化機械、EV・太陽光パネル等の設備導入を通じ、物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減	260
物流脱炭素化促進事業	設備導入支援	★	地域の集配拠点や倉庫、トラックターミナル等の物流施設等において、物流の脱炭素化に向けて次世代エネルギーである水素や再生可能エネルギー等を活用した先進的な取組を行う際の充填・充電設備等の導入経費を支援する。 ○総額：1,200,000千円（R6年度補正） ○対象：民間事業者等 ○補助率：1/2	物流施設への再エネ施設・設備等の一体的導入を支援	261
モーダルシフト等推進事業	その他支援	★	モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト、幹線輸送の集約化、ラストワンマイル配送効率化及び中継輸送の初年度の運行経費」に対して支援 ○総額：152,260千円（R6年度当初予算：41,116千円、R6年度補正：70,000千円、R7年度当初：41,110千円） ○対象：民間事業者等 ○補助率： 計画策定経費：定額（省人化・自動化に資する機器の導入等を計画する場合、上乗せ額については補助率1/2以内） 運行経費：1/2以内（省人化・自動化に資する機器を導入して運行する場合、上乗せ額については補助率2/3以内） ○上限： 計画策定経費：200万円（省人化・自動化に資する機器の導入等を計画する場合には、更に上乗せ300万円） 運行経費：500万円（省人化・自動化に資する機器を導入して運行する場合には、更に上乗せ500万円）	物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO2排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換（モーダルシフト）等を、荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進し、物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減	262

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　5/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
モーダルシフト加速化事業	設備導入支援	★	物流総合効率化法の認定を受けた先進的なモーダルシフトの取組について、大型コンテナ・シャーシ等の導入経費を支援 ○総額：1,500,000千円（R6年度補正） ○対象：民間事業者等 ○補助率：1/2以内 ○上限：1億円/1件	物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO2排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換等を、荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進し、物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減	263
地域連携モーダルシフト等促進事業	設備導入支援	★	陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）やそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築に向けて、地域の産業振興等と連携した取組の検討経費や物流拠点の整備費用等を支援 ○総額：1,500,000千円（R6年度補正） ○対象：地方自治体、産業団体・経済団体及び民間事業者等が参画した協議会 ○補助率：検討経費　定額、実証経費　1/2以内 ○上限：検討経費　2,500万円/1件、実証経費　5,000万円/1件	陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフトを、地方自治体や荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進し、物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図る	264
先導的グリーンインフラモデル形成支援	その他支援		グリーンインフラの社会実装の取組に民間の参入や投資を加速させることを目指して、地方公共団体を対象に専門家の派遣や先端的な技術を有する企業等とのマッチングを行うなどの支援を実施する。 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：採択審査時に加点	温室効果ガスの吸収源となる生態系の保全等のグリーンインフラの社会実装の推進	266

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　6/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
グリーンインフラ創出促進事業	計画策定等支援	★	実用段階に達していない技術シーズを有する企業等の地域実証を支援し、新技術を活用しやすい環境整備を行うことにより、当該技術の実用化を図り、地域におけるグリーンインフラの社会実装を促進する。 ○対象：民間事業者等 ○補助率：地域実証の実費 ○上限：850万円×最大4団体	温室効果ガスの吸収源となる生態系の保全等のグリーンインフラの社会実装の推進	267
空港脱炭素化に係る支援（設備導入支援等）	設備導入支援	★	空港の脱炭素化を推進するために、空港関係者や脱炭素に関する事業者等が行う、太陽光発電等の再エネ拠点化や空港車両のEV・FCV化、空港ビル照明・空調の効率化等のための効率的な設備導入に対して支援 ○総額：6,769,087千円の内数（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率：1/2以内 ○上限：予算の範囲内	空港におけるCO2排出削減の推進	268
空港脱炭素化に係る支援（航空灯火のLED化や誘導路の整備）	設備導入支援	★	各空港の老朽化更新に合わせて航空灯火LED化や誘導路の整備に対して支援 ○総額：6,769,087千円の内数（R7当初） ○対象：空港管理者 ○補助率：1/2~9/10（空港種別や地域によって異なる） ○上限：予算の範囲内	空港におけるCO2排出削減の推進	268
空港脱炭素化に係る支援（空港脱炭素化推進計画の策定支援）	計画策定等支援	★	各空港における脱炭素化に向けた目標や取組内容等をまとめた空港脱炭素化推進計画の策定に対して支援 ○総額：6,769,087千円の内数（R7当初） ○対象：空港管理者 ○補助率：1/2以内 ○上限：予算の範囲内	空港におけるCO2排出削減の推進	268
港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援	計画策定等支援	★	港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更、港湾計画への反映を支援 ○総額：2,456億円の内数（R7当初） ○対象：地方公共団体 ○補助率：1/2 ○上限：予算の範囲内	港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成等を促進	269

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　7/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
カーボンニュートラルポート（CNP）形成に関する新技術を活用した高度化実証	情報提供等支援		脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に関する新技術（水素を燃料とする荷役機械）を、実際の現場において安全かつ円滑に導入するため、現地実証を踏まえ、港湾の施設の技術上の基準の改訂やガイドラインの作成に取り組む。 ※国が実施する事業 ○総額：7億円の内数（R7当初）	CNPに係る新技術の導入を促進	270
鉄道脱炭素施設等実装調査補助事業	計画策定等支援	★	鉄軌道事業者等によるカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、鉄道脱炭素に資する施設等の整備等に関する調査・検討を支援 ○総額：75,000千円（R6補正）、4,000千円（R7当初） ○対象：鉄軌道事業者又は鉄軌道事業者に自らが所有する鉄道施設若しくは軌道施設を使用させる者 ○補助率：1/2 ○上限：予算の範囲内	鉄道分野・鉄道関連分野の脱炭素化の推進	272
下水道脱炭素化推進事業	設備導入支援	★	下水道事業の脱炭素化を推進するため、温室効果ガス削減に資する先進的な創エネ事業・一酸化二窒素（N2O）対策事業を集中的に支援 ○総額：3,742,500千円（R6補正）、8,564,000千円の内数（R7当初） ○対象：地方公共団体 ○補助率：1/2、5.5/10、2/3等 ○上限：規定なし	下水道事業の脱炭素化を加速	273
下水道リノベーション推進総合事業	設備導入支援 計画策定等支援	★	下水処理場の統廃合や汚泥処理の集約化等に合わせて、下水道施設を地域のエネルギー供給拠点・防災拠点として再生する「下水道リノベーション」の推進に当たり、計画策定から施設整備まで総合的に支援 ○総額：411,752,000千円の内数（R6補正）、487,410,000千円の内数（R7当初） ○対象：地方公共団体 ○補助率：1/2、5.5/10、2/3等 ○上限：規定なし（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）	下水道のエネルギー供給拠点や防災拠点としての地域への貢献を推進	274
下水道温室効果ガス削減推進事業	計画策定等支援	★	下水道管理者に対して、温室効果ガス削減に必要な運転方法の変更のための計測機器・制御装置の設置を支援 ○総額：411,752,000千円の内数（R6補正）、487,410,000千円の内数（R7当初） ○対象：地方公共団体 ○補助率：1/2 ○上限：規定なし（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）	地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討等	275

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　8/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）	設備導入支援 計画策定等支援	★	都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画が作成された地区において行うエネルギー面的ネットワークの整備に必要な事業費の一部を支援 ○総額：849,000千円の内数（R6補正）、13,000,000千円の内数（R7当初） ○対象： 整備計画事業調査：地方公共団体、法律に基づく協議会 エネルギー導管等整備事業：地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会、民間事業者等 ○補助率 整備計画事業調査：1/2 エネルギー導管等整備事業：2/5 ○上限：エネルギー導管等整備事業については、1事業計画当たりの国費交付上限額を20億円とする	特定都市再生緊急整備地域における災害時の業務継続性の確保と合わせたエネルギー利用の効率化の推進	276
メザニン支援事業	設備導入支援	★	環境に配慮した優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等を安定的な金利で長期に調達できるよう、民間都市開発推進機構が貸付又は社債取得により支援 ○総事業費：120,000,000千円の内数（R7当初） ○対象事業者：民間事業者 ○対象区域：(特定）都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域 ○対象事業：以下の要件を満たす事業 ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと ・事業区域面積が原則1ヘクタール以上であること （特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域では、0.5ha以上であること） ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）　等 ○上限：次のうち、いずれか少ない額 ①総事業費の50%　②公共施設等、緑地等管理効率化設備、再生可能エネルギー発電設備等の整備費 ○償還期間：最長40年 ※期間20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象	民間都市開発推進機構による金融支援を通じて、環境に配慮した優良な民間都市開発事業を促進	278

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　9/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）	設備導入支援	★	老朽ストックのリノベーション等を行う際にあわせて環境性能の向上に資する設備の整備等を行う事業について、民間都市開発推進機構がまちづくりファンドを通じて出資等により支援 ○対象事業者：民間事業者 ○対象事業：10年以内に返済が見込まれる、以下の①または②を満たす事業 ①築20年以上または建築物省エネ法に基づく省エネ基準を満たしていない建築物を活用したリノベーション等を通じ、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の向上を行う事業 ②築20年以上の建築物を活用したリノベーション等を通じ、テレワーク拠点等の整備、又はグリーン・オープンスペース等の整備を伴う事業 ○上限：総事業費の2/3	民間都市開発推進機構による金融支援を通じて、環境に配慮した民間まちづくり事業を促進	279
都市構造再編集中支援事業	設備導入支援 その他支援	★	・「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備・防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ・都市再生整備計画に基づき実施され、立地適正化計画の目標に適合する公共公益施設の整備等に対してパッケージにより支援。 ○総額：8,353,473千円の内数（補助金）（R6補正）、70,200,000千円の内数（補助金）（R7当初） ○対象：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等 ○補助率：1/2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等） ○上限：誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）を整備する場合、交付対象事業費の上限額を21億円とする。（ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合、交付対象事業費の上限額を21億円→30億円に嵩上げ）	コンパクト・プラス・ネットワークに資する建築物整備等と合わせて、脱炭素に資する取り組みを重点的に支援することでまちづくり分野における脱炭素の取り組み推進	280

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　10/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
都市再生整備計画事業	設備導入支援 その他支援	★	・市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。また、災害の発生が想定される地域においては、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。 ・都市再生整備計画に基づき実施される公共公益施設の整備等に対してパッケージにより支援。 ○総額：61,159,000千円の内数（社会資本整備総合交付金）（R6補正）、487,410,000千円の内数（社会資本整備総合交付金）、846,955,000千円の内数（防災・安全交付金）（R7当初） ○対象：市町村、市町村都市再生協議会 ○補助率：40% ○上限：高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）を整備する場合、交付対象事業費の上限額を21億円とする。（ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合、交付対象事業費の上限額を21億円→30億円に嵩上げ） ○脱炭素先行地域への優遇措置等：脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては補助率を45%に嵩上げ	脱炭素先行地域において、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを重点的に進めることで相乗効果を図り、まちづくり分野における脱炭素の取り組みを推進	281
都市・地域交通戦略推進事業	設備導入支援 計画策定等支援	★	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援 ○総額：61,159,000千円の内数（社会資本整備総合交付金)、100,000千円の内数（補助金）（R6補正）487,410,000千円の内数（社会資本整備総合交付金）、846,955,000千円の内数（防災・安全交付金）1,000,000千円の内数（補助金）（R7当初） ○対象：地方公共団体等 ○補助率：1/3等 ○上限：予算の範囲内 ○脱炭素先行地域への優遇措置等：脱炭素先行地域において実施する事業等は補助率を1/2に嵩上げ	自立分散型エネルギーシステム(コージェネレーションシステム等)の整備を支援	283
都市公園・緑地等事業	設備導入支援	★	・カーボンニュートラルの実現に向け、CO2吸収・排出抑制に資する樹木主体の公園整備を支援 ・再生可能エネルギーの更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与する公園整備を支援 ○総額：61,159,000千円の内数（社会資本整備総合交付金）、350,593,000千円の内数（防災・安全交付金）（R6補正） 487,410,000千円の内数（社会資本整備総合交付金）846,955,000千円の内数（防災・安全交付金）（R7当初） ○対象：地方公共団体 ○補助率：1/2等 ○上限：予算の範囲内	樹木主体の公園を整備することで、地域の脱炭素化を促進 都市公園における再エネに対する取組の推進	284

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　11/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	設備導入支援	★	CO2の吸収源となり、ヒートアイランド現象の緩和を通じたCO2の排出抑制にも資する民間建築物の屋上緑化等の取組を支援 ○総額：350,593,000千円の内数（防災・安全交付金）（R6補正） 487,410,000千円の内数（社会資本整備総合交付金）846,955,000千円の内数（防災・安全交付金）（R7当初）、139,000千円の内数（補助金）（R7当初） ○対象：民間事業者等 ○補助率：1/2等 ○上限：予算の範囲内	民間建築物の屋上緑化等の支援を通じて、地域の脱炭素化を促進	285
ウォーカブル推進制度	設備導入支援 計画策定等支援 その他支援	★	都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援 ◆予算（ウォーカブル推進事業） 車中心から人中心の空間に転換し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、市町村や民間事業者等が実施する、歩行空間の拡大や公共空間の芝生化、民間用地を活用した公共空間の整備などを重点的・一体的に支援 ○総額： 61,159,000千円の内数（社会資本整備総合交付金）　150,000千円（補助金）（R6補正） 487,410,000千円の内数（社会資本整備総合交付金）　618,000千円（補助金）（R7当初） ○対象：市町村及び民間事業者等 ○補助率：1/2 ○上限：既存建造物を活用して高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）を整備する場合、交付対象事業費の上限額を21億円とする。（新設整備は本事業の支援対象外）（ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合、交付対象事業費の上限額を21億円→30億円に嵩上げ） ◆税制 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、民間事業者等（土地所有者等）が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じる ○対象：民間事業者等(土地所有者等) ○措置内容 ・オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産(ベンチ・芝生等)の課税標準額を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準1/2） ・低層部の階を改修し、オープン化した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの課税標準額を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準1/2）	歩行空間の拡大や公共空間の芝生化等により、ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、車から人中心の空間への転換を推進	286

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　12/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
国土交通省スマートシティ実装化支援事業	計画策定等支援	★	スマートシティの分野で、全国の牽引役となる実装を見据えた優れたプロジェクトの実証実験の支援 ○総額：20,000千円（R6補正）、241,500千円（R7当初） ○対象：民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む団体（コンソーシアム） ○補助率：定額 ○上限：15,000千円(通常タイプ)、35,000千円(都市サービス実装タイプ)、50,000千円（戦略的スマートシティ実装タイプ）	エネルギーマネジメントシステムの導入や、再生可能エネルギーの地域内利用等のスマートシティに関する実証事業及び横展開への支援	287
共同型都市再構築事業	設備導入支援	★	都市の脱炭素化に資する優良な民間都市開発事業（脱炭素都市再生整備事業）に対し、民間都市開発推進機構が共同施工者として工事費等の一部を負担することにより支援 ○総額：2,000,000千円の内数（R7当初） ○対象事業者：民間事業者 ○対象区域：市街化区域等 ○対象事業：以下要件を満たす事業 ・脱炭素都市再生整備事業として国土交通大臣の認定を受けた事業であること ・広場・緑地等の公共施設整備を伴うこと ・事業区域面積が500㎡以上であること ・延床面積が原則2,000㎡以上であること（都市機能誘導区域及び都市再生整備計画区域内では1,000㎡以上） ・以下のいずれかの建築物を整備する事業であること （三大都市(東京特別区、大阪市、名古屋市の旧市街地)の地域は①又は③に限る） ①防災上有効な施設（防災備蓄倉庫、退避施設等）を有し、かつ環境に配慮（CASBEE Aクラス以上等）した建築物 ②地域の生活に必要な都市機能を有する建築物 ※教育文化施設、医療施設、福祉施設、子育て支援施設、商業施設、交流・連携施設、情報化基盤施設等を有する建築物 ③宿泊施設を有する建築物 ○上限：次のうちいずれか少ない額 ①総事業費の50% ②公共施設等、緑地等管理効率化設備、再生可能エネルギー発電設備等の整備費	民間都市開発推進機構による金融支援を通じて、環境に配慮した民間まちづくり事業を促進	288

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　13/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
まち再生出資・社債取得事業	設備導入支援	★	都市の脱炭素化に資する優良な民間都市開発事業(脱炭素都市再生整備事業)に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援 ○対象事業者：民間事業者 ○対象区域：都市再生整備計画の区域 ○対象事業：以下要件を満たす事業 ・脱炭素都市再生整備事業として国土交通大臣の認定を受けた事業であること ・広場・緑地等の公共施設整備を伴うこと ・事業区域面積が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上） ※　三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上 ※　都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設※１を含む事業は500㎡以上） ○上限：次の①～③のうち、最も少ない額 ① 総事業費の50%　② 資本の50%　③ 公共施設等、緑地等管理効率化設備、再生可能エネルギー発電設備等の整備費 ○その他条件：竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。	民間都市開発推進機構による金融支援を通じて、環境に配慮した民間まちづくり事業を促進	289
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	計画策定等支援	★	都市の脱炭素化に資する取組を推進するため、民間都市開発事業者等が取り組む先進的な取組における実証事業を支援 ○総額：30,000千円の内数（R7当初） ○対象事業者：脱炭素都市再生整備事業認定を受けた事業者 ○対象事業：以下要件を満たす都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業 ・CO2排出量削減に関する効果目標を設定すること ・実証事業の成果を広く公表すること ・都市の良好な環境形成に寄与すること ○補助率：実証事業経費の1/2（１事業あたり上限3,000万円）	都市における脱炭素化等に資する先進的な取組を推進	290

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　14/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業	計画策定等支援		下水処理場での地域バイオマスの受入とあわせたエネルギー利用の取組や下水熱利用、下水処理場を災害時のエネルギー供給施設としての活用する取組等を支援するため、取組を検討する地方公共団体に対し、国土交通省及び関係省庁職員、知見を有する地方公共団体職員等からの助言やディスカッションを実施	地域バイオマスや下水熱の活用、廃棄物処理施設等との連携を通じ、下水道や地域の脱炭素化を促進	291
下水道温室効果ガス削減推進モデル事業	計画策定等支援		地球温暖化対策計画における目標の達成に向けては、運転管理の工夫等、実施可能な取組から速やかに実行するとともに、地方公共団体実行計画等への下水道分野の施策目標の位置づけ等による計画的な取組が必要。下水処理場の脱炭素化を検討する地方公共団体に対し、省エネ診断を通じた省エネ方策（ハード・ソフト）及び導入可能な創エネ・再エネ方策の検討や、導入効果の定量評価を踏まえた地方公共団体実行計画への位置付け、事業化スケジュールの検討をモデルとして支援することで、対策や取組の横展開を図る。 ○対象：地方公共団体	処理場全体のエネルギー評価・脱炭素事業の案件形成を支援	292
水道施設再編推進事業	設備導入支援 計画策定等支援		水道事業者等に対して、温室効果ガス削減に必要な上流からの取水によるCO 2 削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討や取水位置を上流に移転するにあたって整備する取水施設、導水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を支援○総額：846,955,000千円の内数（防災・安全交付金）（R7当初）等○対象：地方公共団体等○補助率：1/3○上限：規定なし（防災・安全交付金の内数）		293
空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム	その他支援		空港の脱炭素化に向けた検討の加速化・深化のための、空港関係者と空港の脱炭素化に資する技術・知見等を有する民間事業者等がそれぞれの情報を共有することを目的とした官民連携プラットフォーム。（令和３年９月より随時応募受付）	空港におけるCO2排出削減の推進	294
鉄道脱炭素官民連携プラットフォーム	その他支援		鉄道分野・鉄道関連分野の脱炭素化に向けた取組みの加速化・検討の深化のため、鉄道事業者と省エネルギー・再生可能エネルギー関係の技術や知見等を有する民間企業等がそれぞれの情報を共有、協力体制を構築。（令和４年８月より随時応募受付）	鉄道分野・鉄道関連分野の脱炭素化の推進	-
発電水利相談窓口	計画策定等支援		円滑に河川法の手続きを行えるよう、国土交通省地方整備局及び河川事務所等に設置した窓口を通じ、小水力発電のプロジェクト形成を支援	小水力発電の導入支援	-

関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの概要＜国土交通省　15/15＞

名称	支援種別	財政支援	概要	想定される地域脱炭素の取組への活用	ページ(詳細)
コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム	その他支援		コンパクト・プラス・ネットワークの推進にあたり、まちづくりの主体である市町村の取組を関係府省庁で省庁横断的に支援	コンパクト・プラス・ネットワークの取組に資する支援施策の充実やモデル都市の形成・横展開	295
グリーンインフラ官民連携プラットフォーム	その他支援		グリーンインフラの社会実装を分野横断・官民連携により推進するための情報提供、パートナーシップ構築等の支援	温室効果ガスの吸収源となる生態系の保全等のグリーンインフラの社会実装の推進	-
観光地域づくり法人(DMO)	その他支援		観光地域づくりの司令塔を担う法人に対する情報提供や各種事業実施の支援	サステナブルツーリズムや交通手段の脱炭素（EV、カーシェアリング、ソーラーシェアリングとの連携など）等の事業に係る情報の横展開	-
宿泊施設サステナビリティ強化支援事業	設備導入支援	★	宿泊施設における省エネ設備等の導入に要する経費の一部を助成することにより、訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、宿泊施設のサステナビリティの向上に関する取組を支援 ○総額：15,820,000千円の内数（R6補正） ○対象：宿泊事業者 ○補助率：1/2 ○上限：1,000万円	宿泊施設のサステナビリティ向上	296

環境省

地域脱炭素推進交付金
（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）

脱炭素先行地域　デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

【令和７年度予算額　38,521百万円（ 42,520百万円）】
【令和６年度補正予算額　36,500百万円　】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「ＧＸ推進戦略」、令和５年７月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

（３）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）（２）交付金、（３）委託費
■交付対象・委託先　（１）（２）地方公共団体等、（３）民間事業者・団体等
■実施期間　令和４年度～令和１２年度

4. 事業イメージ

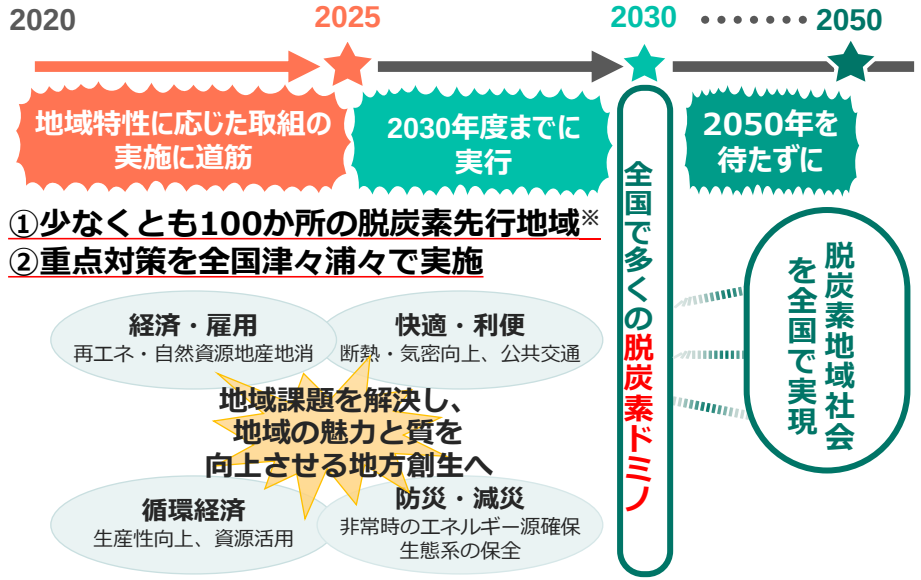

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：（１）（２）交付スキーム>

(a)地方公共団体が事業を実施する場合　国 → 地方公共団体

(b)民間事業者等も事業を実施する場合　国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金　事業内容

	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成　等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上） ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	**1）CO2排出削減に向けた設備導入事業　（①は必須）** **①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）** 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 （公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る） ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱　等 **②基盤インフラ整備** 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム　　等 **③省CO2等設備整備** 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等） **2）効果促進事業** １）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業　等	**①～⑤のうち２つ以上を実施（①②は必須）** **①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電** ※ （例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業） ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る **②地域共生・地域裨益型再エネの立地** （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業） **③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導** （例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業） **④住宅・建築物の省エネ性能等の向上** （例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業） **⑤ゼロカーボン・ドライブ** ※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	**民間裨益型自営線マイクログリッド等事業** 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則２／３	２／３～１／３、定額	原則２／３
事業期間	おおむね５年程度		
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ・採択団体の事務事業に係る進捗状況や区域施策に係るCO2削減状況について、毎年、環境省HPで公表する ・交付金事業について、３年度目に中間評価を実施 ・交付要件の達成が見込まれない場合又は達成が確認できない場合には、原則、交付金返還を求める		

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

環境省

【令和７年度予算　　711百万円（758百万円）】
【令和６年度補正予算額　　918百万円　】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（２）地域共生型再エネ導入促進事業
- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態　(1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）
(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■補助・委託対象　(1)①(2)① 地方公共団体　(1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等　(1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■実施期間　令和３年度～令和７年度　※(1)②(3)②は令和４年度～、(1)④(3)③は令和５年度～、(2)②は令和６年度～、(1)⑤は令和７年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
（２）地域共生型再エネ導入促進事業

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

環境省

地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態	①間接補助３／４、２／３（上限800万円）　②間接補助３／４（上限800万円） ③間接補助２／３、１／２、１／３（上限2,000万円）　④⑤委託事業
■補助・委託対象	①地方公共団体　②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象） ③地方公共団体、民間事業者・団体等　④⑤民間事業者・団体等
■実施期間	令和３年度～令和７年度　※(1)②は令和４年度～、④は令和５年度～、⑤は令和７年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（２）地域共生型再エネ導入促進事業

環境省

地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

2. 事業内容

① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態	①間接補助　３／４　（上限2,500万円） ②間接補助　１／２　（上限800万円）　③委託事業
■補助・委託対象	①地方公共団体　②③民間事業者・団体等
■実施期間	令和３年度～令和７年度　※(2)②は令和６年度～

4. 事業イメージ

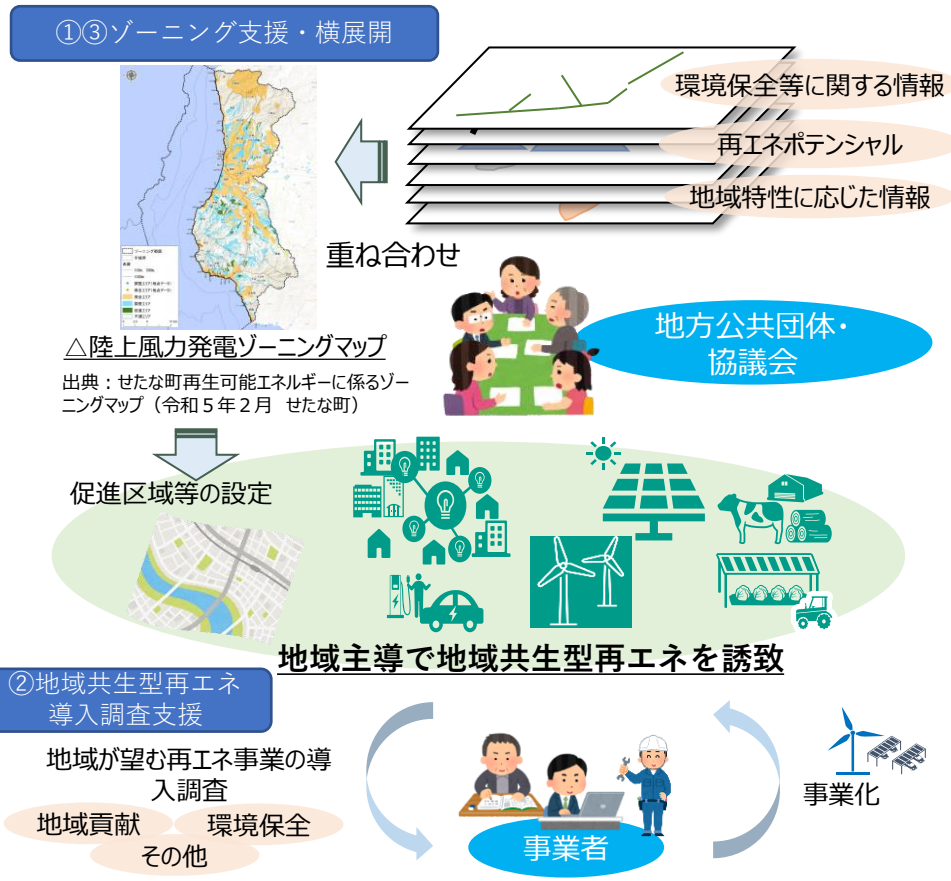

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

環境省

地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和３年度～令和７年度　※(3)②は令和４年度～、③は令和５年度～

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省大臣官房地域政策課　電話：03-5521-8328

脱炭素取組実施のロードマップ

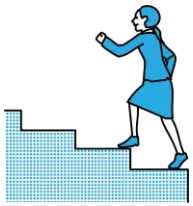

Step 4
事業運営
→推進・発展

Step 3
事業計画策定
/主体形成

Step 2
体制づくり
/合意形成

Step 1
ビジョン
・方針策定

Step 0
取組前

地域新電力講座
実務の担い手育成

地域脱炭素ネットワーキングイベント
実務の担い手確保
具体的な課題へのアプローチ

脱炭素まちづくりアドバイザー
具体的な課題へのアプローチ

実行して行くには企業の力が必要だ！
一緒に地域を盛り上げてくれる企業と出会いたい。

地域の合意形成のノウハウを知りたい。
この事業、どう進めたらいいか専門家に聞いてみよう！

少しずつ脱炭素わかってきた！
地域のポテンシャルも調べてみよう！

はじめよう！地域再エネセミナー
最初の第一歩を後押し！

脱炭素推進部署に配属！
でも、脱炭素って何したらいいの・・・？
土木系に配属されたけど脱炭素推進部署から依頼が・・どうしたら・・？

※イメージ

はじめよう！地域再エネセミナー

- 対象：これから地域脱炭素事業を進めたいと考えている地域の人（主に自治体職員）に対し、地域脱炭素事業に係る上で必要となる基礎的な知識や事例等を学んでいただき、地域脱炭素事業に一歩踏み出すことを後押し

2024年度スケジュール

- 第1回 自治体が地域エネルギーに取組むべき理由
  7/19（金）13:00-15:15
- 第2回 実行計画（区域施策編）作成の留意点
  8/1（木）13:00-15:10
- 第3回 地域にあった再エネ導入を探る（太陽光、木質バイオマス熱利用、小水力、畜産・農業・水産バイオガス）
  8/21（水）13:00-15:50
- 第4回 地域脱炭素の具体施策―Jクレジット・ソーラーシェアリング・生ごみバイオガス―
  9/27（金）13:00-15:10
- 第5回 地域脱炭素の具体施策―省エネ診断、断熱改修、ZEB、ZEH―
  10/11（金）13:00-15:10
- 第6回 地域脱炭素の具体施策―交通・まちづくり・レジリエンス―
  10/22（火）13:00-15:10
- 第7回 官民連携事業について知っておくべきこと
  11/5（火）13:00-15:10
- 第8回 地域脱炭素に取り組む自治体による事例紹介
  11/18（月）13:00-15:15

Ｒ７年度も実施予定

地域新電力連続講座

環境省

- 対象：地域新電力や地域共生型再エネ開発の事業を検討又は実施している地域人材の方
  （地域企業の方、地域金融機関の方、自治体職員・省庁の方、地域のNPO/NGOの方等）
- 実施方法：オンライン　全4回（＋現地研修）×２クール（令和６年度）
- https://localgood.or.jp/news-2875/

地域による 地域のための 地域新電力連続講座 2024

連続講座テーマ	1日目 地域のための 地域新電力の作り方	2日目 体制づくりと脱炭素事業	3日目 再エネ開発×電力小売	4日目 地域課題解決事業	現地研修 @神奈川県小田原市
夏期	2024年7月9日(火)	7月16日(火)	7月23日(火)	7月31日(水)	2024年9月6日(金) 13：00~16：00 ※現地研修会のみ時間が異なります
冬期	2025年1月8日(水)	1月15日(水)	1月29日(水)	2月5日(水)	
14:00 開始 17:00 頃終了 （各回で終了時間は異なります）	・地域新電力の現状と課題 ・地域新電力の実務紹介 ・失敗しない設立検討のポイント	地域新電力のガバナンスとリスク	太陽光発電開発 × 小売電気事業	地域課題を解決するための電気事業	<地域新電力事業の取組紹介> <地域貢献事業のポイント> ・小売事業 ・需給管理 ・再エネ拡大による電源開発 ・自治体との再エネ普及事業等 <ピックアップ紹介> ・地域再エネを有効活用したEVカーシェア事業「eemo」 (株)REXEV <会場周辺での視察>（予定） <質疑応答・座談会>
		ローカルグッド創成支援機構 事務局長 稲垣憲治	飯田まちづくり電力 取締役 海部邑裕	三河の山里コミュニティーパワー 取締役 事業本部長 関原康成	
		脱炭素社会を支える地域新電力となるために	小水力発電開発 × 小売電気事業	エネルギーを核とした交通・防災・まちづくり	
		ローカルエナジー 執行役員 電力事業部長 上保裕典	太陽ガス/ひおき地域エネルギー 新エネルギー推進チーム チーム長 及川育志 代表取締役 中馬雄	能勢・豊能まちづくり 代表取締役 榎原友樹	
		ローカルシンクタンクを目指して	バイオマス発電 × 小売電気事業	振り返りと、今後に向けて	
	ローカルグッド創成支援機構 事務局長 稲垣憲治	たんたんエナジー 代表取締役 木原浩貴、取締役 根岸哲生	うすきエネルギー 取締役 小川拓哉	ローカルグッド創成支援機構 事務局長 稲垣憲治	湘南電力
	質疑応答・座談会 （任意参加型）	質疑応答・座談会 （任意参加型）	質疑応答・座談会 （任意参加型）	質疑応答・座談会 （任意参加型）	

Ｒ７年度も実施予定

2024 地域脱炭素ネットワーキングイベント　8/30開催

- 特に民生部門・産業部門での脱炭素化は民間企業の取り組みにより達成することが不可欠であり、地方公共団体と経験・ノウハウ・知見を有する民間事業者との協働が大切
- 地域脱炭素に取組みたい**地方公共団体**と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する**民間事業者**との間で**人的ネットワークを構築**し、地域脱炭素を推進

- 21の地方公共団体・48の企業が参加（※台風の影響により、後日のオンライン対応も含む）
- 実施方法：対面開催（会場：東京国際フォーラム）。

  地方公共団体がプレゼンし、地方公共団体ごとのブースで企業との意見交換を実施。

  開催前に地方公共団体の職員に対して、企業向け人材開発やスタートアップ支援を行う専門家によるメンタリングを2回（各回30分）実施し、ネットワーキングに向けた目的の明確化、プレゼンスキルのトレーニングを実施。

地方公共団体によるプレゼンテーション

地方公共団体と企業のマッチングの様子

※写真は令和５年度の様子

Ｒ７年度も実施予定

地域脱炭素ネットワーキングイベント（過年度実施結果）

- R4年度NWイベント参加自治体への1年後アンケートでは、参加自治体１８団体のうち、３分の２の自治体が協業に向けて調整中。そのうち４団体（７件）が協業決定
- R5年度NWイベント参加自治体への4か月後アンケートでは、参加自治体30団体のうち、8割の自治体が協業に向けて調整中。そのうち７団体（10件）が協業決定

喜界町×千代田化工建設㈱（令和５年度事例）

喜界町（町長：隈崎悦男）と、千代田化工建設株式会社（社長：太田光治）、株式会社三井住友銀行（頭取CEO：福留朗裕）、及び三井住友ファイナンス＆リース株式会社（社長：橘正喜）は喜界町地域脱炭素ビジョン推進と地域活性化に向けて、連携・協力して取り組むため2024年7月17日付で、「包括連携協定」を締結。

本協定のもとに、喜界町は地域資源を活用し、島の文化や自然、景観を保全・継承しながら、2050年までにゼロカーボンアイランドの実現を目指し、取り組んでいく。

（参照：https://www.town.kikai.lg.jp/densan/datsutanso/kyoutei.html）

江津市×株式会社マーケットエンタープライズ（令和５年度事例）

島根県江津市と株式会社マーケットエンタープライズは本イベントを契機にリユースプラットフォーム「おいくら」（外部サイト）を通じたリユース（再利用）の推進を行うことになりました。

江津市では、これまでに3Rの推進や循環型社会の形成を目指し、市民のご協力をいただきながら地球温暖化対策に取り組んできました。しかし、未だに活用可能な資源がごみとして廃棄されており、更なるリユース促進のための施策を模索していました。

株式会社マーケットエンタープライズは、リユース事業を中心にネット型事業を展開し、「持続可能な社会を実現する最適化商社」というビジョンを掲げています。また、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」への参画など、官民の垣根を超えたSDGsの取り組みにも力を注いでいました。

そうした中、本イベント内で「リユース活動促進による循環型社会の実現を目指す」という双方のニーズが一致し、「おいくら」サービスの事業連携が実現しました。

（参照：https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/12/31116.html）

雲南市×株式会社スタジオスポビー（令和４年度事例）

島根県雲南市と株式会社スタジオスポビー（イベント開催当時、株式会社CUVEYES）は、本イベントを契機に、生ごみの減量化やエコな移動、廃食油の回収による脱炭素効果を計測、ポイント化するスマートフォンアプリ「SPOBY」の開発を行いました。

本イベントの約半年後（2023年5月）には雲南市環境会議・環境フォーラムにおいてアプリの体験会が実施されました。市民が貯めた脱炭素量は地域店舗が協賛する特典を交換することが可能となり、地域企業や店舗をはじめとする事業者がスポンサーとして協賛し、雲南市の地域活性の起点としての役割も果たしました。本イベントでのマッチングが地方公共団体と企業との具体的な協業に発展しています。

（参照：https://spoby.jp/news/20230511_press.html）

2024 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度

環境省

■地域脱炭素に取り組む地域を応援するために、地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体に派遣
■その地域の人材が主体性を発揮して、地域脱炭素の取り組みを前進できるよう、各分野に専門性のあるアドバイザーが助言等を実施
■Ｒ５年度は25件派遣、Ｒ６年度は71件派遣

スポット型派遣とは？

スポット（単発）でのアドバイスを行います。
・1泊2日程度の現地訪問および事前／事後のオンライン面談
・アドバイザーの総稼働時間は30時間程度を想定

伴走型派遣とは？

最長で令和7年2月末日まで、伴走しながらアドバイスをします。
・オンライン面談によるアドバイス（最大4回程度）
・1泊2日程度の現地訪問（最大2回程度）
・アドバイザーの総稼働時間は72時間程度を想定

昨年度の本制度活用例

事業計画の策定に向けたアドバイス	合意形成に向けたワークショップ講師	連携事業者との会議に同席

Ｒ７年度も実施予定。全3回公募、計80件程度選定を想定。

令和５年度脱炭素まちづくりアドバイザー活用事例
北海道苫前町・伴走型

当初の課題

再エネ導入に関するビジョンを
策定直後の状況の中、
事業実施にあたって、
住民や事業者との
地域内合意形成が必要

本制度を活用して

・脱炭素のみならず、まちづくりの視点からの助言（関係人口、持続可能な水産、高校活性化など）
・**区域施策編の策定にあたり役所ではなく地域主導となるよう助言**
・地域内合意形成の前に、庁内における合意形成の課題が明らかになり、
アドバイザーがファシリテートする形で、部署を超えてワークショップを行う。
→ワークショップにおいて、**議員や事業者との連携のきっかけが生まれた。**
（水産関連業者によるブルーカーボン事業の検討）

派遣スケジュール例

メール等での日程調整
オンラインミーティング
課題・派遣計画の再整理

メール等での日程調整
現地訪問
首長挨拶・職員向け勉強会

メール等での日程調整
オンラインミーティング
振り返りと施策の戦略

現地訪問
住民・事業者向けワークショップ

メール等での日程調整
オンラインミーティング
フォローアップ

公募時に作成した派遣計画についても助言をいただき、優先順位の高い施策から取り組む計画に変更することができました。
部署や民間の連携のきっかけを頂き、事業検討も始まったので今後も怖がらずに取組を進めていきたいと思います！

令和５年度脱炭素まちづくりアドバイザー活用事例
岐阜県山県市・伴走型

当初の課題

地域裨益型再エネ事業実施に向けた
・地域内での合意形成
・事業性評価
・収益の地域還元方法等

本制度を活用して

・アドバイザーの**経験を元にした具体的な助言**
（事業者の資金調達計画も考慮した契約期間の設定、金融機関への相談時期、PPA事業の公募に当たって、正確な応募資料が得やすくなる情報の提供の仕方、類似事例の共有等）
⇒**民間としてやるべきこと・行政側としての注意点等が整理**できた

派遣スケジュール例

メール等での日程調整	オンラインミーティング	現地訪問	現地訪問	オンラインミーティング	オンラインミーティング	メール等での日程調整	オンラインミーティング
	事業計画の再整理	連携事業者との会議出席	連携事業者との出資等調整にかかる会議出席	法人設立の具体的相談	法人立ち上げ後の事業計画		事業展開と今後の戦略

事業の採算性や収益を、まちづくり活用する方法など**<u>官民連携事業のプロセスに応じた具体的助言や、生の経験談を頂けた事に価値を感じました。</u>**
個人的には、先輩としてのお話に励まされたのが一番嬉しかったです。

令和５年度脱炭素まちづくりアドバイザー活用事例
青森県中泊町・スポット型

当初の課題

地域エネルギー会社を設立したいが、
設立方法や手順等の知識がなく、
アドバイザーの方から助言が欲しい

本制度を活用して

・地域裨益型の地域新電力設立事業とするために、市場から安く電力を買い、
電力を売るだけでなく、地域の所得が向上するような仕組みについて助言
・**町の再エネポテンシャルが高いため、その活かし方について事業性等のデータに基づき**助言
↓
・**地域脱炭素の全体意義・目的が整理**され、**課内で再議論した結果、方向性が整理された**
・**首長や他部署課長等に同席いただき、後日の議論や庁内連携のきっかけになった。**

派遣スケジュール

メール等での日程調整

オンラインミーティング
地域脱炭素の意義と
地域課題を再整理

メール等での日程調整

現地訪問
町長・別部署も同席のもと課題
整理・助言をいただく

メール等での日程調整

オンラインミーティング
現地訪問の振り返り＆
地域裨益型事業の仕組みづくり
に向けて計画策定

単発派遣ながら、地域脱炭素の全体意義から解説いただき、
<u>計画している地域再エネ事業がより地域に裨益する仕組みとなるよう具体的助言を頂けました。</u>

令和５年度脱炭素まちづくりアドバイザー活用事例
岩手県遠野市・スポット型

当初の課題

・小水力発電を導入したいが、**電気をどの施設で利用するか、送電の方法をどうするかなどが未定**
・**事業主体**となる市民、団体**が不在**
・事業計画等の策定に向けた**経験、知識が不足**

本制度を活用して

・小水力発電の導入するだけでなく、**地域の活性化や地域脱炭素につながるよう幅広く助言**をいただいたおかげで、**当市が今後目指すべき姿がイメージできるようになった。**
・小水力発電に関して、**専門的なアドバイスを必要な都度メールで受けることができ、事業計画の策定に向けた大まかなロードマップを作成することができた。**
・**市が市民から受けた疑問に対して的確にアドバイスをいただいた**おかげで、**市民の小水力発電に対する理解が深まり**、地域で**小水力発電に取り組むことを検討する団体が見つかった。**

派遣スケジュール

メール等での日程調整

オンラインミーティング
市作成の企画資料に助言いただく（推進組織の構築方法、地域新電力事業の位置づけ、電源としての小水力発電）

メール等での日程調整

現地訪問
市役所職員へ講演
・発電設備の概要
・地域振興の事例紹介　等
流量観測に関する助言・指導

メール等での日程調整

オンラインミーティング
・次年度以降の調査設計スケジュールについて助言
・脱炭素推進組織の形成支援

・課題が出た都度、相談に乗っていただき、**課題をクリアにしながら事業を進められるので、事業が大変進めやすく、予算要求等も円滑に行えました。**
・市長も参加した庁内向けの講演を行っていただいたおかげで、事業に対する理解が得られ、**庁内の合意形成がスムーズに行えるようになりました。**

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和７年度予算額　2,000百万円（2,000百万円）】
【令和６年度補正予算額　2,000百万円　】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※１　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2　蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※　　都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助　都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象　地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

■実施期間　令和3年度～令和7年度

4.支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入 ←
・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備　等

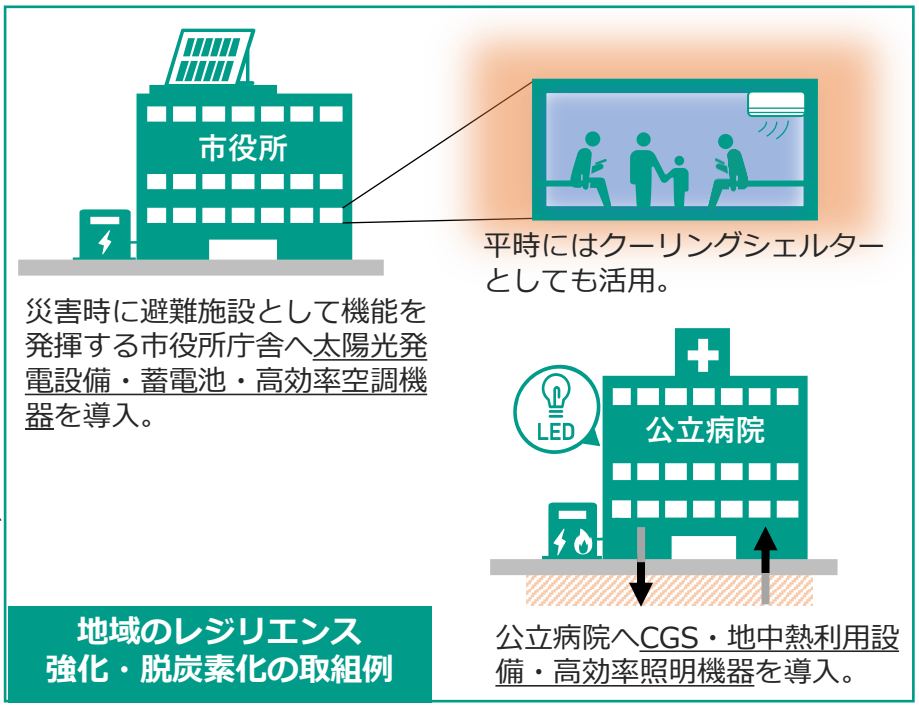

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233　（浄化槽について）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

（一部　総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和７年度予算額　3,450百万円（新規）】
【令和６年度補正予算額　7,000百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

- オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
（２）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
（３）離島の脱炭素化等推進事業
（４）新手法による建物間融通モデル創出事業
（５）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

＊ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

＊（１）（２）（３）（４）の該当メニューにおいて、EV・PHV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助（上限あり）

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　　メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入

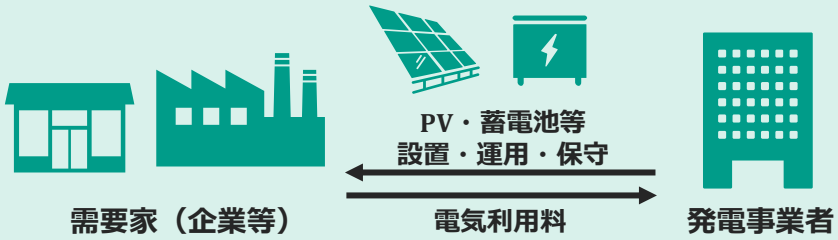

設置場所の特性に応じた再エネ導入

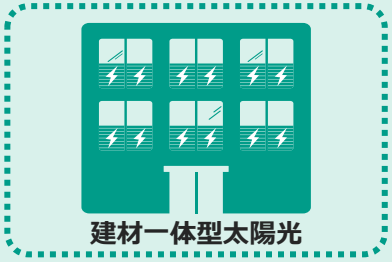

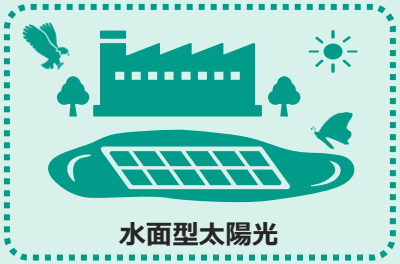

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

環境省

初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）を達成し、我が国の再エネの最大限の活用と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援、集合住宅・戸建住宅等への自家消費型太陽光発電設備の導入支援、蓄電池の収益性を高める取組への支援等を通じ、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

① **ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業**【補助】
業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。
※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。
※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）

② **ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業**【委託】
太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入

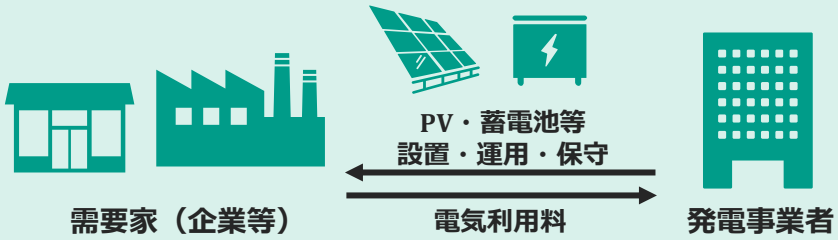

太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	５万円/kW			７万円/kW
購入	４万円/kW			－

＊蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること
＊EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（２）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）

環境省

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

① **地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）**
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

② **建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額８万円/kW）**
駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

③ **窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　①②③　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

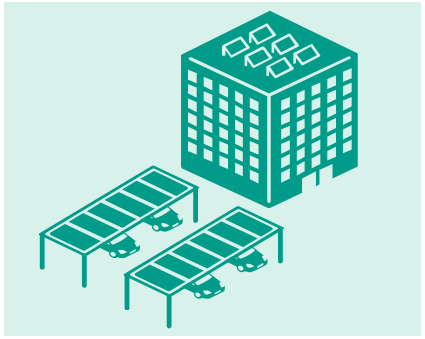
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

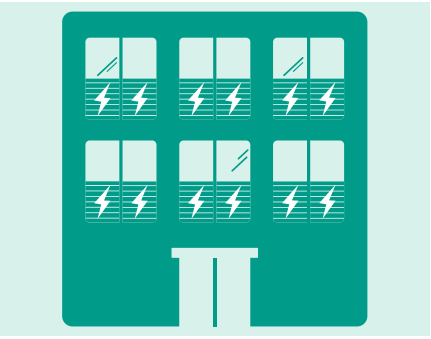
建材一体型太陽光

営農型太陽光（ソーラーシェアリング）

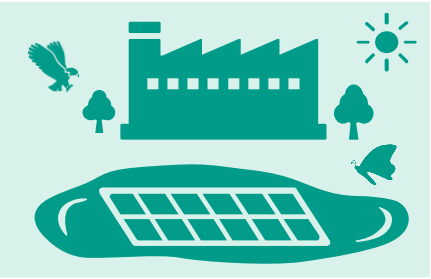
水面型太陽光

※①コスト要件
本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（２）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（2/2）

環境省

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援し、価格低減を促進する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO_2ゼロに向けたモデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

④ **再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）**
地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に、設備導入支援等を行う。

⑤ **地域における脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）**
熱分野でのCO_2ゼロに向けた、複数施設におけるCO_2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

⑥ **設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**
設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　④⑤間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）
⑥　委託事業

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　④⑤⑥　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

※④コスト要件
（熱利用）：当該設備のCO_2削減コストが従来設備のCO_2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。
（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（３）離島の脱炭素化等推進事業　（1/2）

環境省

再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島において、バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率を向上させることで、離島の脱炭素化に向けた取組を促進する。

2. 事業内容

① 離島の脱炭素化推進事業

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

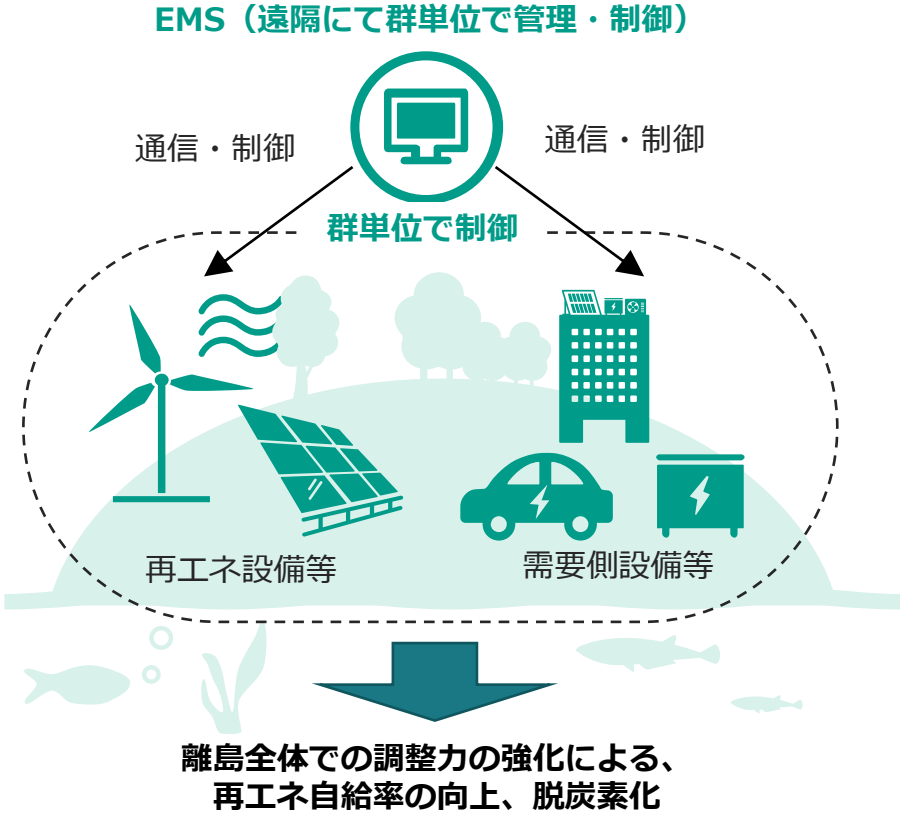

離島全体での調整力の強化による、再エネ自給率の向上、脱炭素化

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（３）離島の脱炭素化等推進事業　（2/2）

環境省

再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、高い導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電の導入に向けた支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成を高め、社会実装を促進し、再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

② 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

（ア）エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業
　エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び実施した上での導入計画の策定に対する支援を行う。

（イ）漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業
　浮体式洋上風力の実施において一つの課題となっている漁業関係者等の理解醸成に資する、魚類等への生態系影響調査や風況の観測等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　（ア）補助事業（補助率：3/4）　　（イ）委託事業

■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　（ア）令和７年度　　（イ）令和７年度～令和８年度

4. 事業イメージ

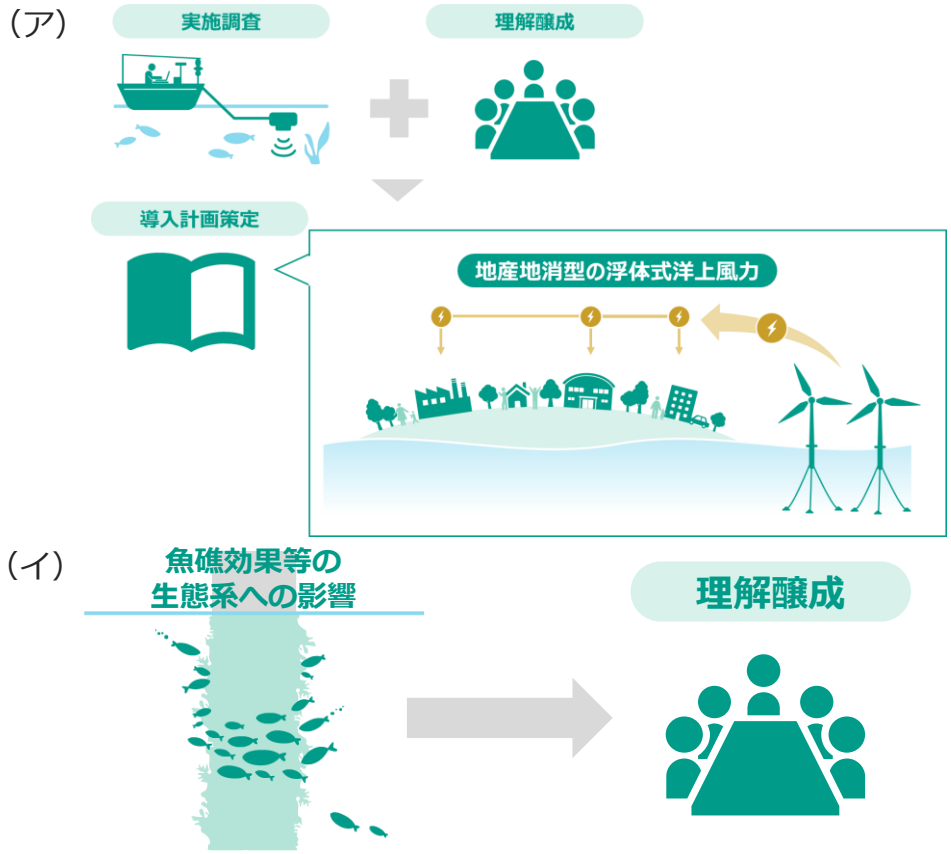

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341
環境省 自然環境局 自然環境計画課　生物多様性主流化室　電話：03-5521-8150

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（４）新手法による建物間融通モデル創出事業

環境省

省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

- 民間企業等による再エネ設備や需要側設備に関してTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出・普及促進を支援する。

2. 事業内容

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等、直流給電網も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

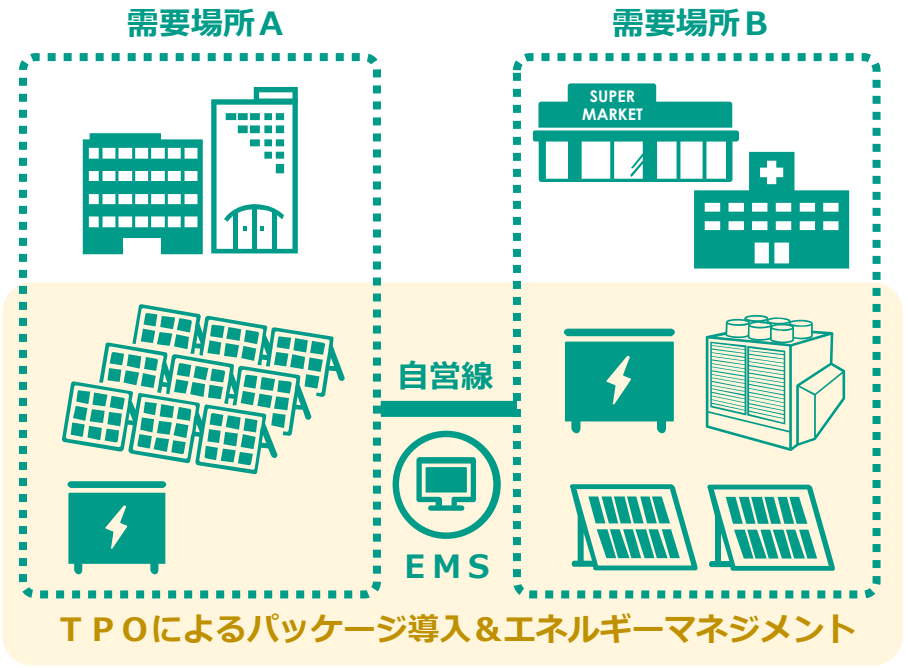

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（５）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）

環境省

データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- デジタル化の進行により、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される中、2050年カーボンニュートラルを達成するには、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。
- 再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化や地方分散立地推進等も実施しながら、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

① **データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）**
データセンター脱炭素化を推進するため、(a)新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入、(b)既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修、(c)省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入について支援を行う。

② **再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業（委託）**
再エネ活用型データセンターの普及方策等の調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　①間接補助事業（1/３）　②委託事業

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　①②令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

(a)新設 (b)改修

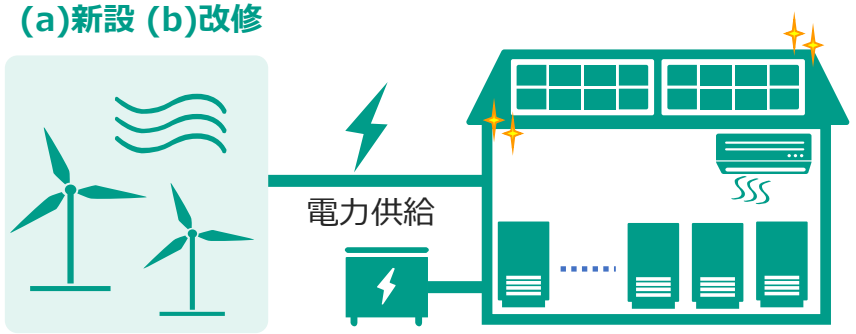

(c)コンテナ

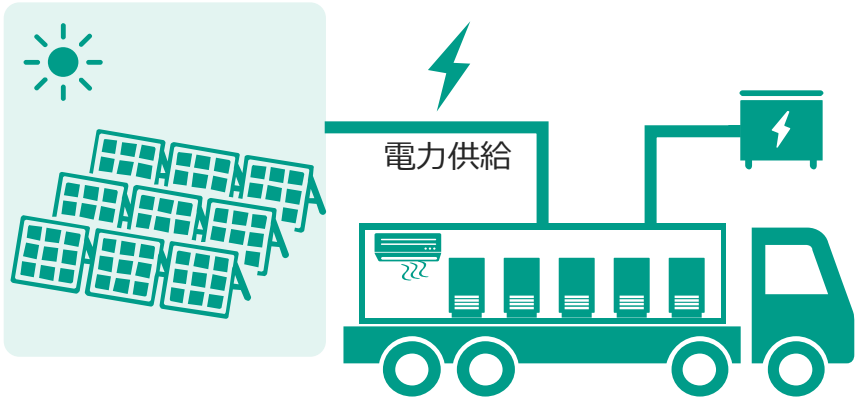

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算額　40,000百万円】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約２割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約４割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率：差額の2/3、本体価格の1/4等）

■補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和６年度

4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3　等

補助対象車両の例

EVトラック/バン

FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4　等

補助対象車両の例

EVタクシー

PHEVタクシー

FCVタクシー

【バス】　補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3　等

補助対象車両の例

EVバス

FCVバス

【建設機械（新規）】　補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3　等

補助対象機械の例

GX建機

【充電設備】補助率：本体価格の1/2　等

補助対象設備の例

充電設備

※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　電話：03-5521-8301

環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業

環境省

【令和７年度予算額　930百万円（720百万円）】

気候危機と生物多様性損失の「2つの危機」へ統合的に対応するため、再エネ導入に係る景観影響の評価・可視化等により、関係者の理解を深め、ネイチャーポジティブにも貢献する持続可能な地域共生型の再エネ導入の加速化を図ります。

1. 事業目的

再エネ導入に係る景観影響の評価による再エネ適地選定、関係者の合意形成、環境影響評価等の合理化・迅速化を図ることを通して、持続可能な再エネ導入を加速し、脱炭素社会実現に貢献する。

また、洋上風力発電の導入促進のため、海域特有の環境影響情報の収集・調査、整備・提供を行うとともに、鳥類衝突のモニタリング手法を確立する。

2. 事業内容

再エネ導入に際し景観上の問題が生じやすい国立公園等における景観影響を解析し、再エネ適地を示す。また、再エネ導入に係るアセスメントデータの利活用環境の整備や、再エネの社会的受容性の向上に資するガイドラインの整備等を行う。加えてAI-IoTを活用した連続温泉モニタリングの実施等により、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進する。また洋上風力発電に係る海洋環境調査や鳥類衝突モニタリング手法の実証を実施する。

1）再エネ導入加速化に向けた景観影響の可視化及び社会的受容性向上調査事業

①再エネ施設の国立公園等に及ぼす景観影響等の評価と景観適地マップの作成
②再エネ施設導入に係る環境アセスメントのデータの活用環境の整備
③再エネ施設導入における生態系保全上の社会的受容性の向上に資するガイドラインの整備
④地熱開発に係る地域の合意形成の円滑化に向けたAI-IoTを活用した連続温泉モニタリング及び温泉熱利活用の推進

2）洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査・提供事業

洋上風力発電を導入する区域の指定に資する海洋環境調査等の実施

3）洋上風力発電における鳥類衝突モニタリング手法の実証事業

洋上風力発電の特性を踏まえた環境配慮の考え方として稼働後の鳥類衝突（バードストライク）をカメラにより監視し鳥類衝突の実態や種を特定する手法を実証する。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託先　民間事業者・団体

■実施期間　1）①～③令和6年度～令和8年度　④令和7年度～令和11年度　2）令和6年度～　3）令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

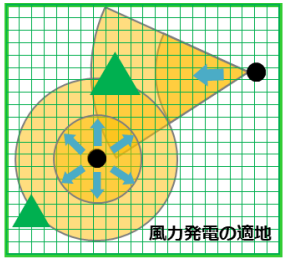

■景観影響の評価による再エネ適地の可視化

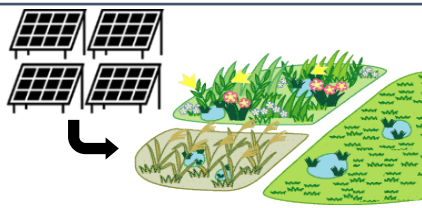

■再エネ導入の社会的受容性の向上策の調査やアセス情報の利活用環境整備
⇒地域住民・事業者が信頼できる情報にアクセス可能となる。

■洋上風力の海域調査
航空機を用いた海域調査のイメージ（出典：Waardenburg Ecology社レポート）

■鳥類衝突モニタリング手法の実証
カメラを用いた鳥類調査のイメージ

事業者ガイドラインの作成

地域共生型再エネ導入の推進

お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課　電話：03-5521-8235　自然環境局 国立公園課　電話：03-5521-8278
自然環境計画課生物多様性戦略推進室　電話：03-5521-8273　野生生物課　電話：03-5521-8333　温泉地保護利用推進室　電話：03-5521-8280

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業

環境省

【令和７年度予算額　500百万円（500百万円）】

福島での「脱炭素社会」と「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばであり、今後、脱炭素社会を進めつつ、復興まちづくりの実現を目指すことは容易ではない。このため、2050年カーボンニュートラルの実現、復興に向けて地方公共団体、民間事業者等が実施する設備導入等への支援を行う。

2. 事業内容

（１）「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、地方公共団体や民間事業者等が行う「計画策定」または「自立・分散型エネルギーシステム導入」に対し補助金による支援を実施する。

（２）「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討

地方公共団体や民間事業者等によるモデル性のある事業創出に向け、避難指示解除や復興まちづくりの進捗状況に合わせて被災地の地域資源や地域特性等を最大限活用した脱炭素化の取組に資する調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）計画策定補助（2/3 上限1,000万円）、導入等補助（1/3～3/4 上限１億円）
（２）委託事業

■委託先・補助対象　（１）福島県（民間事業者・団体・大学・地方公共団体への間接補助）
（２）民間事業者・団体

■実施期間　令和３年度～令和７年度

4. 事業イメージ

「脱炭素×復興まちづくり」を支援

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　環境再生事業担当参事官付　福島再生・未来志向プロジェクト推進室　電話：03-3581-2788

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

環境省

【令和７年度予算　　24,600百万円（21,530百万円）】
【令和６年度補正予算額　　10,300百万円　】

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

1. 事業目的

① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

2. 事業内容

近年、気象災害が激甚化しており、台風や豪雨等により大きな被害がもたらされている。今後、気候変動により更に災害リスクが高まると予測されており、「気候変動×防災」の観点で災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっていることから、廃棄物処理施設においても、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備や省エネ効果に優れた先進的設備の導入が必要である。このため、本事業では、以下の事業に要する費用の一部を補助する。

（１）交付金
・新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
・改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
・計画・調査策定（計画支援・集約化等）：1/3交付

（２）補助金
①新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
②改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
③電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
（災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3/4補助、蓄電池：1/2補助）
④熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
⑤廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金・間接補助事業（交付・補助率1/2、1/3、差額の 3/4、定額）
■交付・補助対象　上記2.（1）、（2）①②：市町村等
（2）③④⑤：市町村等･民間団体等
■実施期間　平成27年度～

4. 事業イメージ

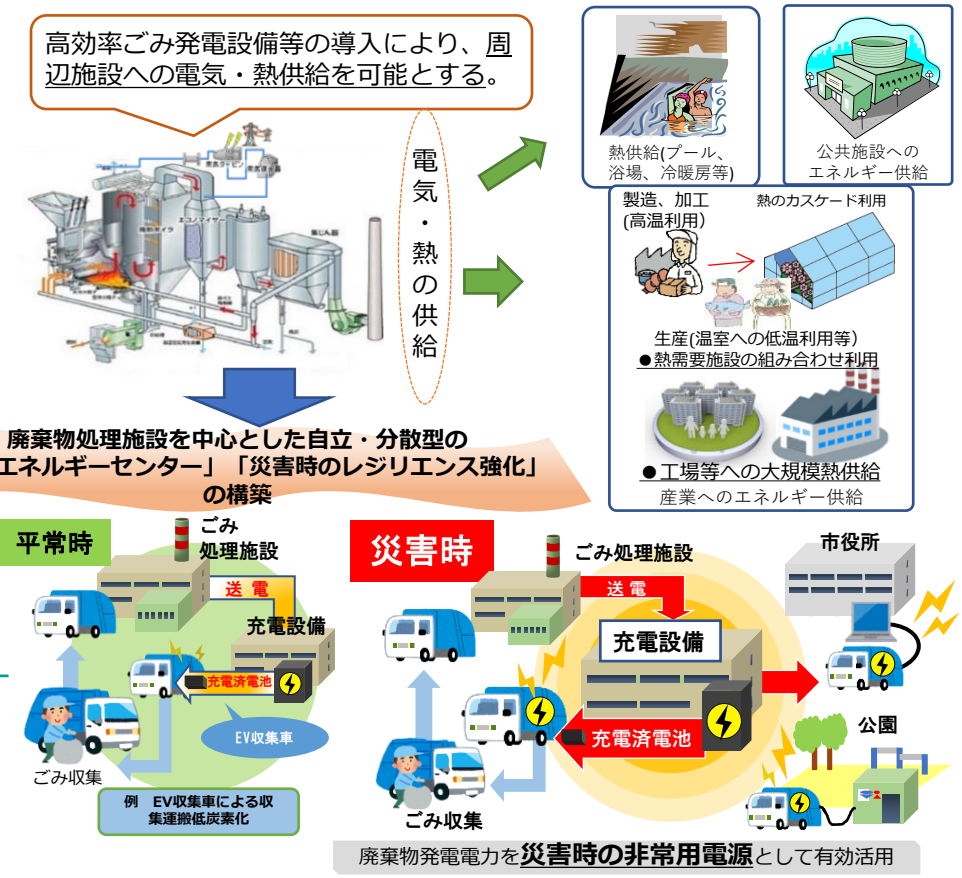

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　　電話：03-5521-9273

地域共生型廃棄物発電等導入促進事業

【令和７年度予算額　1,696百万円 (新規)】

環境省

地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進します。

1. 事業目的

- 再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電や廃棄物由来の燃料製造等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進する。
- PCBに汚染された変圧器等を高効率製品に交換にすることによるCO2削減推進、脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

（１）地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業

廃棄物エネルギーを利活用した地域共生・地域循環、社会全体での脱炭素化につなげるため、再生利用が困難な廃棄物からの熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入等による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援する。これにより、 CO2排出削減に加え廃棄物処理施設を自立分散型エネルギー源とし、**創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す**。本事業では地域貢献等の要件を満たす事業の、廃熱を高効率で熱回収する設備（熱や電気等を施設外でも確実に利用すること）及び廃棄物から燃料を製造する設備（燃料が地域内産業で確実に使用されること）の費用の一部を補助する。

（２）PCBに汚染された変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図る**ため、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBに汚染された変圧器等の高効率製品への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（１）補助率　１／３（上限1.5億円）
（２）補助率　１／３（上限100万円）、１／10

■補助対象　民間事業者・団体

■実施期間　（１）令和７年度～令和11年度、（２）令和７年度～令和８年度

4.事業イメージ

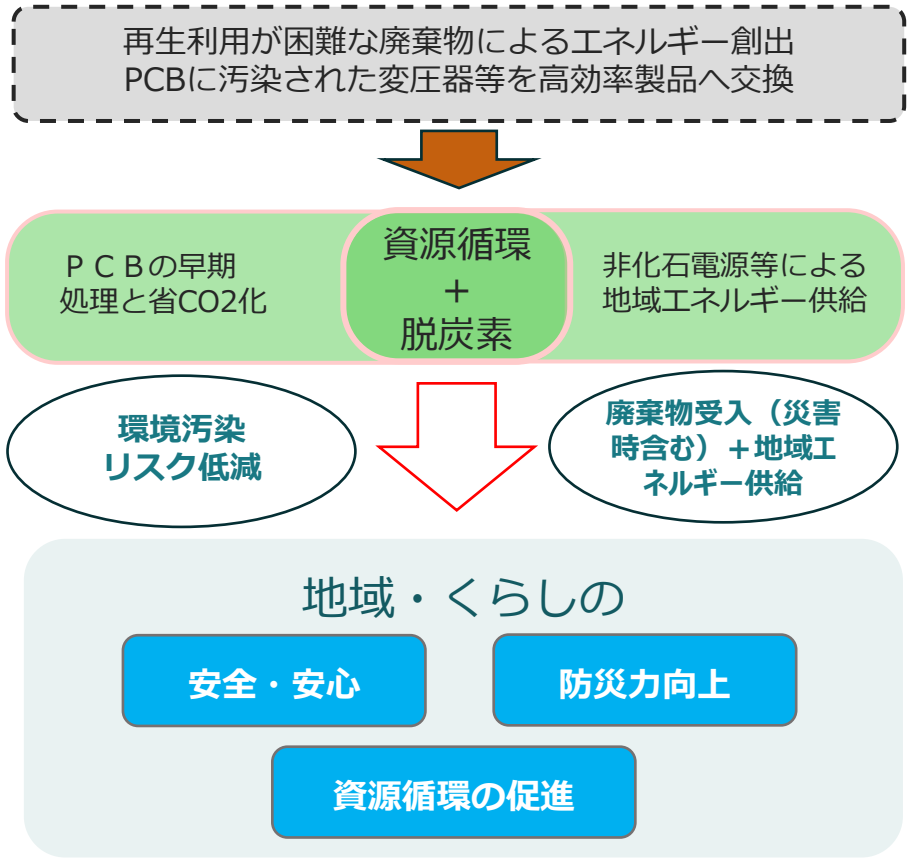

お問合せ先：　環境省環境再生・資源循環局　廃棄物規制課（03-6205-4903）

浄化槽システムの脱炭素化推進事業

環境省

【令和７年度予算額　1,800百万円（1,800百万円）】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）
※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入
・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電･蓄電池等）の導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率：１／２）
■補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間　令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ

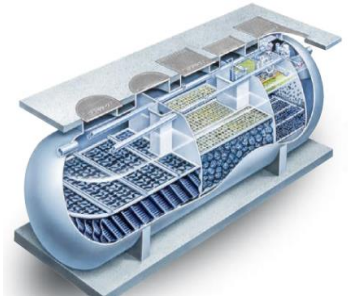

先進的省エネ型浄化槽
出典：フジクリーン工業（株）HP

高効率ブロワ
画像提供：（一社）浄化槽システム協会

スクリーン

インバータ制御
画像提供：（一社）浄化槽システム協会

再生可能エネルギー設備

お問合せ先：　環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

【令和７年度予算額　　2,950百万円（3,450百万円）】
【令和６年度補正予算額　　940百万円の内数　】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約７割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

(１)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
①新築低層ZEH-M（３層以下）への定額補助※1：40万円/戸
②新築中層ZEH-M（４、５層）への定額補助※1：40万円/戸※2
③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助※1,3：補助率1/３以内（上限40万円/戸※２）
④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
(２)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
(３)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※1　水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
※2　断熱等性能等級６以上かつ１次エネルギー▲30%以上を達成した場合、新築中層ZEH-Mは定額50万円/戸、新築高層ZEH-Mは上限50万円/戸。
※3　補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）（２）間接補助事業　（３）委託事業
■補助対象・委託先　（１）（２）住宅取得者等　（３）民間事業者・団体等
■実施期間　平成30年度～令和７年度

4. 補助対象の例

（１）省エネ・省CO2化

①～③　（例）低層ZEH-M

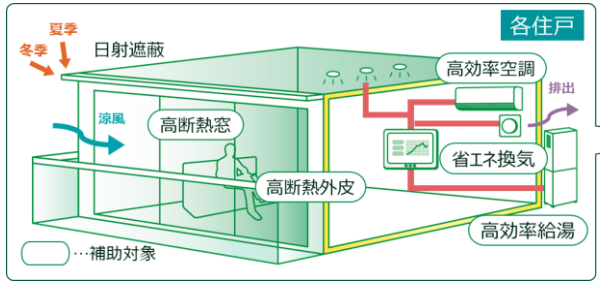

（出典：環境共創イニシアチブ）

④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助

（２）断熱リフォーム

トータル断熱
高性能建材を用いた断熱改修

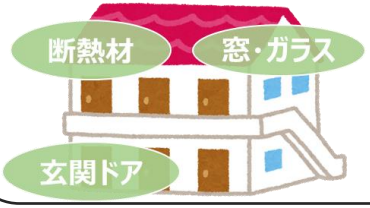

又は

居間だけ断熱
主要居室の部分断熱改修が可能

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室（住宅･建築物脱炭素化事業推進室）　　電話：0570-028-341

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業
（経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

【令和７年度予算額　　5,550百万円（７,550百万円）】
【令和６年度補正予算額　　940百万円の内数　】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約７割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

（１）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。
①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
②ZEH以上の更なる省エネと断熱等級性能６以上の外皮性能を満たした上で、省エネ機器の制御や設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH＋）に対する定額補助：90万円/戸
③上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
④上記②の戸建住宅のZEH+化については、高度エネマネ、おひさまエコキュート、 EV充電設備を導入する場合も別途補助：高度エネマネ定額２万円／戸等
（２）既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）
（３）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等性能等級５に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級６に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、１年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）（２）間接補助事業　（３）委託事業
■補助対象・委託先　（１）（２）住宅取得者等　（３）民間事業者・団体等
■実施期間　令和３年度～令和７年度

4. 補助対象の例

（１）ZEH・ZEH＋化

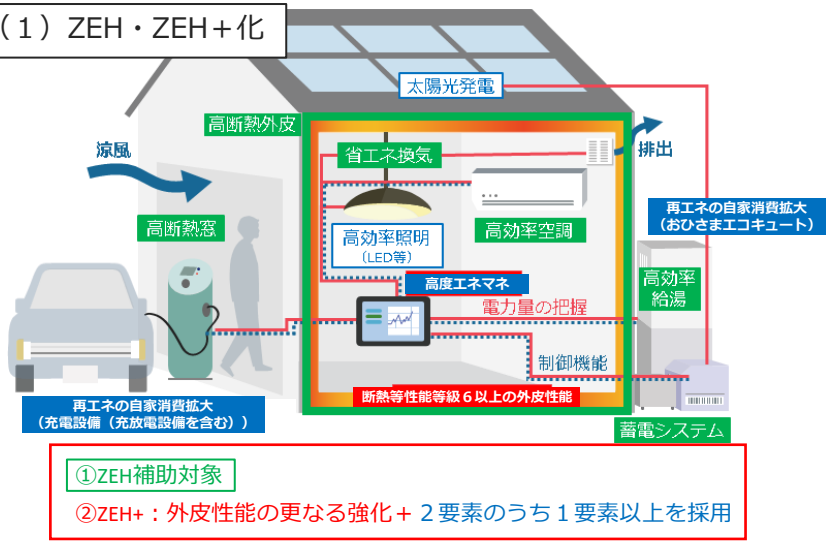

①ZEH補助対象
②ZEH+：外皮性能の更なる強化＋２要素のうち１要素以上を採用

（２）断熱リフォーム

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室（住宅･建築物脱炭素化事業推進室）　　電話：0570-028-341

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO_2加速化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和6年度補正予算額　135,000百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- 既存住宅の早期の省エネ化を図ることで、エネルギー費用負担の軽減及び住まいの快適性の向上と、2030年度の家庭部門からのCO_2排出量約７割削減（2013年度比）の実現を図り、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献する。
- 先進的な断熱窓の導入加速により、窓等の価格低減による関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。

2. 事業内容

約5,000万戸存在する国内の既存住宅のうち約２割しか現行の省エネルギー基準を満たしていないこと及び家庭におけるエネルギー消費の大部分を冷暖房由来のものが占めており、これらの使用量を減らすには熱損失が大きい窓等の開口部を改修し断熱性能を高めることが効果的であることに鑑み、既存住宅において断熱性能の高い窓に改修（改修工法：内窓設置、外窓交換又はガラス交換）する際の費用の一部を支援する。

既存住宅における断熱窓への改修
補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）
対　象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
■補助対象　住宅の所有者等
■実施期間　令和６年度

4. 補助事業対象の例

内窓設置　**外窓交換**　**ガラス交換**

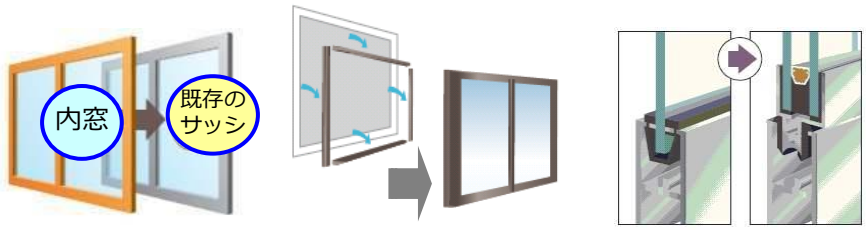

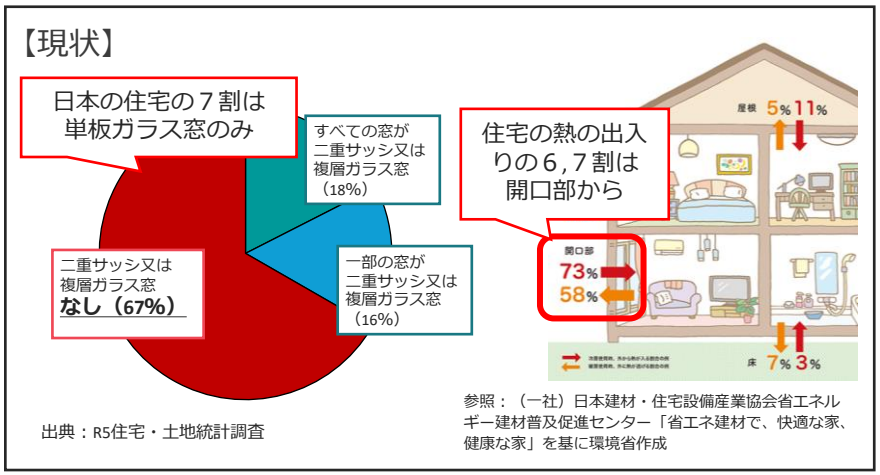

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和７年度予算額　3,820百万円（4,719百万円）】
【令和６年度補正予算額　4,800百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

・2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
・外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（１）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
①新築建築物のZEB普及促進支援事業　②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
（２）LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）
①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
（３）国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
（４）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
（５）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

4. 事業イメージ

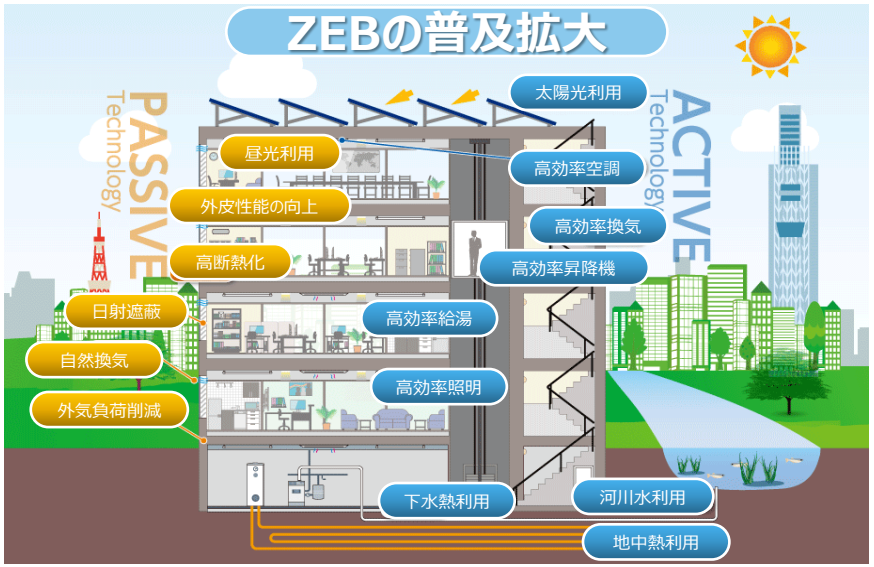

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
■委託先及び補助対象　地方公共団体、民間事業者、団体等
■実施期間　メニュー別スライドを参照

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　ほか　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（１）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）

環境省

業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること、建築基準法における耐震基準を満たすこと、浸水想定区域外であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業

・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する場合 等。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業　①②2/3～1/4（上限3～５億円）

■補助対象　地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2

■実施期間　令和５年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2

※1　①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2　①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（２）LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2（ライフサイクルCO2：LCCO2）を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

◆補助要件：ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たし、（１）事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。

◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入　等

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業

・CLT等の新たな木質部材を用いる事業　等

②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①間接補助事業（3/5～1/3（上限5億円））②委託事業

■委託先及び補助対象　地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3

■実施期間　令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

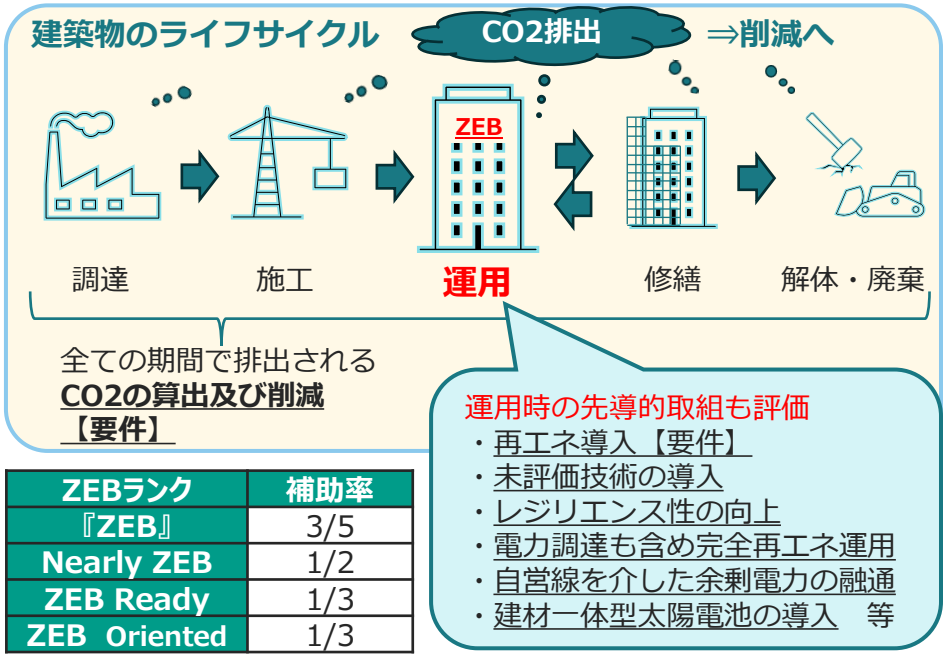

ZEBランク	補助率
『ZEB』	3/5
Nearly ZEB	1/2
ZEB Ready	1/3
ZEB Oriented	1/3

※1　EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※2　①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3　①について、延べ面積において10,000㎡以上については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（３）国立公園利用施設の脱炭素化推進事業

環境省

ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

○補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）

○補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
- 再エネ設備（原則として導入が必要）
- 省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
- EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）

○補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（1/3）（上限7,500万円）

■補助対象　地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間　令和６年度～令和10年度

4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備（原則導入）　**省エネ設備**（空調・断熱改修等）　**充放電設備**

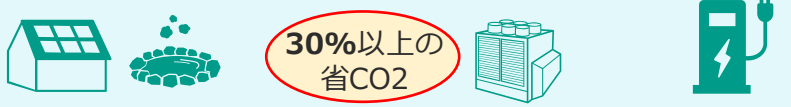

＋　<①～③の要件を全て満たす場合に補助>

補助要件

①インバウンド対応　【例】

トイレ洋式化　和洋室整備　国際認証取得

②脱炭素に関する取組の周知

③地方公共団体実行計画区域施策編の策定

ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化

お問合せ先：　環境省自然環境局国立公園課　　電話：03-5521-8278

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（４）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- また、民間事業者等により再エネポテンシャルを活かした電力の地産地消を行う取組や、水インフラへの一層の再エネ導入に向けた新たな設備の設置方法に関する技術実証を推進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率: 1/2、1/3）

水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入※に対して支援を行う。

※省CO2型設備の導入は、削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率: 1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、実証技術に関して運用面や維持管理面などの評価を行い、その導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　①②間接補助事業　③委託事業

■補助対象　地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間　令和６年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ

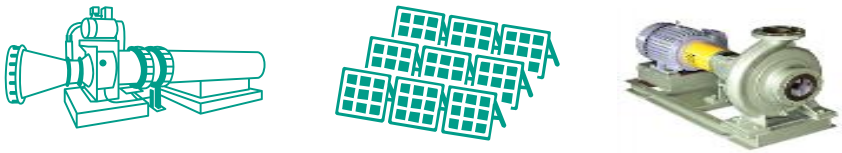

小水力発電設備　太陽光発電設備　高効率設備

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ

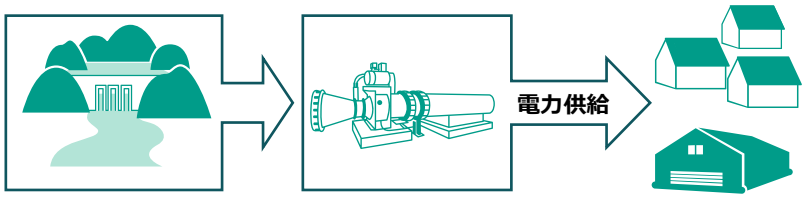

発電に未利用の放流水等が存在　民間事業者が発電設備を設置　周辺地域・企業

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業

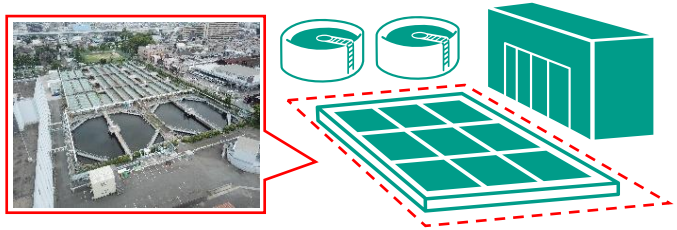

上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341　水・大気環境局環境管理課　電話：03-5521-8309

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（5）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

環境省

建築分野において、循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

- 建築分野において、資源を循環利用する循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）と、脱炭素・カーボンニュートラル（CN）を同時達成するための、省エネ・省CO2に資するCLT※1等の木材再利用の方策を検証するほか、普及促進に向けた関連情報等の整理を行う。

2. 事業内容

資源を持続可能な形で利用できる経済社会を構築することは世界共通の課題であり、「循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）」の概念が国際的にも急速に広まりつつある。UNEP国際資源パネル（UNEP-IRP）が「経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガスの大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠」と指摘するなど、CEを脱炭素・カーボンニュートラル（CN）等と同時に達成することの重要性が高まっている。

このため、本事業では、建築物に使用されているCLT等の木材を新たな建築物等に再利用する際に、その省エネ・省CO2効果の把握等を行う方策を検討するほか、建築分野において効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証や普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等を行う。

※1　CLT：Cross Laminated Timber（直交集成板）
ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。
コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、
中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託先　民間事業者、団体

■実施期間　令和６年度～令和10年度

4. 事業イメージ

- 建築物の解体後、使用されていた木材を新たな建築物等において再利用するに当たり、省エネ・省CO2効果等の観点から検証等を行い、効果的に木材を再利用する方法等を検討する。

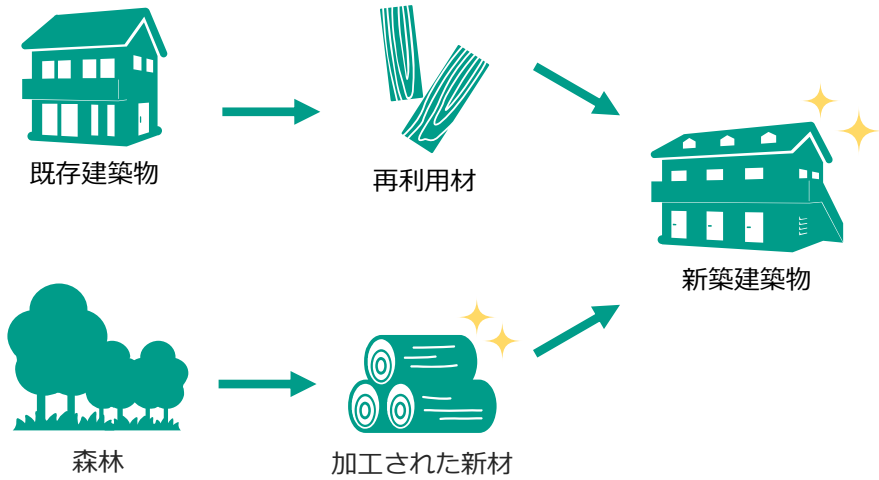

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　　電話：0570-028-341

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和６年度補正予算額　11,175百万円】
※４年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指すべき姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング／くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと　等

○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器　等

（・設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
・一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。）

○補助額：改修内容に応じて定額（補助率1/2～1/3相当）　等

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助事業
■委託先及び補助対象	地方公共団体、民間事業者・団体等
■実施期間	令和６年度

4. 補助事業のイメージ

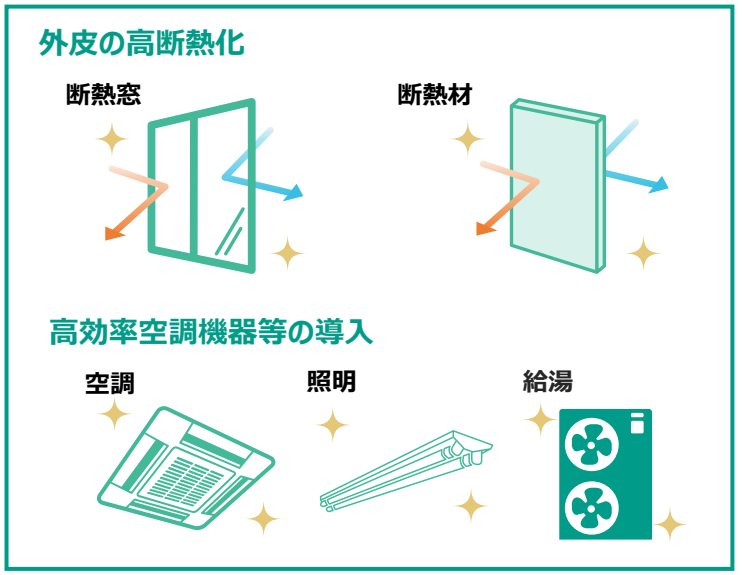

省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和７年度予算額　　3,174百万円（3,763百万円）】
【令和６年度補正予算額　　510百万円】

デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

1. 事業目的

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進を通じて、国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進、ナッジ×デジタルによるライフスタイル転換促進の実証等を実施する。

2. 事業内容

(1)デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

マッチングファンド方式により、民間の資金やアイディア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。また、昼の再エネ余剰電力の有効利用を通じた生活者の暮らし向上、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証を行う。

(2)地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ジャパン）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

(3)ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進

デジタル技術により脱炭素につながる行動履歴を記録・見える化し、地域で循環するインセンティブを付与する等、日常生活の様々な場面での行動変容をBI-Tech※で後押しするための国民参加体験型のモデルを実証し、構築する。

※行動科学の知見（Behavioral Insights）とAI/IoT等の先端技術（Tech）の組合せ

3. 事業スキーム

■事業形態　(1)委託事業・間接補助事業（補助率 定額（1/3相当）） (2)委託事業・間接補助事業（補助率 5/10） (3)委託事業

■委託先等　委託事業：民間事業者・団体等、補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　(1) 令和６年度～令和12年度 (2) 令和６年度～ (3) 令和６年度～令和7年度

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト

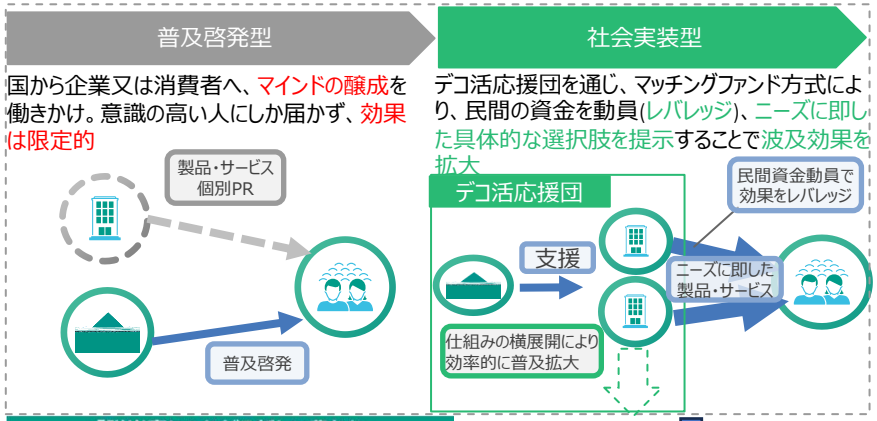

官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「**脱炭素につながる新しい豊かな暮らし**」を強力に後押し

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室（デコ活応援隊）　　電話：03-5521-8341

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

環境省

【令和７年度予算額　　2,786百万円（新規）】
【令和６年度補正予算額　　3,000百万円】

工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、バリューチェーン全体でのCO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標を達成するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押しすることでバリューチェーン全体のCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

① **省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（３カ年以内）。
※１ 蒸気システム,空調システム,給湯システム,工業炉,CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※２ 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

② **DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（２カ年以内）。

③ **工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（※継続案件のみ）**

④ **工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）**
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　　①②③間接補助事業（補助率:1/3、3/4）、④委託事業
■委託先・補助対象　　民間事業者・団体
■実施期間　　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

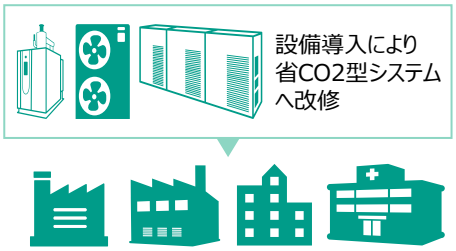

補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

② DX型CO2削減対策実行支援事業

- 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業

【令和７年度予算額 2,000百万円（新規）】
※3年間で総額 5,000百万円の国庫債務負担

環境省

バリューチェーン内の代表企業が複数の中小企業等と連携して行う、省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では自社以外の取引先等におけるCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増していることから、バリューチェーンを構成する複数の中小企業等と連携して、Scope3の削減に資する省CO2設備投資を促進することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等が中心）が行う省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援する。

○ 主な要件：
- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、大企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
- 代表企業は、２者以上の連携企業と本事業の合意を締結すること
- 代表企業は、「GX率先実行宣言」を行っていること

○ 補助対象設備：現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入
○ 補助率：中小企業：1/2
　　大企業　：1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）
○ 補助上限額：１５億円（１事業者につき）
○ 事業期間：最大３カ年

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
■補助対象　民間事業者・団体
■実施期間　令和７年度～

4. 事業イメージ

良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

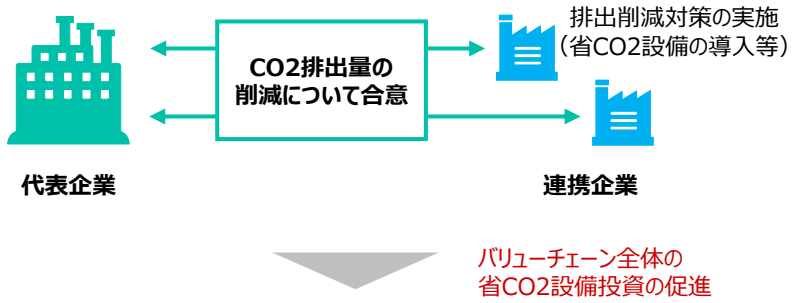

事業効果

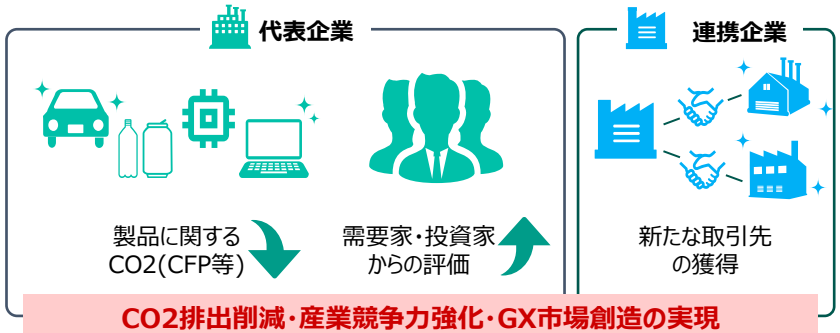

CO2排出削減・産業競争力強化・GX市場創造の実現

お問合せ先：　環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業

デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

【令和７年度予算額　1,401百万円（1,401百万円）】

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、中小企業を含むバリューチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

（１）バリューチェーンの脱炭素化促進事業
- ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

（２）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業
- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

（３）排出量算定・データ共有の基盤整備事業
- ①「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

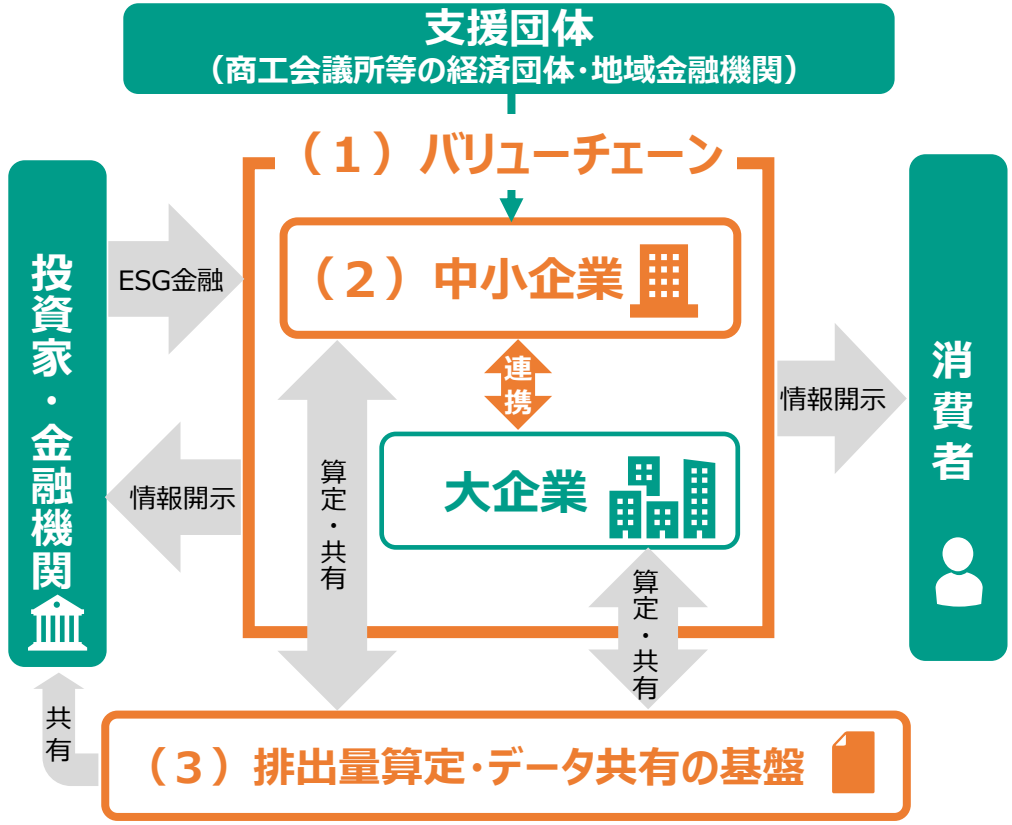

お問合せ先：
地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室　03-6205-8277
大臣官房　総合環境政策統括官グループ 環境経済課　環境金融推進室　03-5521-8240
自然環境局　自然環境計画課　生物多様性主流化室　03-5521-8150

バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業業のうち、（２）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

環境省

中小企業を支援する支援機関向けにモデル事業による支援やガイドブック作成により、地域ぐるみの企業の脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められる中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からない、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による支援人材の育成、あるいはバリューチェーンを構成する企業・業界団体によるへのエンゲージメントを通じて、「知る」「測る」「減らす」の３ステップに沿った、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。

2. 事業内容

① 地域ぐるみでの中小企業支援体制構築事業

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に係る実証及び、過年度に支援した地域のフォローアップの実施や脱炭素化支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材育成や体制構築を推進する。

② バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業

自社とそのサプライヤー又は業界団体等が連携して行う取組（サプライヤーエンゲージメント）に関するモデル事業を通じ削減計画策定や具体的な削減取組の検討及び業界団体におけるScope3算定ルールの共通化等に向けた支援を実施し、それらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントや事例をまとめたガイドブックを改定する。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体

■実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

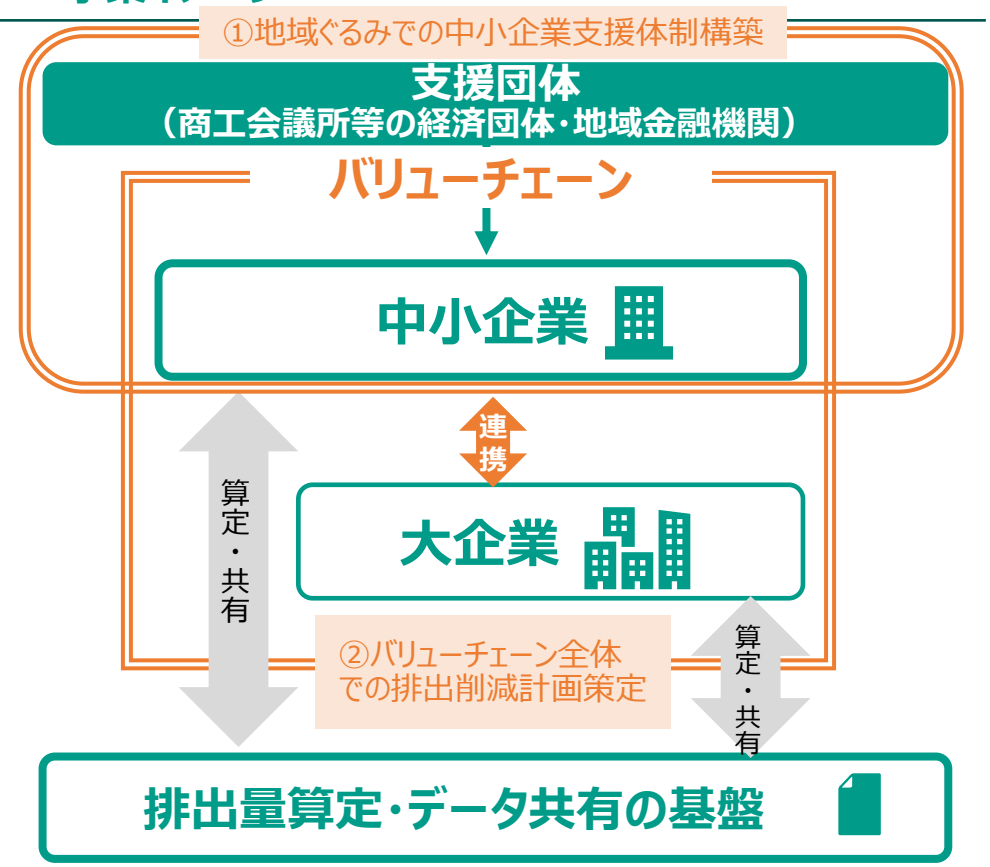

お問合せ先：　地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室　03-6205-8277
大臣官房　総合環境政策統括官グループ 環境経済課　環境金融推進室　03-5521-8240

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等

環境省

【令和７年度予算60,000百万円（60,000百万円）】※産業投資と政府保証の合計額

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、脱炭素化・地方創生に資する事業に対して投融資を行います。

1. 事業目的

温室効果ガス（**GHG**）**の排出量の削減等を行う事業活動**（**他者のGHG排出削減等に寄与する事業活動**を含む）及び**当該事業活動を支援する事業活動**に対し、**資金供給その他の支援**を行うことにより、脱炭素化市場に民間資金を大胆に呼び込み、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する。

2. 事業内容

環境大臣が定める以下の支援基準を満たす事業等に対して金融支援を行い、**地球温暖化の防止と地方創生を含む経済社会の発展の統合的な推進**を図る。

(1) 政策的意義	・**温室効果ガスの削減効果**が高いこと ・**経済と環境の好循環の実現**を踏まえたものであること
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	・脱炭素事業の推進に意欲のある**民間事業者等の後押し**となること ・**民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上**であること
(3) 収益性の確保	・対象事業者が適切な**経営責任**を果たすことが認められること ・機構による適切な支援が行われることにより**収益確保**が認められること
(4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保	・**地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保**すること ・地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する**環境配慮の考え方に従っている**こと

3. 事業スキーム

■事業形態　国の**財政投融資からの出資と民間からの出資**を原資として**ファンド事業を行う株式会社**

■支援方法　**出資、メザニン（優先株、劣後融資）、債務保証等の幅広い方法による資金供給**が可能（**特別目的会社（SPC）、ファンド、スタートアップ等**への出融資を含む）

4. 事業イメージ

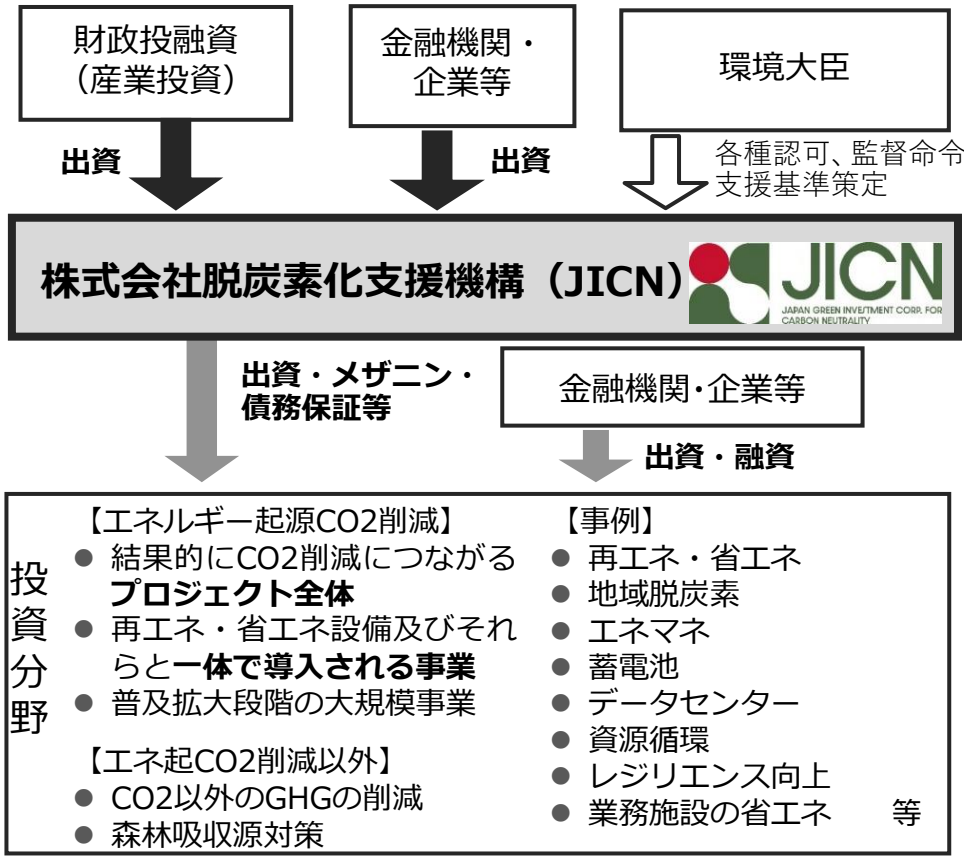

お問合せ先：　環境省　大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ　地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業

環境省

【令和７年度予算額　420百万円（487百万円）】

取引先のバリューチェーン排出量算定に取り組む金融機関を支援し、中小企業等における脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

① 国際的な情報開示基準策定が進む中、バリューチェーン全体における排出量算定の取組が企業にとって重要。そこで、企業と連携してバリューチェーンにおける排出量の算定に取り組む金融機関にアプローチし、バリューチェーン排出量の削減に向けた取組を促す。
② バリューチェーンに関わる中小企業等の排出量算定及び脱炭素事業への投資拡大を促進するため、地域金融機関からの取組を促す。

2. 事業内容

○地域脱炭素融資促進利子補給事業

※金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業における継続案件のみ

○バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

① バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資について、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

② 排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）

■補助対象　金融機関

■実施期間　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

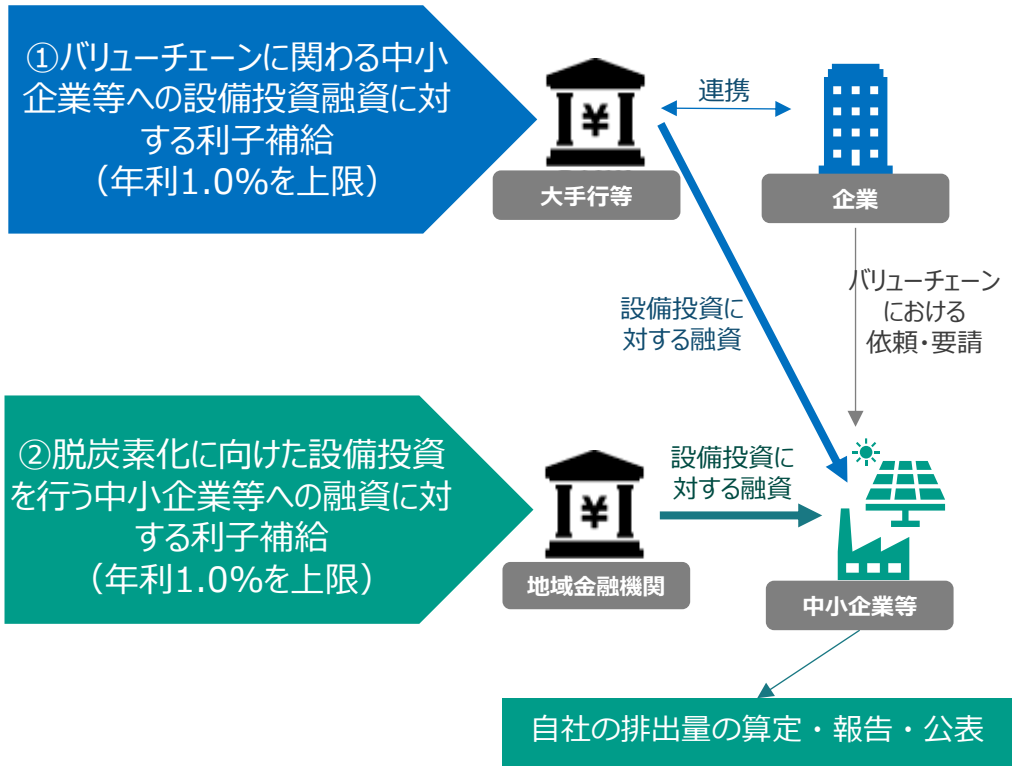

お問合せ先：　環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240

脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業

環境省

【令和７年度予算額　1,225百万円(1,325百万円）】

脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

（１）リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大につなげる。
（２）バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

2. 事業内容

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、次の（１）及び（２）に基づき、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助する。

（１）リース会社がESGを考慮した取組を実施している場合
①ESG関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等
②ESGについて、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等

（２）バリューチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合
①トップティア等からの要請、支援を受け、バリューチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等
②バリューチェーン全体として、パリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりバリューチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率は下表のとおり）

（１）リース会社のESGの取組		（２）サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組	
○	◎	○	◎
①	②特に優良な取組	①	②特に優良な取組
総リース料の１～４％	①の率に対して＋１％	総リース料の１～４％	①の率に対して＋１％

※（１）と（２）の両方が「◎」に該当する場合、極めて先進的な取組として、「○」の補助率に２％を上乗せする。

■補助対象　民間事業者・団体

■実施期間　令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

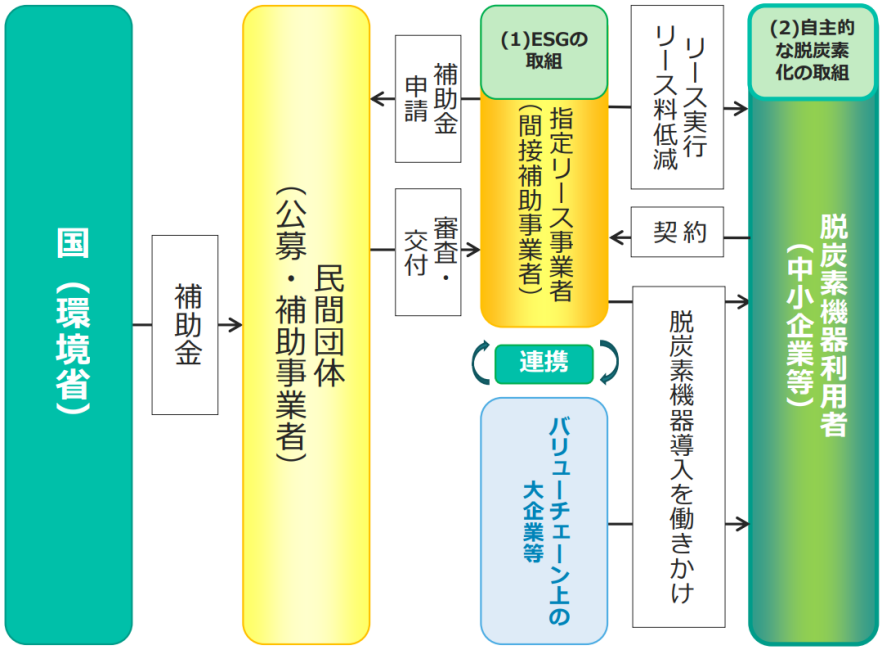

＜脱炭素機器の例＞
工作機械、空調用設備、プレス機械、分析機器、医療用画像機器、射出成形機　等

お問合せ先：　環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ　環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

環境省

【令和７年度予算　4,280百万円（3,761百万円）】
【令和６年度補正予算額　1,700百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、金属資源及びベース素材等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助
- 効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- 再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- 複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- 紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助
- 資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品や再エネ関連製品及びベース素材の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。

金属破砕・選別設備

太陽光発電設備リサイクル設備

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率１／３，１／２）
■補助対象　民間事業者・団体等
■実施期間　令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

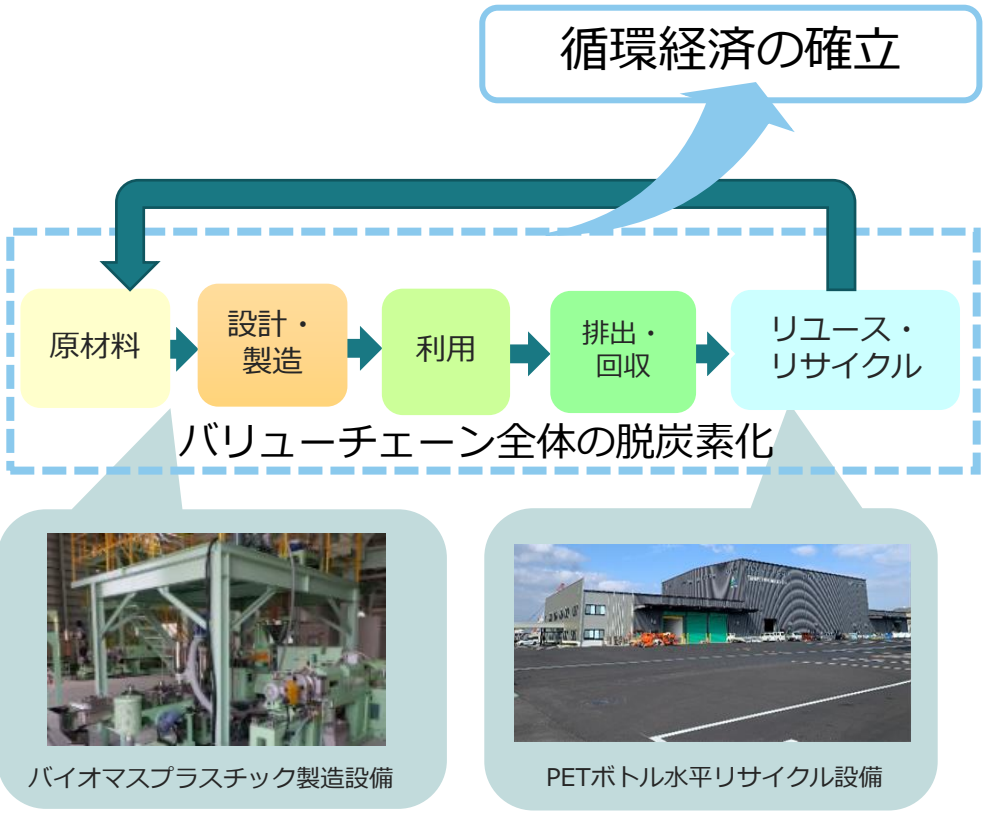

お問合せ先：環境再生・資源循環局 総務課 ①容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153　②資源循環ビジネス推進室 電話：03-6205-4947

脱炭素型循環経済システム構築促進事業

【令和７年度予算　4,000百万円（4,672百万円）】

環境省

脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

2. 事業内容

- 本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- 具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が大きいものの、これまで脱炭素の観点を考慮した資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）及びベース素材（金属やガラス等）、③生ごみ・セルロース系廃棄物のバイオマスといったリサイクル困難素材に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。
- 静脈産業の温室効果ガス排出量の算定は、様々なセクターにおけるScope3の把握・精緻化に広く貢献することから、算定方法に関するマニュアルの策定等を行う。
  また、脱炭素と資源循環を効果的・集中的に進めるために、資源循環システムを類型化し、脱炭素型のシステム要件・基準を策定する。

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業、間接補助事業（補助率１／３，１／２）

■委託先・補助対象　民間事業者・団体、大学、研究機関等

■実施期間　　令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

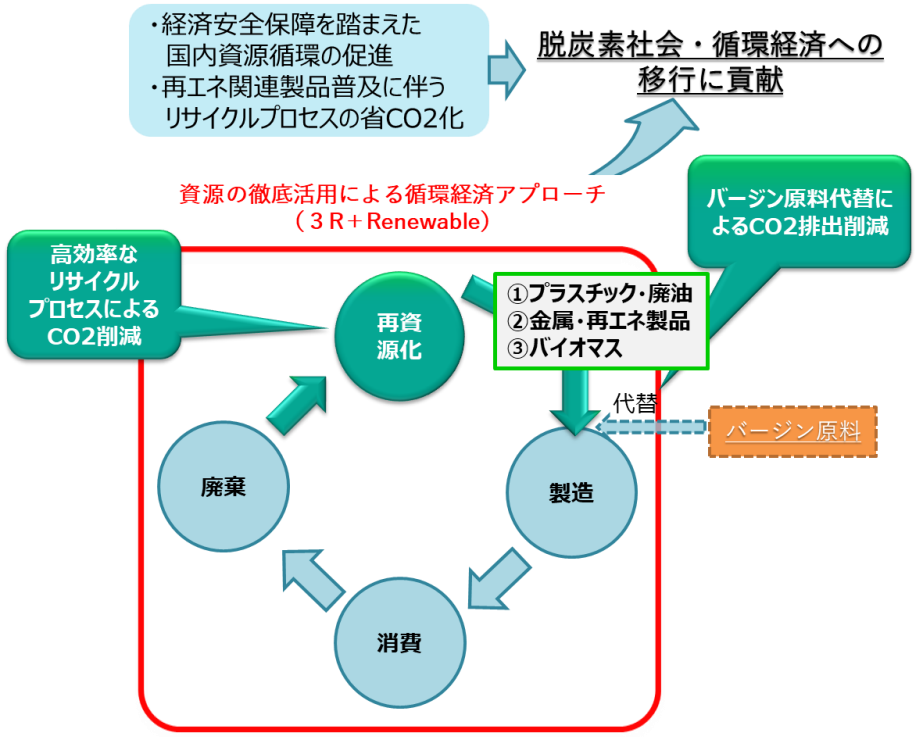

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 （（１）03-5501-3153,（２）03-6205-4946）
廃棄物規制課　（03-6205-4903）　廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273）　水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、（1）プラスチック等資源循環システム構築実証事業

環境省

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。

② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業、間接補助事業（補助率１／３、１／２）
■委託先・補助対象　民間事業者・団体、大学、研究機関等
■実施期間　令和５年度～令和９年度

4. 事業イメージ

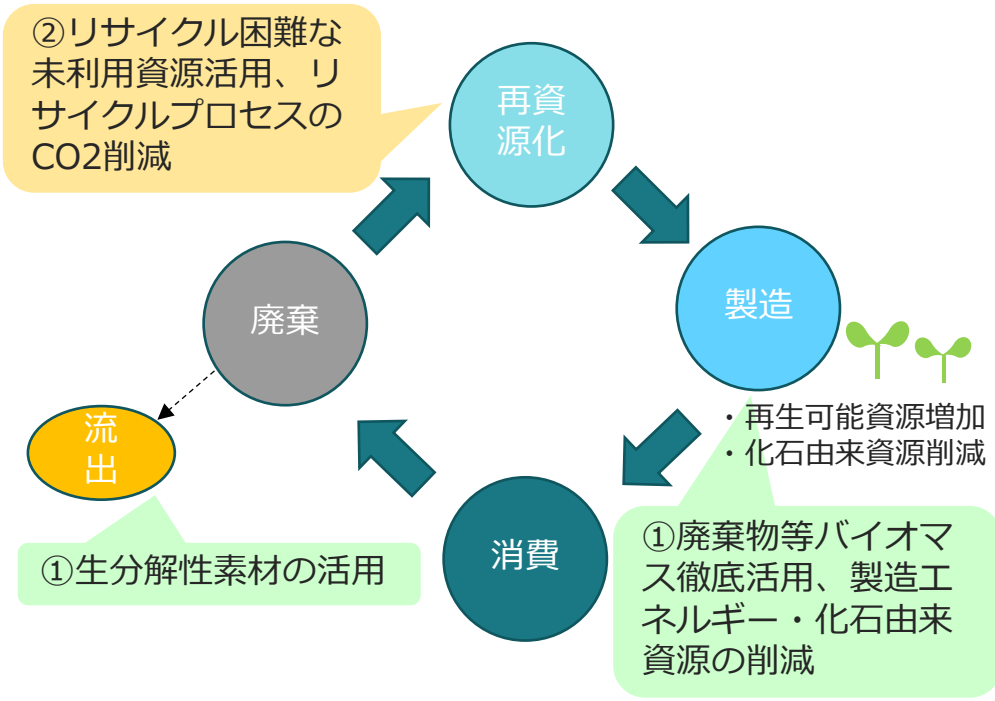

脱炭素型循環経済システムの構築

お問合せ先：環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153　廃棄物規制課　電話：03-6205-4903
水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、

（２）国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業

環境省

カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

① 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
② デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
③ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

- 脱炭素に向けた再エネ関連製品の普及に伴い、太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は今後大量廃棄が見込まれており、国内リサイクルの仕組みを確立していく必要がある。その際、廃棄リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するため、省CO2型のリサイクル体制を整備していくことが必要。再エネ関連製品やベース素材の製造のために資源需要が増加しており、経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 他方、再エネ関連製品やベース素材については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されていない。また、リサイクル原料の活用にあたっては、製品や素材の排出時の品質にはばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ確保によるリサイクル原料の品質向上を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業、間接補助事業（１／２、１／３）
■委託先・補助対象　民間事業者・団体、大学、研究機関等
■実施期間　　令和５年度～令和９年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例

少量のレアメタル含有製品
バッテリー等の再エネ関連製品
アルミ、ガラス等のベース素材

処理フロー

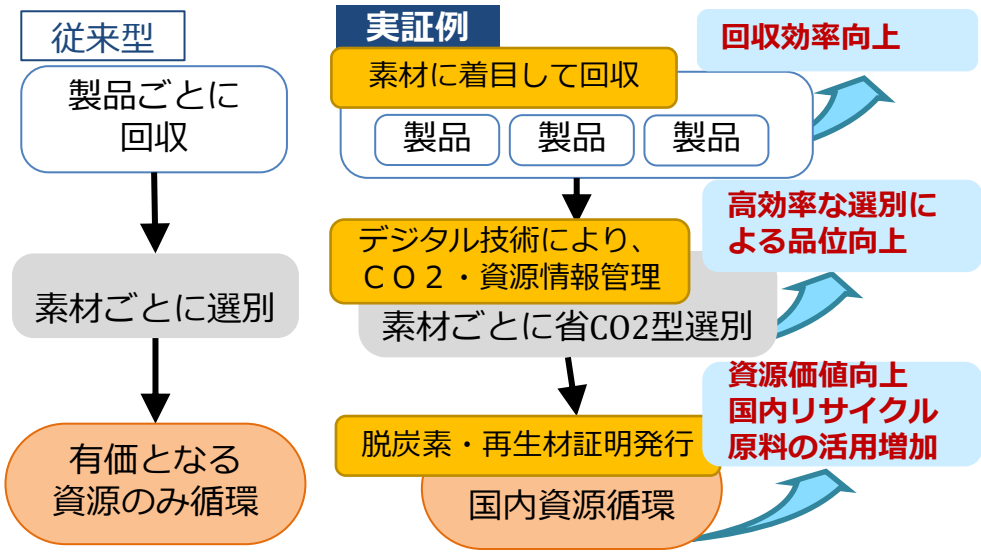

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　総務課　リサイクル推進室　電話：03-6205-4946

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、
（３）廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル実証事業

環境省

地域の脱炭素と循環経済の同時達成に向け、廃棄物処理システムを軸とした地域循環共生圏構築を実現します。

1. 事業目的

① 循環経済（CE）を通じたカーボンニュートラル（CN）の実現に向け、地域のバイオマス利活用による課題の解決を追求すべく、廃棄物処理における地域資源活用等の技術評価検証を実施し、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

② 地域の特性に応じた廃棄物処理システムにおける循環資源の最適な活用方策の検討を行い、脱炭素に向けたガイダンスを策定し、CNとCEの同時達成に向けた地域循環共生圏の構築を推進していく。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、従来の資源循環の取組から更に踏み込んだ資源の徹底活用を図るとともに、当該活用プロセスの脱炭素化を図ることが喫緊の課題であることから、以下の事業を実施する。

①脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

地域のバイオマス利活用が進まない自治体が抱える課題を解決するため、省CO2に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

②廃棄物処理システムにおける脱炭素化・省CO2対策普及促進事業

廃棄物処理システム全体の省CO2化を促進するため、地域の特性に応じた最適な循環資源の活用方策について調査検討を行い、実証等で得られた知見と共に取りまとめて、CEとCNの同時達成を実現する地域循環共生圏の構築に向けたガイダンスを策定する。

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業

■委託先　　民間事業者・団体

■実施期間　　令和５年度～令和７年度

4. 事業イメージ

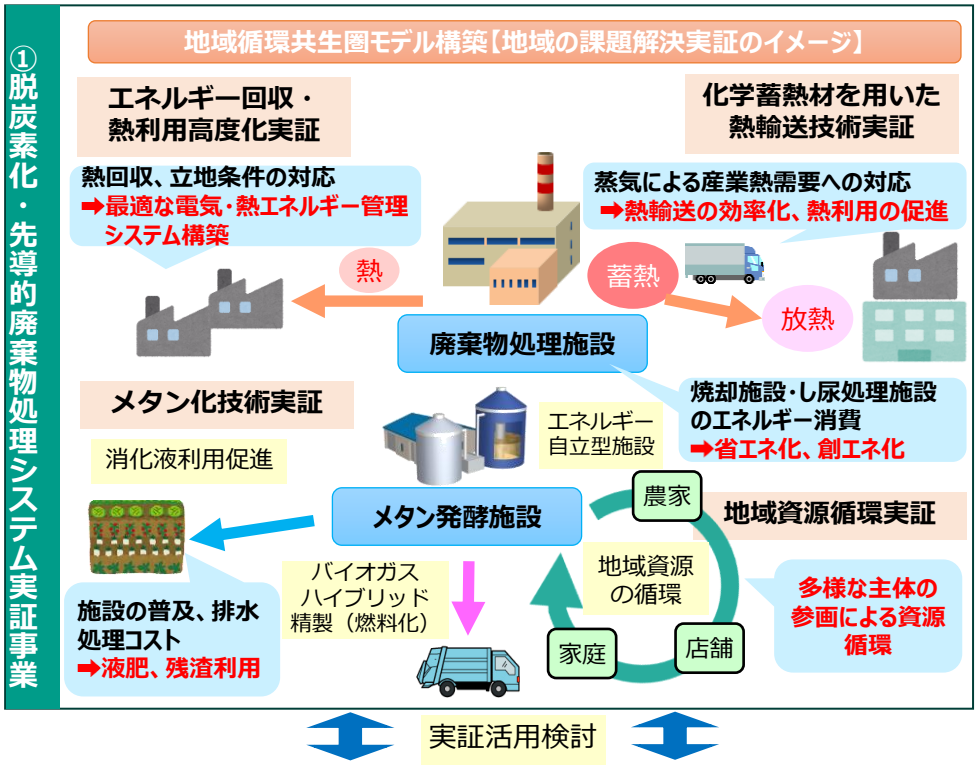

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　　電話：03-5521-9273

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、
（４）脱炭素型資源循環システム促進事業

環境省

サプライチェーンでのＧＨＧ把握や集中的に推進する取組を定め、脱炭素型資源循環システムの構築につなげます。

1. 事業目的

令和５年４月のG7気候エネルギー環境大臣会合で合意された廃棄物分野の脱炭素化を推進するため、静脈産業のGHG排出量の把握を促すことで、Scope3の把握に広く貢献するとともに、特に推進すべき脱炭素型資源循環システムや循環資源を特定し、その積極的な普及を通じて、脱炭素と資源循環を両立する。

2. 事業内容

（１）資源循環産業のＧＨＧ排出量・動脈側への貢献把握の促進

Scope3排出量を把握するに当たっては、資源循環産業が担う上流の「廃棄物」や下流の「製品の廃棄」について適切な算定が必要となる。このため、資源循環産業の事業の実態に沿って、的確にＧＨＧ排出量を把握するとともに、動脈側への貢献度を把握するためのマニュアル・事例集を策定する。

（２）脱炭素型資源循環システムの類型化

国内外の資源循環の事例の収集・分析を行い、脱炭素型資源循環システムの類型化や対象とする循環資源を特定するとともに、各脱炭素型資源循環システムのCO2排出削減効果を把握する。

（３）脱炭素型資源循環システムの基準の策定

脱炭素型資源循環システムの類型・循環資源ごとに、そのシステムが具備すべき要件・基準を策定する。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託先　民間事業者・団体

■実施期間　令和６年度～令和９年度

4. 委託事業

（１）資源循環産業のＧＨＧ排出量・動脈側への貢献把握の促進

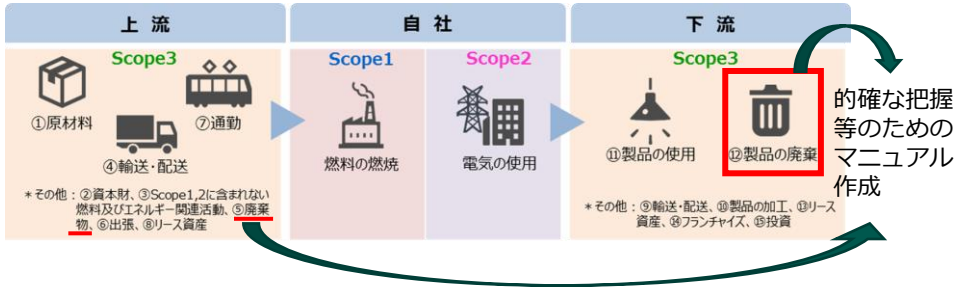

（２）・（３）脱炭素型資源循環システムの類型化・基準策定

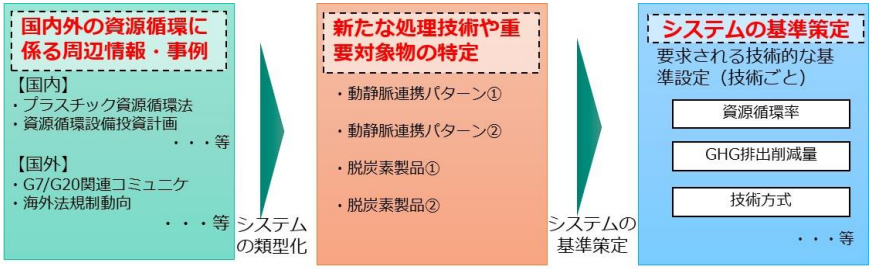

脱炭素型資源循環システムの設定・普及へ

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課　　電話：03-6206-1767

コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

【令和７年度予算　7,000百万円（7,000百万円）】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

1. 事業目的

① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

（１）脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業（間接補助事業）

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

（２）フロン類対策による省CO2効果等検証事業（委託事業）

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

3. 事業スキーム

■事業形態　(1)間接補助事業　補助率：原則１／３

※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。

※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

(2)委託事業

■補助・委託対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和５年度～令和９年度

4. 事業イメージ

（１）脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業

脱炭素型自然冷媒機器の例

食品製造ラインのフリーザー

中央方式冷凍冷蔵機器

冷凍冷蔵ショーケース

自然冷媒 × 省エネ

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室　電話：0570-028-341

地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和７年度予算額　1,100百万円（1,495百万円）】

鉄道事業等における省エネ設備・機器の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

1. 事業目的

- 地域の公共交通における省CO2効果の高い鉄道・LRT・グリーンスローモビリティの車両や設備等の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

（１）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）

・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。

（２）グリーンスローモビリティの導入促進事業（補助）

・地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車）の導入支援を行う。

（３）公共交通分野の効果的CO２削減方策検討事業（委託）

・先進的な設備・システムの調査、公共交通分野のCO2削減の効果検証を通じ、より効果的・効率的な公共交通の支援の方向性を検討するための調査を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）間接補助事業（1/2,1/3,1/4 ※一部上限あり）
（２）間接補助事業（1/2 ※一部上限あり）
（３）委託事業

■委託先・補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和元年度～令和9年度

4. 事業イメージ

（１）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

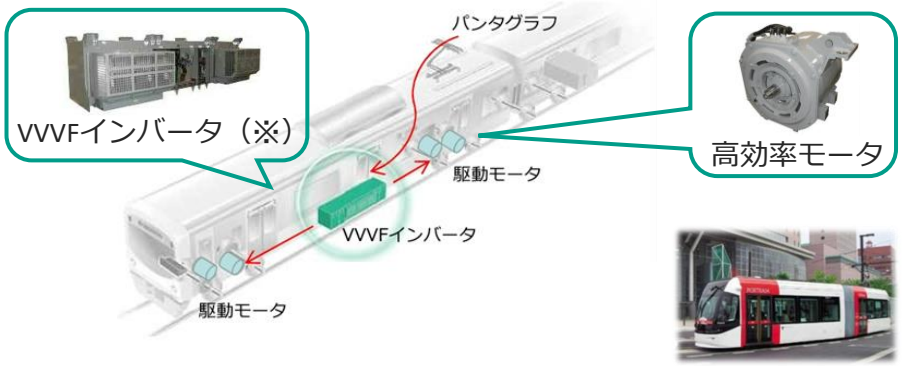

※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置
（写真は東洋電機製造(株)HPより）

（２）グリーンスローモビリティの導入促進事業

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業（一部国土交通省連携事業）

環境省

【令和７年度予算額　1,162百万円（1,822百万円）】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業車両等の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のLNG・メタノール燃料システム等の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

（１）空港における脱炭素化促進事業

①空港における再エネ活用型GPU等導入支援

②空港におけるEV・FCV型車両導入支援

（２）港湾における脱炭素化促進事業

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

（３）海事分野における脱炭素化促進事業

LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業

（４）フォークリフトの燃料電池化促進事業

燃料電池フォークリフト導入支援

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業(1),(2),(4)／直接補助事業(3)

■補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和４年度～令和９年度

4. 事業イメージ

空港分野

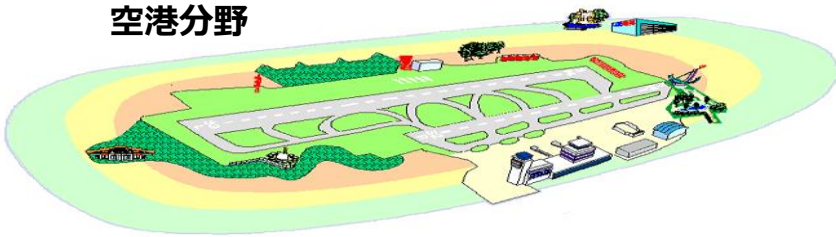

港湾分野

海事分野

フォークリフト

お問合せ先：
環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　0570-028-341

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、
（１）空港における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

空港の再エネ拠点化及び省エネ化によるカーボンニュートラルに向けた取組を支援します。

1. 事業目的

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した太陽光発電・蓄電池の導入等が進んでおり、そうした取組によって得られた再エネ電力を有効活用する設備や車両を導入することで、空港におけるカーボンニュートラル化を実現し、さらには地域の脱炭素化と防災性の向上にも貢献することが期待される。そのため、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給に伴い排出されるCO2の大幅削減に資する再エネ活用型GPU等の導入を支援するとともに、EV・FCV型車両導入支援を行う。

2. 事業内容

空港では、2030年に太陽光パネル2,300ha設置を目標としており、我が国の再エネ主力化にも大きな貢献が期待できる分野である。この太陽光発電を有効活用して、空港施設等からのCO2排出削減を進め、空港全体の脱炭素化を実現するために、以下の事業を実施する。

①空港における再エネ活用型GPU（地上動力装置）等導入支援

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）等から空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等に切り替え、利用を促進することで、空港のカーボンニュートラル化に貢献する。

②空港におけるEV・FCV型車両導入支援

空港内専用の作業用車両等について、ガソリン型からEV・FCV型へ切り替えていくことで空港内のカーボンニュートラル化に貢献する。

3. 事業スキーム

■事業形態	①②間接補助事業（補助率１／２等）
■補助対象	①②民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間	①令和４年度～令和７年度　②令和６年度～令和７年度

4. 事業イメージ

①再エネ活用型GPU等導入支援（補助率：本体価格の1/2）

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、
（２）港湾における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

港湾の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱う港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能とすることでカーボンニュートラルポートの形成を促進する。

2. 事業内容

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型・BEV型トランスファークレーン、ハイブリッド型・BEV型ストラドルキャリア等の荷役機械、船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（従来機との差額の2/3 、本体価格の1/3）

■補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和４年度～令和７年度

4. 事業イメージ

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

【補助率】従来機との差額の２／３

ハイブリッド型・BEV型
トランスファークレーン

ハイブリッド型・BEV型
ストラドルキャリア

【補助率】　本体価格の１／３

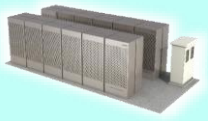

自立型電源
（蓄電池設備含む）

電力供給設備

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、
（３）海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

脱炭素化推進システム等の実用化・導入や船体及び舶用品の生産の高度化等により脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からのCO2排出削減に向けた取組を普及促進することにより、脱炭素化社会の実現に貢献する。

2. 事業内容

LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業

LNG燃料やメタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、更なるCO2排出量の削減を実現するとともに、推進システムの低コスト化にも貢献する。

3. 事業スキーム

■事業形態　補助事業（直接1/4（中小型船1/2））

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和３年度～令和９年度、

4. 事業イメージ

LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業

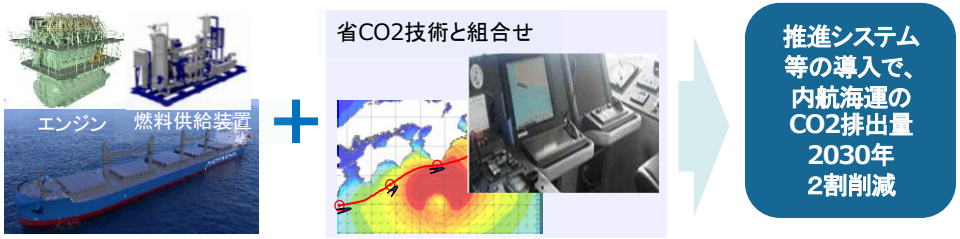

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　0570-028-341

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、
（４）フォークリフトの燃料電池化促進事業

環境省

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、燃料電池フォークリフトの活用を推進します。

1. 事業目的

フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援する。

2. 事業内容

本事業では、フォークリフトの燃料電池化を集中的に支援することにより、フォークリフトの脱炭素化を進めるとともに、水素需要を拡大し、水素社会の実現に貢献する。また、導入支援を継続することで、車両の価格低減を図り、価格競争力を高める。

具体的には、燃料電池フォークリフトの購入に係る経費の一部を補助する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（従来機との差額の1/2等）

■補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和６年度～令和７年度

4. 事業イメージ

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2※
※ただし、2020年度（令和２年度）までに環境省補助金を利用して導入した実績（申請者がリース事業者の場合は、譲渡先の実績またはリースによって借り受ける共同事業者の実績）がある場合は、1/3

導入場所（例）

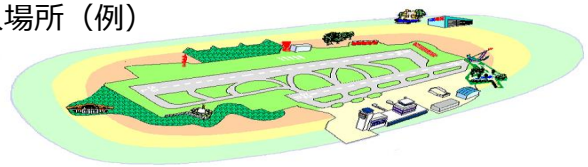

空港

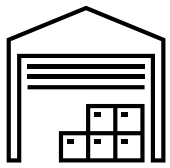

倉庫

港湾

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（国土交通省、経済産業省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和７年度予算額　3,302百万円（3,302百万円）】

ハイブリッド及び天然ガストラック・バス、低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援します。

1. 事業目的

・現状で高コストのハイブリッドトラック・バスや、将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への補助を行い、普及初期の導入加速を支援。（①）
・資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進。（②）

2. 事業内容

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業
一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車（HV）トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車（NGV）トラック・バスの購入に対して支援を行う。

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業
資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラック（2025年度燃費基準相当を達成している車両）への買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率　①1／2、 ② 1／2 ～1／3）
■補助対象　民間事業者等（ ②は中小トラック運送業者に限る。）
■実施期間　令和元年度～令和7年度

4. 事業イメージ

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業
補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2等

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業
補助率：買い替えの場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/2
新規購入の場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/3
※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。

HVトラック・NGVトラック　HVバス・NGVバス

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　電話：03-5521-8301

地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）

環境省

【令和７年度予算額　3,774百万円（新規）】

水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラル達成に向けて脱炭素化に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業等を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。

2. 事業内容

① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・FS事業／実証事業【委託】
　需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築するFS調査や実証事業を行う。

② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業（後年度負担のみ）【委託】
　地域の再エネや既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーンを構築する実証事業を行う。

③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業【補助】
　再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。

④ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業【補助】
　燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

⑤ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業【委託】
　脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：　①②⑤委託事業・③④補助事業（補助率：1/2、2/3）

■委託先・補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間：　①令和7～11年度、②令和7年度、③令和7～11年度、④令和７～8年度、⑤令和7～11年度

4. 事業イメージ

水素社会の実現へ

お問合せ先：
①～③、⑤　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話: 0570-028-341
④　環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室　電話: 03-5521-8301

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業
（一部、国土交通省・農林水産省連携事業）

環境省

【令和７年度予算額　4,980百万円（4,980百万円）】

2030年度削減目標や2050年カーボンニュートラル実現に向け、分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による開発・実証を支援します。

1. 事業目的

2030年度までの温室効果ガス46%削減、2050年までの脱炭素社会実現のためには、既存の社会インフラの刷新も含めた社会実装につながる技術開発・実証が必要。また、ゼロカーボンシティ宣言都市等における先導的な取組を支援し、各地域の特性を活かして、自然とも共生し脱炭素かつ持続可能で強靭な活力ある地域社会を構築することが重要。そこで、地域に根差し、かつ、分野やステークホルダーの垣根を越えてセクター横断的な地域共創の技術開発・実証事業を実施することで、脱炭素社会の実現に貢献する。

2. 事業内容

地方公共団体等との連携による技術開発・実証を推し進め、各地域がその特性を活かした脱炭素社会モデルを構築し、地域の活性化と脱炭素社会の同時達成を後押しし、脱炭素ドミノを誘引するため、以下の取組を実施する。

- **地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証**
  様々なステークホルダーがイノベーションのパートナーとして参画できるよう、脱炭素化に取り組む地方公共団体や関係省庁との連携により、地域脱炭素化の実現に資するセクター横断的な技術開発・実証事業を実施する。
- **技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証**
  各分野におけるCO_2削減効果が相対的に大きいものの、開発リスク等の問題から、民間の自主的な取組だけでは十分には進まない技術開発・実証を実施する。
- **スタートアップ企業に対する事業促進支援（スタートアップ枠）**
  2030年度目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を目的として、創造的・革新的な技術を有する事業者を補助金で支援する。

併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態	補助事業(1/2、定額)・委託事業
■委託・補助対象	民間事業者・団体・大学・研究機関等
■実施期間	令和４年度～令和10年度※

※各課題における実施期間は原則３年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長５年までの延長を認める。

4. 事業イメージ

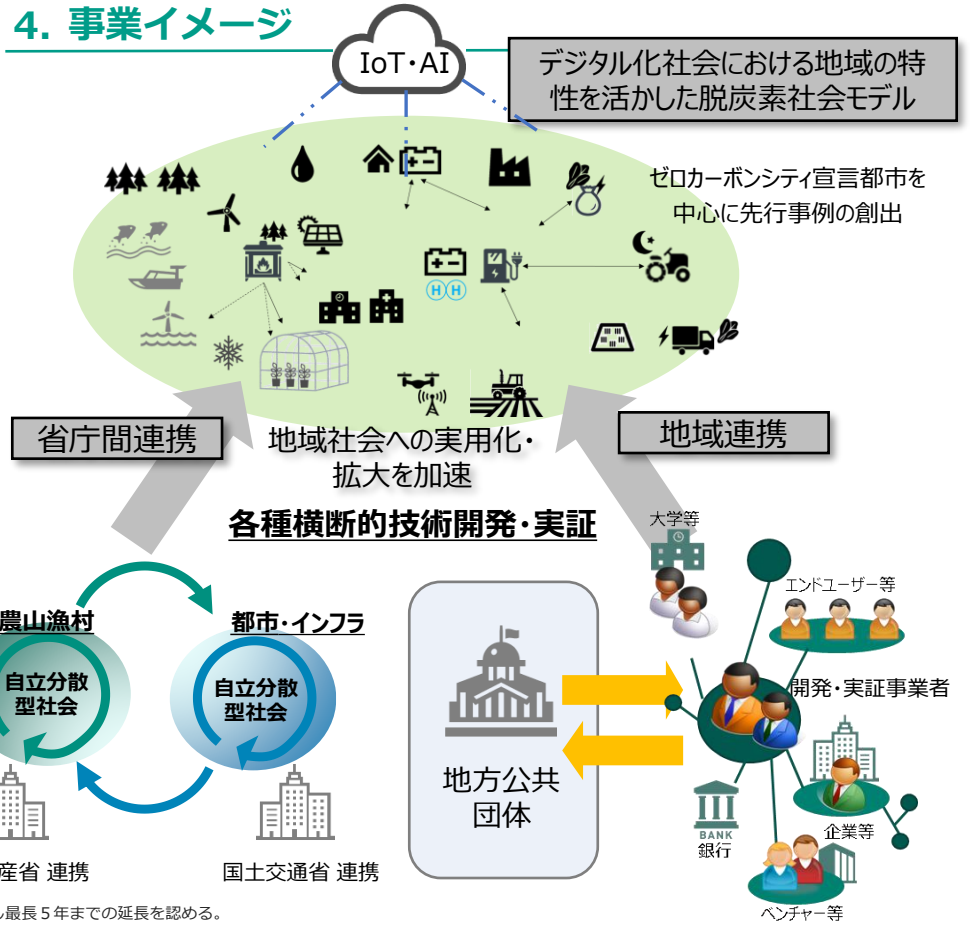

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業

環境省

【令和７年度予算　７６０百万円（８００百万円）】

地方公共団体における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）のための基礎情報を整備・提供します。

1. 事業目的

ゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度を適切に運用するとともに、地域との合意形成に活用できる情報ツールの整備も必要である。環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再エネ事業を推進するため、地方公共団体等が地域脱炭素に向けた取組を行うに当たって活用できる基礎情報・ツールを整備する。　※ゼロカーボンシティ：2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した地方公共団体（令和６年12月27日現在1,127の地方公共団体が表明 ）

2. 事業内容

①地方公共団体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）支援

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）の整備・運用や、自治体排出量カルテ等のインベントリの提供等により、地方公共団体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）を支援する。併せて環境省としても地方公共団体の施策の実施状況を把握する。

②地方公共団体実行計画策定や計画の具体的対策・施策の検討支援

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定・運用状況等を踏まえつつ、地方公共団体が具体的な施策に取り組めるよう優良事例の調査や実行計画策定・実施マニュアル等の拡充を行うとともに、説明会等を通じて地方公共団体へフィードバックを行う。

③再エネの最大限の導入のための地域の合意形成に活用可能なツールの整備

地域における再エネの最大限の導入等を促進するため、地域との合意形成に活用できる地域経済循環分析・地域指標分析やEADAS（環境アセスメントデータベース）を更新・運用する。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託先　民間事業者・団体等／研究機関

■実施期間　令和３年度～令和７年度

4. 事業イメージ

地域脱炭素化や再エネ導入のための情報基盤整備

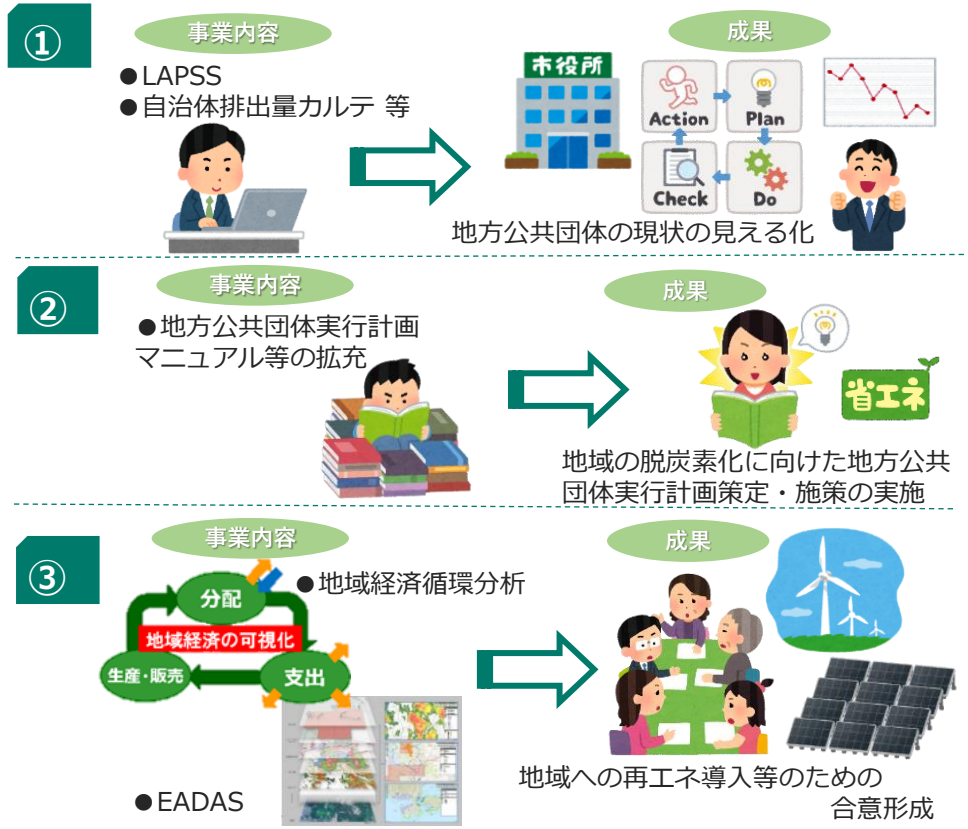

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　　電話：03-5521-9109

再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業

【令和７年度予算額　553百万円（842百万円）】

環境省

再生可能エネルギーの導入を促進するための情報提供システムを整備します。

1. 事業目的

① 全国・地域の再エネ導入ポテンシャル情報等をデータベースとして整備する。

② 再エネ導入ポテンシャル情報や再エネ導入に当たって配慮すべき情報等を可視化・発信することで、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域の設定に資する情報の提供を始めとした地域共生型の再エネ導入の促進を図る。

2. 事業内容

我が国の再エネ主力電源化の実現を加速するためには、再エネ導入ポテンシャル情報をベースに、多角的な分析を加え、効果的な情報提供を行う必要がある。本事業では、再エネ導入に資する情報を調査し、地方公共団体・事業者・国民による地域共生型の再エネ導入を促進するための情報提供システムを整備する。

（１）再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の整備・運営

再エネ導入ポテンシャル情報の整備を行うとともに、地方公共団体による脱炭素関連計画等の策定を支援するため、地方公共団体別の再エネ導入実績情報の提供や、導入実績とポテンシャル情報を用いた再エネ導入目標設定の支援、促進区域の設定に資する各種情報の提供等を行うためのシステムを整備・運営する。

（２）全国太陽光発電設備導入状況・導入可能性調査

再エネ導入に向けた各種施策の進捗把握のため、衛星画像等のAI解析等により効率的に全国の太陽光発電設備の導入状況の把握及び導入可能性の調査を行い、その結果を発信し、太陽光発電設備の導入を促進する。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託先　民間事業者・団体等

■実施期間　（１）平成30年度～令和11年度
（２）令和４年度～令和11年度

4. 事業イメージ

■再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

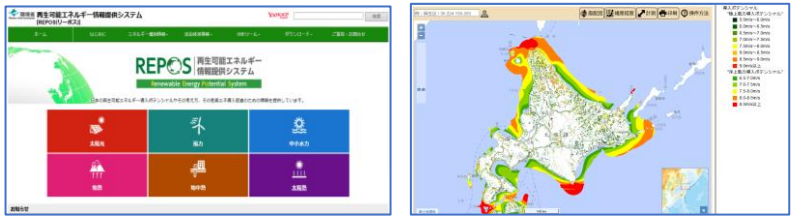

■各種支援ツール

促進区域検討支援ツール

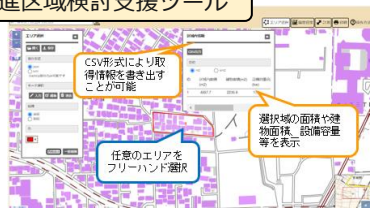

再エネ目標設定支援ツール

■全国太陽光発電設備導入状況・導入可能性調査

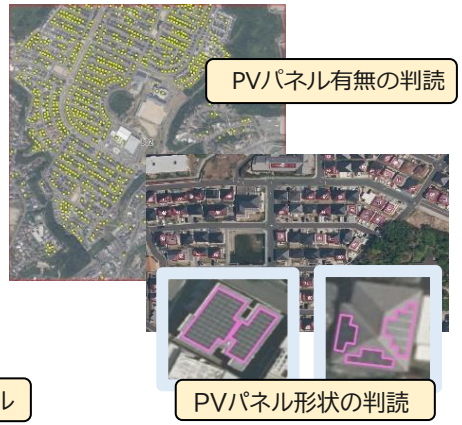

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

環境アセスメントデータベース[EADAS(イーダス)]

- **再生可能エネルギーに関する情報**や、地域の**自然環境・社会環境の情報**を**ウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供するシステム。**
- 再生可能エネルギーの導入に向けた**ゾーニング**等の取り組みや**環境アセスメント**等の場面における**情報交流・理解促進**を通じて、合意形成を促進する。

全国環境情報

〇地域の自然環境に関する情報
（自然公園、重要種の生息情報など）
〇地域の社会環境に関する情報
（土地利用規制の情報など）

再生可能エネルギー情報

〇再生可能エネルギーに関する情報
（風力・太陽光発電所、送電線など）

風力発電の鳥類センシティビティマップ

国立公園等インベントリ整備情報

情報整備モデル地区環境情報

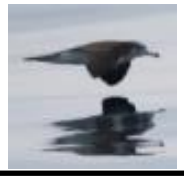

豊富な情報を一元的に収録

環境アセスメントデータベース“EADAS”

- **ウェブサイト上のGISで閲覧**
- **パソコン,タブレット,スマートフォンで誰でもアクセス**

閲覧・情報の活用

地方自治体

- 地域特性の把握
- 再生可能エネルギー導入適性の把握

情報交流-理解促進

地域住民・関係者

- 住民、先行利用者、NPOなどの関係者の共通理解の促進

情報交流-理解促進

再エネ事業者等

- 初期の立地調査や現況調査の効率化
- 立地リスクの低減

先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）

環境省

【令和７年度予算額 15,000百万円※（5,000百万円）】
※３年間で総額30,000百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-Abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率１／３，１／２）

■補助対象　民間事業者・団体、大学、研究機関等

■実施期間　令和6年度～

4. 事業イメージ

①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例

プラ選別・減容成形設備

金属高度選別設備

②革新的ＧＸ製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例

リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

お問合せ先：　環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室　（03-5501-3153、03-6205-4946）
廃棄物規制課　（03-6205-4903）、廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273）

使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業

環境省

【令和７年度予算額　82百万円（92百万円）】
【令和６年度補正予算額　40百万円】

適正なリユースの促進や衣類の排出ルートの多様化に向け、自治体や事業者が連携した取組を支援します。

1. 事業目的

① ②　過去数年間着実に拡大しつつあるリユースについて、更なるリユースの促進に向けた取組の支援や適正なリユースの促進に向けた方策の検討等を通じて、長期間の製品使用やリペア等の取組の拡大及び促進を図る。
③ 特に廃棄されることが多い衣類については、循環型ファッションの推進方策を調査検討し、消費者に対して行動変容を促すための情報発信等の取組を行う。

2. 事業内容

①．地方公共団体等によるモデル事業の実施
・不要になった製品等の新たな回収ルートづくりの取組、その周知を行う自治体や、新たな売り方・付加価値をつけるようなリユースの新たなビジネスを行う事業者を対象にしたモデル事業の実施を支援

②．自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討
・リユース市場についてリユース品毎のより詳細な調査・分析・評価を実施
・市場規模が拡大し新規参入も見られるリユース業者の実態を把握し適正化方策を検討
・適正なリユースに向け、違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを開催

③．循環型ファッションの推進方策に関する調査検討
・排出量の把握及び回収システムの構築検討
・衣類の高度な選別やリサイクルに関する技術開発等の事例収集
・サステナブル製品等の効果的なラベリングの具体的枠組み作り　等

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業
■請負先　民間事業者・団体
■実施期間　平成13年度～

4. 事業イメージ

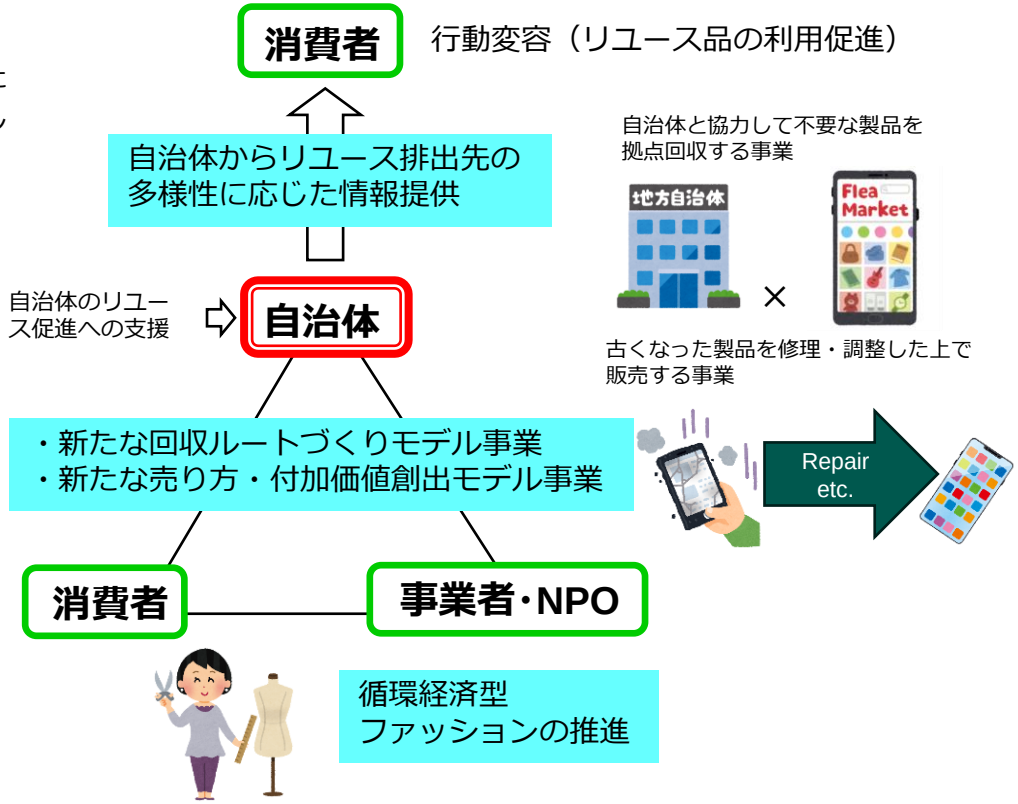

お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室　電話：03-5521-8336
リサイクル推進室　電話：03-6205-4946

食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費

【令和７年度予算　150百万円（152百万円）】
【令和６年度補正予算額　150百万円　】

環境省

食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

1. 事業目的

① 現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入等の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

2. 事業内容

1．地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

○自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
○自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
○自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
○家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の調査・検討

2．食品ロスに関する消費者等の行動変容の促進

○対策の地域実装の支援と効果検証
（家庭系食品ロス削減、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入等）
○食品ロスポータルサイトの拡充

3．食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

○効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
○食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業
■請負先　民間事業者・団体
■実施期間　平成19年度～

4. 事業イメージ

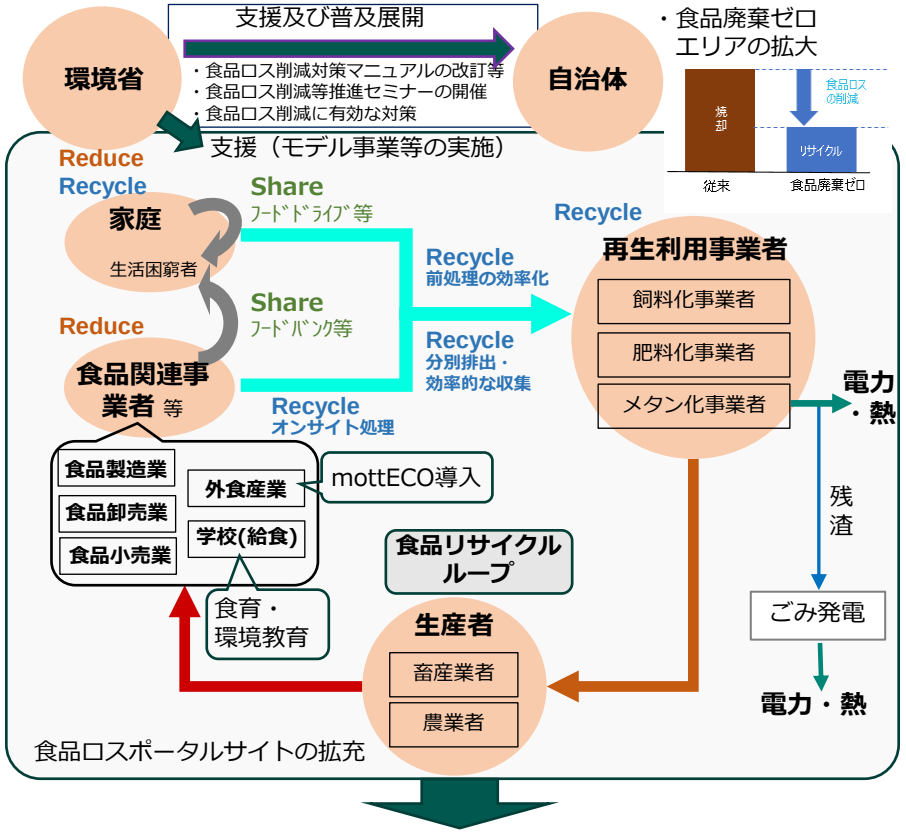

食品ロス半減目標の達成と再生利用等実施率の向上

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室　電話：03-6205-4946

地域循環共生圏創造事業費

環境省

【令和７年度予算額 325百万円（350百万円）】

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

1. 事業目的

① トランジションモデル形成
② 中間支援機能の担い手育成
③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

2. 事業内容

地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方は、「第五次環境基本計画」（平成30年４月閣議決定）で提唱され、「第六次環境基本計画」（令和6年5月閣議決定）においても、計画の最上位の目的である「ウェルビーイング/高い生活の質」を将来にわたってもたらす「新たな成長」の実践・実装の場とされた。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。
② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。
③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

3. 事業スキーム

■事業形態	共同実施／請負事業
■共同実施先・請負先	地方公共団体／民間事業者・団体
■実施期間	令和６年度～令和１０年度（予定）

4. 事業イメージ

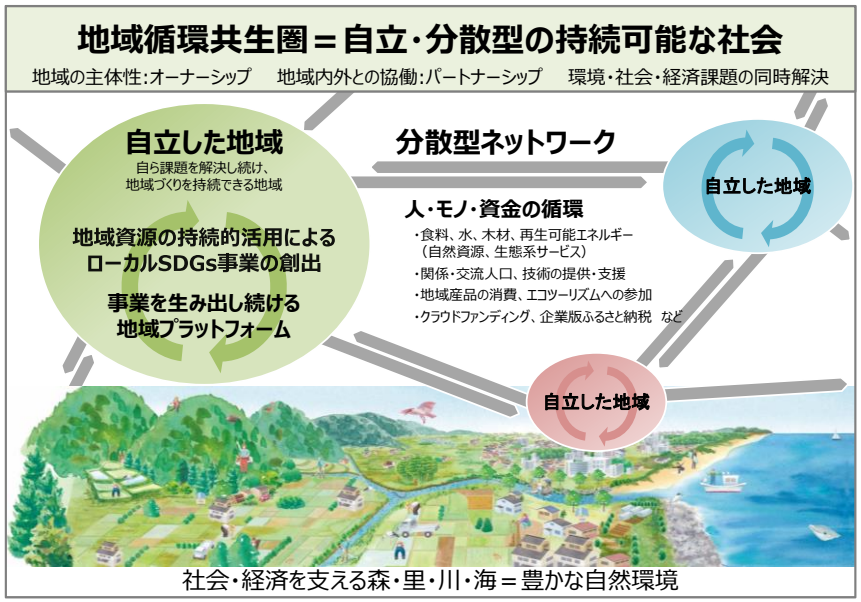

地域循環共生圏（2018年、第５次環境基本計画※）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。
その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために　、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。
地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。
※第6次環境基本計画（2024年閣議決定）では「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられた。

お問合せ先：　環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室　電話：03-5521-8328

温室効果ガス排出削減等指針（「指針」）について

環境省

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」では、事業者に対して事業活動に伴う排出削減等（第23条）及び日常生活における排出削減への寄与（第24条）を求めている。
- 温室効果ガス排出削減等指針は、事業者が温室効果ガスの排出削減に向けて講ずべき措置について、温対法第25条に基づき、主務大臣が取りまとめ、公表するもの。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

2008年改正　：「温室効果ガス排出**抑制**等指針」の策定に係る規定の追加。
2021年改正　：「温室効果ガス排出**削減**等指針」に改称。
2024年改正　：ライフサイクルでの排出削減を位置づけ

第23条 事業活動に伴う排出削減**等**	事業者は、事業の用に供する設備について、・・・（中略）・・・温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。
第24条 日常生活における 排出削減への寄与	事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。・・・（以下略）
第25条 排出削減等指針	主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

温室効果ガス排出削減等指針（指針）

1.事業活動に伴う排出削減等に関する事項
①排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組
②設備に関する排出削減等に係る措置

2.日常生活における排出削減への寄与に係る措置に関する事項
①BtoC事業者が講ずべき一般的取組
②BtoC事業者が講ずべき具体的な措置

指針に沿った事業者による以下の取組の実践を誘導

設備を導入・使用する事業者（≒全事業者）
脱炭素経営の実践、脱炭素技術の前倒し導入

BtoC製品・サービスを製造/輸入/販売/提供する事業者
脱炭素型のビジネスモデルへの積極的転換

指針が幅広い事業者に参照されるようにアウトリーチ＋指針に沿って上記取組を行う事業者を支援・後押し

環境省

（参考）指針に関する参考情報について

■ 環境省では、指針に沿った取組を事業者に促すため、事業者が取り組むべき対策の網羅的なリスト、指針で規定されている対策に係る詳細な個票、ガイドブック等を策定し、随時更新するとともに、専用のウェブサイトを設け、関係する情報の普及に努めている。

指針の構成

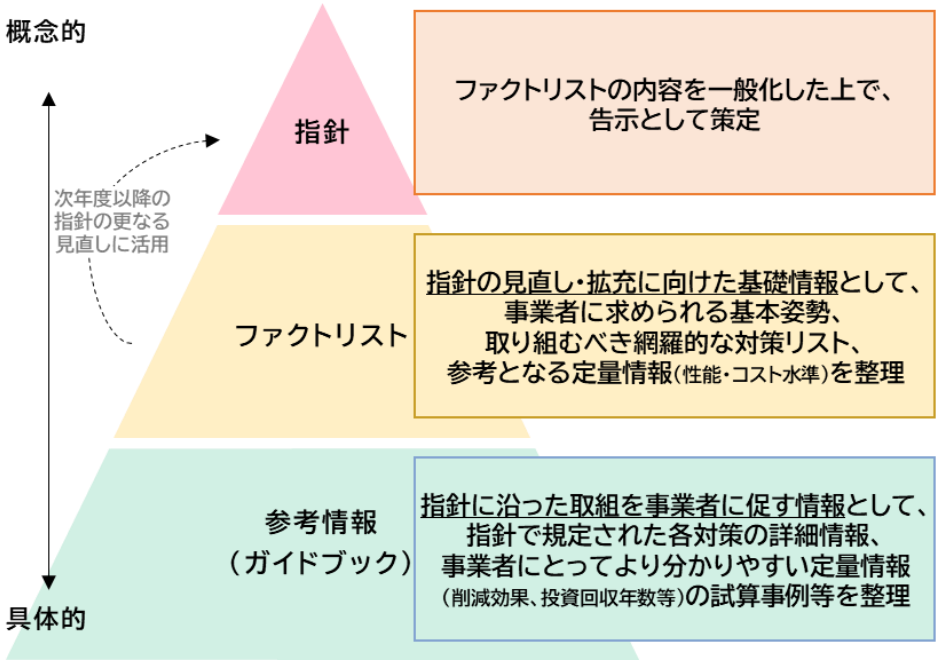

指針ウェブサイト

指針に位置づけられた削減対策の詳細や、各主体向けのガイドなど、脱炭素化に向けたお役立ち情報を掲載

対策個票

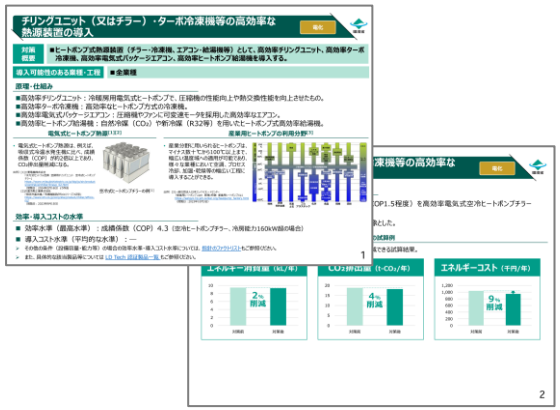

・削減対策の詳細や導入効果（エネルギー消費量、CO2排出量、エネルギーコストの削減量）等について紹介
・設備別・業種別に検索できるようになっている

中小事業者向けガイドブック

・中小事業者が、指針の内容に沿って具体的な取り組みを進めるにあたって、対策の紹介に留まらず、取組の意義・メリットや、取組のステップとステップ毎のポイントなどを整理
・中小事業者版のほか、地方公共団体版、ばい煙発生施設版、BtoC事業者版、金融機関版の５つの主体向けのガイドブックも策定

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/ -

環境省LD-Tech認証制度が目指す姿

- 環境省では、エネルギー起源CO2の排出削減に**最大の効果をもたらす先導的な技術**をLD-Tech（Leading Decarbonization Technology）として認証している。
- 本制度は、「最高性能を有する製品を提示・更なる技術革新を促進」「新たな設備・機器等の発掘」「情報発信による普及啓発」を担い、**環境省LD-Tech認証製品の普及**を図ることで2050年カーボンニュートラル実現を推進する。

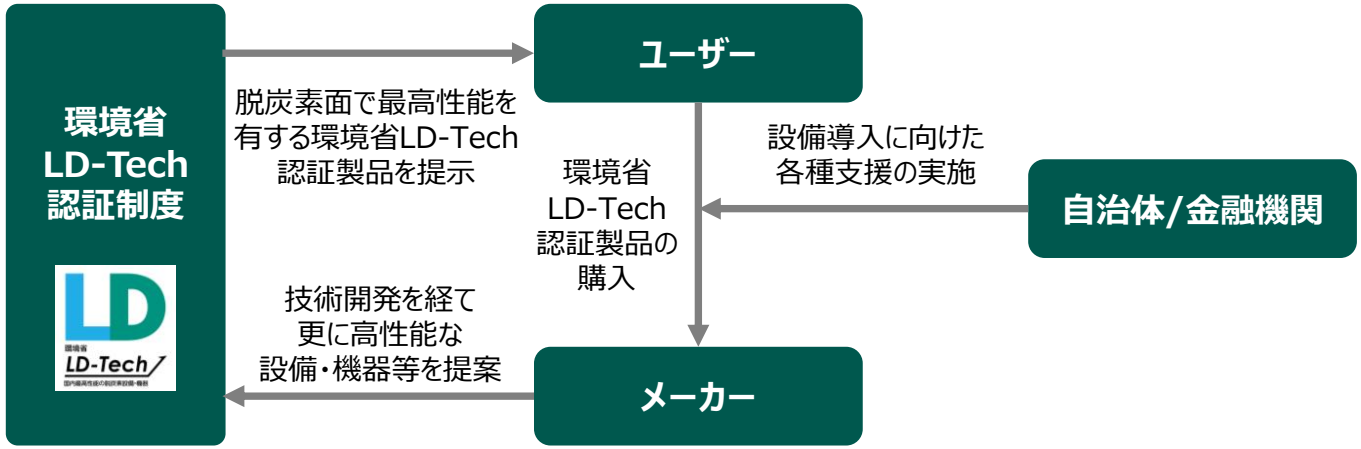

環境省LD-Tech認証制度の役割

最高性能を有する製品を提示し、製品導入や更なる技術革新を促進

- ✓ 脱炭素面で最高性能を有する製品を示し、ユーザーが脱炭素製品を導入する環境を整備
- ✓ メーカーに対し、脱炭素面での高性能化の追及に向けた技術開発を促す

新たな（埋もれた）設備・機器等（技術カテゴリ）の発掘

- ✓ メーカーに対し、環境省LD-Tech認証を取得するための新たな設備・機器等の提案を促し、なるべく幅広い種類の脱炭素技術を発掘

環境省LD-Tech認証製品の情報発信による普及啓発

- ✓ 様々な媒体を通じた情報発信施策や、環境省他事業との連携によるインセンティブの付与を通して、環境省LD-Tech認証製品の普及を促進

2050年カーボンニュートラル実現に貢献

※環境省LD-Tech認証製品は、https://www.env.go.jp/earth/post_93_00001.html に掲載

環境省LD-Tech認証制度を活用している取組・支援策

■ 本制度のウェブページ内に、環境省LD-Tech認証制度を活用している取組・支援策の一覧を掲載している。

■ 今後、自治体や金融機関等からの補助金や導入時の優遇施策等の情報を拡充する予定である。

環境省LD-Tech認証制度を活用している取組・支援策の一覧 ※随時更新

取組・支援策名称	実施機関	実施年度	取組・支援策の概要	優遇条件	関連URL
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）	環境省	令和６年度	本補助金の採択審査時に加点	・2022年度または2023年度の環境省LD-Tech認証製品一覧に登録されている設備機器を補助対象として導入すること	
建築物等のZEB化・省 CO2 化普及加速事業のうち ・新築建築物のＺＥＢ普及促進支援事業 ・既存建築物のＺＥＢ普及促進支援事業 ・ＬＣＣＯ２削減型の先導的な新築ＺＥＢ支援事業	環境省	令和６年度	本補助金の採択審査時に加点	・2022年度または2023年度の環境省LD-Tech認証製品一覧に登録されている設備機器を補助対象として導入すること	

環境省LD-Tech認証制度のウェブページに掲載中

※情報更新があり次第、随時支援策を追記予定

現在公開されている取組・支援策

- **脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）**
- **建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業**の一部
  ⇒2023年度・2024年度環境省LD-Tech認証製品の導入が計画されている場合、採択・審査時の加点対象となる

今後記載されることを期待する取組・支援策の例

- 自治体
  - 補助金での優遇設備の１つとして環境省LD-Tech認証製品を追加
  - 環境省LD-Tech認証製品を導入した事業者への税制優遇　など
- 金融機関
  - 環境配慮型製品への金利優遇がある場合に環境省LD-Tech認証製品を対象に追加　など

環境省LD-Tech認証制度を活用している取組がありましたら、事務局までご連絡ください

※令和6年8月27日に「環境省LD-Tech認証制度活用説明会」を開催し、自治体や金融機関における本制度の活用イメージを提案。
説明会資料は、https://www.env.go.jp/earth/post_93_00001.html に掲載していますので、ご参照いただけますようお願いします。

しんきん脱炭素応援ファンドについて

環境省

■ 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社と連携し、信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業を支援対象としたファンドを組成。

■ 全国各地域につながりのある信用金庫のネットワークを活用し、本ファンドを通じ、脱炭素関連事業を支援することで、地方公共団体や地元企業等の脱炭素関連事業の取組が拡大、地方創生に繋がることを期待。

1．概要

(1)事業者	投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド
(2)期間	2025年４月10日（20年間）
(3)出資総額	20億円
(5)投資対象	信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業 １）中小企業が実施する温室効果ガス削減に貢献する事業 ・脱炭素関連の製品/サービス ・素材・部品の製造/販売 ・再生可能エネルギー発電設備の設置 ２）地公体・民間企業が連携する再生可能エネルギー事業 ・太陽光・小水力・蓄電池　等
(6)投資形態	普通株式・種類株式・社債・劣後ローン他

2. 特徴

- 信用金庫業界の広範なネットワークを活かし、地域の脱炭素化に資する事業を発掘する。
- JICNとの連携により、事業推進に関する専門的なアドバイスを提供する。
- 資本の小さい事業に対し、資本増強による資金調達を促進するため、劣後ローンや優先株を中心とした支援を行う。

3．スキーム

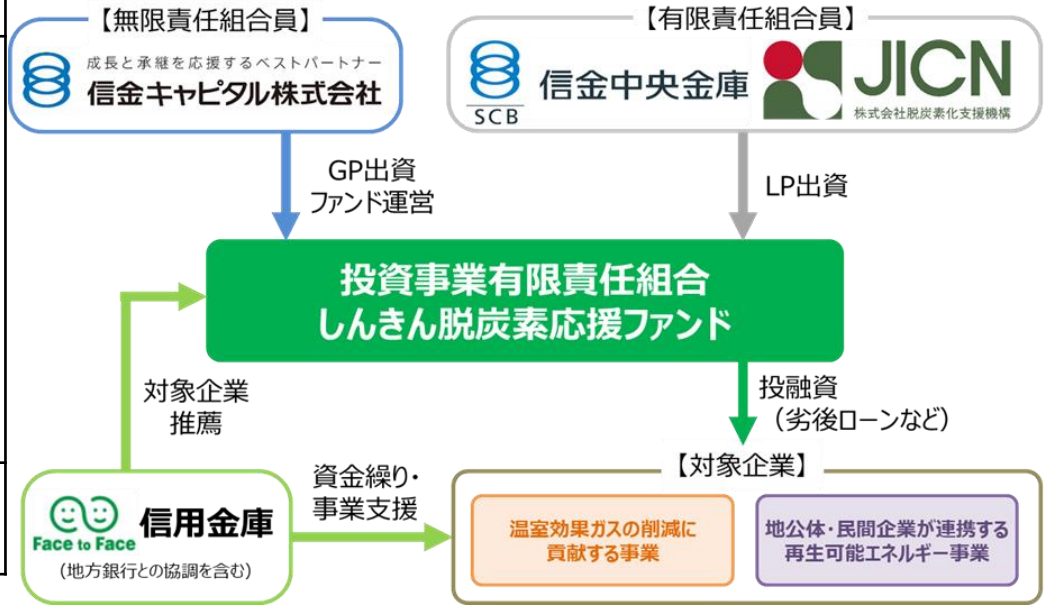

問い合わせ先　信金中央金庫　サステナビリティ推進部　TEL：03-5202-7625　内容：ファンド主旨・概要について
信金キャピタル㈱　投資育成部　TEL：03-6228-7824　内容：個別案件について

内閣府

地方創生人材支援制度　全体概要

- **国家公務員、大学研究者、民間企業社員等**の総合的又は専門的な知見を有する人材を**副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として地方公共団体に派遣**し、ノウハウを活かして地方創生を推進
- 地方公共団体からの派遣受入の希望申請に基づき、**各省庁、大学、民間企業と地方公共団体とのマッチング協議の支援**を実施
- 派遣前に**壮行会を開催**するとともに、年に数回、派遣者の取組報告や派遣先での課題を共有する**報告会・情報交換会を開催**し、**派遣者間のネットワーク構築をサポート**

【施策のイメージ】

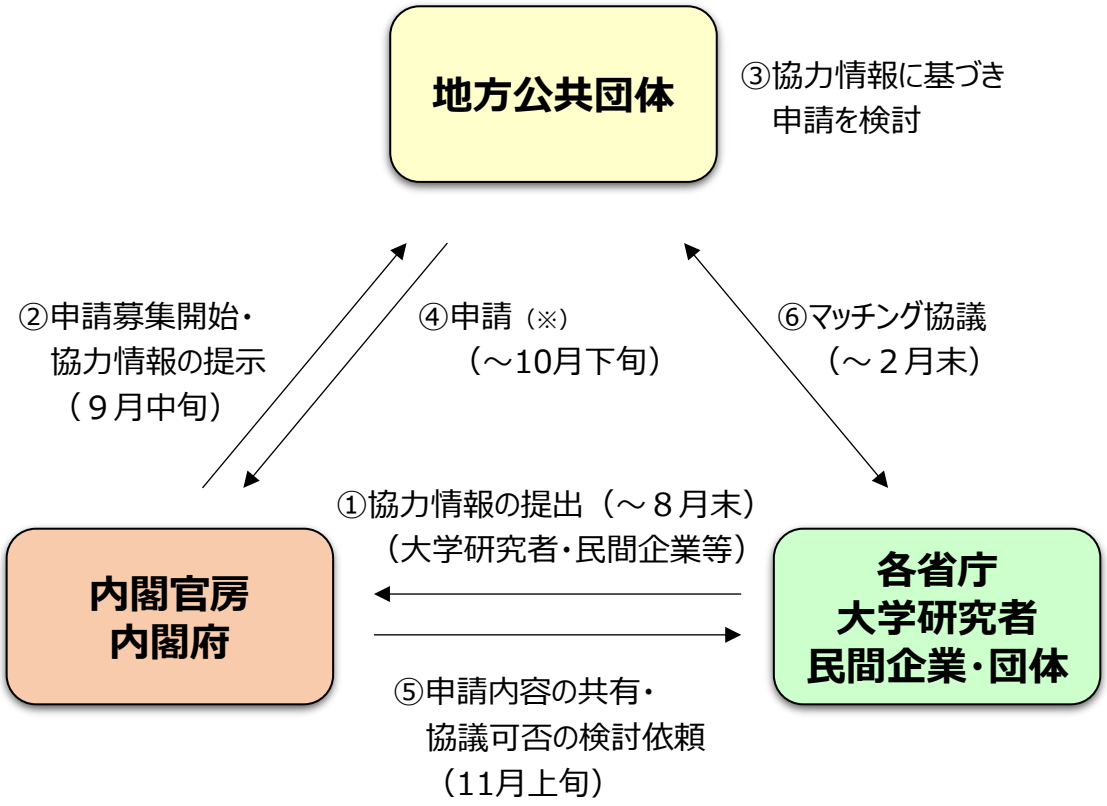

※ 市区町村は都道府県経由で申請（締切は都道府県毎に設定）

派遣先	・国家公務員　：原則人口10万人以下の市町村 ・大学研究者、民間専門人材：指定都市を除く市町村 ※デジタル専門人材は都道府県、指定都市、特別区も対象
形態	・常勤職員（副市町村長、地方創生監など） ・非常勤職員（顧問、地方創生アドバイザーなど）
期間	・国家公務員　：原則２年間 ・大学研究者、民間専門人材：原則半年～２年間 ※派遣者・派遣元・派遣先の３者の合意がある場合に限り１年間の延長が可能
給与・報酬等	・国家公務員　：市町村負担 ・大学研究者、民間専門人材：派遣元と派遣先との協議にて決定 ※民間専門人材は総務省の「地域活性化起業人」の要件を満たす場合には併用可能

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

○ 企業が寄附しやすいよう、
- **損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
- **寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○ 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**

○ **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

※ 以下の地方公共団体は対象外。
①不交付団体である東京都
②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

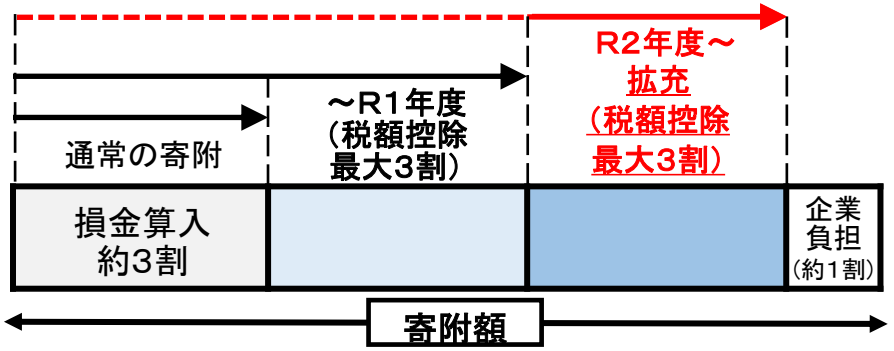

例）1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

①法人住民税	寄附額の４割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
②法人税	法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の１割を限度。（法人税額の５%が上限）
③法人事業税	寄附額の２割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定

○○市
総合戦略
・○○事業
・△△事業
・◇◇事業

②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成

地域再生計画

③計画の認定

内閣府

④寄附

企業

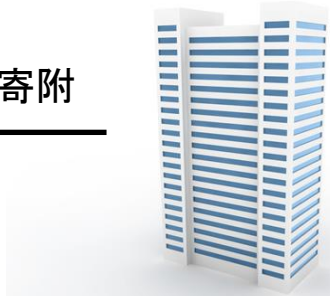

⑤税額控除

国
（法人税）

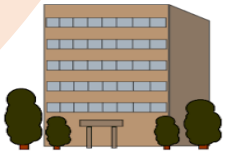

企業が所在する自治体
（法人住民税・法人事業税）

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数：46道府県1,491市町村（令和7年4月1日時点）

令和2年10月13日創設

企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム

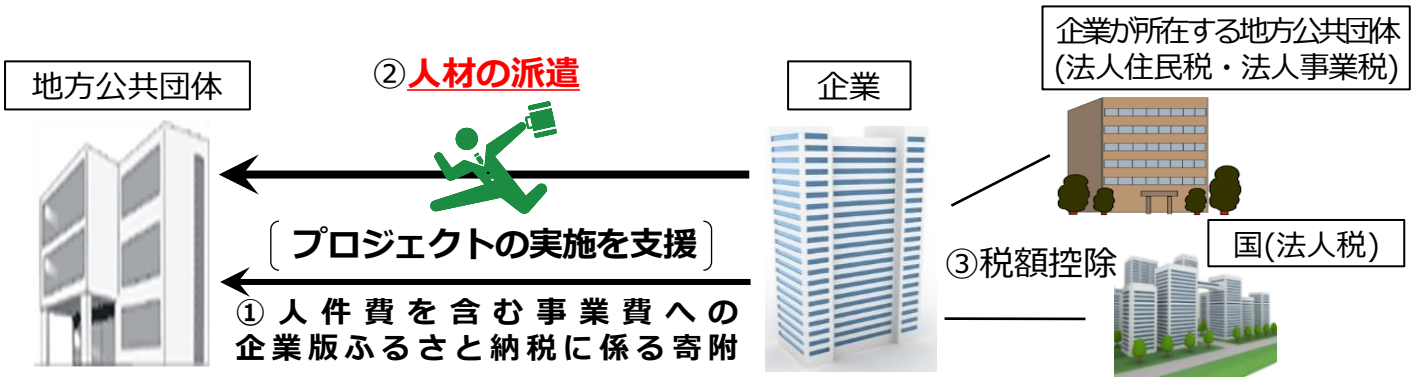

（参考）企業版ふるさと納税

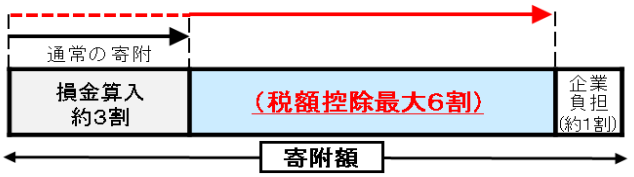

（例）1，000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減

企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- ○ **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- ○ 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れ**ることができる
- ○ **関係人口の創出・拡大**も期待できる

企業のメリット

- ○ 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けることができる
- ○ 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- ○ **人材育成の機会**として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- 地方公共団体は寄附企業の**人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- 寄附企業への**経済的利益供与の禁止や、**地域再生計画に記載する**効果検証の実施**に留意　など

活用実績（令和６年４月１日時点）

- 派遣者　**157名**
- 活用団体　**119団体**

※内閣府の調査結果による
※派遣者、活用団体は延べ数

「地方創生×脱炭素」推進事業費

令和７年度予算額　０．１４億円

事業概要・目的

「地方創生と脱炭素の好循環」の実現に向け、先進事例に関する情報整理及び専門家による実地の伴走支援をもとに、デジタル技術を最大限に活用した「地方創生×脱炭素」の事業推進に係るマニュアルを作成・更新し、全国に横展開することにより、地方公共団体の取組を支援します。

①先進的事例に基づく地方創生効果の定量把握
デジタル技術を活用し、地域課題と脱炭素の同時解決に向けた取組により創出された雇用、関係人口、経済効果等を実地調査及び関係者へのヒアリング等を踏まえて定量的に整理します。

②これから取り組もうとする地方公共団体への伴走支援
デジタル技術を活用し、再エネ施設等で生産した電力を活用して地産地消に取り組もうとする地方公共団体に対して、必要な技術を有する専門家で構成する支援チームが伴走支援を行い、課題を明確化し、解決方法を検討します。

③実務マニュアルの水平展開
上記により得られた情報・知見を基に、実務マニュアルを作成・更新し、全国に横展開することにより、同様の取組を進めようとする地方公共団体を支援します。

事業イメージ・具体例

地域の課題

・地方創生における脱炭素化の効果を具体的にイメージできる情報がない
・事業推進のための専門的知見やノウハウが十分ではない
・地域住民に理解を得たいが、再エネ事業のメリットを可視化できない

具体的施策

①先進的事例に基づく地方創生効果の定量把握

②これから取り組もうとする地方公共団体への伴走支援

③実務マニュアルの水平展開

地域課題と脱炭素の同時解決につなげる、いわば「地方創生と脱炭素の好循環」を実現する

伴走支援のイメージ

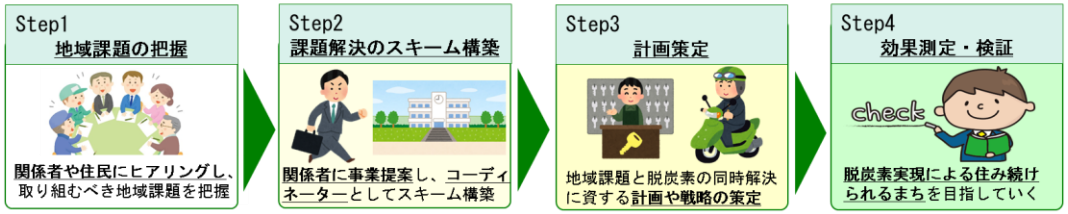

期待される効果

○デジタル技術を活用し、地域課題と脱炭素の同時解決による地方創生に関する理解を深め、地方公共団体による自主的・主体的な事業の実施を促すことで、「地方創生と脱炭素の好循環」の実現に貢献します。

資金の流れ

国 →（委託費）→ 民間事業者

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和７年度当初予算　2,000.0億円
（令和６年度予算額　1,000.0億円）

事業概要・目的

○「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。

○地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。

○地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

○小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）

農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）

地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築

国の伴走支援の強化

資金の流れ

国 → 交付金 → 都道府県 市区町村

※地方財政措置を講じる

期待される効果

○地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

デジタル実装型：制度概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPEV】ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術（※）を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援 ※例：NFT、DAO等システム、AIツール、 マイナカード、データ連携基盤など 【TYPES】「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組
共通要件	①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

詳細

＜TYPE別の内容＞

デジタル行財政改革特化型【TYPE S】	「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組	事業費：**3**億円 補助率：3/4 ＋ 伴走型支援
先進的デジタル公共財活用型【TYPE V】	ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体で共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組を高補助率で支援	国費：**4**億円 補助率：2/3
優良モデル導入支援型【TYPE１】	優良モデル・サービスを活用した実装の取組	国費：**1**億円 補助率：1/2

＜対象事業（一例）＞

【TYPE V】

生活者参加型のマイナンバーカード活用
～LoCoPi×ノッカル～（富山県朝日町）

【TYPE1】

書かない窓口

地域アプリ

オンライン診療

地方創生SDGs課題解決モデル都市 制度概要

概要

- 多くの自治体に共通する喫緊かつ深刻な地域課題に、先進的・試行的な解決策を講じるため、原則人口5万人以下の自治体に対し、地方創生SDGsの経験や知見のある人材の活用を支援。
- モデル事業の詳細を公表することにより、地方創生を促進。

背景

人口5万人以下の自治体の約6割でSDGsの推進にあたり専門性などが不足（有効回答964件のうち642件）

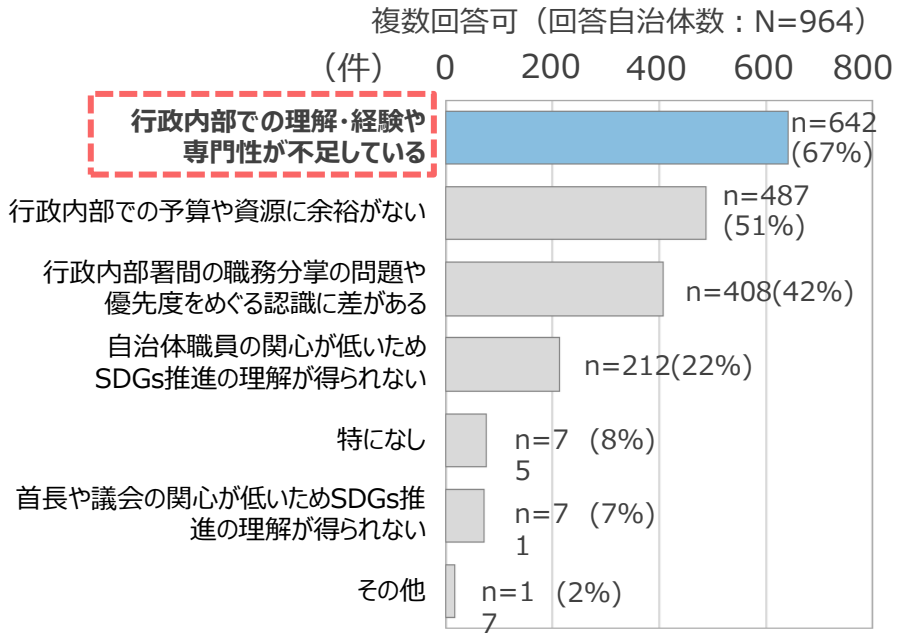

（令和6年度SDGsに関する全国アンケート調査結果より）

補助額 対象経費の1/2 上限1,000万円(国費)

スキーム

課題の抽出・整理（事例）

- 高齢者孤立化 ▶ 高齢者や障害者のクリーンな移動手段の創設と手配ツール導入
- 放置林増加 ▶ 放置林を防止するため、民有林の管理などの取組の実施や仕組みの形成

事業の申請

- 自治体は、課題解決の経験や知見のある人材を選出し、課題や選出した専門家等を記載し申請
- 施策整合性、課題の深刻度・喫緊性・共通性・モデル性、実現可能性を審査

専門家の活用

地方創生の経験や知見を持った人材を派遣し、課題解決に取り組む

公表

モデル事業の計画、結果の詳細を公表し、わが国全体の地方創生を推進

地方創生SDGs課題解決モデル都市 あわら市（2024年）

地域が抱える課題

- 地域経済の縮小、観光事業者の人材不足など（経済的課題）
- 空き家や空き店舗、各旅館の個別バス送迎など（環境的課題）
- 若者の市外流出と人口減少、行政と民間の連携不足など（社会的課題）

官主導

専門家と構想案を調査・策定

- 温泉街のインフラ整備に向けた基本構想
- 持続可能なまちづくり推進体制の骨格検討　など

官民連携

専門家と「持続可能なスキーム」を検討

- エリア全体のマーケティング
- 交通再編と旅館送迎バスの一元化　など

民間主導

専門家とプロジェクトを実行

- 空き家を活用したシェアオフィス運営
- 泊食分離（旅館、飲食店）の推進　など

経済・社会・環境の三側面で「持続可能なエリア」を目指す、

アクションプラン推進に向けた準備委員会（専門家・行政・民間事業者）

あわら市観光まちづくりビジョン

「来たい、住みたい、オススメしたい　世界に愛されるまち　AWARA」

官民連携プラットフォーム

課題を解決したい会員

地方自治体

1,226団体

（全体の68.5%）

※R7年4月時点

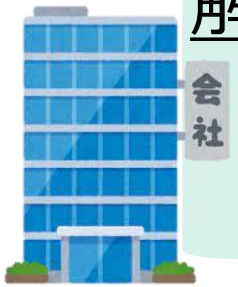

解決策やノウハウを持つ会員

民間企業等

6,719団体

※R7年4月時点

プラットフォームのマッチング機能

地域課題の登録

解決策の提案

- マッチングイベント開催
- 伴走支援
- 優良事例共有

官民連携プラットフォーム マッチングシステム

課題・ソリューション検索

※各会員の課題・ソリューション等について、当プラットフォーム及び運営事務局(内閣府)が管理・保証するものではありません。

条件を指定して「🔍」をクリック

フリーワード検索

- 課題・ソリューション種別
  - [x] 課題
  - [ ] ソリューション
- ＋ 会員種別
- ＋ カテゴリ
- ＋ 地域
- ＋ 更新日
- ＋ 業種
- ＋ 目指すSDGsゴール

検索

検索条件をクリアする

565 件（総件数：935件）

表示切替：

蒜山高原・ジャージー酪農の副産物（脱脂粉乳等）の利活用について

課題をフォロー

岡山県真庭市　2026/03/31 掲載終了

課題 No.2500139　未来都市　2025/04/25 13:51 更新

【さいたま市】デジタルトランスフォーメーション（DX）に資する提案

課題をフォロー

埼玉県さいたま市　2026/05/31 掲載終了

課題 No.2500043　未来都市　2025/04/22 12:15 更新

【船橋市】プロ・企業スポーツチームと連携した地域・経済活性化事業

課題をフォロー

千葉県船橋市　2026/03/31 掲載終了

課題 No.2500101　2025/04/18 17:18 更新

【千葉県松戸市】＜ゼロカーボン社会の実現＞企業版ふるさと納税募集中

課題をフォロー

千葉県松戸市　2026/02/28 掲載終了

課題 No.2500125　未来都市　2025/04/18 17:05 更新

【千葉県松戸市】＜若い世代のライフデザイン支援＞企業版ふるさと納税募集中

課題をフォロー

千葉県松戸市　2026/02/28 掲載終了

課題 No.2500124　未来都市　2025/04/18 17:04 更新

【千葉県松戸市】＜松戸産農産物のブランド化促進＞企業版ふるさと納税募集中

課題をフォロー

千葉県松戸市　2026/02/28 掲載終了

課題 No.2500123　未来都市　2025/04/18 17:03 更新

【千葉県松戸市】＜商店街の活性化に向けた支援の拡充＞企業版ふるさと納税募集中

課題をフォロー

千葉県松戸市　2026/02/28 掲載終了

【千葉県松戸市】＜地域の交通利便性向上に向けた取り組み＞企業版ふるさと納税募集中

課題をフォロー

千葉県松戸市　2026/02/28 掲載終了

官民連携プラットフォーム 宮城県一関市

- ふるさと納税×SDGs取組の情報発信を、市がプラットフォームに登録
- ふるさと納税**「一関市こども食堂支援」**により、市の農産物・加工品など（余剰品や訳あり品）を**全国のこども食堂に提供**

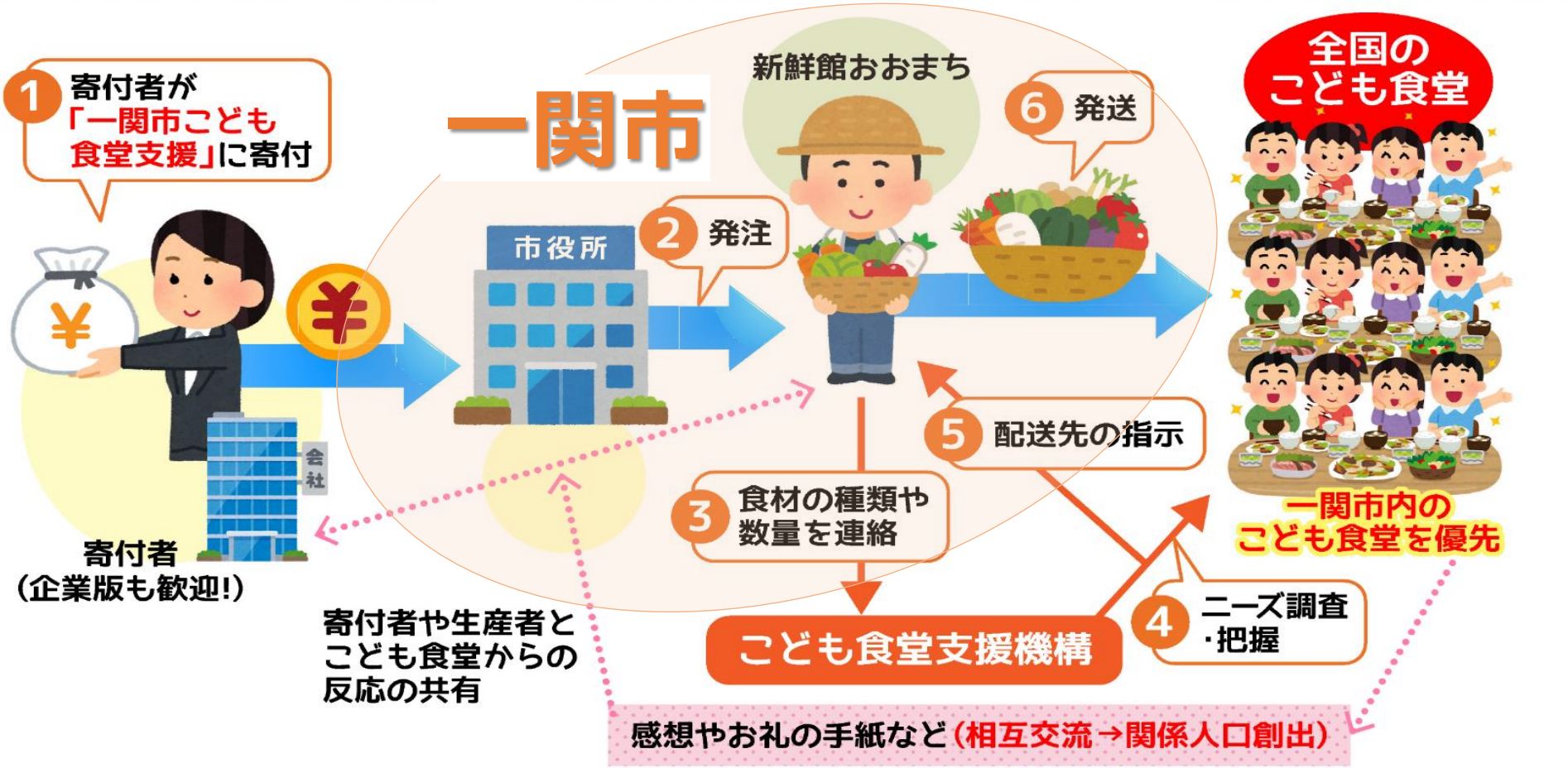

官民連携プラットフォーム 伴走支援事業者とのマッチング

現在の官民マッチング

①自治体が地域課題を掲載。
②掲載された地域課題を企業等が閲覧し、解決策を提案。
③自治体が解決策を提案した企業等に連絡。

マッチング成立（＝意見交換の実施）

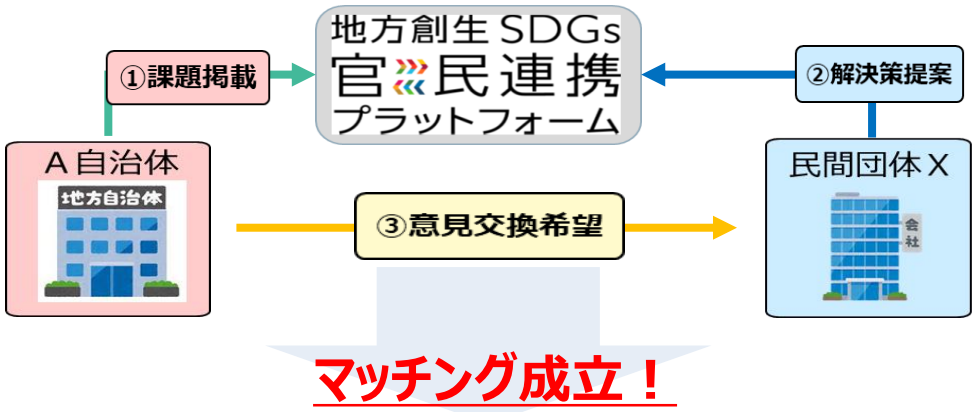

課題

- 課題の適切な把握・整理、課題掲載に係る庁内調整
- 企業等からの提案募集に向けた課題掲載文の作成
- 事業者選択、資金調達等に関する自治体の知見不足
- 議会承認等の自治体事情に関する企業等の知見不足

課題掲載文の作成、連携事業者選定、資金調達、契約等に関する自治体への支援が不足

伴走支援事業者とのマッチング

①プラットフォームが「伴走支援事業者」をリスト化。
②自治体が、「伴走支援事業者」に支援を依頼。
（＝伴走支援事業者とのマッチング）
③伴走支援事業者が、課題整理・言語化、計画策定、資金調達、連携事業者紹介等を支援。

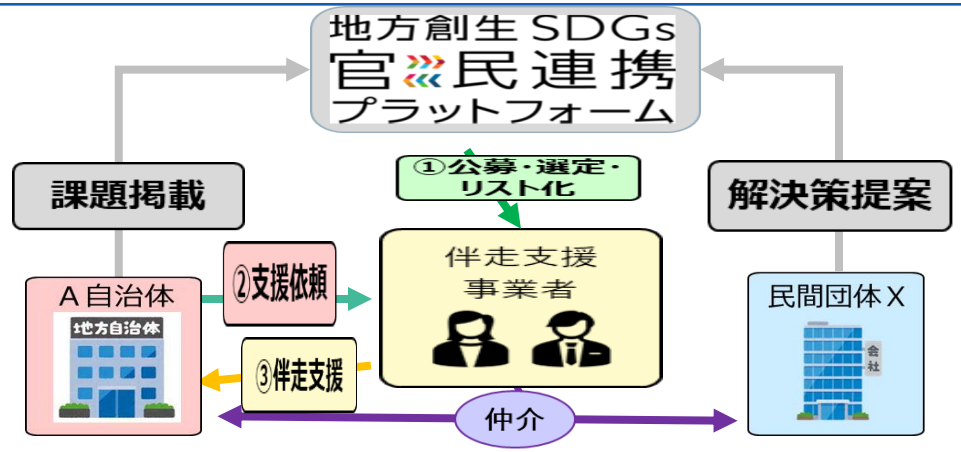

改善

- 課題整理から、事業者選択、資金調達、契約まで支援
- 予算化等の前から、計画策定、課題解決に着手
- 事業構築の効率化、施策効果の最大化を促進
- 先行事例、企画・計画策定、課題解決ノウハウの習得

マッチング機会の拡大に加え、プラットフォームを起点とした官民連携の拡大を図る

こどもまんなか こども家庭庁

就学前教育・保育施設整備交付金 拡充 見直し

成育局 保育政策課

令和７年度予算額　245億円　＋　令和６年度補正予算額　829億円（245億円）
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

- 【対象事業】

・保育所整備事業　・幼保連携型認定こども園整備事業　・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）　・公立認定こども園整備事業
・小規模保育整備事業　・防音壁整備事業　・防犯対策強化整備事業　・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】　（私立）市区町村　（公立）都道府県・市区町村

【設置主体】　（私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等　（公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象施設】　保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所　等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】
（私立）　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４
国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体：１／４

＜補助率の嵩上げについて＞　以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（１/２→２/３）　※令和７年度当初予算では経過措置あり
〇待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
〇人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

（公立）　原則国１／３、設置者（市区町村）２／３
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業　（私立）国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体：１／４　（公立）国２／３、設置者（市区町村）１／３
※防災・減災・国土強靭化のための５か年加速化対策（9.4億円）

こどもまんなか こども家庭庁

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局　参事官（事業調整担当）

令和7年度当初予算 67億円＋令和６年度補正予算 138億円（５か年加速化対策分含む）
（令和６年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

＜令和６年度補正予算により実施する拡充事項＞
・防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策に必要な経費を要求する。
「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等
【補助率】定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当
児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局　参事官（事業調整担当）

令和７年度予算　91億円＋ 令和６年度補正予算　13億円（令和６年度当初予算　156億円）
※令和7年度当初予算91億円　全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（１）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和６年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】
待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（２）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者　等

【補 助 率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	―
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	―
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）

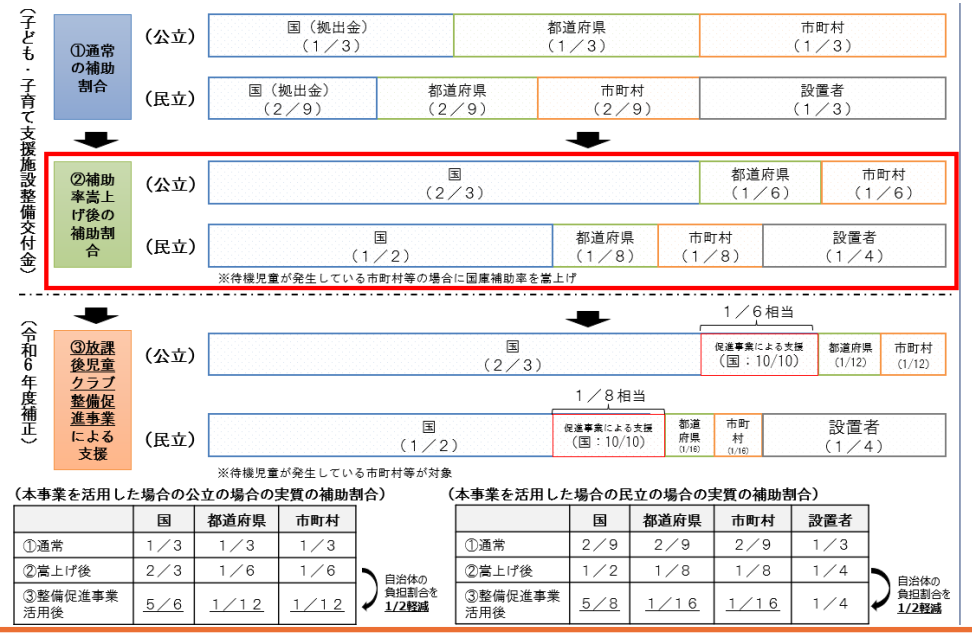

（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1／3	1／3	1／3
②嵩上げ後	2／3	1／6	1／6
③整備促進事業活用後	5／6	1／12	1／12

自治体の負担割合を1/2軽減

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2／9	2／9	2／9	1／3
②嵩上げ後	1／2	1／8	1／8	1／4
③整備促進事業活用後	5／8	1／16	1／16	1／4

自治体の負担割合を1/2軽減

総務省

ローカル10,000プロジェクト等

R7年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金　6.2億円
R6年度補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等　21.1億円
（R6年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金　6.0億円の内数）

○ 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。

○ 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- 地域密着型（地域資源の活用）
- 地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- 地域金融機関等による融資等
- 新規性（新規事業）
- モデル性

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（嵩上げ）
・「デジタル技術」　国費3/4
・**「ローカル脱炭素」国費3/4**
・「女性・若者活躍」国費3/4【新規】

公費による交付額 ※
- **国費**
- **地方費**

地域金融機関による融資等（原則、無担保融資）
・公費による交付額以上

自己資金等

※　上限2,500万円。
融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した**菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業**

山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市
織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト

長野県佐久市

循環型醸造事業
～Ferment Base～

島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の**古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業**

徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業

鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
鹿児島活性化事業

ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

ふるさと融資制度について（地域総合整備資金貸付事業）

2050年カーボンニュートラル実現目標や2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%減）に向けて、地域脱炭素による地域の魅力と質を向上させる地方創生が喫緊の課題であることなどを踏まえ、ふるさと融資の利用を推進し、民間投資の促進を通じて地域の活性化につなげる。

脱炭素化に資する事業について

・融資比率、融資限度額、雇用要件　※赤字部分は令和７年度から追加

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づき市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、国の出資等により設立された株式会社脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業者の事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月30日環政計発第2203301号）に定める脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和６年２月13日環地域事発第2402131号）に定める民間裨益型自営線マイクログリッド等事業について、**最も高い融資比率及び融資限度額**とするとともに、**雇用要件の特例（都道府県・指定都市「１人以上」）**を適用する。

（単位：億円）

		通常の地域	過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯	定住自立圏・連携中枢都市圏・東日本大震災被災地域(※2)	脱炭素に係る事業(※4)
都道府県・指定都市	融資比率	50%	60%	60%(※3)	60%
	融資限度額	80(※1)	96(※1)	120(※3)	120
	雇　用(※5)	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上			1人以上
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%	60%
	融資限度額	20(※1)	24(※1)	30	30
	雇　用(※5)	1人以上			

（※1）：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

（※2）：岩手県、宮城県、福島県に限定

（※3）：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については、都道府県は対象外

（※4）：市町村が認定する「地域脱炭素推進事業」、（株）脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業、地域脱炭素推進交付金事業のうち「脱炭素先行地域づくり事業」、「重点対策加速化事業」及び「民間裨益型自営線マイクログリッド等事業」

（※5）：設備を更新する事業であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、雇用が維持される人数を新たな雇用とみなす

GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日）では、**①少なくとも１００か所の脱炭素先行地域づくりや、②太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施**等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。

  ▶このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である**「経営・財務マネジメント強化事業」**において、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

支援分野

- **課題対応アドバイス事業**

  地域脱炭素に取り組む地方公共団体に対して、下記の分野において支援を実施。

  ＜地域脱炭素ロードマップの重点対策＞

  ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地

  ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導

  ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

  ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- **啓発・研修事業**

  都道府県が市区町村の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ

地方公共団体とアドバイザー間で派遣日時等を調整 ▶ 団体においてシステム上で派遣を申請 ▶ 総務省・機構から団体へ支援決定連絡 ※内示段階でも派遣可能 ▶ 派遣実施 ▶ 団体においてシステム上で実施報告 ▶ 機構からアドバイザーへ謝金・旅費支払 ▶ 最終派遣終了後、団体においてシステム上で実績報告（※啓発・研修事業の場合は、派遣回ごとに報告）

謝金・旅費

- **アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、１時間あたり６,０００円）**

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照
https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html （機構HPのURL）

（機構HPのQRコード）

地域おこし協力隊について

● 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体：**地方公共団体　　○**活動期間：概ね1年以上3年以下**

○**地方財政措置：**＜特別交付税措置：R7＞

- **地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限**
- 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限　等
- **地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円**、その他活動経費：200万円)
- 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者１人あたり100万円上限
- 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
- JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）
- 外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかＪＥＴプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

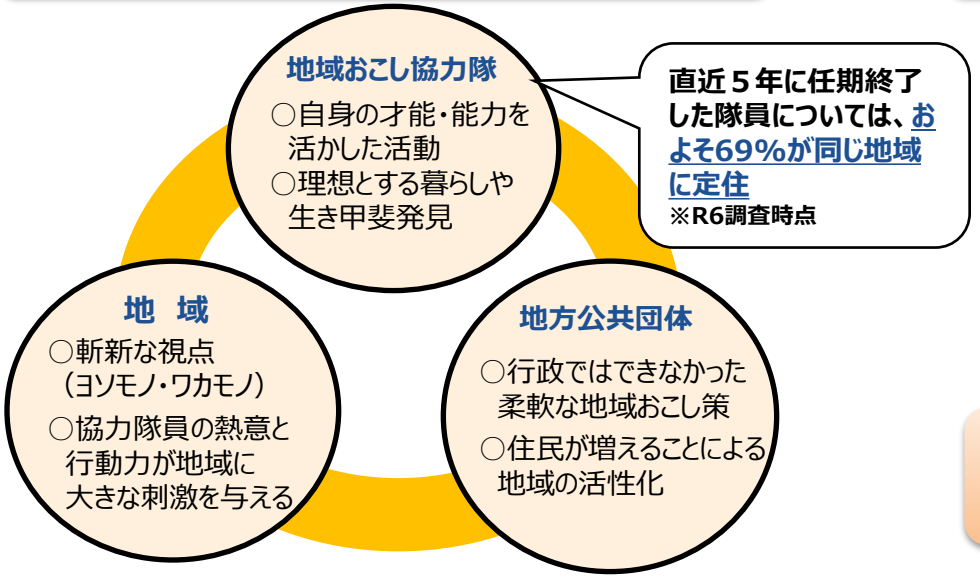

直近５年に任期終了した隊員については、およそ69%が同じ地域に定住
※R6調査時点

隊員数、取組自治体数の推移

⇒ **令和８年度に10,000人を目標**

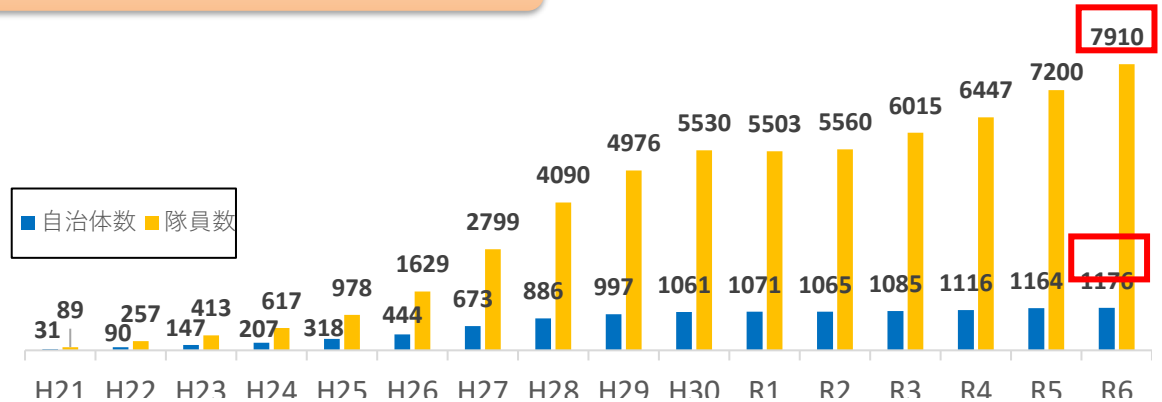

隊員の約4割は女性

隊員の約6割が20歳代と30歳代

直近５年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業※R6調査時点

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html

対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ

1. 市町村においてアドバイザーを**地域人材ネット**から探す
2. 興味のあるアドバイザーに連絡
3. 市町村にて予算を計上
4. アドバイザーの助言・指導
5. 市町村から謝金等をアドバイザーに支払い
6. 取組経費を総務省に報告
7. 総務省が特別交付税を市町村へ交付

地域の課題について助言がほしい

招へいの可否、日程、諸謝金、旅費等を調整

特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について

アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

- 取組事例

  ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年８回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

- 成果・効果

  ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。

財政措置

- 対象市町村

  ① 三大都市圏外の市町村

  ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

- 財政措置の内容

  市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- **民間専門家活用（590万円／年）※R7年度から上限額引上げ**
- **先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）**

地域力創造アドバイザー取組内容分類

（１）　「まち」の魅力の維持・向上		（参考）地域力創造Ｇの主な施策
1. 地域資源を活用した地域経済循環	地場産品発掘・販路開拓、６次産業化、経営資源の引継（事業承継等）・起業支援、地域中核企業等の支援に取り組む	ローカル10,000、分散エネ、シェアココ
2. まちなか再生	中心市街地活性化、空地・空家・空きビル・空き店舗等対策、商店街活性化に取り組む	中活ソフト事業
3. 生活機能の維持	地域医療・福祉、地域交通、集落機能の確保に取り組む	集落支援員、地域運営組織、定住自立圏
4. 環境保全・ＳＤＧｓ	分散型エネルギーシステム、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策に取り組む	分散エネ、地域運営組織
5. 防災減災・危機管理	建築物耐震化・長寿命化、地区防災計画、ＢＣＰ、避難所運営、感染症対策に取り組む	地域運営組織
（２）　「ひと」の流れの創出・「ひと」を育てる		（参考）地域力創造Ｇの主な施策
6. 観光振興・交流	ＤＭＯとの連携、インバウンド対応、民泊・農泊の推進に取り組む	地域おこし協力隊、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、企業版ふるさと納税（人材派遣型）等
7. 関係人口の創出・拡大	滞在・活動の場づくり、地域と関係人口の協働に取り組む	関係人口、ふるさとワーホリ、サテライトオフィス、子プロ　等
8. 移住・定住促進	起業・事業承継等の支援、空地・空家対策、地域おこし協力隊の推進に取り組む	ふるさとワーホリ、移住・交流情報ガーデン、地域おこし協力隊、サテライトオフィス、特定地域づくり　等
9. 少子化対策、子ども・子育て支援	結婚・出産・子育て支援、働き方改革、子どもの貧困対策に取り組む	地域運営組織、子プロ、シェアココ
10. 地域づくり人材の育成・教育	人材研修、ふるさと教育、地域と教育機関の連携（高校魅力化・域学連携等）に取り組む	人財塾、特定地域づくり事業協同組合
（３）　共通基盤、横串の手法・取組		（参考）地域力創造Ｇの主な施策
11. 自治体経営イノベーション	財政マネジメント（公共施設管理・公会計整備）、官民連携（ＰＰＰ／ＰＦＩ）、自治体間連携、多様な関係者間の連携、住民参加に取り組む	地域運営組織、地域プロジェクトマネージャー、企業版ふるさと納税（人材派遣型）
12. シティプロモーション・地域ＰＲ	地域ブランディング、メディア活用、効果の把握・評価に取り組む	（地域力創造アドバイザー）

地域活性化起業人

①企業派遣型（H26～）
②副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、**シニア個人としても退職後の**新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

地方公共団体

（対象：1,433市町村）

① 三大都市圏外の市町村
② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

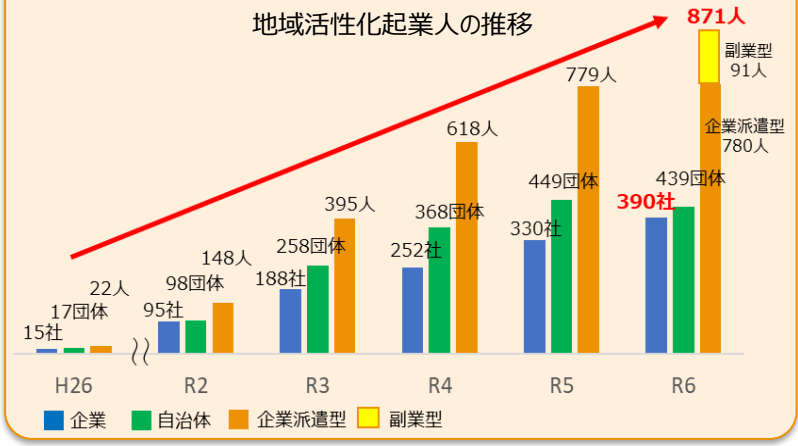

協定締結

○任期
6か月～3年

○活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発　等

民間企業

A 三大都市圏に所在する企業
B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

○要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**　など

○特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）**】**

社員（個人）

○要件
・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月１日以上**　など

○特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人のマッチング支援事業

プラットフォームは現在構築中であり、今秋にリリース予定。
※募集中の自治体の情報は、現在総務省HPで公開中。

総務省HPはこちら↓

官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるよう、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築**し、更なる制度の活用を推進する。

- Ｒ５年度補正予算で、**三大都市圏の企業約５万５千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約１万3,000社**から返信があり、そのうち、**約3,000社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォームを構築**するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**するなど、マッチング支援を実施する。

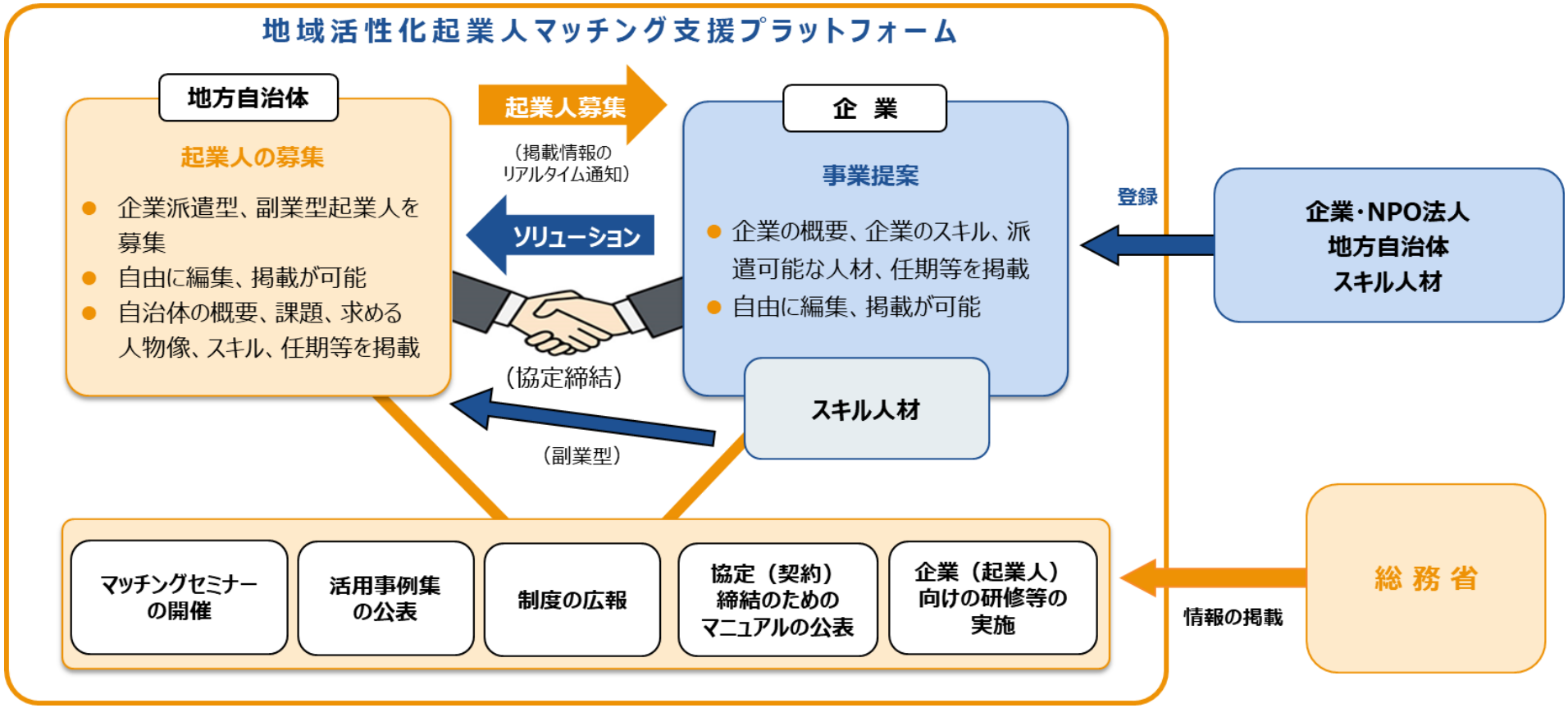

地域活性化起業人　令和７年度拡充部分

○ **企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設**

○ **三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加**

○ **市町村・企業のマッチングを支援するプラットフォームを構築　R6補正予算　1.0億円**

対象者

・① 三大都市圏に所在する企業等の社員
② **三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市**に所在する企業等の社員

（企業派遣型／副業型）

・**三大都市圏、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等を退職した者のうち、引き続き当該市に在住する者（地域活性化シニア起業人）**

受入団体

・① 三大都市圏外の市町村、三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村等
・② ①のうち**政令市・中核市・県庁所在市以外の市町村**
（※企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

特別交付税措置

起業人（企業派遣型）の受入れに要する経費　上限額　R6 560万円／人
→ **R7 590万円／人**　等

地方自治体職員に対する脱炭素に関する研修

- 「地域脱炭素ロードマップ」（R3.6.9 国・地方脱炭素実現会議決定）では、2025年までの５年間を集中期間として地域脱炭素の取組を加速化することとされている。
- 地域脱炭素の取組に対し、人材研修の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築することとされた。
- このため、自治体職員に対し、地域に裨益する再生可能エネルギー導入の考え方等をテーマとした講義等を通じて、脱炭素企画を企画し、職場に提案いただくことをゴールに自治大学校で研修を実施する

時期

例年秋頃（２泊３日）（年１回開催）

対象

地域脱炭素の取組を加速化させるために、関連施策に携わる都道府県及び市区町村職員。
※初任者の参加可能。

研修内容

①脱炭素地域づくりに関して、専門家からの説明

②脱炭素地域づくりに関して、先進自治体からの事例紹介

③自治体職員同士で、脱炭素社会実現に向けたグループワークの実施

（専門家及び先進自治体職員がコーディネート役）

これまでの実施状況

【令和６年度】

実施日：１０月２日（水）～１０月４日（金）

受講者：３２名

【令和５年度】

実施日：１０月２３日（月）～１０月２５日（水）

受講者：３６名

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置①

環境省

	脱炭素化推進事業債	公営企業債 （脱炭素化推進事業）	過疎対策事業債	辺地対策事業債
起債充当率	90%	・地方負担額の1/2※に公営企業債（脱炭素化推進事業）を充当（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当） ※電動バス等の導入については増高経費	100%	100%
交付税措置	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入（①、②については50%、③、④については財政力に応じて３０～５０%、⑤については３０%）	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の80%を基準財政需要額に算入
対象事業	● 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための以下の事業【単独】 ①再生可能エネルギーの導入[注1] ②公共施設等のZEB化[注2、3] ③省エネルギー改修[注4] ④LED照明の導入 ⑤電動車の導入（EV、FCV、PHEV） ● 再生可能エネルギーの導入【単独】 令和6年度より、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等[注5]に対する補助金）を対象に追加。ただし、対象事業費は導入に要する経費の２分の１を上限とする	● 脱炭素化推進事業債と同様の事業のほか、公営企業に特有の以下の事業 ・小水力発電（水道事業・工業用水道事業）【単独】 ・バイオガス発電、リン回収施設等（下水道事業）【単独・補助】 ・電動バス等の導入（EV、FCV、PHEV）交通事業（バス事業））【単独】	過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 ● 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】[注1] ● 過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ● 再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する地場産業の振興に資する施設の整備[注6、7]（第三セクター等に対する補助金を含む）【単独】 ※令和6年度より、再生可能エネルギー設備の整備[注8]及び公共施設等のＺＥＢ化[注2，3]を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う[注9]	辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う以下の事業 ● 辺地債の対象施設の整備として行われる再エネ設備、省エネ設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ● 再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する地場産業の振興に資する施設の整備[注6、7]（第三セクター等に対する補助金を含む）【単独】

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債（充当率90%、措置率22.2%）又は一般補助施設整備等事業債（充当率75%、措置率0）が充当可能。

（注１）売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。
（注２）ZEB基準相当（地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和３年10月22日
地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）における「ZEB Oriented相当」）に適合するための公共施設等の改修及びZEB基準相当の公共施設等の新築・改築。
（注３）ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けている施設に係る事業であること。
（注４）省エネルギー基準（BEI（設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。）が1.0以下（ただし、平成28年４月１日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。））に適合するための、公共施設等の改修事業。
（注５）「地方財政法」（昭和２３年法律第１０９号）第５条第５号に規定する法人及び地方公営企業。
（注６）国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債、辺地対策事業債の対象外。
（注７）地方単独事業については、施設整備に要する経費の１／２を上限とし、これを上回る部分は対象外。FIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合も、対象外。
（注８）地場産業の振興に資する施設の整備は、過疎地域における「地域内消費」を主目的とするものに限る。
（注９）過疎債の対象施設に限る。

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置②

	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	地域活性化事業債
起債充当率	100%	90%
交付税措置	元利償還金の50%を 基準財政需要額に算入	元利償還金の30%を 基準財政需要額に算入
対象事業	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業[注10]	地域の活性化のための基盤整備事業のうち、以下の自然再生・地球温暖化対策事業 ● 藻場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全【単独】 ● 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備【単独・補助】 ● 都市緑化のための植樹、植栽等【単独】

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債（充当率90%、措置率22.2%）又は一般補助施設整備等事業債（充当率75%、措置率0）が充当可能。

（注10）「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分）が該当。

脱炭素化推進事業

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る 地方単独事業（事業期間は令和7年度まで）

1. 対象事業 ※事業費 1,000億円（令和7年度）

① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。）

② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備（売電を主たる目的とするものを除く） など）

③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業（空気調和設備、照明設備、給湯設備 など）

④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業

⑤ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る）及び充電設備の整備（主として公用車に充電を行うもの）

※ ①及び②は、新築・改築も対象。また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。
※ ＺＥＢ（Net Zero Energy Building）とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

【事業イメージ】

再生可能エネルギー（太陽光）設備

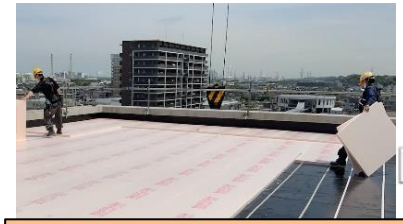

公共施設等のZEB化
（屋根の高断熱化・複層ガラスの導入）

電気自動車の導入

2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

○ ①及び②の事業

脱炭素化推進事業費
脱炭素化推進事業債（充当率90%）
元利償還金の50%を地方交付税措置 ／ 一般財源

○ ③及び④の事業

元利償還金の30～50%(※)を地方交付税措置 ／ 一般財源
※ 財政力に応じて措置

○ ⑤の事業

元利償還金の30%を地方交付税措置 ／ 一般財源

※ 令和７年度までに工事に着手した事業については、令和８年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる
事業期間終了後の在り方については、地方団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

公営企業の脱炭素化の推進

○ GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1．対象事業

○ 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の
脱炭素化のための地方単独事業
（太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入）

※この他、小水力発電（水道事業・工業用水道事業）やバイオガス発電、リン回収施設等（下水道事業）、
電動バス（EV、FCV、PHEV）等の導入（交通事業（バス事業））についても対象
※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化※1	50%
省エネルギー （省エネ改修※2、LED照明の導入）	財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車等の導入 （EV、FCV、PHEV）	30%

※1 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象
また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む
※2 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む

2．事業期間

○ 令和5年度～令和7年度

※令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる
※事業期間終了後の在り方については、地方団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

3．地方財政措置

○ 地方負担額の1/2に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、
元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、
その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置
（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）

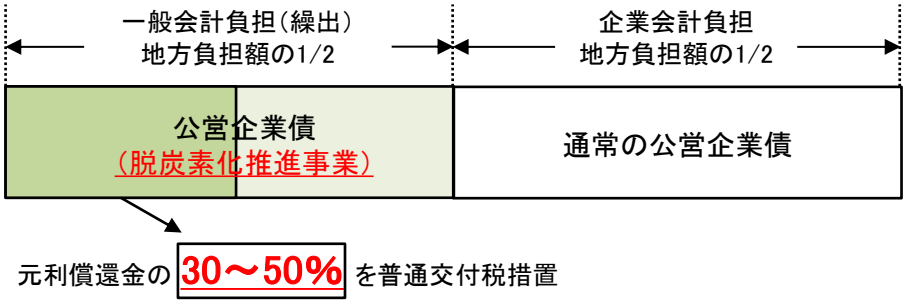

※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

※専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

地域活性化事業債について（平成14年度創設）

地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするもの。

１．対象事業

対象事業区分	対象事業例
① 地域経済循環の創造	○ 創業支援のための拠点施設・貸工場等の整備、地場産品加工場・直販施設等の整備、観光施設の整備 ○ 藻場・干潟等の形成・保全、地域木材を利用した施設の整備、都市の緑化のための植樹、伐採　等
② 人材力の活性化	○ 移住・定住者向け貸付住宅の整備、地場産業後継者の育成・支援施設の整備 ○ NPOサポートセンター等の市民活動支援施設の整備 ○ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等の施設（ｻﾃﾗｲﾄｷｬﾝﾊﾟｽ、地域交流拠点施設等）の整備
③ 地域の歴史文化資産の活用	○ 文化財の取得・保存・周辺整備、歴史的建造物・街並みの保存・周辺整備、歴史文化資産とふれあう場の整備
④ 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保	○ リハビリテーション施設、住民が公共施設等へ移動するための車両導入
⑤ 連携中枢都市圏構想の推進	○ 連携中枢都市圏ビジョンに位置付けた「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備（新技術開発支援等の研究開発施設の整備、海外インバウンド観光施設の整備、コミュニティバスターミナルの整備、地場産業支援施設・地域観光施設等の産業振興施設の整備　等）
⑥ 定住自立圏構想の推進	○ 定住自立圏共生ビジョンに位置付けた「医療・福祉」、「公共交通」、「産業振興」に係る圏域全体の都市機能・生活機能を確保するため真に必要な施設の整備（中核医療施設の整備、デマンドバスの導入、広域観光拠点施設の整備　等）
⑦ 合併の円滑化	○ 合併の円滑化のために必要不可欠な庁舎・消防庁舎の統合・改修 ○ 合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備　等

２．地方財政措置

○充当率：９０％　　○元利償還金に対する交付税措置率：３０％

３．財政措置イメージ

元利償還金に対する交付税措置率：30%＝ 地方負担額の27%を交付税措置

地方財政措置（地域の人への投資の推進（地域脱炭素関係））

1．地域におけるリスキリングに関する地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、
①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援
※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象
【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）
【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0．5）

2．地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。
（1）自団体職員を対象とする場合
都道府県：普通交付税措置
市町村　：特別交付税措置（措置率0.5）
（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合
特別交付税措置（措置率0.5）

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

（※）複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前地方交付税措置している研修経費についても拡充。

3．地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、
当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材
（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を
確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設
【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

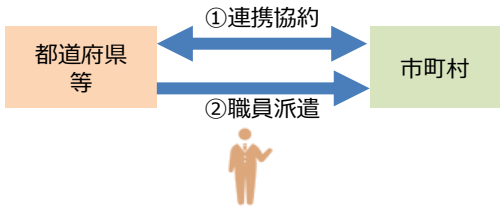

- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置

○　地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

○　都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、新たに特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）

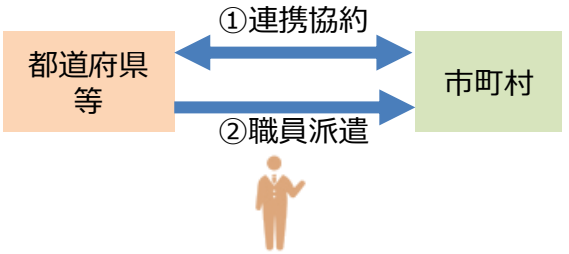

※１：地方自治法252条の２第１項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性などを規定することが必要。

※２：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。

※３：任期の定めのない常勤職員（①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する専門職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

（１）連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

・専門人材を派遣する都道府県等への措置
派遣する専門人材の職種に係る募集経費　×　0.5
上限額：100万円/団体

（２）連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

・専門人材を派遣する都道府県等への措置
人件費　×　0.5
上限額：600万円程度/人
※市町村からの負担金がある場合は控除
※自治法派遣の場合は対象外

・専門人材を受け入れる市町村への措置
負担金　×　0.5
※自治法派遣の場合に対象
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

文部科学省

国立大学・高専等施設の整備

令和7年度予算額　364億円
（前年度予算額　363億円）
令和6年度補正予算額　624億円

文部科学省

概 要

◆「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3年3月文部科学大臣決定）」に基づき、施設の戦略的リノベーションによる老朽改善、DXを含む教育研究の高度化・多様化・グローバル化等の機能強化、施設の長寿命化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進し、キャンパスの質及び魅力の向上を図る。

◆ ソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備充実を図り、産学官連携によるキャンパスの共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進することによって地域の社会課題解決・イノベーション創出や地域防災に貢献する。

事業内容

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、
ライフラインの計画的な更新

落下の危険がある外壁

耐災害性が向上

②イノベーション拠点の強化等

人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する
施設整備、附属病院の再生

イノベーション人材育成のための
教育環境

フレキシブルなオープンラボ

③カーボンニュートラルに向けた取組

ZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、
省エネの取組の加速化

創エネルギー設備の整備

高効率空調・全熱交換器の整備

産業界との共創

学生と起業家・地元企業との
交流を促進する共創の場

体育館をリノベーションした
コワーキングスペース、
スタートアップ創出拠点

イノベーション・コモンズ（共創拠点）

老朽改善にあわせた機能強化等を行い、キャンパス全体が有機的に
連携し、あらゆる分野・場面・プレーヤーが共創できる拠点

地方公共団体・地域社会との共創

県や市と連携して地域防災
支援を行う活動拠点

産官学連携による地域
の課題解決の拠点

他の大学・研究機関等との共創

国内外の大学や
企業との連携拠点

研究者間の連携を促進する
最先端研究の拠点

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課）

国立大学・高専等施設の整備

令和6年度補正予算額　624億円

文部科学省

目　的

国立大学・高専等施設における安心・安全な教育研究環境の確保、教育研究を支えるイノベーション拠点の強化等により、地域防災や地方創生等の基盤づくりに貢献する。

事業内容

国立大学・高専等施設の耐災害性の確保により、防災機能強化及びライフライン更新、老朽化対策や機能強化、省エネ化等の一体的整備による教育研究基盤となるイノベーション拠点の整備　等

事業イメージ

老朽化した施設・ライフライン

落下の危険がある外壁

配管の腐食

教育研究施設の耐災害性の向上

老朽改善された施設

ライフラインの再生

防災機能強化（体育館空調の整備）

イノベーション人材育成のための教育環境

創エネルギー設備の整備

事業効果

・災害発生時に学生・教職員等の生命を守り、教育研究活動を継続するため、安心・安全な教育研究環境を確保。

・用地取得不要で早期着手可能な事業が多いため即効性が高く、地元の中小企業の受注比率が高いため、地域経済の活性化に効果が波及。

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課）

公立学校施設の整備

令和6年度補正予算額　2,076億円
※空調設備整備臨時特例交付金を含む

文部科学省

目的

子供たちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たす学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を推進する。

事業内容

- 学校施設の老朽化対策、他の公共施設等との複合化・共用化、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化、空調設置、洋式化を含めたトイレ改修　等
- 学校施設の脱炭素化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）、木材利用の促進（木造、内装木質化）　等

長寿命化改修による教育環境向上と老朽化対策の一体的整備

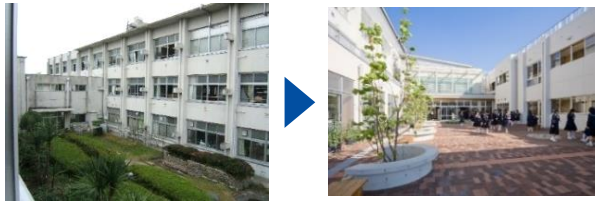

災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備

洋式化、乾式化された安全で清潔なトイレ

地域コミュニティの拠点として、学校施設と他の公共施設等との複合化・共用化を推進

校舎の柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習・生活環境や脱炭素化を実現

バリアフリートイレ等バリアフリー化により避難所としての防災機能を強化

学校施設のZEB化

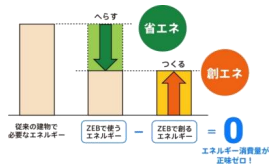

事業スキーム

公立学校の施設整備に要する経費の一部を事業等に応じた補助率により補助

《補助率：原則1/3、1/2》

国
↓ 補助
都道府県・市区町村（学校設置者）
↓ 発注
事業者

事業効果

- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等により、子供たちの安心・安全な教育環境を確保。

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額　691億円
（前年度予算額　683億円）

令和6年度補正予算額　2,076億円

文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

❶新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

❷防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

激甚化・頻発化する災害への対応

能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**

バリアフリートイレの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

❸脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
  （高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

学校施設の**ZEB化**　高断熱化、LED照明、高効率空調など

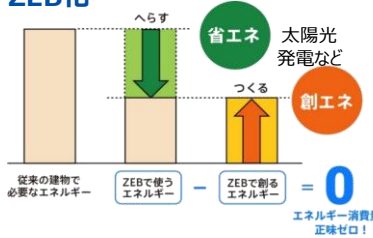

具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和９年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比　＋10.0%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/㎡　⇒　R7:325,700円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

エコスクール・プラスについて

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定しています。（平成29年度からエコスクールパイロット・モデル事業を改称）

○認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。また、「地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省、こども家庭庁から単価加算措置（８％）の支援を行います。

エコスクール・プラスの概要

文部科学省

■エコスクールの整備
○公立学校施設整備費
補助率
・新増築　１／２
・改築　１／３
・長寿命化改良　１／３
・大規模改造　１／３
→認定による優遇
脱炭素先行地域の学校などでZEB Readyを達成する事業について国庫補助単価の嵩上げ（単価加算８％）

こども家庭庁

■エコスクールの整備
○就学前教育・保育施設整備交付金
→認定による優遇
脱炭素先行地域の学校などでZEB Readyを達成する事業について国庫補助単価の嵩上げ（単価加算８％）

農林水産省

■地域材の利用
○地域材を利用した施設整備の支援
・学校施設の内装木質化
補助率：
木質化事業費の１／２以内。ただし、対象建築物の建築工事費の３．７５％を超えないこと。
→認定による優遇
・事業採択の要件
・配分段階において考慮

支援

エコスクール整備

（都道府県又は市町村）

基本計画の策定

建物等の整備
（施設面）

維持・管理
（運用面）
環境教育への活用
（教育面）

支援

環境省

■再エネ・省エネの導入
○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入の支援
○ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援、LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援
補助率：事業・条件毎に異なる
→認定による優遇
・審査段階において考慮

○地域脱炭素推進交付金
→認定による優遇
・脱炭素先行地域選定の評価段階において考慮
・重点対策加速化事業については、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」のリストに記載のある事業と連携された取組が複数ある場合、選定評価段階において加点する予定

国土交通省

■省CO２対策・木造化
○サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
補助率：建設工事費等のうち、先導的と評価された取組に係る費用の１／２以内　等
○既存建築物省エネ化推進事業
補助率：省エネ改修工事等に要する費用の１／３以内
○優良木造建築物等整備推進事業
補助率：建設工事費等のうち木造化に係る費用の１／３等以内

→認定による優遇
・審査段階において考慮

※各省庁の支援については、重複しない範囲で複数の事業が活用可能です。

事業タイプ

- 太陽光発電型
- 太陽熱利用型
- その他新エネルギー活用型
  - ・風力発電
  - ・地中熱利用
  - ・バイオマス熱利用
  - ・燃料電池
  - ・小水力発電
  - ・雪氷熱利用
- 省エネルギー・省資源型
  - ・断熱化
  - ・日除け
  - ・省エネルギー型設備
  - ・エネルギー・CO_2管理システム
  - ・雨水利用
  - ・排水再利用
- 自然共生型
  - ・建物緑化・屋外緑化
  - ・自然素材
- 木材利用型
  - ・地域材等の利用
- 資源リサイクル型
  - ・リサイクル建材の利用
  - ・生ゴミ処理設備
- その他
  - ・自然採光
  - ・自然換気

エコスクール・プラスに係る支援措置（概要）

エコスクール・プラスの認定を受けた事業について文部科学省、こども家庭庁の支援措置（単価８％加算）の対象はZEB Readyが達成できる事業かつ、脱炭素先行地域の学校または将来的に『ZEB』が達成できる計画のある学校となります。

ZEB Readyを達成する事業

● **ZEB Readyの算定方法**

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geqq 0.5$$

一次エネルギー消費量とは、空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量を考慮して算出する。（一次エネルギー消費量は国立研究開発法人建築研究所のHPに掲載されている計算支援プログラム（WEBプログラム）から算出することが可能。）なお、再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く。

基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合は建築物省エネ法に基づく指標であるBEI（Building Energy Index)として算出することとなっている。

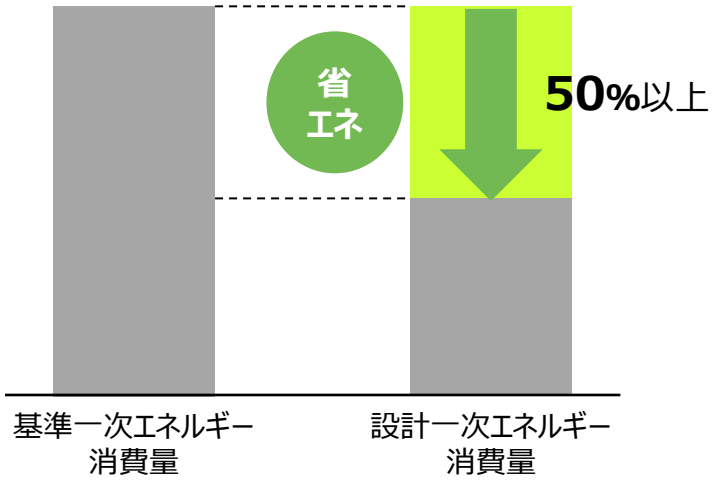

ZEB Readyのイメージ

脱炭素先行地域の学校

● **左記に加え、脱炭素先行地域に立地する学校**

「地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校であること。

脱炭素先行地域以外の学校

● **左記に加え、将来的に『ZEB』を達成する計画のある学校**

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB』を達成する計画を策定した学校であること。

支援内容

●補助単価の加算

配分基礎額に８％の加算。

●補助面積の加算

必要面積の20%を上限として必要な設備室等の面積を加算。

大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発

令和7年度予算額　0.4億円
（前年度予算額　0.6億円）

文部科学省

背景・課題

〇2050年にカーボンニュートラルを達成するには、**地方自治体が脱炭素化に向けた計画を策定し、まちづくりや産業政策等を転換することが必要。**

〇地域のカーボンニュートラル達成に向けた**技術・施策の導入効果等を定量的に予測する手法を開発することにより、地域の計画策定を支援することが必要。**

【政策文書における記載】
- カーボンニュートラルに向けた**知見創出及び大学等間ネットワークを活用した情報発信を強化**。＜統合イノベーション戦略2024（令和６年６月）＞
- 人文・社会科学から自然科学までの分野横断的な研究開発を推進し、**国や地域のシナリオ策定や政策横断的な視点による効果的な技術・施策の導入手法等に係る基盤的知見を充実**するとともに、その社会実装を促すため、多様なステークホルダーによる共創の場となる拠点や、こうした拠点も含めた大学等の地域の「知の拠点」としての機能を一層強化するための**大学等間ネットワークである「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」を形成し、大学間及び産学官の連携を強化**する。＜2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和３年６月）＞

事業内容

【実施概要】

①カーボンニュートラル実現に向けた地域の取組を促進するため、地域が技術・施策の導入を検討できるよう、大学が**基盤的な研究開発**を推進。

②大学等間ネットワークを構築し、**カーボンニュートラル実現に向けた大学や地域間の連携を支援**。

【研究内容】

＜地域のカーボンニュートラル実現に向けた取組加速のための基盤的な研究開発＞

〇北九州や宇都宮など複数地域の**実データを収集・分析**

〇エネルギー、交通、建築に関する温暖化対策の効果や社会経済的な影響を**シミュレートできるモデル**を検討

〇シミュレーションモデルの改良を繰り返し、最終的に**地域の脱炭素化に向けた計画等の策定に活用できる「脱炭素地域計画支援システム」**を構築

（脱炭素地域計画支援システムの活用例）
再エネ導入、交通施策、都市開発計画等を入力
→CO2削減効果や社会経済的影響を試算し
都市計画に活用

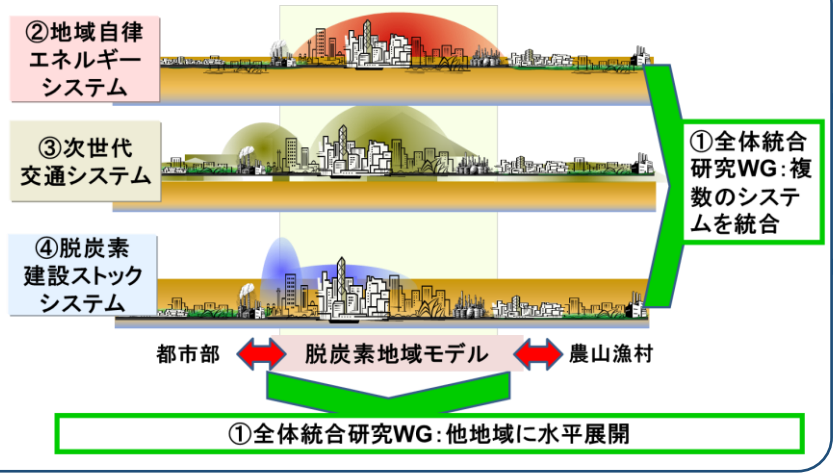

〇**「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」を設立**

〇本事業の研究成果も含めた国内外の**各大学等の知を結集**することにより、**各大学等による情報共有や共同研究を促進**

各地域・大学の協働による取組を促進
他府省庁事業等への研究成果の橋渡し

【事業スキーム】

✓ 事業実施機関：東京大学が複数の大学等と連携して実施
✓ 事　業　期　間：令和３～７年度（５年間）

国 → 委託 → 大学等

（担当：研究開発局環境エネルギー課）

カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

○ 2050年カーボン・ニュートラル実現には、技術イノベーションのみならず経済社会イノベーションが不可欠であり、そのためには、人文社会科学から自然科学までの幅広い知見が必要。教育研究・社会貢献活動を通じて、**国・地域の政策やイノベーションの基盤となる科学的知見を創出し、その知を普及する使命を持つ大学の役割に大きな期待**。また、各地域の"知の拠点"として、**地域の脱炭素化を促し、その地域モデルを世界に展開**する役割も重要。

○ これを踏まえ、大学が、国、自治体、企業、国内外の大学等との連携強化を通じ、その機能や発信力を高める場として、文科省、経済産業省、環境省が、賛同する大学等と連携し、**「カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」**（大学等コアリション）を令和３年７月に立ち上げ。

大学等コアリション　［参画機関］
- 大学/大学共同利用機関
- 研究機関、自治体、企業等も参画

事務局：地球研

総会　……　運営委員会

ゼロカーボン・キャンパスWG
幹事機関：
宮崎大、
京都府立大、
創価大

地域ゼロカーボンWG
幹事機関：
岡山大、
北九州市立大、
立命館大

イノベーションWG
幹事機関：
福井大、
神戸大、
早稲田大

人材育成WG
幹事機関：
三重大、
宮城大、
東海大

国際連携・協力WG
幹事機関：北海道大、東京大、長崎大

研究機関、自治体、企業等との連携

大学の貢献
地域の脱炭素化への貢献や産学官のつながりを大学から始める

コアリションの機能
- 情報共有
- プロジェクト創出
- 研究成果の社会実装
- ネットワークの強化
- 発信力強化

ステークホルダーの参加
大学、自治体、企業等がコアリションのガバナンスに参画

ミッションの遂行
大学の役割に応じたミッション別WGの設置

- 総会において、大学としての戦略をとりまとめ
- ミッション別WGにおいて、各大学の取組を推進
- コアリションの活動を国内外に発信

我が国と世界のカーボンニュートラルへの貢献

農林水産省

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

バイオマスの地産地消

【令和７年度予算額　612（650）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用した**エネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備**を支援するとともに、**バイオ液肥散布車等の導入**や**バイオ液肥の利用促進のための取組等**を支援します。

＜政策目標＞

〇化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））［令和12年］
〇カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入［令和12年］

＜事業の内容＞

１．地産地消型バイオマスプラント等の導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

２．バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

３．バイオ液肥の利用促進

① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布実証）。
② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。

※以下の場合に優先的に採択します
・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が**「みどり認定」**等を受けている場合
・**農林漁業循環経済先導計画**に基づく取組を行う場合　等

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額、1/2以内）→ 地方公共団体、民間団体等

＜事業イメージ＞

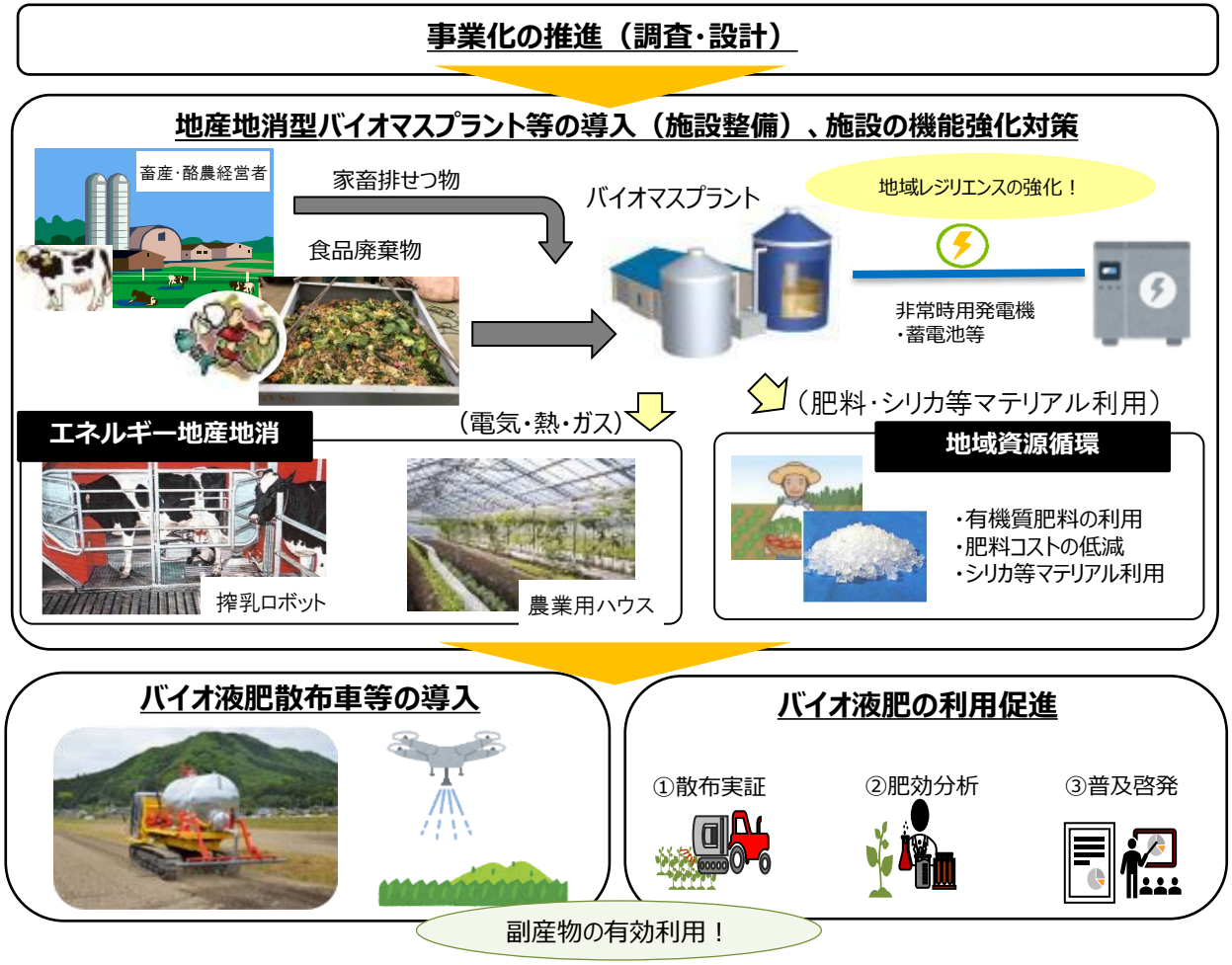

［お問い合わせ先］　大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどりの事業活動を支える体制整備

【令和７年度予算額　612（650）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、**資材の生産・販売**や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた**新商品の生産・販売**、**農林水産物の流通の合理化に必要な機械・施設の導入**等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う**環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入**を支援します。

＜政策目標＞

化学農薬（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成［令和12年］

＜事業の内容＞

1．認定基盤確立事業者が行う資材の生産・販売等に必要な機械・施設の導入

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者等※が行う、下記の取組を支援します。

① 環境負荷の低減に資する資材の生産及び販売
資材の生産・販売に必要となる機械・施設の導入等や調査・分析・改良

② 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた商品生産
環境負荷低減の取組を通じて生産された**農林水産物（有機農産物等）**を用いた**加工品など新商品の生産に必要な機械・施設導入**や商品改良、需要開拓に必要な調査、分析、情報発信等

③ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化
環境負荷低減の取組を通じて生産された**農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設導入**等や製品流通のための調査等

※機械・施設の導入を伴わない場合は認定見込み者を含む

2．農林漁業者が行う環境負荷低減の取組に必要な機械・施設の導入

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又はグリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業によりデータの計測・提供を行うみどり認定者が行う、環境負荷低減の取組に必要な**機械や施設**（除草機、堆肥舎等）の導入を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合　等

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額、1/2以内）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

○認定基盤確立事業者への支援

① 資材の生産・販売	② 新商品の生産・販売	③ 流通の合理化

＜導入対象となる機械・施設のイメージ＞

生分解性資材の製造に係る機械

農業系廃棄物の炭化装置

野菜や果物の加工工場

小規模貯蔵施設

＜支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ＞

未試験の作物での栽培実証

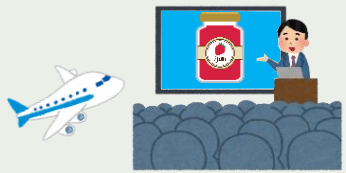
新商品PRのための展示会への出展

生産者の合意形成のための打合せ

○環境負荷低減の取組を行う農林漁業者への支援

＜導入対象となる機械・施設のイメージ＞

水田除草機

堆肥舎

導入

みどり認定者
うち特定認定者又は制度設計事業へのデータ提供者

地域における
モデル的な取組

［お問い合わせ先］　大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

SDGs対応型施設園芸確立

【令和７年度予算額　612（650）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域資源・再生可能エネルギー等を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、**SDGsに対応し、環境負荷低減と収益性向上を両立した重点支援モデルを確立するための栽培実証や産地内への普及の取組**を支援します。

＜政策目標＞

化石燃料を使用しない園芸施設への移行　（加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合50%［令和12年］）

＜事業の内容＞

SDGsに対応した施設園芸に向けた重点支援モデル確立実証

施設園芸分野で化石燃料からの脱却に向け、地域の気象条件や栽培管理方法、エネルギー資源等を踏まえた**施設園芸モデルの策定を促進**します。都道府県等において、地中熱や地下水熱等の地域資源・再生可能エネルギー等を活用し、**慣行よりもCO_2を大幅に削減可能**で、**収益性向上と両立可能な施設園芸の重点支援モデルの確立・普及**に必要な以下の取組について支援します。

① 地域に適した重点支援モデルを確立するための**栽培・経営実証**
② 地域における地中熱・地下水熱、廃熱、温泉熱等の**エネルギーの賦存量調査**及び**賦存量マップの作成**
③ 産地に重点支援モデルを普及するための**経営指標やマニュアルの作成、セミナー等による情報発信**

※重点支援モデルを策定することを要件とします

※以下の場合に優先的に採択します
・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が**「みどり認定」**等を受けている場合　等

＜事業の流れ＞

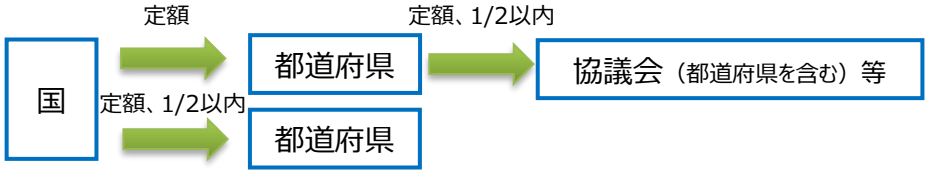

＜事業イメージ＞

SDGsに対応した施設園芸に向けた重点支援モデル確立実証

①重点支援モデル確立のための栽培・経営実証

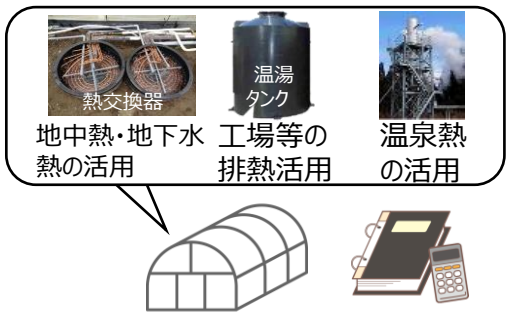

都道府県等の主要品目で、重点支援モデルの環境負荷低減効果（化石燃料の削減率）と生産性・収益性向上効果等を確認し、環境設備や最適なエネルギーマネジメント等を検討

②地域エネルギーの賦存量調査及びマップ作成

地域における地中熱・地下水熱、廃熱、温泉等のエネルギーの賦存量を把握するための情報収集、賦存量マップの作成

③経営指標やマニュアル作成、情報発信

実証により得られた知見を広く普及させるための経営指標等を作成・公表

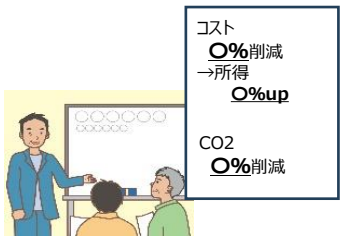

CO_2削減技術を普及させるためのメーカ等を講師とした農業者へ技術講習会等

環境負荷低減を行っている農産物への消費者理解を促進するための取組

[お問い合わせ先]　農産局園芸作物課（03-3593-6496）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

【令和７年度予算額　612（650）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定**等に向けて取り組む地域に対し、**生産から消費まで一貫**して**有機農業を推進する取組の試行**や**体制づくり**、**産地と消費地が連携した消費拡大の取組等**への支援により、**有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出**します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、**有機農業を広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積　（6.3万ha［令和12年］）

＜事業の内容＞

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

１．有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく**産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組**や**産地と消費地が連携した消費拡大の取組**を支援します。また、**有機農業の大幅な面積拡大に向けて**、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- 事業実施主体の構成員が「**みどり認定**」等を受けている場合
- 事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
- 事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合　等

２．　有機農業の拡大加速化の推進

広く県域で取組を行う協議会等による、**有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討**、**有機栽培技術の調査・分析・実証**及びこれらに基づく**「経営・技術指導マニュアル」の作成**や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞

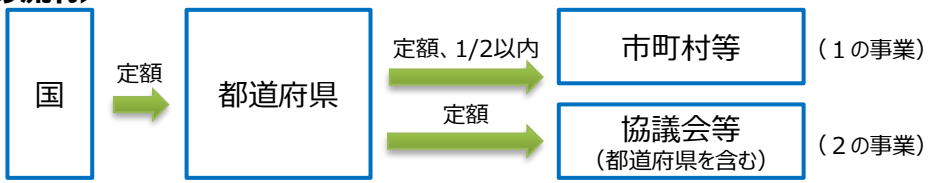

＜事業イメージ＞

○ 有機農業を推進するため、**特定区域の設定**等に向けて取り組む地域を支援。
○ あわせて、有機農業を**広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援。

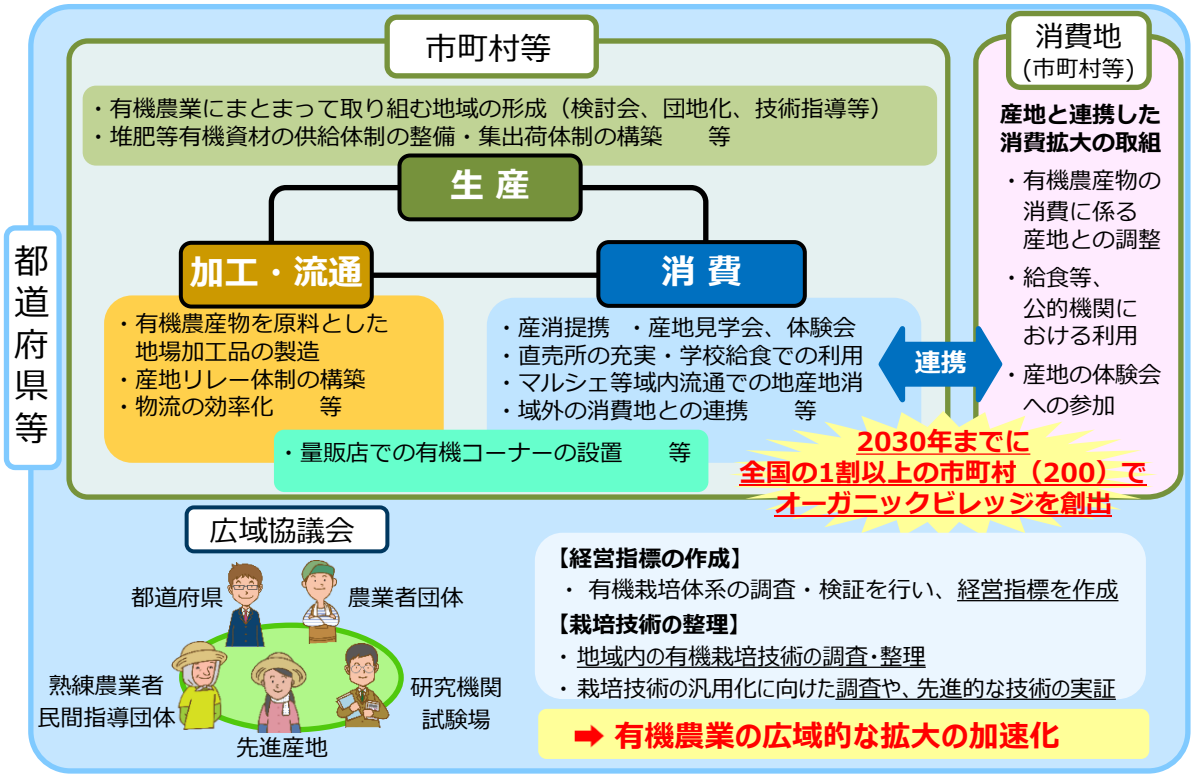

オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

［お問い合わせ先］農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

有機転換推進事業

【令和７年度予算額　612（650）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、**新たに有機農業を開始する**農業者に対して支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積　（6.3万ha［令和12年］）

＜事業の内容＞

１．有機農業への転換推進

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援**します。

① 対象者　：ア　有機農業に取り組む新規就農者
　　イ　慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者

② 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価　　：10aあたり２万円以内
（本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。）

④ 要件　　：将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び、「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること　等

２．推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

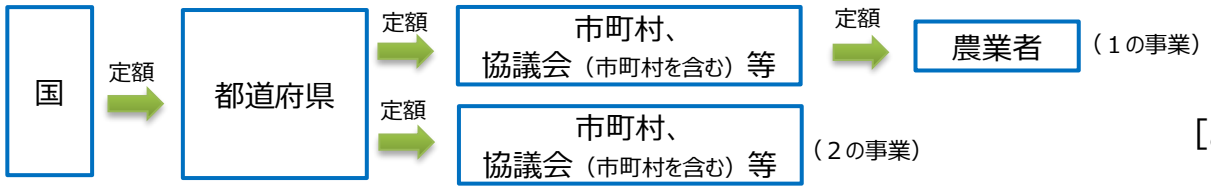

＜事業イメージ＞

慣行農業から有機農業への転換

［お問い合わせ先］　農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

グリーンな栽培体系加速化事業

【令和７年度予算額　612（650）百万円】
（令和６年度補正予算額　3,828 百万円）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた**「グリーンな栽培体系」への転換**を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

＜政策目標＞

○ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
○ 化学肥料使用量の低減（20%低減）
○ 有機農業の面積（6.3万ha）
○ 農林水産業のCO_2ゼロエミッション化（1,484万t-CO_2）　［令和12年まで］

＜事業の内容＞

農業生産における環境負荷低減の取組の推進を加速化するため、各産地の**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援**します。

1．検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証の支援

化学農薬低減：病害虫・雑草の発生予察・予測、診断技術の活用等
化学肥料低減：可変施肥、局所施肥、生育診断による適正施肥、緑肥、汚泥肥料の活用等
有機農業拡大：水稲における先進的な除草・抑草技術
　その他品目の有機農業の特徴的な土づくり等の技術
温室効果ガス削減：中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用、バイオマス由来成分を含む生分解性マルチへの切替え、プラスチック被覆肥料の代替技術等

2．技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証の支援

〔支援内容〕
① 検討会の開催
② **環境にやさしい栽培技術**※ 及び**省力化に資する先端技術等の検証**
　※化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出削減に資する技術
③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入**
④ ②と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への**消費者の理解醸成**
⑤ グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの作成**
　産地内への普及に向けた**産地戦略（ロードマップ）の策定**
⑥ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への**情報発信**（HP掲載等）

※以下の場合に優先的に採択します。
・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が**「みどり認定」**等を受けている場合　等

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額、1/2以内）→ 協議会(都道府県又はJAを含む)、地方公共団体等

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］　農産局技術普及課（03-6744-2107）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

地域循環型エネルギーシステム構築

【令和７年度予算額　612（650）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**再生可能エネルギー利用のモデル的取組**及び**資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組**を支援します。

＜政策目標＞

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入［令和12年］

＜事業の内容＞

１．営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話合いによって、**適切な営農**と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

２．次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への**次世代型太陽電池（ペロブスカイト）**と蓄電池の導入実証を支援します。

３．未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

①　バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援します。

②　未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における**未利用資源の投入・混合利用を促進する**ため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が**「みどり認定」**等を受けている場合
・**農林漁業循環経済先導計画**に基づく取組を行う場合　等

＜事業の流れ＞

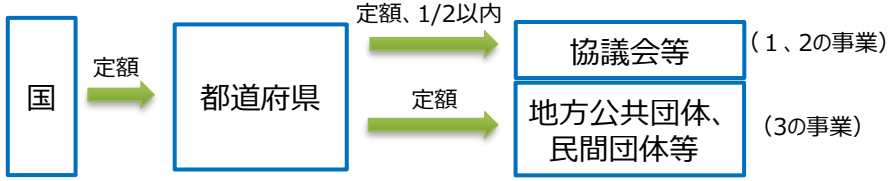

＜事業イメージ＞

１．営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定

策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

２．次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

ペロブスカイトのイメージ（積水化学提供）

既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入

導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

３．未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

検討会開催

荒廃農地等を活用した栽培実証

栽培体系の分析

②未利用資源の混合利用促進

地域で課題となっている未利用資源

＋

既存施設の燃料材

混　合　利　用

エネルギー化

木質バイオマス発電所等

①資源作物の燃焼実証
②未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

［お問い合わせ先］1,2の事業：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）
3の事業：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

【令和７年度予算額　16,139百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　16,543百万円の内数）

＜対策のポイント＞

○　**農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環**を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。

○　**地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定**した市町村（**農林漁業循環経済先導地域**）において、**農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援**します。

＜事業の内容＞

１．農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域の構築に向け、以下の取組を支援します。

- 農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
- 課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
- 再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入

※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援【R6補正】

２．農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を**各種支援事業の優遇措置等により支援します。**

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

[支援事業]
優先枠
優遇措置

○みどりの食料システム戦略推進交付金
・地域循環型エネルギーシステム構築【R6補正】
・バイオマスの地産地消【R7当初・R6補正】
・みどりの事業活動を支える体制整備【R7当初・R6補正】　等
○国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）【R6補正】
○農山漁村振興交付金（一部）【R7当初・R6補正】
○林業・木材産業循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）【R7当初】
○水産業競争力強化緊急事業等（一部）【R6補正】
○浜の活力再生・成長促進交付金（一部）【R7当初】

※２は、関連予算

＜事業の流れ＞

国　→（定額）→　都道府県　→（定額、1/2等）→　地方公共団体、民間団体等（１の事業）

※２の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

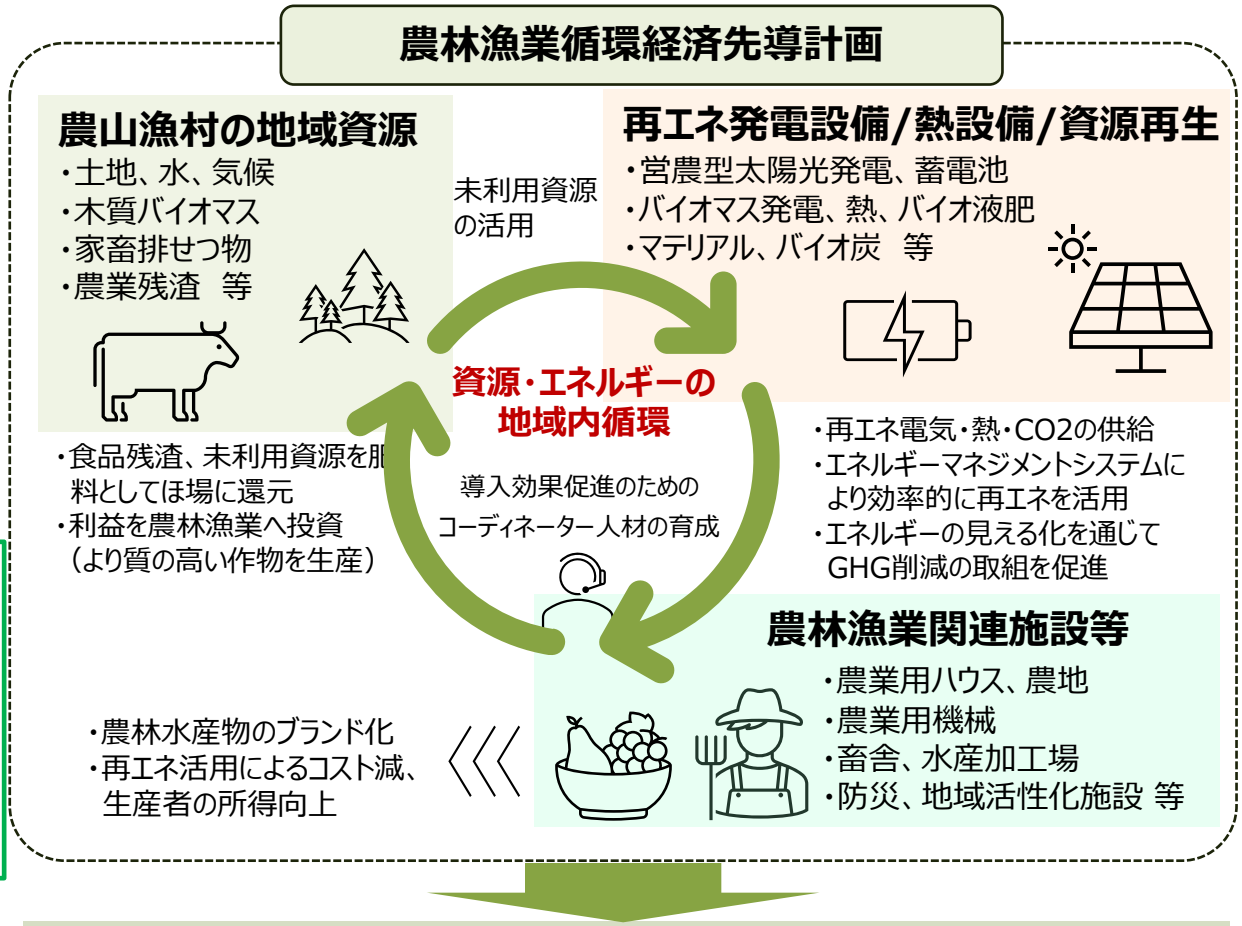

環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

［お問い合わせ先］　大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

地域資源活用展開支援事業

【令和７年度予算額　612（650）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

地域資源を活用した**再生可能エネルギーの導入促進**、**国産バイオマスのフル活用**、脱炭素化を目指す地域への**情報展開**、**専門家による相談対応**、**先進事例等の調査・検証・分析**、**情報発信ツールの整備**、地域由来の**未利用バイオマス資源の循環利用促進**等農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入［令和12年］

＜事業の内容＞

１．専門家によるワンストップ対応及び普及支援

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、**農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け**、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援します。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ導入の普及を支援します。

２．バイオマス活用展開調査

バイオマスのフル活用に向けて、**把握できていないバイオマスについて賦存量や利用量・用途の検証**、**バイオマス産業の市場規模の算出及びフォローアップの検証等**の取組を支援します。

３．先進事例の情報普及

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等における**バイオマス利活用構想の先進事例等の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等**の取組を支援します。

４．地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築

地域で発生する未利用のバイオマス資源の効率的な回収・再生利用の促進に向け、「廃棄物」から「資源」へ転換するモデル的取組を支援します。

＜事業の流れ＞　国 →（定額）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

１．専門家によるワンストップ対応及び普及支援

専門家による相談対応、セミナー等の開催、取組事例の収集

２．バイオマス活用展開調査

３．先進事例の情報普及

４．地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築

［お問い合わせ先］大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進

【令和７年度予算額　612（650）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、**食料システムの関係者による環境負荷低減の取組の更なる理解・活用促進**に加え、**「見える化」の推進**や**農業分野のJ－クレジットの創出**を推進します。 また、「みどりの食料システム戦略」のアジア・モンスーン地域への展開を図るため、**二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた環境整備**を推進します。

＜政策目標＞

化学農薬（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成［令和12年］

＜事業の内容＞

1．「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組のさらなる理解・活用促進

「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組の認知拡大等を図るため、**官民連携による戦略的な情報発信や環境に配慮して生産された農産物の購入を促す取組を通じた消費者の行動変容を推進**するほか、**Ｊ－クレジットにおける方法論の新規策定等を実施**します。

2．環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

「見える化」の拡大のため、**畜産物や花きを対象とした評価手法の検討等を実施**します。また、**加工食品について自主的なカーボンフットプリントの算定に係る実証を実施**します。

3．農業分野のＪ－クレジット創出の推進

農業分野におけるＪ－クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組む**プロジェクトの形成やクレジットの認証、審査能力の強化等を支援**します。

4．農林水産分野の地域気候変動適応推進

地方公共団体等への情報提供のため、近年の記録的な猛暑を踏まえた**効果的な適応策の調査を実施**します。

5．JCMの活用を通じた「みどりの食料システム戦略」の海外展開推進

我が国の技術をアジアモンスーン地域に展開するため、**二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた審査体制整備**や**方法論の作成支援等を実施**します。

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

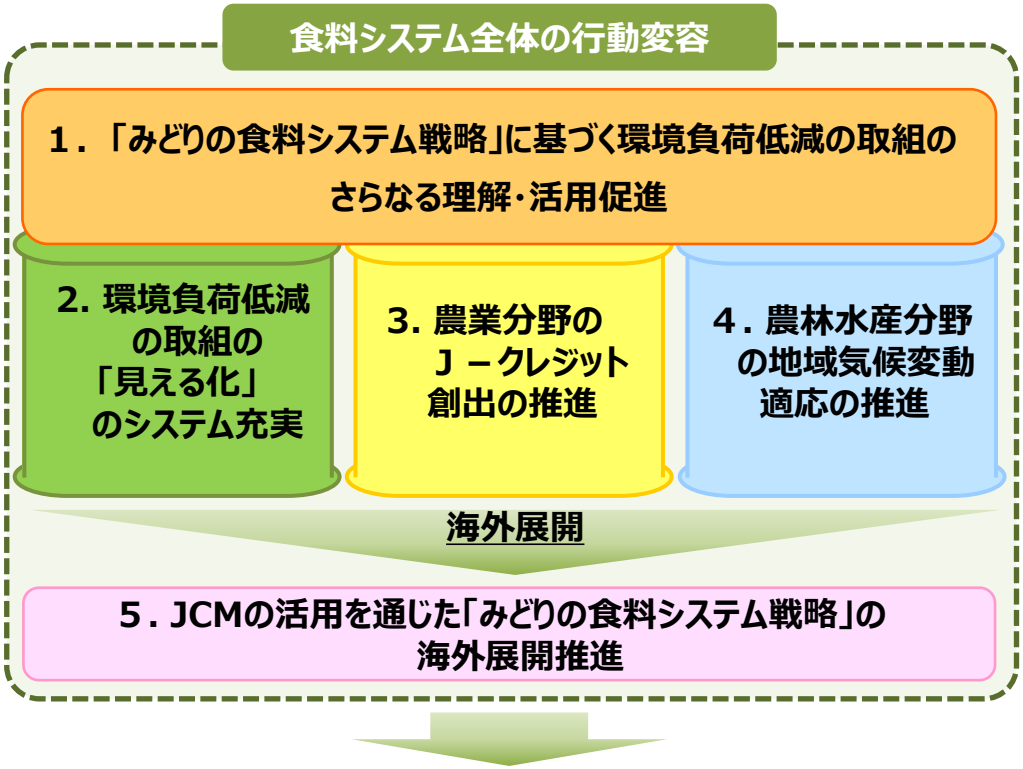

［お問い合わせ先］大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
地球環境対策室（03-6744-2473）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

林業・木材産業循環成長対策

【令和７年度予算額　6,186（6,511）百万円】

（令和６年度補正予算額(林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部)　11,647百万円）

（令和６年度補正予算額(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）5,635百万円の内数）

＜対策のポイント＞

林業・木材産業によるグリーン成長に向け、**林業の生産基盤の強化**や**再造林の低コスト化**を図るとともに、**木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築**を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和5年］→ 42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

１．循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、**搬出間伐の実施や路網整備、再造林の低コスト化等の取組を一体的に支援**するとともに、**高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術向上等の取組を支援**します。

２．木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

(関連事業)

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和６年度補正予算額】1,700百万円

＜事業の流れ＞

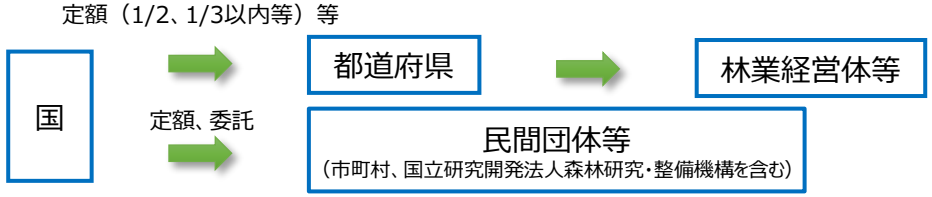

※　国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

〇循環型資源基盤整備強化対策
・間伐材生産　・路網整備　・低コスト再造林対策
・コンテナ苗生産基盤施設等の整備
〇高性能林業機械の導入　〇森林整備地域活動支援対策
〇林業の多様な担い手の育成　〇山村地域の防災・減災対策
〇森林総合利用対策　〇森林資源保全対策　〇優良種苗生産推進対策

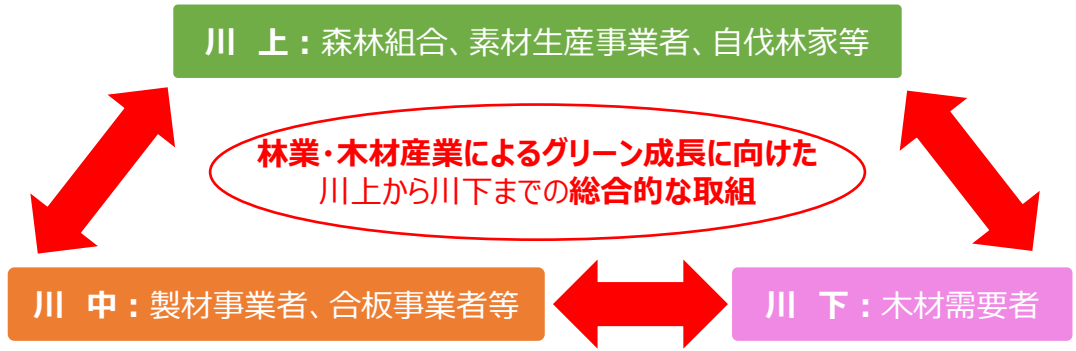

〇木材需要拡大・木材産業基盤強化対策
・木材加工流通施設等の整備　・木質バイオマス利用促進施設の整備
・特用林産振興施設等の整備　・公共建築物等の木造・木質化

［お問い合わせ先］林野庁計画課（03-6744-2082）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

建築用木材供給・利用強化対策

【令和７年度予算額　1,000,173（1,000,621）千円】

（令和６年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部）　2,953,000千円）

（令和６年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）5,634,710千円の内数）

＜対策のポイント＞

民間非住宅分野等における国産材の利用拡大に向け、中層建築物等への建築用木材の利用実証・普及等を通じた**都市の木造化等促進**や、木造標準モデルの開発・普及等を通じた製材やCLT・LVL等の**建築物への利用環境整備**、建築用木材の供給・利用に携わる**人材の確保に向けた取組**を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和5年］→ 42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

1．森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

① 中層建築物に重点を置いた**建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材等）の利用実証**、改正建築基準法等に対応した**強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及**を支援します※。

② **円滑な木材供給のための環境整備**に向け、川上から川下までが連携したJAS製材をはじめとした**木材安定供給体制の構築**等を支援します。

2．CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

① 中高層・非住宅建築物へのCLT・LVLや製材等の利用に向け、**標準的な木造化モデルの開発・普及等**を支援します。

② CLTの普及に向け、**寸法の標準化に係る設計・建築の実証**等※を支援します。

③ **大径材等の活用に向けた設計手法や効率的な加工技術の開発・普及**を支援します。

④ 持続可能性を求める国際的な動きを踏まえた**持続可能な木材供給に向けたガイダンスの作成**を実施します。

3．建築用木材供給・利用人材確保対策事業

① 都道府県単位等で行う**木造建築物の設計者・施工者の育成**を支援します。

② 木材産業における外国人材の円滑な受入に向けた**特定技能測定試験等**を実施します。

※ 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

＜事業の流れ＞

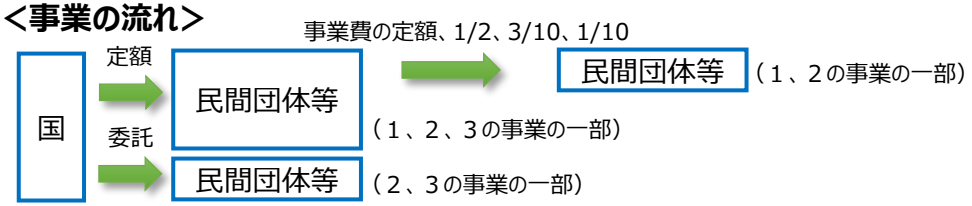

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］林野庁木材産業課（03-3502-8062）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和７年度予算額　250（298）百万円】
（令和６年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部）　350百万円）
（令和６年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）5,635百万円の内数）

＜対策のポイント＞

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による**木材需要の拡大を支援**するとともに、**合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等**を行います。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和5年］→ 42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

１．非住宅建築物等木材利用促進事業　**33（57）百万円**

地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

２．木質バイオマス利用環境整備事業　**90（108）百万円**

利用が低位な**林地残材の活用を更に促進するための環境整備**の取組を支援するとともに、**「地域内エコシステム」の普及**に向けた取組を支援します。

３．木材製品輸出拡大実行戦略推進事業　**20（21）百万円**

CLT、構造用集成材等の**販売力強化のための協議会設立、**協議会による**海外市場のテストマーケティングの実践・分析**、関係者への普及啓発等を支援します。

４．「クリーンウッド」実施支援事業　**53（53）百万円**

事業者による**合法性確認の取組**の支援、**専門委員会の設置**、**違法伐採関連情報等の提供**を実施します。

５．ウッド・チェンジ拡大促進支援事業　**28（28）百万円**

国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する**木材利用の意義への認知向上等、普及啓発**を推進します。

６．特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業　**26（31）百万円**

特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組や優良事例の情報提供、**輸出先国のニーズ等の情報収集**等を支援します。

＜事業の流れ＞

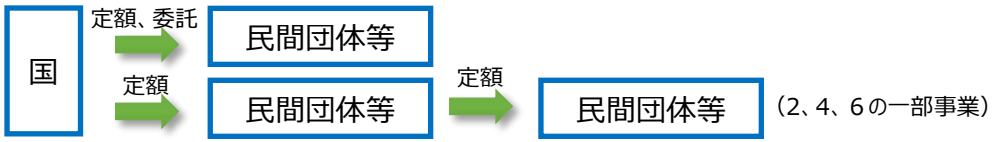

＜事業イメージ＞

専門家派遣

企業、木材コーディネーター、行政等が参画する地域協議会に対する技術的サポート等を支援

林地残材の利用環境の整備、「地域内エコシステム」の普及を支援

専門家等を構成員とする輸出協議会の設立

テストマーケティング（ニーズ、商流等把握）の実践・分析、関係者への普及啓発等を支援

情報提供サイト

木材関連事業者に対する研修等の実施を支援

各種イベントの開催やブース出展

Webコンテンツの制作と情報発信

AIを活用した椎茸の選別

輸出先国の情報収集

［お問い合わせ先］　（１～５の事業）　林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（６の事業）　経営課（03-3502-8059）

林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞

【令和６年度補正予算額　45,853百万円】

＜対策のポイント＞

林業・木材産業の体質強化や国内需要の拡大に向けて、**原木・木材製品等の生産体制の強化、林業イノベーションの推進、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保等を支援**します。

＜事業目標＞

○　国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和５年］→　42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

１．林業・木材産業の生産基盤強化＜一部公共＞

路網整備、高性能林業機械の導入、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

２．林業のデジタル化・イノベーションの推進

森林資源情報のデジタル化を支援するとともに、**林業機械の自動化・遠隔操作化技術、木質系新素材の開発・実証**を支援します。

３．建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

JAS構造材の建築物への利用実証や供給体制構築、CLTを用いた非住宅建築物の実証、木造公共建築物の整備等を支援します。

４．木材需要の創出・輸出力の強化(木材製品等の輸出支援対策)

日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題解決の取組を支援します。

５．林業の担い手の育成・確保

新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生装備・装置の導入等を支援します。

＜事業の流れ＞

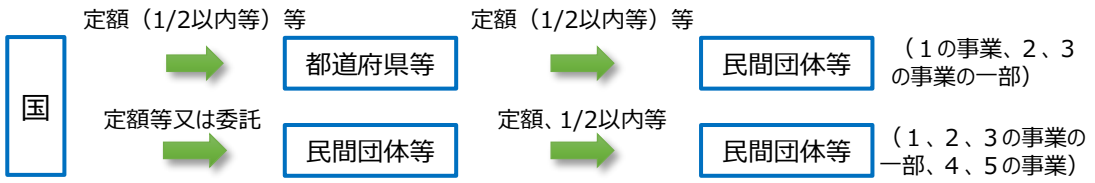

※国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

林業・木材産業の生産基盤強化

- 木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、高付加価値化等のための木材加工流通施設の整備
- 原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施　等

木材加工施設の整備

路網の整備

林業のデジタル化・イノベーションの推進

- 路網整備や施業集約化を省力化・効率化する森林資源情報のデジタル化
- 林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証　等

伐倒の遠隔操作化

建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

非住宅分野等における木材製品の消費拡大に向けた

- JAS構造材の実証的な活用
- CLTを活用した設計・建築等の実証
- 木造公共建築物の整備　等

CLTを活用した設計・建築実証

木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

- ターゲット国の市場実態等の調査・分析
- 日本産木材製品の認知度向上
- 付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証　等

輸出先国の規格・基準に対応した性能検査

林業の担い手の育成・確保

- 新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修
- 労働安全衛生装備・装置の導入　等

労働安全研修

お問い合わせ先は次頁参照

林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞［お問い合わせ先一覧］

事業		林野庁担当課	電話番号
1．林業・木材産業の生産基盤強化のうち、			
木材産業の輸出促進・体質強化対策	生産性向上や競争力のある製品生産等に向けた木材加工流通施設等の整備、木材の物流の効率化に向けた構築	木材産業課	03－6744－2292
原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策	路網整備・機能強化、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化	整備課	03－6744－2303
	原木の供給力強化に向けた高性能林業機械等の整備	経営課	03－3502－8055
2．林業のデジタル化・イノベーションの推進のうち、			
原木供給力の強化に向けた森林資源情報のデジタル化		計画課	03－6744－2339
林業機械・木質系新素材の開発・実証		研究指導課	03－3501－5025
3．建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）のうち、			
CLT建築実証支援、JAS構造材実証支援		木材産業課	03－6744－2294
外構部等の木質化対策支援、木造公共建築物等の整備		木材利用課	03－6744－2626
4．木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）のうち、			
日本産木材製品のプロモーション活動支援		木材利用課	03－6744－2299
輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援		木材産業課	03－6744－2295
特用林産物の需要拡大		経営課	03－3502－8059
5．林業の担い手の育成・確保			
新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生装備・装置の導入等		経営課	03－3502－1629
（全般について）		計画課	03－6744－2082

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和６年度補正予算額　1,700百万円】

＜対策のポイント＞

燃油・資材の価格高騰や供給難への対応として、**木質バイオマスエネルギーへの転換促進に向けた取組**、きのこ生産者の**コスト低減等に向けた取組**、**おが粉の需給マッチング**、**林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等を支援**します。また、安定的な特用林産物供給や**生産・流通・小売等の各段階の持続可能性の確保**のため、**コスト構造等の実態を把握するための調査を実施**します。

＜事業目標＞

○　国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和５年］→42百万m³［令和12年まで］）
○　きのこ類の生産量（44万t［令和５年］→49万t［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

１．木質バイオマスエネルギー転換促進対策

①　燃油から木質バイオマスエネルギーへの転換を促進するため、**木質バイオマスの収集・運搬の効率化に資する機材導入**、木質燃料製造施設の整備及び木質バイオマス利用施設の導入を支援します。

②　SAF（※）や木質由来飼料等に係る**木質バイオマスの需要量・動向等の調査**を支援します。

※持続可能な航空燃料（SAF：Sustainable Aviation Fuel）

２．特用林産生産資材高騰対策

①　**省エネ機器の導入**による生産性向上を支援します。

②　**次期生産に必要な生産資材の導入費の一部**を支援します。

③　きのこ用おが粉の安定的な調達に向けた**おが粉の需給マッチング**、**林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用**等を支援します。

④　特用林産物の**生産コストの上昇を踏まえた価格形成**の検討に必要な、**生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態調査**を実施します。

＜事業の流れ＞

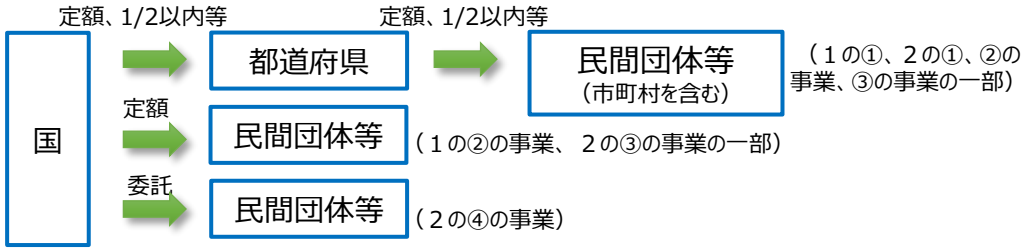

＜事業イメージ＞

木質バイオマスエネルギー転換促進対策

① 機材・施設整備

収集・運搬の効率化に資する機材導入

・移動式チッパー、油圧式チップタンク、林地残材収集運搬車の導入

移動式チッパー

ペレット製造施設

木質燃料製造施設整備

・チップ、ペレット、薪製造機材設備、乾燥施設の導入 等

木質バイオマス利用施設導入

・公共施設等における木質資源利用ボイラー、燃料貯蔵庫等の導入 等

木質資源利用ボイラー

② SAF等に係る需要量調査

・SAFや木質由来飼料等に係る需要量・動向等の調査

SAF等に係る需要量・動向等の調査

特用林産生産資材高騰対策

① ヒートポンプ、木質資源利用ボイラー等の導入

② 生産資材の導入費の一部※を支援
※生産資材（原木、種駒、菌床、おが粉等）の価格上昇分の1/2相当
（経営費に占める電気代の割合に応じて、補助率を7/10相当まで嵩上げ）

③ きのこ生産者や畜産事業者等による、おが粉や廃菌床の需給マッチングの仕組みの構築等を支援

④ 特用林産物の生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態を調査

ヒートポンプ

おが粉

菌床

おが粉等の需給マッチングの構築

特用林産物のコスト構造実態調査

［お問い合わせ先］（1の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（2の事業）林野庁経営課　（03-3502-8059）

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和６年度補正予算額　11,000百万円】

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換**等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援**します。

＜事業目標＞

○　青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）
○　品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上［事業実施年度の翌々年度まで］）
○　産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承　　等

＜事業の内容＞

１．新市場獲得対策

①　新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化

新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備**等を支援します。

②　園芸作物等の先導的取組支援

園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援**します。

２．収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備**等を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入**等を支援します。

３．生産基盤強化対策

①　生産基盤の強化・継承

農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング**等を支援します。

②　全国的な土づくりの展開

全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援**します。

＜事業の流れ＞

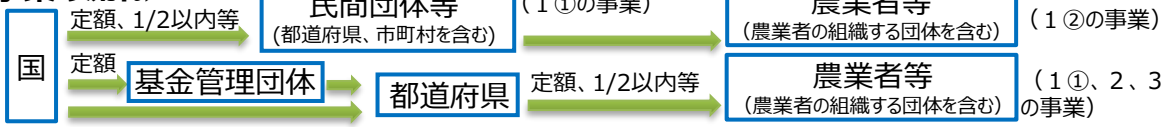

※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

○新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］

（１①、２の事業）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
（１②、３①の事業）園芸作物課（03-6744-2113）
（１②の事業）果樹・茶グループ（03-6744-2117）
（３②の事業）農業環境対策課（03-3593-6495）

強い農業づくり総合支援交付金

【令和７年度予算額　11,952（12,052）百万円】

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化**と**持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

＜事業目標＞

○　加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t［平成29年］→145万t［令和12年まで］）
○　物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域［2028年度まで］）
○　化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行［2050年まで］　等

＜事業の内容＞

１．食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

２．地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

①　産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

②　重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

３．食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

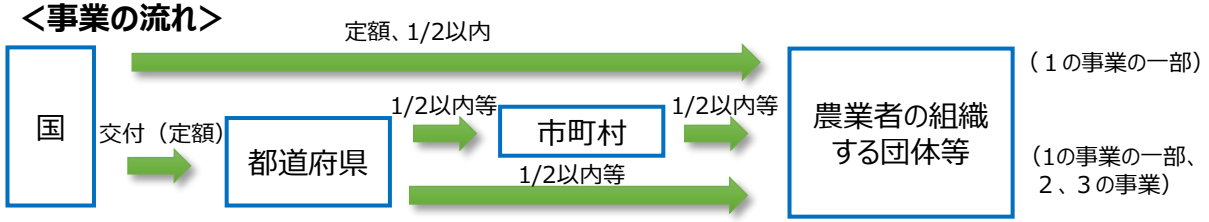

＜事業イメージ＞

[お問い合わせ先]
（１、２の事業）農産局総務課生産推進室　（03-3502-5945）
（３の事業）　新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2059）

農業農村整備事業＜公共＞

【令和７年度予算額　333,139（332,623）百万円】
（令和６年度補正予算額　203,660百万円）

＜対策のポイント＞

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、**国土強靱化**のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

＜事業目標＞

○　基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約８割以上[令和７年度まで]）
○　更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備（農業競争力強化対策）

担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備**を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築**等を推進します。

２．農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）

老朽化した**農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理**、**農地等の湛水被害防止対策**、**ため池の防災・減災対策**、流域治水対策等を推進します。

３．農村生活環境施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備**等を推進します。

＜事業の流れ＞

国 →（1/2等）→ 都道府県
国 →（1/2等）→ 都道府県 → 市町村等

※　事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

１．農業競争力強化対策

● 農地の大区画化

● 高収益作物・畑作物への転換

２．農業水利施設の保全、防災・減災対策

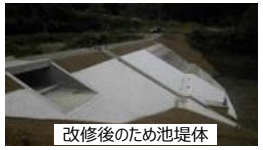

３．農村生活環境施設の保全、防災・減災対策

● 農道の整備

● 情報通信環境の整備（関連事業）

● 農業集落排水施設の整備

［お問い合わせ先］農村振興局設計課（03-3502-8695）

漁港機能増進事業

【令和７年度予算額　150（450）百万円】
（令和６年度補正予算額　500百万円）

＜対策のポイント＞

漁港のストック効果の最大化・海業の推進を図るため、漁港の就労環境改善、漁港ストックの利用適正化、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化等に資する整備を支援します。また、新たに漁港の利用促進のため、**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備**を支援します。

＜事業目標＞

○　事業実施地区において、労働環境の改善及び生産性の向上が確保された漁港の割合（100%［令和８年度まで］）
○　事業実施地区において、安定的な漁業生産体制が確保された漁港の割合（事業完了５年後：100%［令和８年度まで］）
○　漁港における新たな「海業」等の取組件数（500件［令和８年度まで］）

＜事業の内容＞

１．省力化・軽労化・就労環境改善事業
浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良　等

２．漁港ストックの利用適正化事業
① 漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査、計画策定
② 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地　等
③ 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装、陸上養殖用水・排水施設、漁港利用区分施設　等
④ 漁港の利用促進に向けた**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備**

３．安全対策向上・強靱化事業
防波堤嵩上げ、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、災害後の土砂等の撤去　等

４．資源管理・流通高度化事業
岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設　等

５．漁港インフラのグリーン化事業
漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設等

６．漁業の操業形態の転換・養殖転換事業
係船柱、防舷材、魚類移送施設、増養殖場　等

＜事業の流れ＞

国 →（1/2等）→ 都道府県（事業主体が都道府県の場合）
国 →（1/2等）→ 都道府県 →（1/2等）→ 市町村等（事業主体が市町村等の場合）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］水産庁計画・海業政策課（03-3502-8491）

森林整備事業＜公共＞

【令和７年度予算額　125,565（125,370）百万円】
（令和６年度補正予算額　50,607百万円）

＜対策のポイント＞

森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けた、**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等**の推進に加え、花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等を推進**します。

＜事業目標＞

○ 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha［令和３年度から令和12年度までの10年間の年平均］）
○ スギ花粉の発生量の削減（令和２年度比　約２割削減［令和15年度まで］、５割削減［令和35年度まで］）

＜事業の内容＞

１．間伐や再造林、路網整備等

① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進します。
② **林業適地**等における**林道の開設・改良等**を推進します。
③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

２．豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、**重要インフラ施設周辺の森林**等について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
② 林道の強靱化に向け、防災上重要な**幹線林道の開設・改良・機能回復や林道施設の老朽化対策**を推進します。

＜事業の流れ＞

国 →（1/2、3/10等）→ 都道府県、市町村、森林所有者等（１の事業、２の事業の一部）
国 →（定額）→ 国立研究開発法人森林研究・整備機構（２の事業の一部）

※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

間伐や再造林、路網整備等

＜林業適地等における対応＞

低コスト造林による再造林面積の確保
路網整備の推進により再造林等を後押し
森林資源の適正な管理

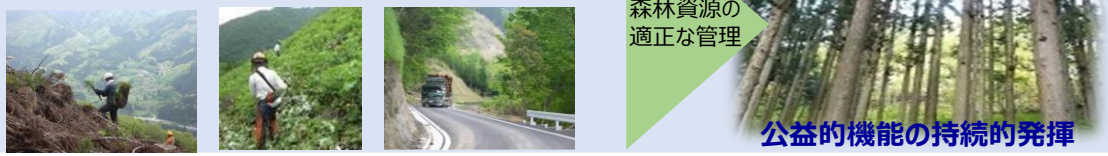

＜花粉発生源対策＞

伐採・植替えの一貫作業等や林業専用道の開設・改良を支援

豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道について、排水施設の整備等の機能回復を支援

［お問い合わせ先］林野庁整備課（03-6744-2303）

日本型直接支払のうち

環境保全型農業直接支払交付金

【令和７年度予算額　2,804（2,641）百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。第３期対策（令和７年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※　令和９年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

＜事業の内容＞

１．環境保全型農業直接支払交付金　　2,686（2,550）百万円

① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

② 対象となる農業者の要件

ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること

イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと

ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

２．環境保全型農業直接支払推進交付金　　118（91）百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

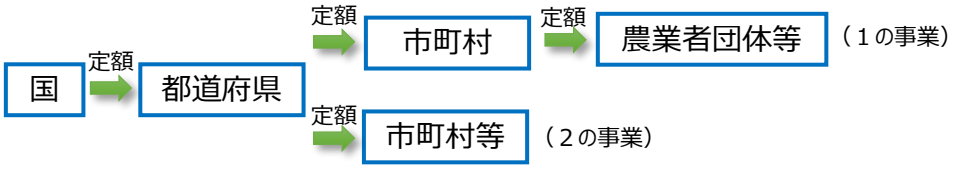

＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組**　　国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価（円/10a）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外[注1]	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組（有機JAS認証取得を求めるものではありません。）	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用[注2]		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稲）又は１t（水稲以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用[注2]		カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除[注2]	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の６割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000

注１）このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注２）主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ **地域特認取組**　　地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

※交付単価は、都道府県が設定します。

※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援

（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

［お問い合わせ先］農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援

【令和7年度予算額　5,581（－）百万円】

＜対策のポイント＞

輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、**地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援**します。

＜事業目標＞

飼料自給率（27%［令和5年度］→28%［令和12年度］）

＜事業の内容＞

1．酪農・肉用牛経営者等の連携により良質な飼料生産を最大化

高栄養の草種の導入や適切な草地更新等により、地域で作付けする飼料の栄養収量を増加させる飼料生産計画（５か年）を作成、実施する取組を支援します。

① **対象者**

酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会・生産者団体

② **支援内容**

飼料生産計画に基づき、酪農・肉用牛経営者等が行う飼料の栄養収量を増加させる取組を支援

2．有機飼料の生産支援

有機飼料の生産を支援します。

① **対象者**

酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会・生産者団体

② **支援内容**

酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援※

※（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定者であることが要件

※　有機JAS認証取得を求めるものではありません

3．飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援推進

１、２の事業の実施のための推進活動、要件確認等を支援します。

＜事業の流れ＞

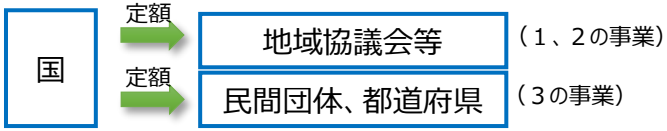

＜事業イメージ＞

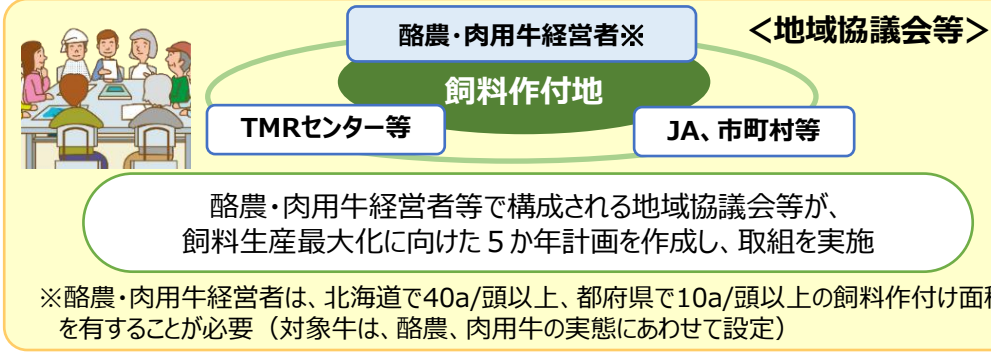

※酪農・肉用牛経営者は、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上の飼料作付け面積を有することが必要（対象牛は、酪農、肉用牛の実態にあわせて設定）

主な取組内容

1）栄養収量の高い草種等への変更
2）早晩品種の組合せ・マルチ栽培
3）マメ科等の混播・追播
4）二毛作又は二期作の導入
5）良質な二番草・三番草の生産
6）適切な草地更新による地力の改善
7）集約放牧による牧草生産性向上

＜交付金単価＞

１の事業	15,000円/ha以内
２の事業	青刈りとうもろこし等　45,000円/ha以内、牧草　15,000円/ha以内

注1）１と２の事業の重複交付は不可、２の事業は同じ作付地への交付期間は最大３年間
注2）作付面積の拡大に伴う効率化を考慮した係数を乗じて交付
【係数】 150ha~300haの部分:1ha×2.0、300ha超の部分：1ha×2.8
注3）肉用牛経営については、１経営体当たりの交付面積は10ha以内

［お問い合わせ先］畜産局企画課（03-3502-0874）

経済産業省

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

令和６年度補正予算額 1,100億円

製造産業局自動車課

事業目的・概要

事業目的

運輸部門は我が国のCO2排出量の約２割を占める。自動車分野は運輸部門の中でも約９割を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。また、国内市場における電動車の普及をてこにしながら、自動車産業の競争力強化により海外市場を獲得していくことも重要。電気自動車等の導入費用を支援することで、産業競争力強化とCO2排出削減を図る。

事業概要

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。また、個人宅等におけるV2H充放電設備等の購入費及び工事費を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

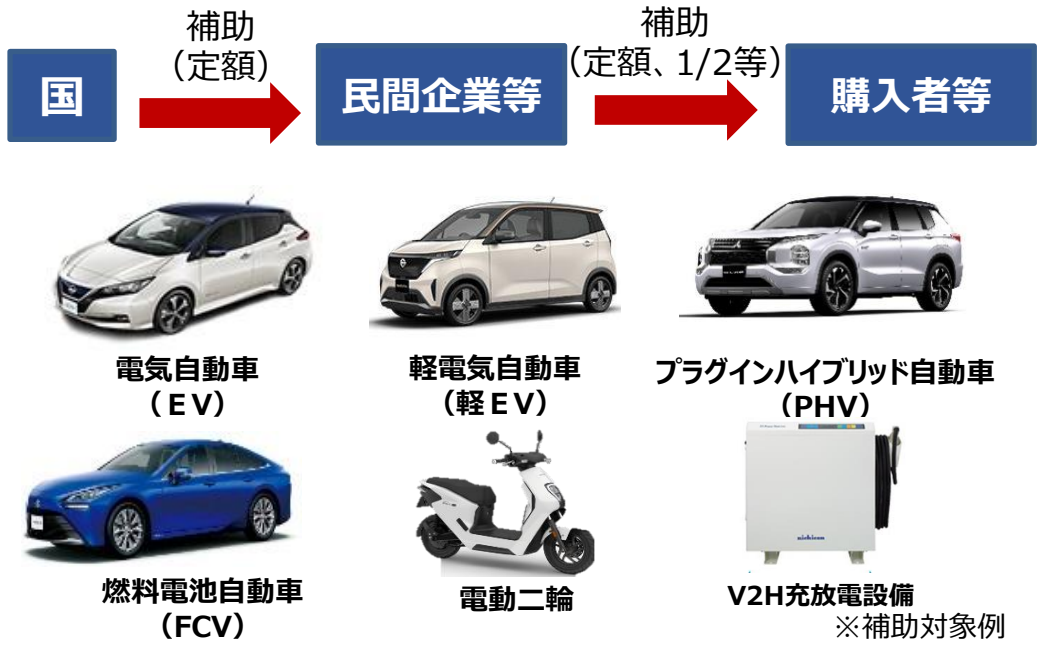

成果目標・事業期間

「グリーン成長戦略」等における、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進する。

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

令和６年度補正予算額 360億円

（１）製造産業局自動車課
（２）資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で促進する。さらに、電動車は災害時の停電等において非常用電源として活用できるところ、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を促す。

事業概要

（１）充電インフラ整備事業等
電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、公共施設・災害拠点等におけるV2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助する。

（２）水素充てんインフラ整備事業
燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助する。特に商用車の導入促進を図る重点地域に対して集中的に支援することとし、運営費については既存燃料価格を踏まえて追加的に補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）充電インフラ整備事業等

（２）水素充てんインフラ整備事業

成果目標・事業期間

2030年までに、充電インフラを30万口、水素充てんインフラを1,000基程度整備する。

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

令和7年度予算額 100億円（100億円）

（１）製造産業局自動車課
（２）資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で促進する。さらに、電動車は災害時の停電等において非常用電源として活用できるところ、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を促す。

事業概要

（１）充電インフラ整備事業等
電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、公共施設・災害拠点等におけるV2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助する。

（２）水素充てんインフラ整備事業
燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助する。特に商用車の導入促進を図る重点地域に対して集中的に支援することとし、運営費については既存燃料価格を踏まえて追加的に補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）充電インフラ整備事業等

（２）水素充てんインフラ整備事業

成果目標・事業期間

車両の普及に必要不可欠なインフラとして、2030年までに、充電インフラを30万口、水素充てんインフラを1,000基程度整備する。

再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業

令和7年度予算額 11億円（15億円）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課

事業の内容

事業目的

再生可能エネルギーの更なる導入拡大を進めるために、分散型エネルギーリソースの導入に関する支援を行う。
また、地域に根差した再生可能エネルギー事業の拡大のために、地域共生に取り組む優良事業の顕彰や、再生可能エネルギーや分散型エネルギーリソースの導入拡大に向けた課題や方策について調査・分析を行う。
これらを通じ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け再生可能エネルギーの導入の加速化等を図ることを目的とする。

事業概要

（１）配電事業等の参入を見据えた地域独立系統の構築支援事業
災害等による長期停電時に一般送配電事業者等が運営する電力系統から独立して電力を供給する「地域独立系統」の構築に係る費用を補助する。
（２）地域共生型再生可能エネルギー顕彰事業
地域に根差し信頼される再生可能エネルギーの拡大を目的に、地域共生に取り組む優良事業を顕彰する。
（３）分散型エネルギーリソース導入拡大に向けた調査分析事業
分散型エネルギーリソースの導入拡大に向け、定置用蓄電システム並びにアグリゲーションビジネス等に係る調査・分析を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）

補助（1/2以内）

国 → 民間企業等

（２）（３）

委託

国 → 民間企業等

成果目標

これらの事業を通じ、第６次エネルギー基本計画で設定された2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36～38%の達成を目指す。

水素社会推進に向けた先導的な技術開発・実証事業のうち、
（１）競争的な水素等サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

令和7年度予算額 83億円（86億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

安定的で安価な水素等の供給基盤を確立するため、水素を製造・貯蔵・輸送・利用するための設備や機器、システム等（タンク、充填ホース、計量システム等）の更なる高度化・低廉化・多様化につながる研究開発等を支援するとともに、規制改革実施計画等に基づき、一連の水素等サプライチェーンにおける規制の整備や合理化、国際標準化のために必要な研究開発等を行うことを目的とする。

事業概要

①国際水素等サプライチェーン（液化水素運搬船による海上輸送技術等）、②国内水素等サプライチェーン（水素導管による陸送技術等）、③水素ステーション（水素充填技術等）、④共通基盤（水素に適した鋼材等）の4つの分野において、以下の取組を行う。

（１）水素関連技術の高度化等につながる研究開発等

水素関連設備の大型化やコスト削減、新たな水素需要の広がりに対応した水素供給インフラの整備などを支援する。

（２）規制適正化・国際標準化のために必要な研究開発等

規制改革実施計画等に基づき、安全性を前提とした規制の合理化・適正化に資する研究開発を行う。また、水素関連技術に関して、ISO規格等の提案に結びつける検討を進めるとともに、国際標準化に必要なデータ取得を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

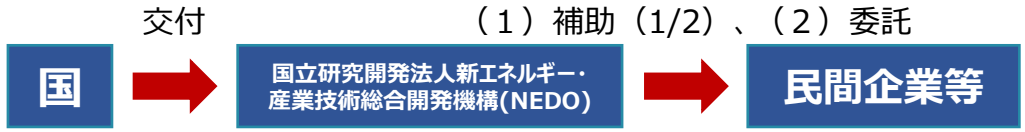

液化水素運搬船による海上輸送技術等の研究開発

FH2Rを基盤とした水素に関する実証研究促進

出典：東芝エネルギーシステムズ（株）

成果目標・事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、
長期的には、①グリーンイノベーション基金事業（大規模水素サプライチェーンの構築）の更なる高度化・多様化を実現すること、②令和7年頃に固定式オフサイトステーション(300Nm3/h)の整備コストの平均を低減すること、また、③令和9年度までに規制改革実施計画等に基づいた規制見直しを84件措置することを目指す。

水素社会推進に向けた先導的な技術開発・実証事業のうち、
（２）産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業

令和7年度予算額 62億円（59億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

水素を安定かつ安価に供給するため、水素を「つくる」「はこぶ」「つかう」という一連のサプライチェーンの構築が必要である。そのため、将来的な水素の安定供給を待たずして、これらサプライチェーン上の技術開発や導入に向けた技術実証を進めることで、水素の本格導入に備える。

特に既存インフラを最大限活用しながらの供給が可能であったり、需要と供給が隣接する地域において、先んじて水素の社会実装を進め、効率よくコストの削減や知見の蓄積を図るとともに、水素社会の先駆けとなるモデルを構築することを目的とする。

事業概要

（１）水素製造・利活用ポテンシャル調査

再エネ等の地域資源を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用の各設備や、それらをつなぐインフラネットワークの整備を通じ、地域特性に応じて様々な需給を組み合わせた地域水素サプライチェーンのモデルについて、将来の経済性等についてのデータ取得を通じた、定量的な調査研究を支援する。

（２）地域モデル構築技術開発

再エネ等の地域資源を活用してオンサイトで水素を製造し、地域の多様な需要（熱利用、発電、モビリティ、産業、業務、家庭等）で利用する自立分散型、地産地消型モデルの構築に向けた実証等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

交付

（１）補助（2/3）
（２）補助（2/3、1/2）

国 → 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) → 民間企業等

成果目標・事業期間

令和3年度から7年度までの5年間の事業であり、
短期的には、実証事業で以下について明らかにすることを目指す。
①新たなモデルの有用性、経済性
②他地域・業界等への展開可能性
③技術課題及び解決手段
長期的には、事業終了後、本事業で実証した技術の導入や、構築した地域モデルの普及を足がかりとし、グリーン成長戦略で設定された2030年に水素導入量を最大300万トン/年の達成を目指す。

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和7年度予算額 55億円（57億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

「第６次エネルギー基本計画」において、住宅・建築物の省エネ性能については、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」、「2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」とされていることから、大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

事業概要

（１）ゼッチ・マンション（ZEH-M）の実証支援
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。

（２） ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m2以上、既築：2千m2以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。

（３） 既築住宅のZEH改修実証支援
省エネ設備への更新や断熱強化等の省エネリフォームに対して支援を行うことで、従来のZEH以上の住宅への改修を普及させることを目指す。

※（１）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

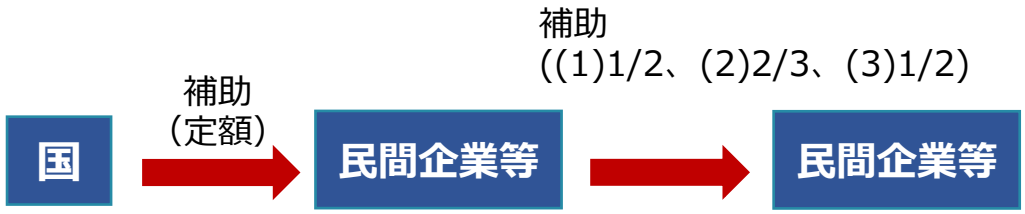

成果目標・事業期間

令和３年度から令和７年度までの５年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和６年度補正予算額 580億円

資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課、水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

本事業は、家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。

特に、昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等については補助額の上乗せを行うとともに、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

※ 機器・性能毎に一定額を補助。

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

国庫債務負担行為含め総額 2,025億円　※令和6年度補正予算額 300億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

（１）工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入を支援

（２）電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援

（３）エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

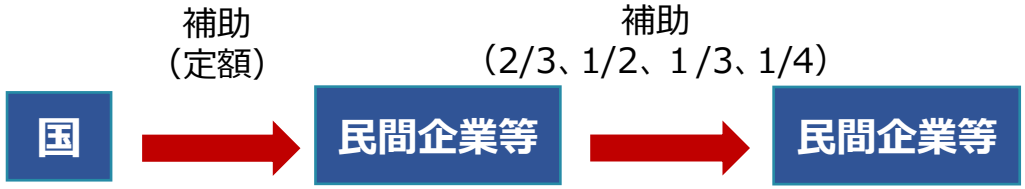

（１）補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等）
　　上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円等）
（２）補助率：1/2以内
　　上限額：3億円（電化の場合は5億円）
（３）補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
　　上限額：1億円

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

国庫債務負担行為含め総額 350億円　※令和6年度補正予算額 300億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

（１）設備単位型：省エネ性能の高いユーテリティ設備、生産設備等への更新を支援。

（２）エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）補助率：1/3以内、上限額：1億円

（２）補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和６年度補正予算額 34億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビルにおける設備の運転状況や、ＩＴ機器等を用いてエネルギー使用状況に関するデータを確認して、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万klを目指す。

運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金　令和7年度予算額 62億円（62億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

最終エネルギー消費量の約２割を占める運輸部門において、2030年省エネ目標や2050年CNを実現するためには、省エネの更なる深堀に加えて非化石エネルギーへの転換を図ることが重要。このため、サプライチェーン全体の輸送効率化や、トラック輸送や内航海運を対象に更なる省エネや非化石転換に向けた実証を行い、その成果を展開することで、効果的な取組みを普及させることを目的とする。

事業概要

（１）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

複数の事業者が連携して取り組む高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携したEVトラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援。

（２）トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業

トラック事業者と荷主間における配車計画・予約受付と連携した高度な車両管理システムや、高輸送効率車両の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援。

（３）内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業

革新的省エネルギー技術等の導入による省エネ効果の実証に加えて、非化石エネルギーを使用する船舶の導入に向けた実証を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

（２）トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業

（３）内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業

成果目標・事業期間

令和６年度から令和８年度までの３年間の事業であり、令和12年度（2030年度）までに、本事業及びその波及効果によって運輸部門におけるエネルギー消費量を原油換算で年間約625.2万kl削減すること等を目指す。

水力発電の導入加速化事業のうち、
（１）（２）水力発電導入加速化事業

令和7年度予算額 14億円（16億円）

（１）①、（２）資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
（１）②、（２）資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力基盤整備課

事業目的・概要

事業目的

本事業では、水力発電の導入拡大に向け、中小水力発電の導入検討に必要な流量調査等の支援による新規事業者の参入や、デジタル技術を活用した既存発電の有効利用、高経年化した既存設備のリプレースによる発電電力量の最適化・高効率化等を目指す。

事業概要

水力発電の導入拡大のため、以下の取組を行う。

（１）水力発電導入加速化事業費【補助】
①初期調査等支援事業【補助率：1/2、定額】
事業化に必要な流量調査等の実施及び地方公共団体による有望地点の調査等のほか、水力発電の地域共生促進等を図るために実施する事業を支援する。
②既存設備有効活用支援事業【補助率：2/3、1/3、1/4】
既存設備の余力調査、出力向上及びレジリエンス強化等の工事を行う事業の一部を支援する。

（２）水力発電技術情報等収集調査事業【委託】
国内外の技術情報の収集を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）水力発電導入加速化事業費

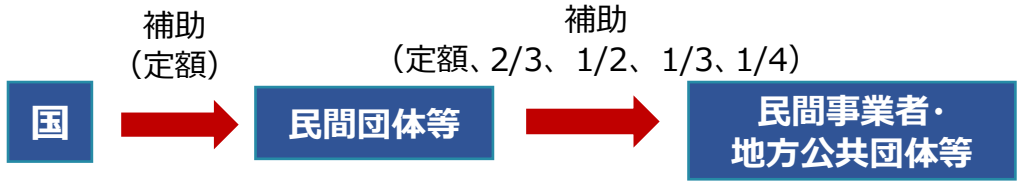

流量調査

地域共生

設備更新

（２）水力発電技術情報等収集調査事業

成果目標・事業期間

令和3年から令和7年までの5年間の事業であり、
短期的には令和7年度までに出力向上の目処が立った発電所における発電出力を5万kW、増発電量の年間合計を1億kWhを目指す。
最終的には「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（エネルギーミックス）」における水力発電の発電出力及び発電量の実現を目指す。

需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

令和５年度補正予算額 160億円（国庫債務負担含め３年間の総額256億円）

事業の内容

事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。
また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

事業概要

（１）需要家主導型太陽光発電導入支援

再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、 FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備等の導入を支援する。

（２）再エネ電源併設型蓄電池導入支援

FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援する。

【需要家主導型太陽光発電導入支援における主な事業要件例】
・一定規模以上の新規設置案件※であること
※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可
・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること
※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
・廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、 FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと　等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。

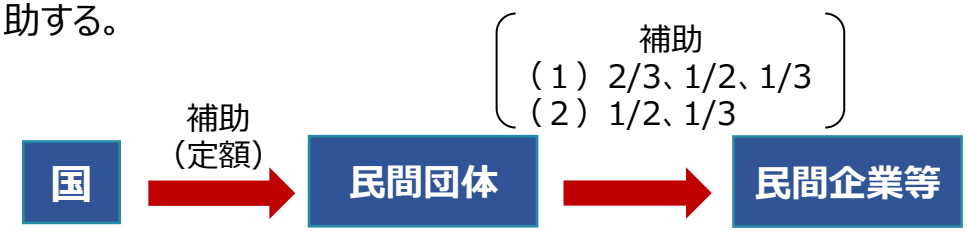

【需要家主導型太陽光発電導入支援の対象事業スキームイメージ】

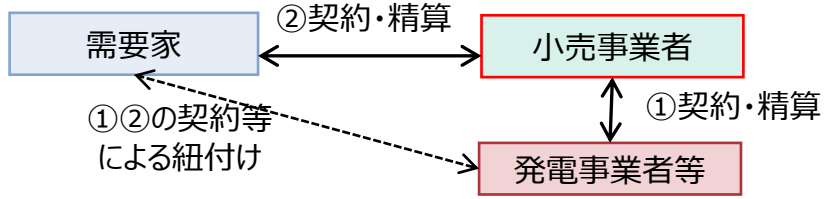

成果目標

2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業

令和6年度予算額 100億円（105億円） 国庫債務負担含め３年間の総額160億円

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

事業の内容

事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。

また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

事業概要

（１）需要家主導型太陽光発電導入支援事業

再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、 FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備等の導入を支援する。

（２）再エネ電源併設型蓄電池導入支援事業

FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援する。

【需要家主導型太陽光発電導入支援における主な事業要件例】

○一定規模以上の新規設置案件※であること

※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可

○FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと

○需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること

※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。

○廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、 FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと　等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。

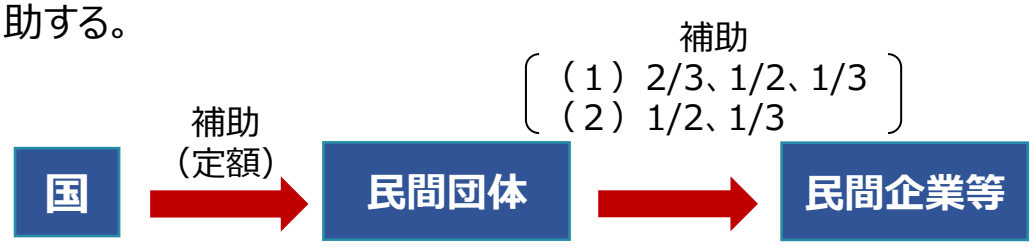

【需要家主導型太陽光発電導入支援の対象事業スキームイメージ】

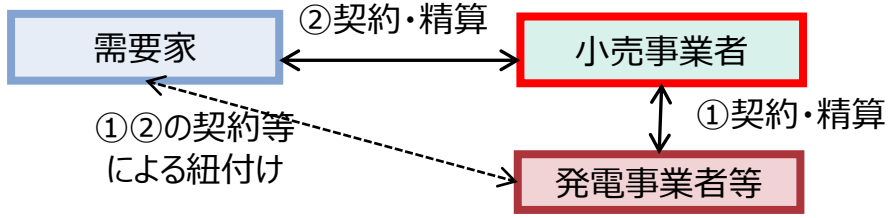

成果目標

令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する

需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業　令和７年度予算額 98億円（100億円）

採択済案件の後年度負担分のみ

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。

また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができる発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

事業概要

（１）需要家主導型太陽光発電導入支援事業

再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、 FIT/FIP制度によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援する。

（２）再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業

需要家に対して需給バランスに応じた再エネ電力の供給を推進するため、一定規模以上の蓄電池併設支援を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。

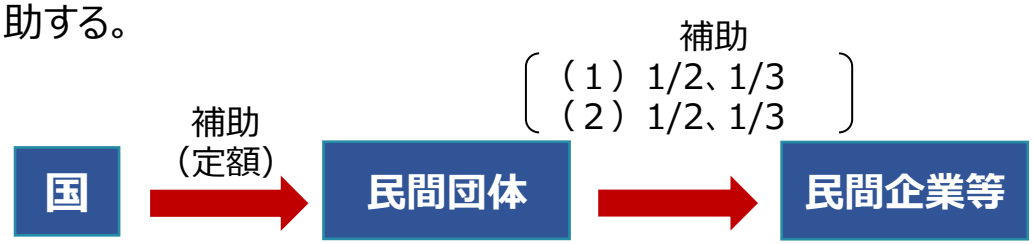

【対象事業スキームイメージ】

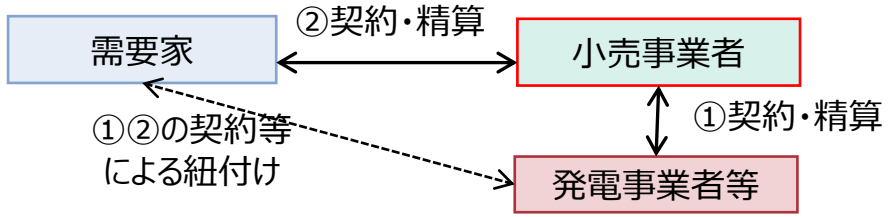

成果目標・事業期間

令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する

地熱資源開発等事業のうち、
（１）地熱発電の資源量調査・理解促進事業

令和7年度予算額 121億円（120億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

事業の内容

事業目的

地熱発電は、自然条件によらず安定的な発電が可能なベースロード電源。一方、我が国は世界有数の地熱資源量を有しているが、他の再生可能エネルギーに比べ地下構造の把握や資源探査に係る開発リスク・コストが高いといった課題があることから、地熱発電による発電量は国内全体の総発電量の1%にも満たない状況である。本事業では、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下、「JOGMEC」）による先導的資源量調査や事業者が実施する初期調査等への支援等により、国産のエネルギー源である地熱資源の開発を促進することを目的とする。

事業概要

国内の事業者が行う地下構造の把握や資源調査に係るコスト等を軽減し、地熱開発を促進するために、以下の取組等を行う。

（１）地熱開発の新規有望地点開拓のため、国立公園などにおいて、JOGMEC自らが先導的資源量調査等を実施。

（２）海外の火山帯における地熱資源調査をJOGMEC単独もしくは本邦企業と共同調査を実施し、その知見を蓄積して、国内の地熱開発事業者に提供。

（３）地熱開発事業者が実施する地熱資源量の把握に向けた地表調査や掘削調査等に要する費用を補助。

（４）地熱開発に対する地域住民等の理解促進に向けた勉強会の開催に要する費用等を補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）～（３）交付金、(4)補助(10/10)

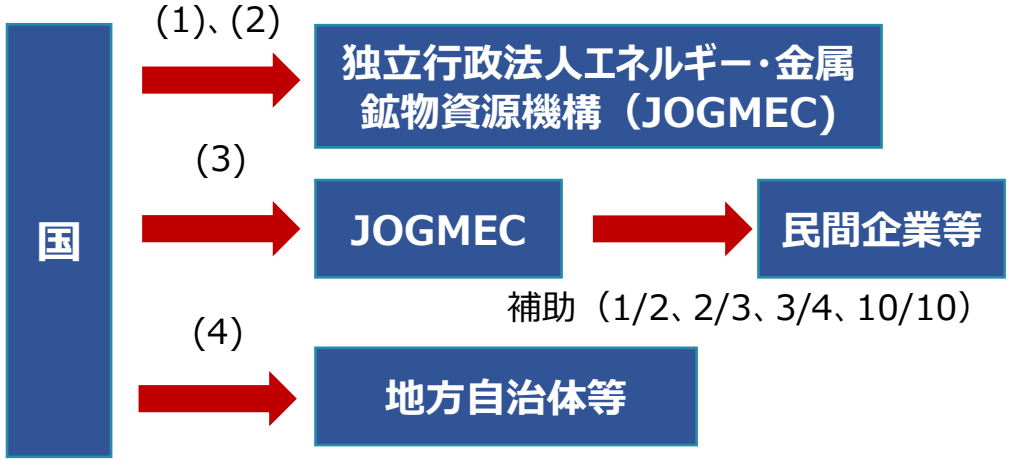

成果目標

平成24年度から令和９年度までの16年間の事業であり、

短期的には、主に地質構造の把握によって地表調査から掘削調査に移行した件数と、調査段階から探査・開発段階に移行した件数を6割程度とすることを目指す。

長期的には、主に2030年度エネルギーミックスの目標である導入量148万kWの達成を目指す。

中小水力発電に係る自治体主導型案件創出支援等事業

令和６年度補正予算額 20億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

2030年度エネルギーミックスにおける中小水力発電の導入目標達成に向けては、さらなる導入加速化が必要。

本事業では、全国の中小水力発電の隠れた開発ポテンシャルを明らかにするため、国としても広く全国水系の開発ポテンシャルを調査・公表するとともに、自治体主導型案件創出を後押しするために必要な支援を行うことで、地方のGX推進・経済成長に資する中小水力発電の導入を促進する。

事業概要

（１）中小水力発電導入可能性調査事業【委託】
全国の水系を対象に、コストモデル等に基づいた中小水力発電の未開発地点や発電出力等について調査を実施する。

（２）中小水力発電に係る自治体主導型案件創出調査等支援事業【補助】
中小水力発電の初期開発コスト・期間の短縮や開発事業者の参入促進等に向け、自治体が主導して開発地点の候補を調査・公表する取組等を対象に、流量調査費用や専門家招へい費用、地域理解醸成のための費用等について支援する。（補助率：３／４）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）中小水力発電導入可能性調査事業

（２）中小水力発電に係る自治体主導型案件創出調査等支援事業

成果目標・事業期間

本事業による効果も含めて、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（エネルギーミックス）」における中小水力発電の発電出力の実現を目指す。

国土交通省

住宅・建築物省エネ改修推進事業

令和7年度当初予算：
社会資本整備総合交付金等の内数

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅・建築物の省エネ改修を加速するため、省エネ改修等に係る支援を行う。

住宅

省エネ診断

民間実施：国と地方で２／３
公共実施：国１／２

省エネ設計・省エネ改修（建替えを含む）

■ **交付対象**

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額
※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
※ ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
※ 改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）。

■ **交付額**（国と地方が補助する場合）

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
300,000円／戸 交付対象費用の4割を限度	700,000円／戸 交付対象費用の8割を限度

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

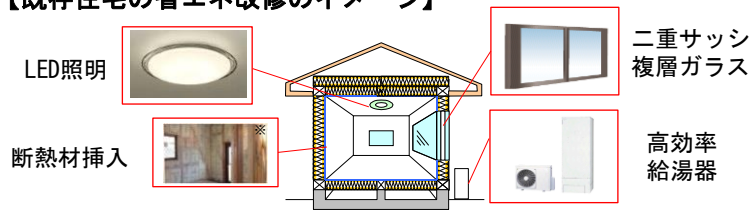

※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

建築物

省エネ診断

民間実施：国と地方で２／３
公共実施：国１／３

省エネ設計等

民間実施：国と地方で２／３
公共実施：国１／３

省エネ改修（建替えを含む）

■ **対象となる工事**

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事
※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
※ 改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）
※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

■ **交付率**

民間実施：国と地方の合計で23%
公共実施：国11.5%

■ **補助限度額**（国と地方が交付率23%で補助する場合）

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
5,600円／㎡	9,600円／㎡

脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業

令和7年度当初予算：
公営住宅整備費等補助（6.13億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向けて、公的主体の率先した取組を推進するため、公的賃貸住宅の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組に対して支援を行う。

事業概要

■ **対象事業**

○ 公的賃貸住宅（公営住宅、改良住宅等、UR賃貸住宅又は公社住宅）の既存ストックにおいて、ストック改善事業の実施と併せて、省エネ改修や再エネ設備導入を行う先導的な取組に対して支援を行う。

○ 案件の採択にあたっては、学識経験者等からなる審査委員会により、有効性や新規性・汎用性の観点から評価を行うものとする。

■ **事業主体**

○ 地方公共団体（公営住宅・改良住宅）
○ 都市再生機構（UR賃貸住宅）
○ 地方住宅供給公社（公社住宅）

■ **補助対象**

省エネ改修・再生可能エネルギー設備工事費（調査設計費を含む。）、
省エネ等効果検証費

■ **補助率**

○ 公営住宅、改良住宅等　：国2／3、地方1／3
○ UR賃貸住宅　：国2／3、UR1／3
○ 公社住宅　：国1／3、地方1／3、公社1／3

■ **限度額**

併せて実施するストック改善事業の事業費を超えない額とする。

■ **その他**

工事実施後、概ね20年以上管理する予定であること。

■ **事業期間**　令和4年度～令和8年度（5年間）

ストック改善事業
（公営住宅等ストック総合改善事業等）
補助率：国1／2（地方1／2）

＋

地域の創意工夫を活かした
省エネ再エネ改修の取り組み
（脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業）
補助率：国2／3（地方1／3）等

優良木造建築物等整備推進事業

令和7年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（373.40億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の１/２以内
【建設工事費】木造化による掛増し費用の１/３以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の７%以内)
【補助限度額】合計２億円
※先導的なプロジェクトの場合は、補助率及び補助限度額を引き上げ

● 補助要件

① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること　等
※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】

地上９階建て混構造事務所
【出典】熊谷組HP

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

令和7年度当初予算：
スマートウェルネス住宅等推進事業（160.87億円）の内数

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対する支援を行う。

サービス付き高齢者向け住宅の制度概要

下線部は令和7年度予算における見直し事項

登録基準

ハード	○床面積は原則25㎡以上 ○構造・設備が一定の基準を満たすこと ○バリアフリー構造であること（廊下幅、段差解消、手すり設置）
サービス	○必須サービス：状況把握サービス・生活相談サービス
契約内容	○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと　等

入居者要件

○60歳以上の者
○要支援・要介護認定者
等

学校を改修して整備した住宅

登録状況（R6.12末時点）

戸数	289,013戸
棟数	8,323棟

高齢者生活支援施設における地域交流（イメージ）

補助制度の概要

住宅

		補助率	補助対象・限度額(※1)
新築	床面積30㎡以上（かつ一定の設備完備）	1／10（※4）	135万円／戸（※2, 3）
新築	床面積25㎡以上	1／10（※4）	120万円／戸（※3）
新築	床面積25㎡未満	1／10（※4）	70万円／戸（※3）
改修、既設改修		1／3	195万円／戸（※5, 6）、（※7）

高齢者生活支援施設（地域交流施設等及び介護関連施設等）（※8）

	補助率	限度額
新築	1／10	1,000万円／施設
改修、既設改修	1／3	1,000万円／施設

再エネ等設備（※9）

	補助率	限度額
太陽光パネル・蓄電池	1／10	合わせて4万円／戸
太陽熱温水器	1／10	2万円／戸

補助要件

○ 高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録すること
○ 家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額（11.2～25.6万円／月）とすること
○ 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないこと
○ 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
○ 情報提供システムの運営情報の提供、更新を行うこと
○ 新築・改修の場合は、都道府県や市区町村のまちづくり方針と整合していること
○ 事業主体が運営する介護保険法に基づく指定事業所が指定取消等の対象である場合に、当該事業主体の組織的な関与があったことが認められないこと　等

※1　事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。
※2　全住戸数の2割を上限に適用（ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合は除く）。2割を超える住戸は120万円／戸。
※3　ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円／戸を上乗せする。
※4　ZEH相当水準の整備を実施する場合は3/26とする。
※5　改修は、以下の費用が補助対象。
共用部分の改修、バリアフリー基準に適合させるための改修、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるための構造・設備の改修（高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等）、省エネ性能向上のための構造・設備の改修、エレベーター設置、調査設計計画費（既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅に限る）
※6　限度額195万円/戸が適用される改修は、以下①から④いずれかの場合に限る（調査設計計画費が補助対象になる場合も同様）。
それ以外の改修は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。
①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する改修、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させる改修、③車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修、④省エネ性能向上のための構造・設備の改修
※7　既設改修は、以下の費用が補助対象。
IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修（限度額10万円／戸）、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修（限度額150万円／戸）、止水板設置等の整備（限度額35万円／棟）、省エネ性能向上のための構造・設備の改修（限度額35万円／戸）
※8　新築及び既設改修は、介護関連施設等の建設に係る費用は補助対象外。
また、既設改修は、地域交流施設等のうち交流施設の整備に係る費用に限って補助対象。
※9　全量自家消費であること等の要件を満たす場合に補助対象。

※土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域及び災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域若しくは地すべり防止区域と重複する区域に限る）における住宅の新築は、原則、補助対象外
※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものは、原則、補助対象外
※（ⅰ）かつ（ⅱ）の区域における住宅の新築は、原則、補助対象外　（ⅰ）市街化調整区域　（ⅱ）土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）

長期優良住宅化リフォーム推進事業

令和7年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（373.40億円）の内数

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームに対し幅広く支援を行う。

事業概要

【対象事業】

以下の①、②及び③を満たすリフォーム工事

①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること
③以下のいずれかの性能向上に資するリフォームであること
a) 構造躯体等の劣化対策　b) 耐震性　c) 省エネルギー対策
d) 維持管理・更新の容易性　e)可変性　f)高齢者対策
g) 三世代同居対応　h)子育て世帯向け改修
i) 防災・レジリエンス性向上改修

【補助率】 1／3

【限度額】 80万円／戸

○ 長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合　160万円／戸

○ 三世代同居改修工事を併せて行う場合
若者・子育て世帯が工事を実施する場合
既存住宅を購入し工事を実施する場合
⇒上記の限度額に、50万円／戸を加算

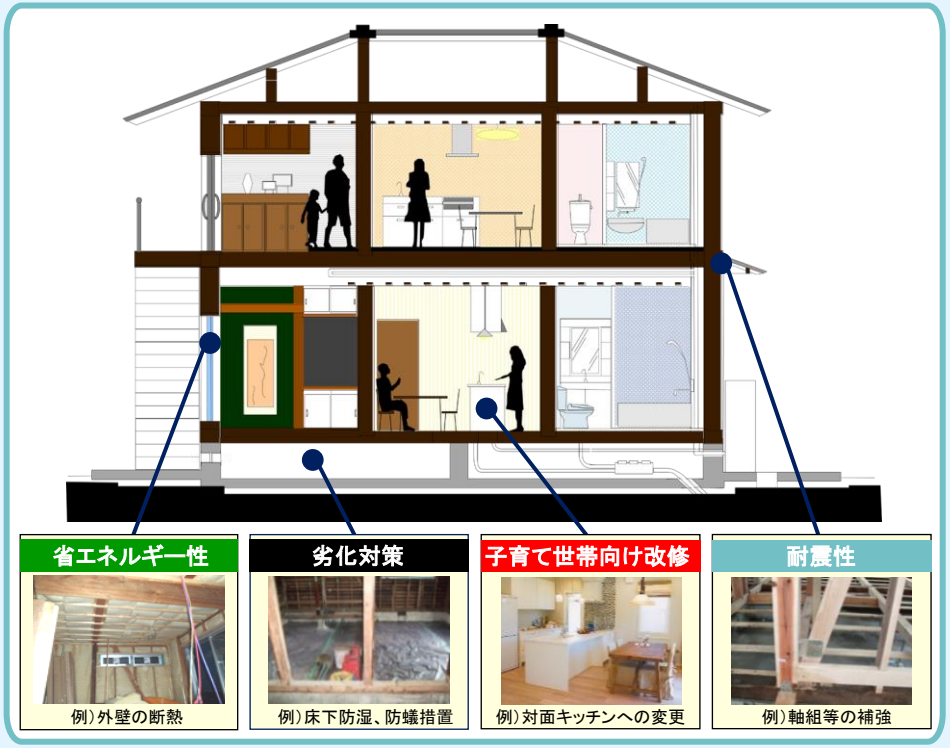

効果

○ 良質な既存住宅ストックの形成　○ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化　○子育てしやすい生活環境の整備　等

子育てグリーン住宅支援事業の概要

子育てグリーン住宅 支援事業

令和7年度当初予算額： 250億円
令和6年度補正予算額：2,250億円 ※GX経済移行債を含む。

1 制度の目的

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

2 補助対象

経済対策閣議決定日（令和6年11月22日）以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る（交付申請までに事業者登録が必要）。

住宅※2,3の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅）

対象世帯	対象住宅		補助額
すべての世帯	GX志向型住宅※4		160万円/戸
子育て世帯等※1	長期優良住宅※4,5,6	建替前住宅等の除却を行う場合※7	100万円/戸
		上記以外の場合	80万円/戸
	ZEH水準住宅※4,6	建替前住宅等の除却を行う場合※7	60万円/戸
		上記以外の場合	40万円/戸

各対象住宅の要件		GX志向型住宅	長期優良住宅・ZEH水準住宅
断熱性能※8		等級6以上	等級5以上
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く	35%以上	20%以上
	再エネを含む	原則100%以上※9	
HEMSの設置		設置※10	

※2：対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。
※3：以下の住宅は、原則対象外とする。
① 「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
② 「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する住宅
③ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
④ 「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）」に該当する区域に立地する住宅
※4：「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。
※5：長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体にて認定を受けたもの。
※6：賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。
※7：住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主（その親族を含む）が所有する住宅を除却する場合。
※8：結露防止に係る基準は含まない。
※9：戸建住宅・共同住宅の別に応じて、基準値はそれぞれ下表のとおりとする。

【戸建住宅（立地）】

右記以外の地域	寒冷地 又は 低日射地域	都市部狭小地等 又は 多雪地域
100%以上	75%以上	要件なし

【共同住宅（階数）】

1～3	4・5	6以上
75%以上	50%以上	要件なし

※10：他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。（接続の是非は居住者の判断）

既存住宅※12のリフォーム※13

メニュー	補助要件	補助額※14
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限：60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限：40万円/戸

補助対象工事	
必須工事※15	①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置
附帯工事※16	子育て対応改修、バリアフリー改修等

※12：賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。
※13：「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」（環境省）、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」（経済産業省）【以下「連携事業」という。】との**ワンストップ対応**を実施し、併せて実施することが可能。
※14：補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。
※15：①，②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。
※16：補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限る。なお、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事①、経済産業省事業は必須工事③として扱う。

分譲住宅・賃貸住宅の新築に関する特則

【分譲住宅における事前登録の方法】
- 住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助要件に適合する住宅の戸数を登録することで、交付申請を行うことが可能。
- 登録は、①各事業者における1か月あたりの登録戸数の上限、②各住棟における対象住宅戸数に応じた登録戸数の上限（共同住宅の場合）の範囲内で行う。
- 登録戸数を超える住宅購入者が決定した場合は、追加の交付申請を行うことも可能（共同住宅の場合）。

【賃貸住宅を対象とした追加ルール（長期優良住宅又はZEH水準住宅に限る）】
- 申請ができる戸数の上限は、※2及び※7に該当する戸数の50%とする。
- 新築時最初の入居募集（3か月間）は、対象を子育て世帯等に限定する。
（当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能）
- 「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。

サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）

令和7年度当初予算：
環境・ストック活用推進事業（42.03億円）の内数

【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取組の広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

先導技術の一例

■建築物

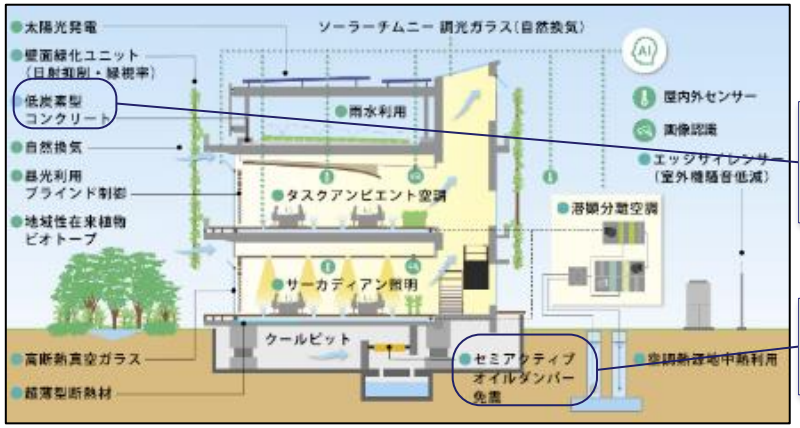

■建設時における省CO2効果がある技術

■建物を長寿命化させる取組

■住宅

■高断熱による外皮負荷削減とエネルギー消費量のミニマム化

■水素吸蔵合金を利用した季節間のエネルギー融通システム

■EV・V2Hによる電力融通

■街区の緑化、周辺地域の避難場所提供

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
・「ライフサイクルカーボンをより的確に算出し削減する取組」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

令和7年度の事業概要

＜補 助 対 象＞ 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分
＜補 助 率＞ 1／2 等
＜限 度 額＞ 原則3億円／プロジェクト
新築の建築物又は共同住宅について建設工事費の5% 等
＜事業期間＞ 採択年度を含め原則4年以内に完了

※過去の採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所のHPに掲載しております。
https://www.kenken.go.jp/shouco2/

検索 サステナブル 省CO2

既存建築物省エネ化推進事業

令和7年度当初予算：
環境・ストック活用推進事業（42.03億円）の内数

【概要と目的】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修の促進を図るため、躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入を行う民間等による省エネ改修工事に対して支援を行う。

【イメージ】

※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【補助額等】

＜補助対象＞ （省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測）に要する費用

＜補 助 率＞ 補助対象工事の1／3

＜限 度 額＞ 5,000万円/件（設備部分は2,500万円）

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

＜事業期間＞ 採択年度を含め原則2年以内 等

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物（非住宅）の省エネ改修工事

①躯体（壁・天井等）の省エネ改修（高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修）を伴うものであること
※給気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備

②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
（・ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上
・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能）

③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと

④改修後に耐震性を有すること

⑤省エネ性能を表示すること

⑥事例集への情報提供に協力すること 等

建築GX・DX推進事業

新規

令和7年度当初予算：建築GX・DX推進事業（65億円）の内数
令和6年度補正予算：5億円

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

● 補助要件

＜BIM活用型＞

- 次の要件に該当する建築物であること。
  ▶耐火/準耐火建築物等　▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあっては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後３年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

＜LCA実施型＞

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
- 国土交通省等による調査に協力すること

※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと。

● 補助額等

＜BIM活用型＞

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

＜LCA実施型＞

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
  BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円／件
  BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円／件

※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

＜BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ＞

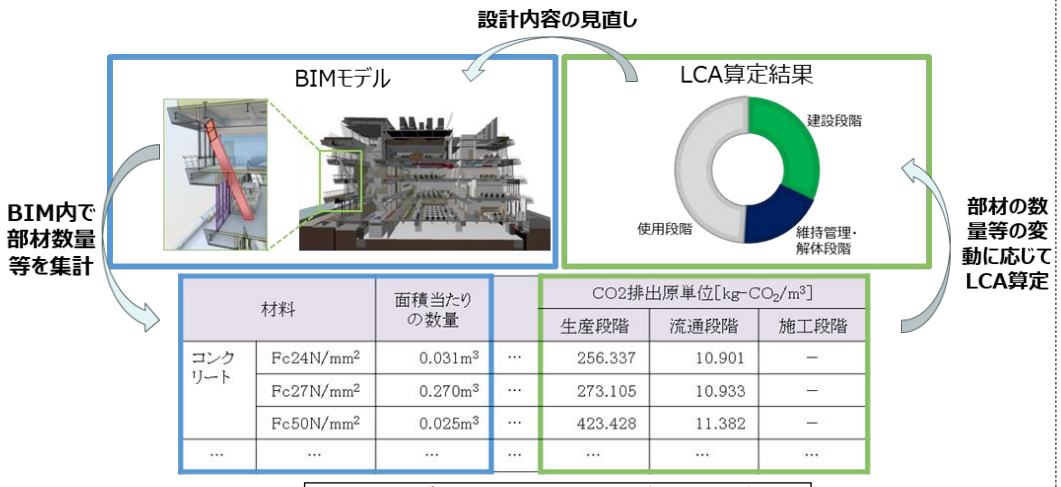

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開
（令和6年度補正・令和7年度予算）

地域公共交通確保維持改善事業等
令和６年度補正　３２６億円、令和７年度　２０９億円
- 社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
  ：令和６年度補正　６１２億円の内数、令和７年度　４８７４億円の内数
- 鉄道施設総合安全対策事業費
  ：令和６年度補正　６９億円の内数、令和７年度　４５億円の内数
- 訪日外国人旅行者受入環境整備
  ：令和６年度補正　１５８億円の内数、
  令和７年度　６億円の内数、国際観光旅客税充当額　２５億円の内数

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、
・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し
（調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援）

・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援

・「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」 パイロットプロジェクト推進
（官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開）

地域の足：「かなライド」

観光の足：「おにタク」

■訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）
訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、
・公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
・乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
・多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援
配車・運行管理システムの導入・共通化、
キャッシュレス決済の導入等支援

クレカタッチ決済

■自動運転の社会実装に向けた支援
自動運転大型バス等への支援を強化

自動運転大型バス

■交通分野における人材確保支援
２種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■財政投融資（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）
（令和７年度：135億円）

■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援
「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ローカル鉄道再構築
再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援

■地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援

■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

軌道強化による高速化

EVバス充電施設の設置

地域公共交通の維持・確保等

■生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等
- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
- 地域鉄道における安全対策（鉄道施設総合安全対策事業費等）
- 安全に問題があるバス停の移設等

上記のほか、関係予算として公共予算のうち、道路整備費（自動運転の走行環境整備等）、 都市・地域交通戦略推進事業（公共交通に係る支援等）がある。

財政投融資を活用した地域交通のDX・GX投資に対する支援

【制度の概要】
○　地域交通ネットワークの持続可能性を確保するため、道路運送サービスの高度化を図る事業や利便性の向上を図る事業を認定し、認定された事業の実施に必要な資金を鉄道・運輸機構を通じて支援する。

○地域交通法に基づく財投支援スキーム

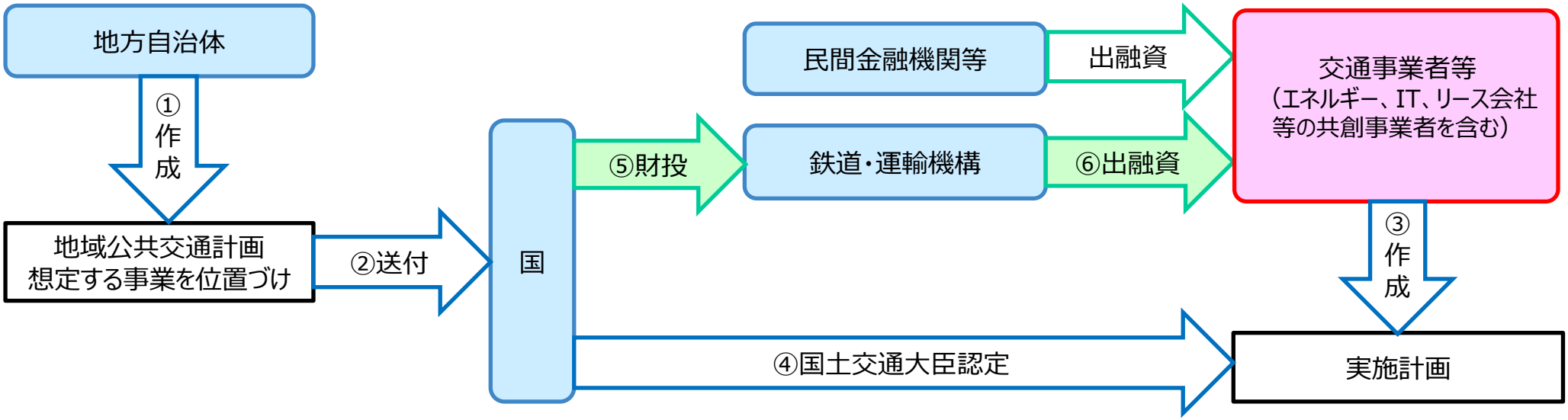

支援対象となる事業

バス、タクシー鉄道等のDX・GXによる利便性向上と経営力強化を図る事業

・交通DX：汎用型キャッシュレス決済への刷新
・交通GX：EV車両、エネルギーマネジメントシステムの導入

等

電気バス

充電スタンド

汎用型キャッシュレス

財政投融資を活用した物流効率化について

国土交通省

【目的】
我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化・多様化に伴う貨物の小口化・多様化等への対応、環境負荷の低減及び流通業務に必要な労働力の確保を図る。

【制度の概要】
二以上の者が連携して、流通業務の総合化（輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。）及び効率化（輸送の合理化）を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの（流通業務総合効率化事業）を認定し、認定された事業の実施主体に対する鉄道・運輸機構の出融資を行う。

＜物流総合効率化法に基づく財政投融資の支援スキーム＞

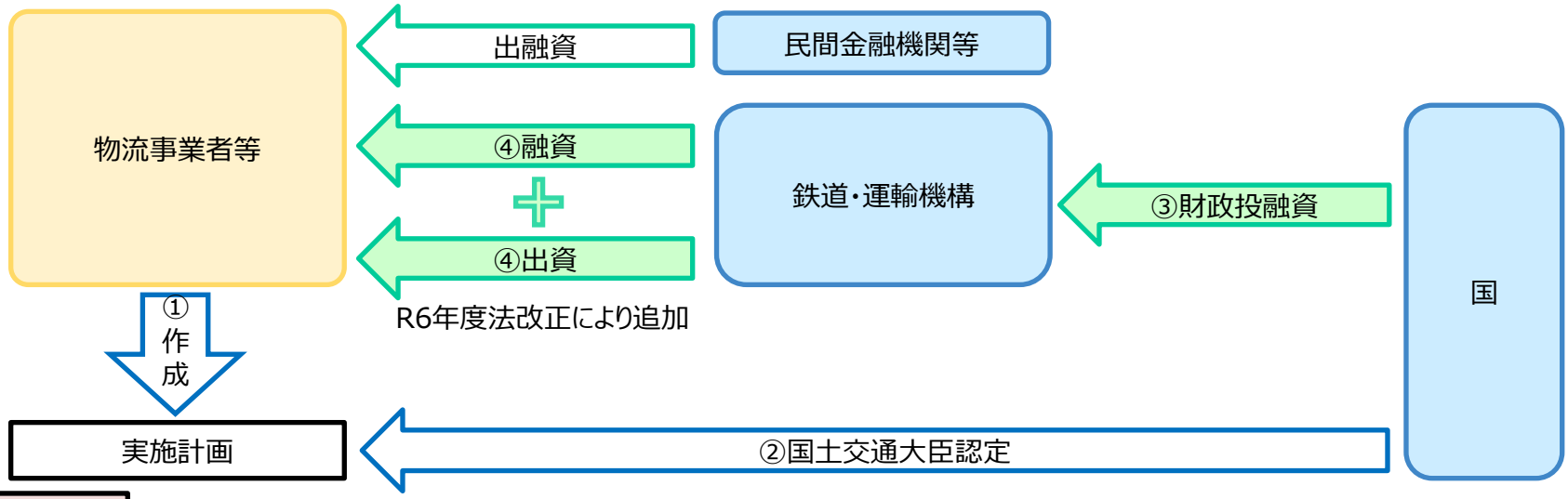

支援対象事業

輸送モードの結節を行う機能等を有する一定規模の物流拠点施設を整備する事業
・幹線輸送と都市内輸送を結節する自動車ターミナル等の広域物流拠点
・幹線輸送を効率化するための中継輸送の物流拠点　　等

物流のDX・GXによる効率化、生産性向上及び環境負荷の低減を図る事業
・物流DX：物流施設の自動化に必要な施設の導入
・物流GX：EV車両、再生可能エネルギー関係施設の導入　　等

物流拠点

EVトラック

太陽光パネル

無人搬送車

立体自動倉庫

物流脱炭素化促進事業

令和6年度補正予算　1,200百万円

事　業　目　的

○　地域の集配拠点や倉庫、トラックターミナル等の物流施設等において、**物流の脱炭素化**に向けて次世代エネルギーである**水素や再生可能エネルギー等を活用した先進的な取組**を行う際の**充填・充電設備等の導入**を支援。

事　業　内　容

○　国外情勢の不安定化等により燃油価格が高騰を続ける中、資源燃料価格の変動に対応した持続可能な物流の実現に向けて、**車両・施設等の省エネ化・脱炭素化による物流GXは極めて重要**。

○　このため、ガソリン車に比べると**現時点では航続距離が短いFCVトラック、EVトラック等の現場での活用促進**に向けて、**幹線輸送や地域内輸送の中間拠点となり得る物流施設等**における**水素・再エネ利用関連設備等の導入**を支援。

※　燃料の種類ごとの４トン車の航続距離の比較
- ガソリン車　：700km
- FCVトラック：**260km**
- EVトラック　：**180km**

＜中間拠点となり得る物流施設等の立地イメージ＞
- 北海道
- 東北地方
- 東海地方（東京・大阪間）
- 中国地方
- 九州地方

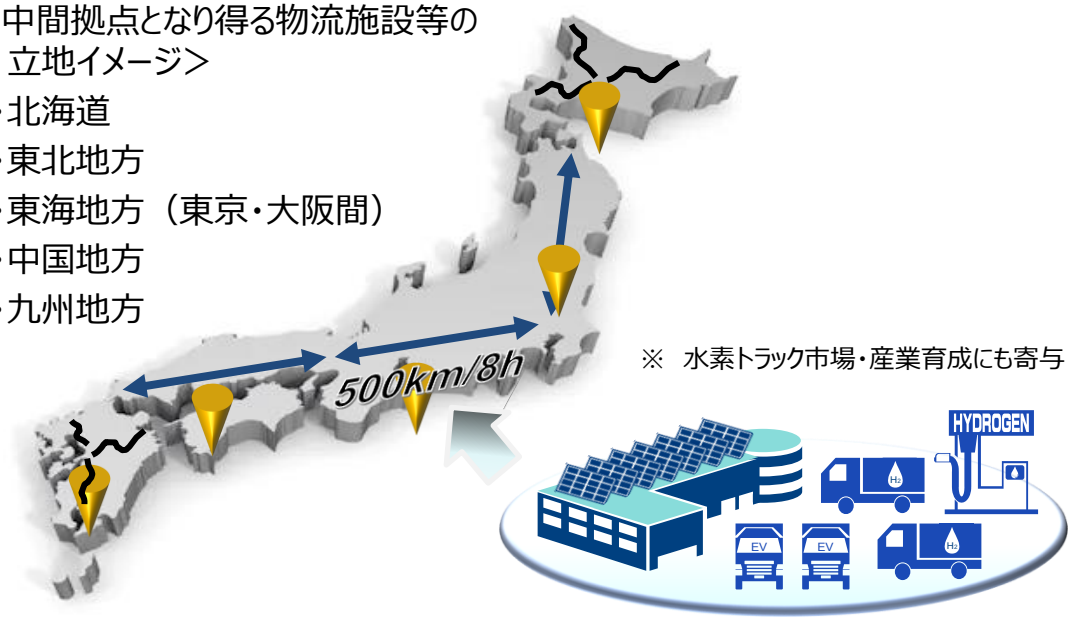

※　水素トラック市場・産業育成にも寄与

補　助　率　・　補　助　対　象　等

【補助率】
１／２以内

【補助対象施設】
・営業倉庫
・貨物(利用)運送事業者の集配施設等

【補助対象者】
・倉庫事業者　・貨物運送事業者　・貨物利用運送事業者　・トラックターミナル事業者等

【補助対象設備等】
・水素利用関連設備（水素スタンド、FCVトラック等）、再エネ利用関連設備（EV充電設備、太陽光パネル、EVトラック、エネルギーマネジメントシステム等）
・上記の導入と一体的に行う先進的な取組に必要となる設備・機器類（トラック予約受付システム、無人搬送機）

【補助要件】
・水　素：①水素の製造・貯蔵のための装置・機器等の導入　②水素を活用する水素スタンド、FCVトラック等を導入する一体的な取組であること
・再エネ：①再エネ電力の購入又は再エネ発電設備(新設)の導入　②大容量蓄電池、充電設備、EVトラック等車両のうち2つ以上を導入する一体的な取組であること

モーダルシフト等推進事業

予算額　151.2百万円

事業目的

○　**物流分野の労働力不足に対応**するとともに、**温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進**するため、物流効率化法の枠組みの下、**荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等**を推進。

事　業　内　容

○　モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく**「総合効率化計画」の策定経費**（協議会の開催等）や、②「認定総合効率化計画」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する**事業の初年度の運行経費**に対して支援。

○　①、②のうち、**省人化・自動化機器の導入等の計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**には、**補助額上限の引上げ等**を実施。

実施に向けた主な流れ

1　協議会の立上げ
・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有

2　協議会の開催　　計画策定経費補助
・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO_2排出量削減効果の試算　等

3　総合効率化計画の策定
・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定

4　総合効率化計画の認定・実施準備

5　運行開始　　運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額500万円
- 省人化・自動化機器導入 上限300万円（補助率：1/2以内）
- 計画策定経費補助 上限200万円（補助率：定額）

上限総額1,000万円
- 省人化・自動化機器導入 上限500万円（補助率：2/3以内）
- 運行経費補助 上限500万円（補助率：1/2以内）

省人化・自動化への転換・促進を支援

＜省人化・自動化機器の導入例＞
・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け

無人搬送車

ピッキングロボット

無人フォークリフト

昨年度事業との主な変更点

・貨客混載をはじめとするラストワンマイル配送効率化の取組について、過疎地域以外の取組も補助対象に追加

モーダルシフト加速化事業

令和６年度補正予算　1,500百万円

事　業　目　的

○　物流効率化法の認定を受けた**先進的なモーダルシフトの取組**について、**大型コンテナ・シャーシ等の導入**を支援。

事　業　概　要

【支援対象事業】
◇ 大型コンテナのラウンドユースやシャーシ・コンテナによる混載輸送、荷主・物流事業者等の連携による生産性向上に向けた先進的な取組を想定

【支援対象者】
◇ 荷主・利用運送事業者・実運送事業者等から構成された協議会

【支援対象機器等】
◇ 31ftコンテナ、大型コンテナ専用トラック、フォークリフト等の荷役機器、海運シャーシや40ftコンテナといった輸送機器やGPS機器、船内ドライバー用施設、冷蔵・冷凍コンテナ、冷蔵・冷凍トラック　等

【補助率等】
◇ 補助率1/2以内、1億円/1件
※令和５年度補正予算では鉄道3億円/1件、内航海運1億円/1件

協議会イメージ

【荷主】 メーカー・卸売　等
【利用運送事業者】 地元の通運事業者　等
【実運送事業者】 JR貨物・内航海運事業者　等
【リース会社】

31ftコンテナと荷役機器

海運シャーシ

【物流効率化法の計画認定・補助申請・実施報告までの流れ】

協議会結成 → 物流効率化法計画申請 → **計画認定①** → 補助金申請 → **補助採択②** → 事業実施 → **事業完了報告③** → **状況報告④**

①物流効率化法の計画認定に当たって、**事業実施の確実性や省力化・省エネ化の効果を評価・確認**
②補助採択に当たり、**外部有識者等が参画した審査会**を開催し、**事業効果の高い案件から優先的に採択**
④法律上の**報告義務**に基づき、**モーダルシフトの輸送実績を確認**するとともに、**導入支援後のモーダルシフトの継続を担保**
※未報告・虚偽報告には罰則規定あり

地域連携モーダルシフト等促進事業

令和6年度補正予算　1,500百万円

事　業　目　的

○　**陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）**やそれに向けた**地域の物流ネットワークの再構築**に向けて、**地域の産業振興等と連携した取組の検討経費**や**物流拠点の整備費用**等を支援。

事　業　概　要

○　地域の産業振興等を担う**地方自治体や産業団体・経済団体等が協働**しながら、**地域の物流リソースを可視化**し、**輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチング**を行うとともに、**地域物流の核となる拠点を整備**することで、**新モーダルシフト**やそれに向けた**地域の物流ネットワークの再構築**の実現を目指す先進的な取組を支援。

＜Step 1＞

地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じたマッチングを行うための**検討経費**を支援

＜Step 2＞

Step 1の検討結果を踏まえ、**地方自治体や産業団体・経済団体等が協働**し、
①**新モーダルシフト**（鉄道・新幹線、船舶、航空機、ダブル連結トラックなど）
②**地域の物流ネットワークの再構築**（共同輸配送、中継輸送など）
の実現を目指す際の**物流拠点の整備費用**や**資機材の導入経費**などを支援。

鉄道・内航海運へのモーダルシフトの強化

新幹線等の貨客混載

航空機の空きスペース等の有効活用

ダブル連結トラックを活用した共同輸配送や中継輸送

補　助　対　象

地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が参画した協議会

地域連携モーダルシフト等促進事業（補助要件等）

１協議会当たり 最大7,500万円

【補助要件】

・地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体、荷主、物流事業者等が参画した協議会の主導の下、
① 新モーダルシフト（鉄道・新幹線、船舶、航空機、ダブル連結トラックなど）、又は、
② 地域の物流ネットワークの再構築（共同輸配送、中継輸送、輸送網の集約など）
の実現を目指す先進的な取組であること。

【事業費の内訳】

○検討経費：**2,500万円（定額補助）**
・地域の物流量の把握・可視化等に必要な調査・分析や協議会の運営経費

○実証経費：**最大5,000万円（補助率1/2）**
・地域の物流拠点における荷捌き場スペースの整備費用や資機材の導入経費　等

例）荷捌き場スペース

【執行団体（本省で公募）の役割】

・各地域における物流効率化に向けた取組に関する情報収集・助言等の伴走支援
・各地域の物流量を踏まえた異なる地域間の共同輸配送や中継輸送、モーダルシフト等の案件形成に向けたマッチング支援
・各地域の物流に関するニーズや検討内容、実証結果等をとりまとめて国に報告・提案

等

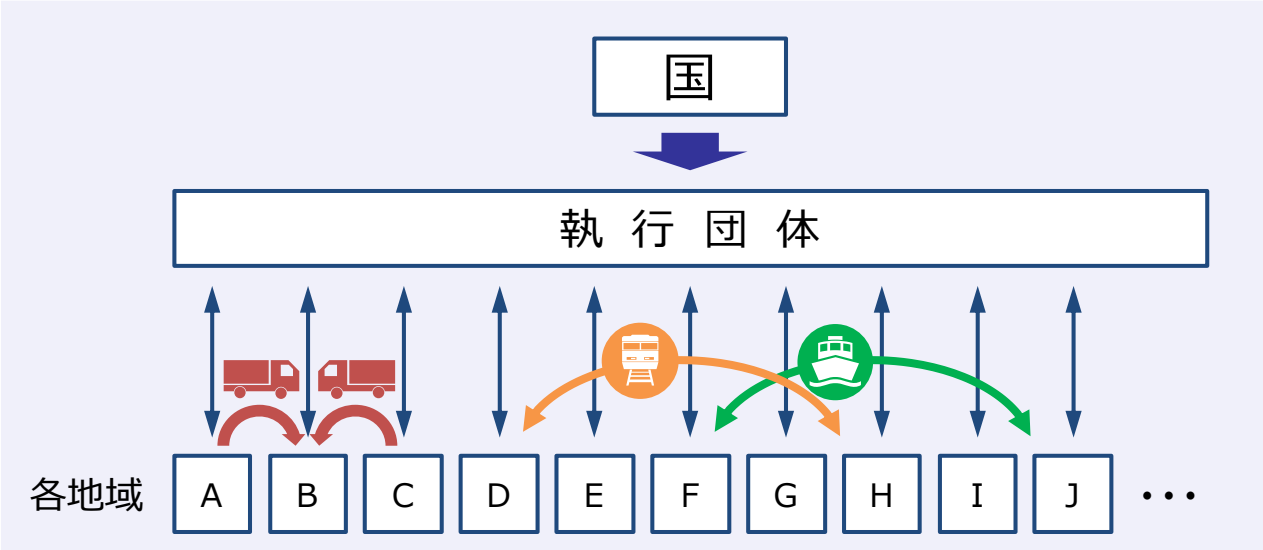

持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラの推進

令和6年度補正予算
１５百万円の内数

背景・必要性・概要

※自然関連財務情報開示タスクフォース

生物多様性保全と企業の経済活動を結びつけるTNFD※枠組構築に向けた国際的な議論が進められ、グリーンインフラへのESG投資拡大の機運が高まる中、効果的な評価・資金調達手法を確立し、民間投資の案件形成を広げるため、グリーンインフラ推進による魅力ある地域創出のための調査検討経費を要求

【参考】グリーンインフラとは、CO2吸収源となる緑化、雨水貯留浸透、生物多様性保全、健康でゆとりある生活空間の創出、地域経済振興等の多様な地域課題解決を図る持続的な社会づくりの取組である。令和４年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を受けて令和5年３月に「生物多様性国家戦略」が改定された。その中で、自然に根ざした社会課題の解決（Nature-based Solutions）のアプローチが求められており、令和5年9月に策定した「グリーンインフラ推進戦略2023」のもと、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会実装を促進する必要がある。

先導的グリーンインフラモデル形成支援　等

- 広域的な観点からみた、グリーンインフラの効果・目的に関する調査・研究（地域における適地の把握やより効果的な整備手法等について分析）
- 地域課題解決に向けたグリーンインフラの導入にあたり、地域におけるネットワーク形成及び民間投資の仕組みの実装等を検討している、自治体に対し、調査検討等支援を実施する（3地域程度を想定）。
- 上記枠組みにおいて、地域への民間投資促進に向けた資金調達の仕組みも検討

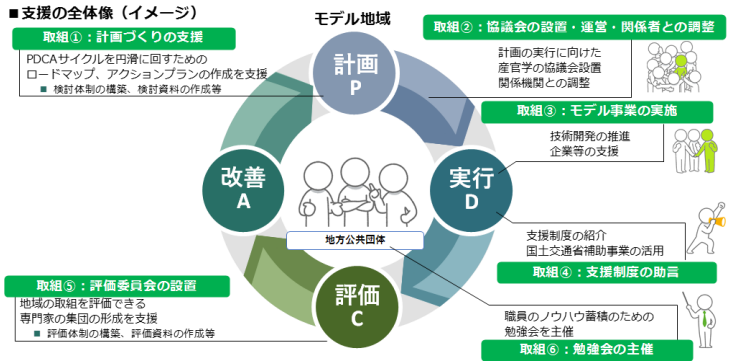

【骨太方針2024】
第２章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～
５．地方創生及び地域における社会課題への対応
（３）地方活性化及び交流の拡大　（持続可能で活力ある国土の形成と交通の「リ・デザイン」）
・持続可能な地域づくりに向け、都市の再生・国際競争力強化や人中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり等に取り組むとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた地域活動、グリーンインフラ等を推進する。
【新しい資本主義実行計画2024（令和５年６月１６日　閣議決定）】（抜粋）
Ⅵ．ＧＸ・エネルギー・食料安全保障　１．ＧＸ・エネルギー　（４）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行　④資源循環市場の創出
ⅲ）資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備
・グリーンインフラの推進や緑地の再生・整備等、低未利用地の利用転換の方策を本年度中に整理し、推進する。
【生物多様性国家戦略2023-2030（令和５年３月３１日　閣議決定）】（抜粋）
第2部行動計画　行動目標２-１ 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する　／　2-1-4グリーンインフラの社会実装の推進［重点］
・グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進するとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。また、防災・減災効果の高い場所等を可視化する取組等を通じ、生態系の有する機能を最大限活用することを目指す。さらに、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG投資の拡大を図る。【国土交通省】

グリーンインフラ創出促進事業

令和６年度補正予算
３　０　百　万　円

■概要

○ グリーンインフラに係る要素技術の導入実績が少ないことから、小規模な地域実証により地域課題に対する新技術の実用性を明らかにし、情報の水平展開を図るなど、少ない財政措置を前提に投資の呼び水となる支援が求められる。

○ このため、実用段階に達していない技術シーズを有する企業等の地域実証を支援し、新技術を活用しやすい環境整備を行うことにより、当該技術の実用化を図り、地域におけるグリーンインフラの社会実装を促進する。

募集する技術の例（R6年度応募事例）

防災・減災に係る雨水浸透技術

■雨水流出抑制と路面温度低減効果を有する舗装技術

応募者：多機能舗装技術の研究開発に関する共同体（大林組、大林道路）

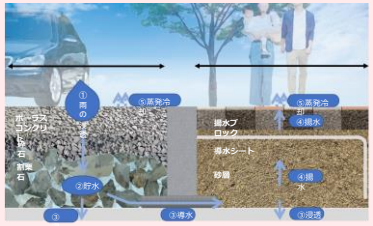

舗装断面構成（イメージ）

○ 透水性・保水性・遮熱舗装等は単一課題に対し確実な機能を発揮するが、豪雨と猛暑のような複数課題に対してその機能を十分に発揮するとはいえない。

○ このため、雨水流出抑制効果と路面温度低減効果をもつ舗装を試験施工し、その効果を検証する。

（実証フィールド：兵庫県神戸市内）

■縦型雨水浸透施設二重管工法

応募者：（株）サムシング

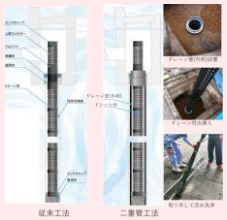

従来技術(左図)、新技術(右図)

○ 近年、都市型洪水が多発傾向にあり、縦型雨水浸透施設「JSドレーン工法」が実用化されてきたが、ドレーンに流入した土砂を十分に除去できず、維持管理の観点で課題がある。

○ 維持管理・更新の容易化、施工工期短縮を目的に、ドレーンの外側に新たにドレーン管を設置して二重管とし、その雨水浸透能力や維持管理性能向上について検証する。

（実証フィールド：神奈川県川崎市内）

その他、グリーンインフラに関する技術

■里地里山遊閑地の湿地化による雨水貯留機能と生物多様性に関する評価

応募者：東急建設（株）

○ 現在、自然環境が有する多様な機能を活用することが注目されている。

○ このため、里山の遊閑地を人為的に整備した湿地環境において、貯留機能の定量的な効果、及び生物調査（環境DNA分析等）による生物多様性への影響の検証を行う。

（実証フィールド：神奈川県横浜市内）

■リサイクル資材を用いた待受型自然侵入促進工による緑化【やまみどり工法】

応募者：グリーン産業（株）

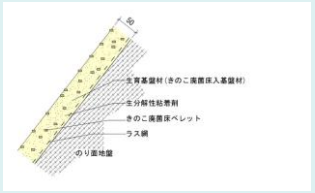

実証試験パターン一例

○ 法面緑化は、切盛土に伴い発生する法面の安定確保に活用されているが、外来種や外国産の在来草本を用いることが主流であり、地域生態系に及ぼす影響が懸念されている。

○ このため、きのこの廃菌床等のリサイクル資材を活用し、新たな自然侵入促進工の開発を行う。

（実証フィールド：新潟県阿賀野市内）

【2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日　閣議決定）】（抜粋）４．重要分野における「実行計画」　（８）物流・人流・土木インフラ産業　④インフラ・都市空間等でのゼロエミッション化
・グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発（都市空間の緑化、緑と雨水貯留・浸透と組み合わせた雨庭、ブルーカーボン、リモートセンシングを活用したモニタリング等）を進めるとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を支援する。

【デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日　閣議決定）】（抜粋）（５）豊かで魅力あふれる地域づくり　③質の高い暮らしのためのまちの機能の充実　(I)官民連携・分野横断によるグリーンインフラの社会実装の加速
・グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に資するデジタル技術等の開発を進めるとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を支援する。

【成長戦略フォローアップ（令和４年６月18日　閣議決定）】（抜粋）　２．グリーン分野の成長　（１）2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略　ⅲ）分野別の課題と対応　（物流・人流・土木インフラ産業）
・グリーンインフラの社会実装に向けて、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の活用等を通じて官民連携・分野横断による技術開発や地域への導入を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等が取り組むグリーンインフラ事業にグリーンボンド等を呼び込み、民間投資を拡大する。

空港脱炭素化に係る支援内容

令和７年度予算： ６８億円の内数

空港脱炭素化推進計画の策定支援

各空港における脱炭素化に向けた目標や取組内容等をまとめた空港脱炭素化推進計画の策定に対して補助を行う。

- 補助対象空港　：会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港
- 補助対象事業者：空港管理者
- 補助率　　：１／２以内

設備導入支援等

空港の脱炭素化に向けて、空港関係者や脱炭素に関わる事業者等が、太陽光発電等の再エネ拠点化や空港車両のEV・FCV化、空港ビル照明・空調の効率化等を促進するために必要となる設備導入に対して補助を行う。また、庁舎等における太陽光発電の導入を推進する。

○再エネ設備の導入
○EV・FCVのインフラ設備の導入
○照明・空調の効率化等

- 補助対象空港　：全ての空港
- 補助対象事業者：民間事業者等
- 補助率　　：１／２以内

太陽光発電設備

EV用コンセント

太陽光パネル付き
LED照明

高効率型空調機

航空灯火のＬＥＤ化や誘導路の整備

老朽化更新に合わせて航空灯火のＬＥＤ化や誘導路の整備を行う。

- 補助対象空港　：特定地方管理空港、地方管理空港
- 補助対象事業者：空港管理者
- 補助率　　：1/2~9/10（空港種別や地域によって異なる）

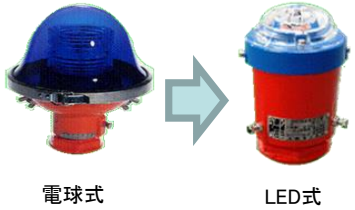

照明・灯火のLED

走行距離の削減

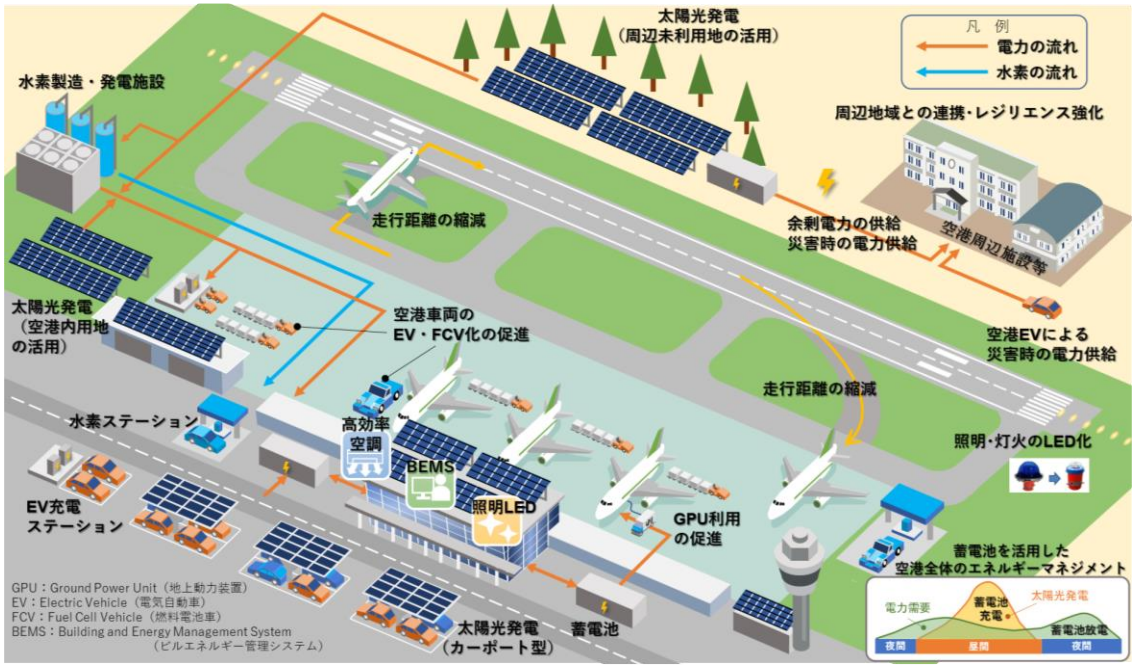

空港の脱炭素化推進のイメージ

港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援

令和7年度当初予算：2,456億円の内数

目的・概要

○ **港湾脱炭素化推進計画**は、港湾法第50条の2に基づき、港湾管理者が官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るために作成するもの。
○ 港湾管理者は、当該計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、関係地方公共団体や脱炭素化の取組を行う民間事業者等からなる**港湾脱炭素化推進協議会**を組織する。
○ カーボンニュートラルポート(CNP)形成の取組を加速させるため、**当該計画の作成及び変更、港湾計画への反映に係る支援**を実施。(補助率:1/2)

港湾脱炭素化推進計画のイメージ

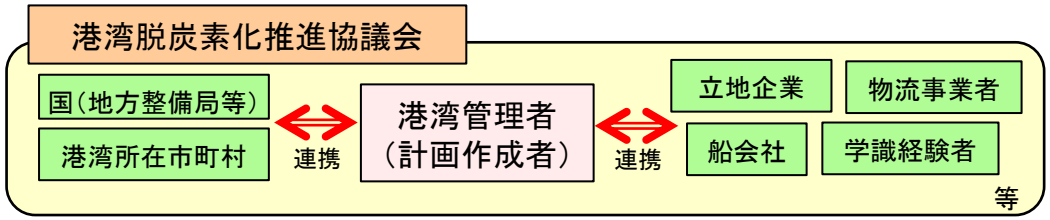

意見反映

【港湾脱炭素化推進計画に定める事項】
✓基本的な方針
✓計画期間と目標
✓港湾における脱炭素化の促進に資する事業、事業主体
✓計画の達成状況の評価に関する事項
✓その他港湾管理者が必要と認める事項

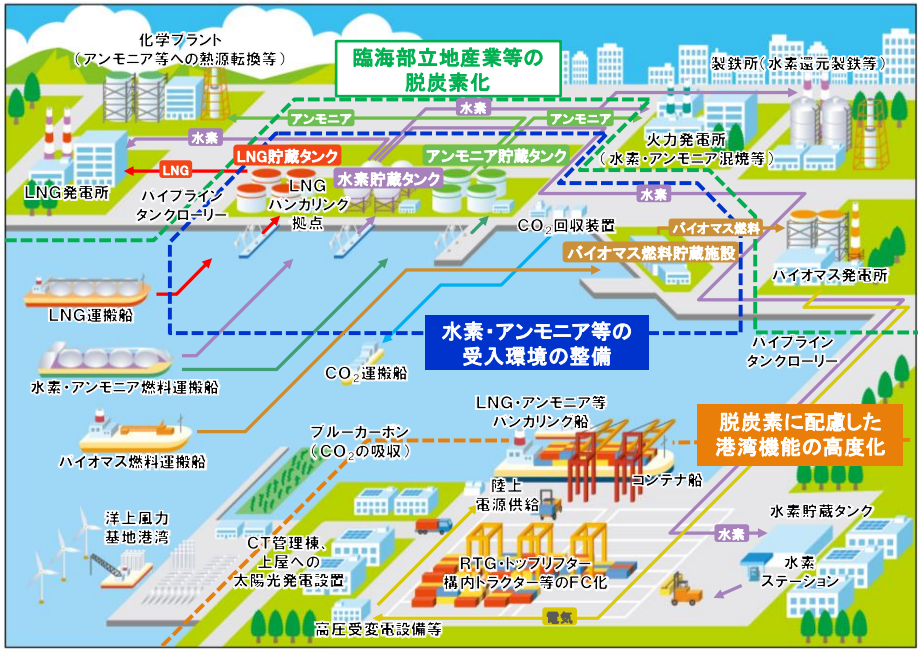

カーボンニュートラルポート(CNP)の形成イメージ

進捗状況

➢ 港湾脱炭素化推進協議会等：98港湾設置済
➢ 港湾脱炭素化推進計画：46港湾作成済
(令和7年4月18日時点)

カーボンニュートラルポート（CNP）の形成

○ サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応し、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を図ることにより、荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成する。
○ また、温室効果ガスの排出量が多い産業等が多く集積する港湾・臨海部において、水素・アンモニア等の受入環境の整備を図ることにより、産業の構造転換及び競争力の強化に貢献する。
○ これらにより、我が国が目標とする2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成

・港湾は輸出入貨物の99%以上が経由する国際サプライチェーンの拠点
・サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズへの対応が求められている。

⇨ 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を図ることにより、荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化の取組例

停泊中船舶への陸上電力供給

メタノールバンカリングシミュレーション（令和6年9月）の実施状況（横浜港）

船舶への低・脱炭素燃料の供給

水素燃料電池搭載型RTG

荷役機械の低・脱炭素化

港湾のコンテナターミナルにおける脱炭素化の取組状況を客観的に評価するCNP認証を創設

産業の構造転換及び競争力強化への貢献

・港湾・臨海部にはCO2排出量の約6割を占める産業の多くが集積。
・これら産業のエネルギー転換への対応が求められている。

⇨ 水素・アンモニア等の受入環境の整備を図ることにより、産業の構造転換及び競争力の強化に貢献

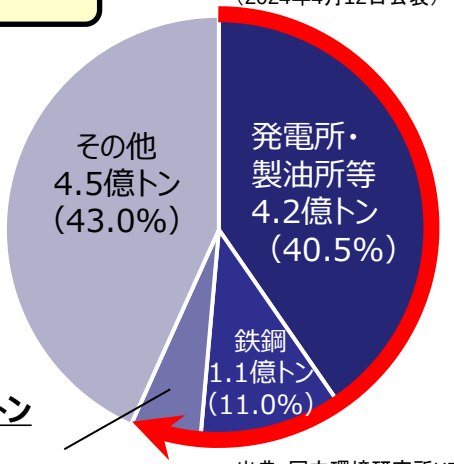

海外における水素・アンモニア等の製造

海上輸送

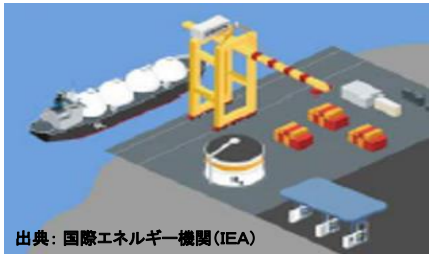

我が国港湾にて荷役・貯蔵

ローリー・パイプライン等

配送

港湾・臨海部立地産業が利用
（例：碧南火力発電所におけるアンモニア混焼実証）

カーボンニュートラルポート（CNP）形成に関する新技術を活用した高度化実証

令和7年度当初予算 ：7億円の内数

目的・概要

○ 港湾ターミナルの脱炭素化を実現し、荷主や船社から選ばれる、競争力のある港湾を形成することを目的とする。

○ 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に関する新技術（**水素を燃料とする荷役機械**）を、実際の現場において安全かつ円滑に導入するため、**現地実証**を踏まえ、**港湾の施設の技術上の基準の改訂やガイドラインの作成**に取り組む。

実証内容

＜事業実施スケジュール（予定）＞

●令和4年度～令和6年度
・実施計画立案（安全対策、水素の供給体制等の机上検討）
・現地実証の準備（設計、製作、換装工事、試運転）

●令和7年度
・現地実証（水素の調達・運搬・貯蔵・充填、実荷役）

●令和7年度～令和8年度
・港湾の施設の技術上の基準の改訂、ガイドラインの作成

＜実施場所＞

【横浜港】

【神戸港】

（出典）地理院地図

＜主な検討内容＞

- 水素を燃料とする荷役機械を導入する際に必要となる「安全対策」
- 水素の調達・貯蔵・充填等の「供給体制」・「施設配置」
- 同荷役機械の導入による「温室効果ガス削減効果」 等

コンテナターミナルにおける現地実証のイメージ

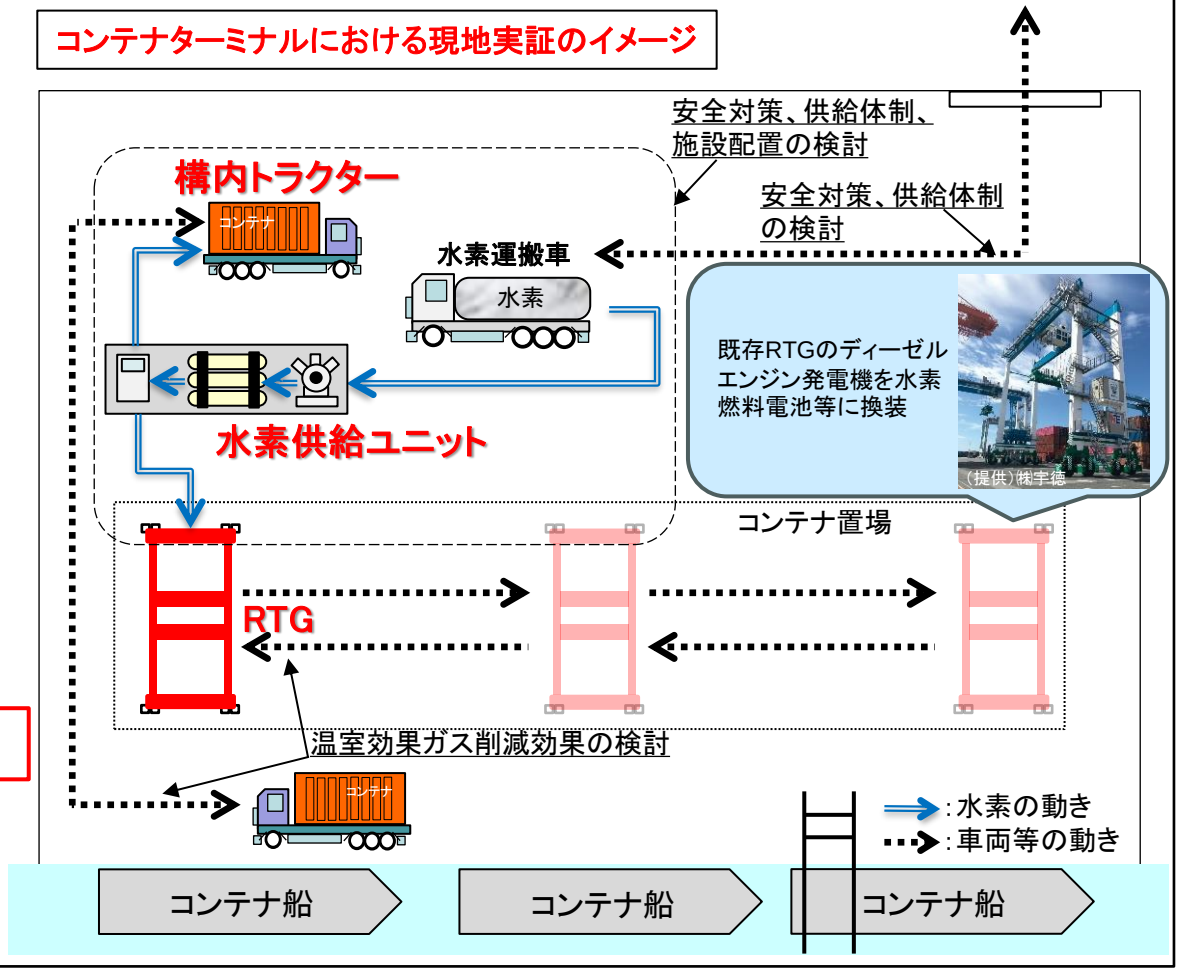

鉄道技術開発費補助金（鉄道脱炭素施設等実装調査）

目的・事業概要

鉄軌道事業者等によるカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、鉄道脱炭素に資する施設等の整備等に関する調査・検討を支援する。

制度の内容

1. 補助対象事業者
   鉄軌道事業者又は鉄軌道事業者に自らが所有する鉄道施設若しくは軌道施設を使用させるもの
2. 補助率
   国：補助対象経費の１／２
3. 補助対象
   鉄軌道事業者等が行う鉄軌道事業の脱炭素化及び鉄軌道事業者等が所有する資産を活用した脱炭素化に資する施設等の整備等に関する調査・検討に必要な費用の一部

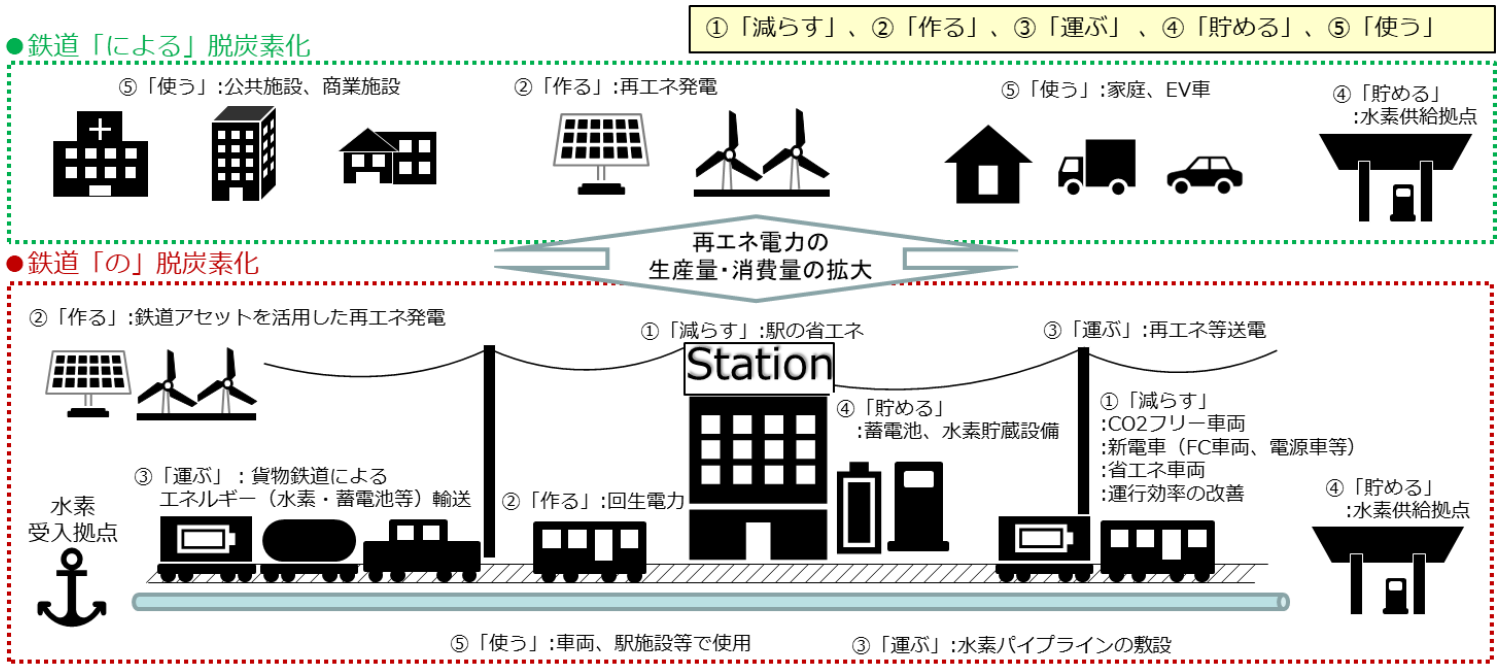

予算額（単位：百万円）			
R5年度補正	R6年度当初	R6年度補正	R7年度当初
25	5	75	4

下水道脱炭素化推進事業

- 温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネルギー、一酸化二窒素（N_2O）削減事業を、集中的・優先的に支援する個別補助制度

補助対象範囲

- 下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設の整備事業、または、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N_2O）の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業

採択要件等

➢ 上記の事業であって、以下の要件を満たすもの
- 事業期間が概ね5年以内
- 総事業費が5億円以上

＜参考＞
地球温暖化対策計画（2025年2月18日閣議決定）
下水道分野の温室効果ガス排出量削減目標

2030年度：208万t-CO_2（2013年度比）

創エネ事業

汚泥消化・バイオガス発電

固形燃料化

一酸化二窒素対策

汚泥焼却の高度化

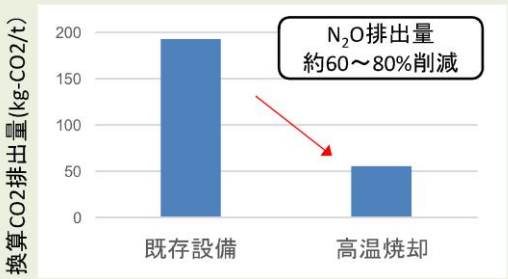

N_2O排出量削減イメージ

下水道脱炭素化推進事業のイメージ

下水道リノベーション推進総合事業

- 処理水、下水熱、上部空間などの下水道が持つ貴重な資源を活用し、下水道施設を地域活性化の拠点としてリノベーションを行うための取組について、計画策定から施設整備まで一体的に支援する事業制度

交付対象事業

① 下水道リノベーションに係る計画策定

② 未利用エネルギー活用事業
　下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効活用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業

③ 積雪対策推進事業
　下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業

④ 再生資源活用事業
　渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業

⑤ 防災拠点施設整備事業
　地域防災計画に位置付けられた下水道施設（一定規模以上の敷地を有する防災拠点・避難地）に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業

⑥下水道広域化推進総合事業の交付対象事業で下水汚泥の有効利用に係る事業

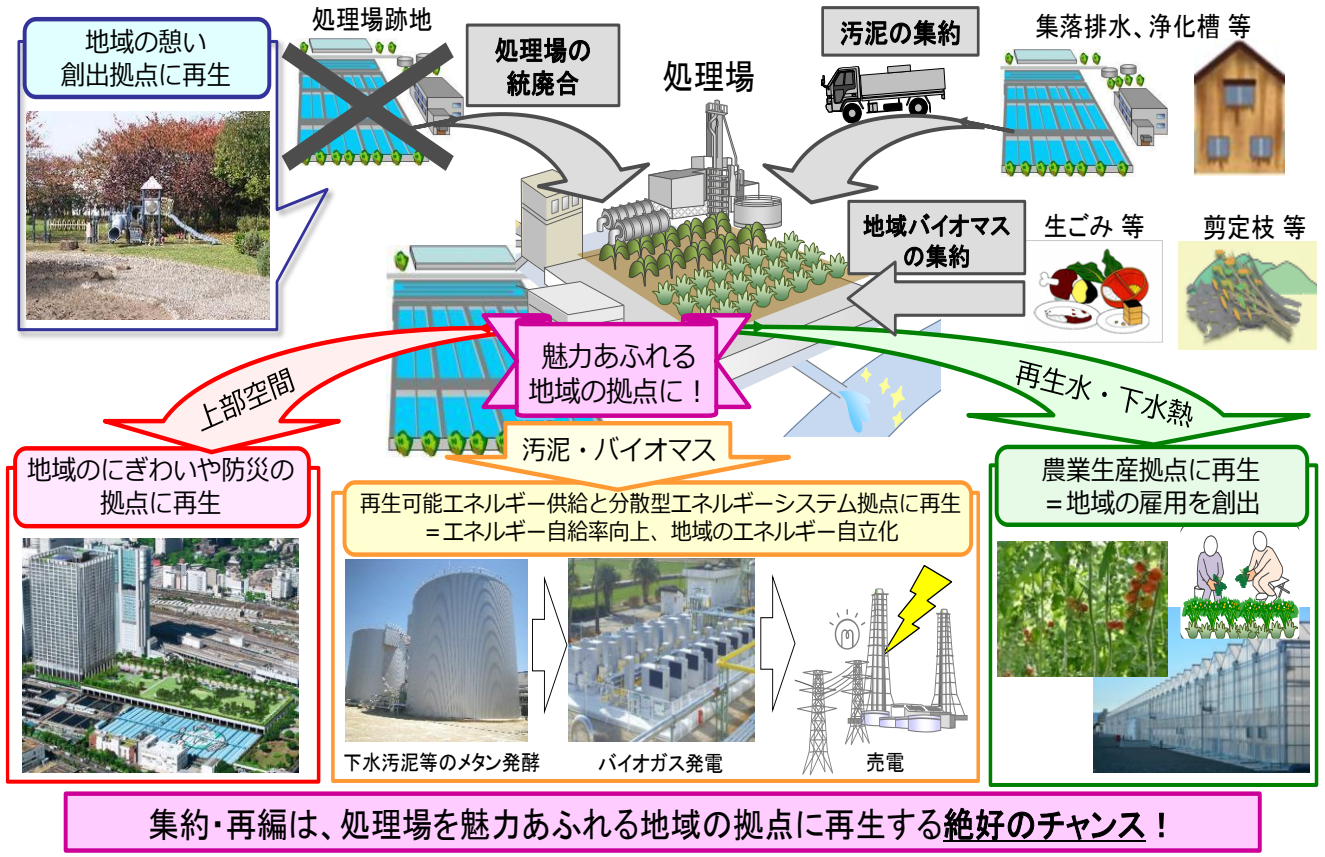

下水道リノベーション推進総合事業のイメージ

下水道温室効果ガス削減推進事業

- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを支援する事業制度

交付対象事業

① 地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討
② 温室効果ガス削減のための下水処理等の運転に必要な計測機器や制御装置

目指すべき目標値と達成に向けた取組を地方公共団体実行計画に位置付けることで、計画的な取組を実施

目標・取組の例：2030年までに下水道からのGHG排出量を○○t-CO_2削減　等

汚泥消化施設の導入によるバイオガス発電
（○○○t-CO2削減）

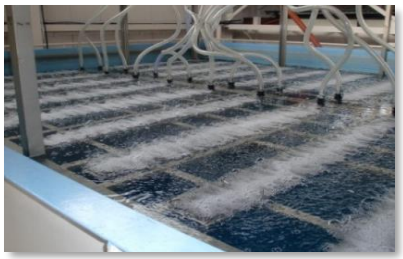

超微細散気装置導入による省エネ化
（○○○t-CO_2削減）

地方公共団体実施計画の策定に必要な調査検討

水質や消費電力量等のデータ把握による運転方法変更により、効率的に温室効果ガスを削減

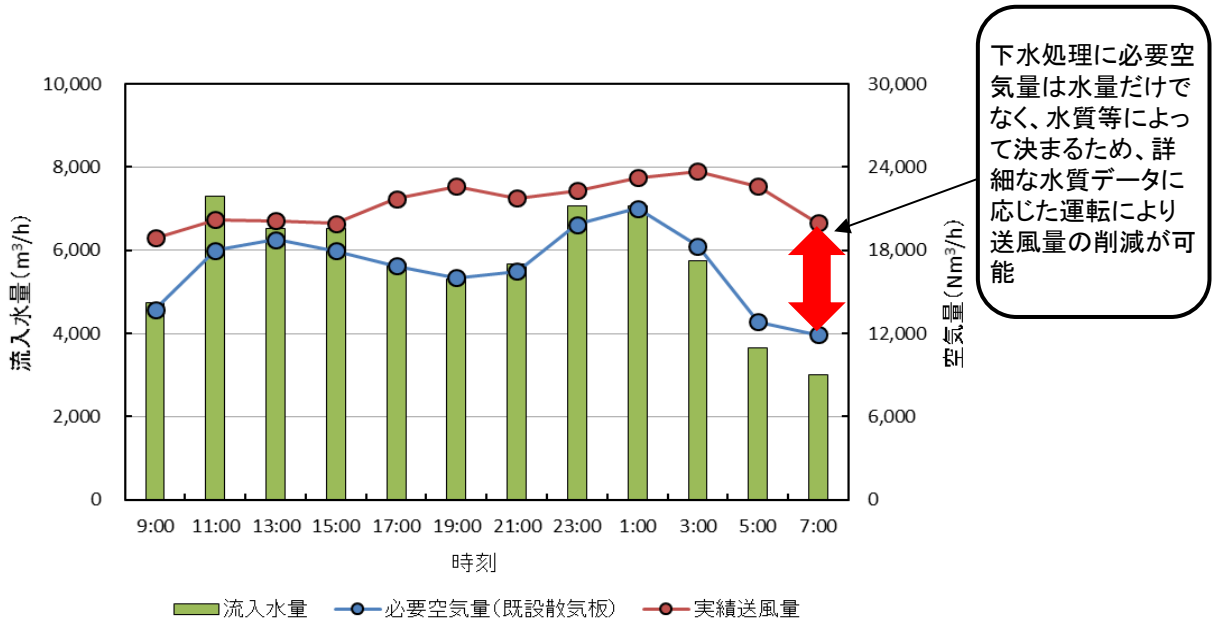

GHG削減に必要な運転方法の変更等のための計測機器・制御装置設置

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）

- 大都市の業務中枢拠点において、世界水準のビジネス機能・居住機能を集積し、国際的な投資と人材を呼び込むためには、我が国、大都市の災害に対する脆弱性を克服していくことが必要
- 災害に対する対応力の強化として、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区（BCD：Business Continuity District）の構築が重要
- 特定都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等を、業務中枢拠点に広く整備が必要なインフラとして本格的に整備する観点から、国際競争拠点都市整備事業として支援

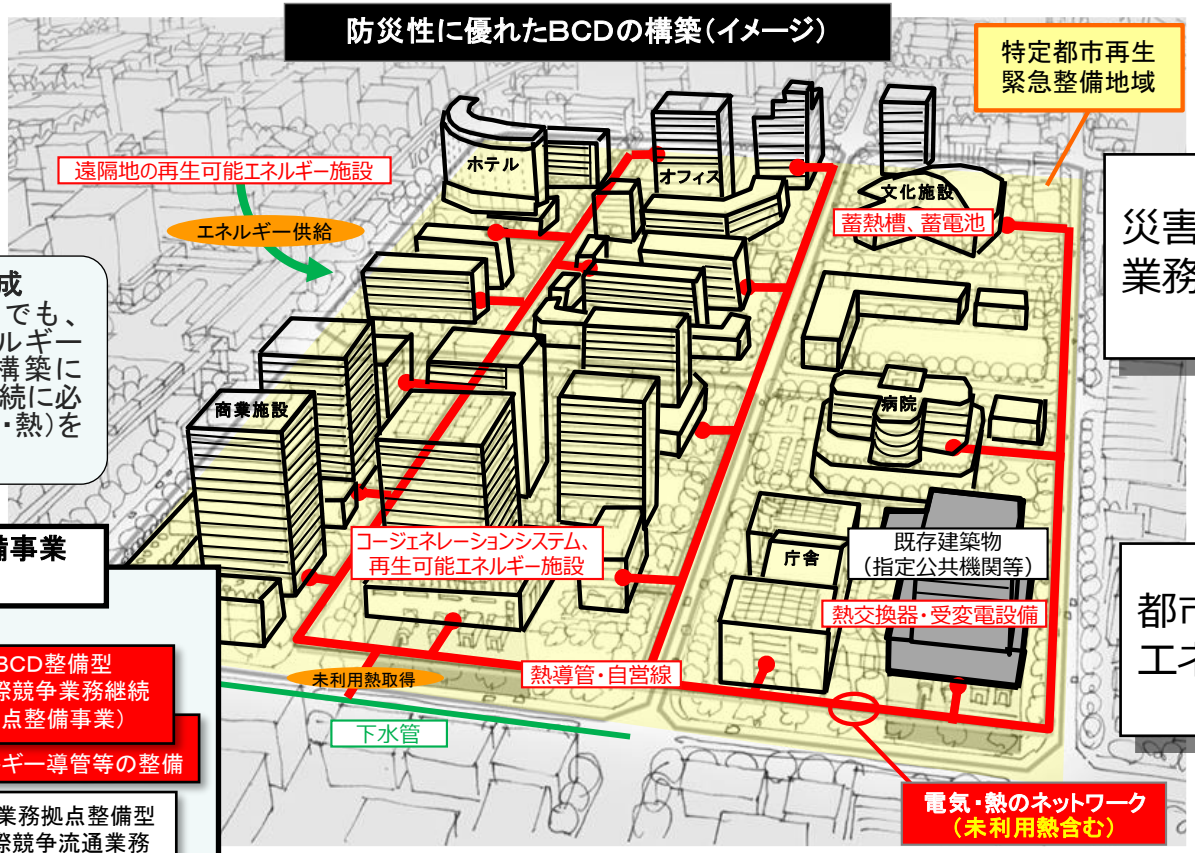

高度な防災拠点の形成
大規模地震発生時でも、自立・分散型のエネルギー供給ネットワークの構築により、各ビルの業務継続に必要なエネルギー（電気・熱）を確保

災害に対する対応力の強化として
業務継続地区（BCD）の構築が重要

都市再生安全確保計画に基づく
エネルギー導管等の整備を支援

国際競争拠点都市整備事業（ハード整備等）

○支援メニュー

公共公益施設整備型
- ○道路の新設又は改築
- ○鉄道施設の建設又は改良
- ○バスターミナルの整備
- ○鉄道駅周辺施設の整備
- ○市街地再開発事業
- ○土地区画整理事業
- ○BRTの整備

BCD整備型（国際競争業務継続拠点整備事業）
- ○エネルギー導管等の整備

流通業務拠点整備型（国際競争流通業務拠点整備事業）
- ○大規模流通業務施設等の整備

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）

国土交通省

主な補助要件

以下を全て満たす事業
- 特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業
- 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に位置づけられた事業
- 災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設※1を含む地区で実施される事業
- エネルギーマネジメントシステムによりエネルギーの使用の合理化が図られる事業
- 道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的にエネルギー導管の整備を行う事業、
  又は、既存建築物を更新・改修する際に既存のエネルギーネットワークに接続する場合、導管等整備を目的として公共空間の改編を要しない事業

※1 災害対策基本法に規定する指定公共機関（指定地方公共機関を含む）の施設、災害拠点病院、一時滞在施設

補助対象、補助事業者及び補助率

事業名称	整備計画事業調査	エネルギー導管等整備事業
補助対象	エネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用	・エネルギー導管（熱導管、自営線、未利用熱を取得する導管） ・エネルギー貯留施設（蓄熱槽、蓄電池） ・エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設※2、コージェネレーションシステム等） ・既存の指定公共機関等の施設へエネルギー導管を接続するために必要となる設備（熱交換器、受変電設備） ・都市再生特別措置法に基づく脱炭素都市再生整備事業に係る計画として国土交通大臣認定を受けた事業かつその他一定の要件を満たす場合は高度なエネルギーマネジメントシステム ・上記の付帯施設の整備に要する経費 ※2 特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合も補助対象とする
補助事業者	地方公共団体、法律に基づく協議会（直接補助）	地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会（直接補助）※3、 民間事業者等（直接補助、間接補助）※4※5
補助率	１／２	２／５

※3 原則として、国は各年度において地方公共団体が補助する事業に対して、予算の範囲内で補助するものとする
※4 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%
※5 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2

限度額

エネルギー導管等整備事業については、１事業計画当たりの国費交付上限額を２０億円とする

メザニン支援事業

財投（政府保証）

○ 優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組みを平成23年度に創設。
○ 民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。

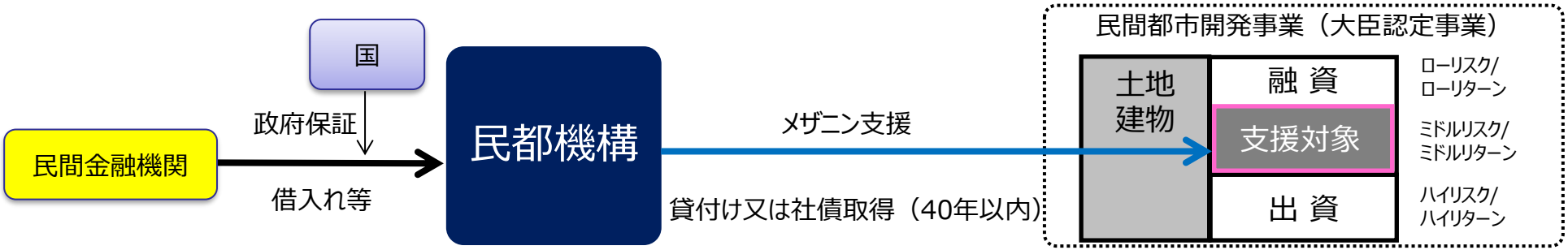

制度利用のための主な要件

＜対象事業者＞

・民間事業者

＜対象区域＞

・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
・都市再生整備計画の区域

＜対象事業＞

・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
・事業区域面積が原則１ヘクタール以上であること
※ 特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域では、0.5ha以上であること
※ 都市再生整備計画の区域では、原則0.2ha（三大都市圏の既成市街地等では0.5ha）以上であること
・都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）
※ 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。
※ 期間20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象となる。
・省エネ基準に適合していること。

＜支援限度額＞

・次のうち、いずれか少ない額
①総事業費の50%
②公共施設等※１の整備費
（特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等＋整備計画に記載された国際競争力強化施設※２の整備費、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の大臣認定事業は、緑地等管理効率化設備、再エネ発電設備等を含む）

※１：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及び情報化基盤設備※（センサー、ビーコン等、先端的な技術を活用した設備）の整備費用を対象とする。
※２：外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積１，０００㎡以上の施設）を含む。

具体例

虎ノ門ヒルズ ステーションタワー
(虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業(東京都港区))

○支援内容
（1）支援先　森ビル㈱
（2）支援額　300億円

○事業内容
（1）規模
地上49階建、他2棟、
事業区域面積
18,861㎡
延床面積
236,638㎡
（2）用途
事務所、店舗、ホテル、
ビジネス発信拠点、住宅、
駐車場等
（3）工期
2019年11月
～ 2023年7月

実績

2011年度～2024年度
支援件数　13件　　支援総額　1,966億円
（年度をまたぐ案件は1件とカウント）

老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業

○新型コロナ危機を契機とした従来の働き方・暮らし方の見直しに伴い、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらす緑地・広場といったグリーン・オープンスペース等の「新たな日常」に対応するまちづくりに不可欠な都市機能を早急かつ効率的に充実させるため、全国的に増加し、その有効活用が求められる老朽ストックを活用しテレワーク拠点等を整備する民間まちづくり事業を機動的に支援。

■スキーム

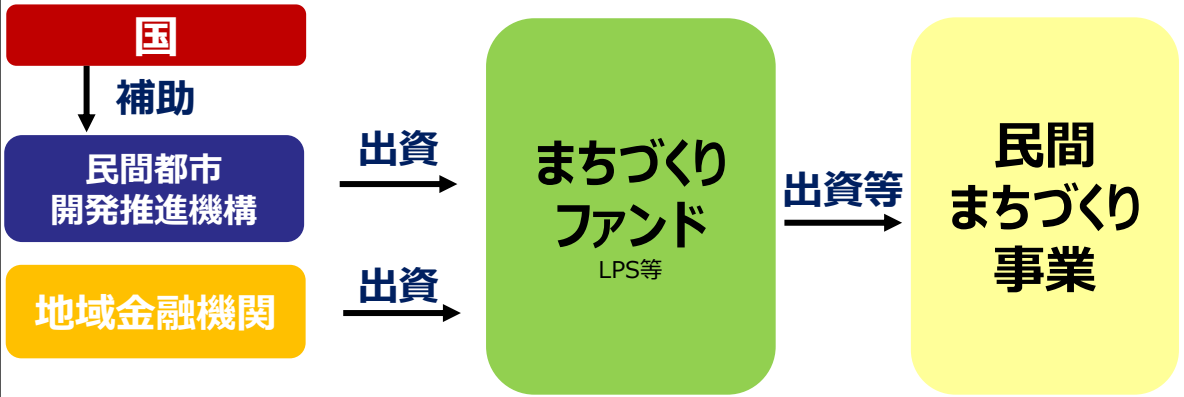

■制度活用イメージ

支援事例1：分散型ホテル事業

GOSE SENTO HOTEL（奈良県御所市）

・奈良県御所市に点在する、銭湯および**古民家（複数棟）を活用した分散型ホテル事業**である「GOSE SENTO HOTEL」を運営する事業者に対し、出資を決定

■主な要件

民間都市開発推進機構→まちづくりファンドへの支援

○ファンドに対して金融機関等の出資があること
○機構によるファンドへの出資の限度額はファンド総額の2/3まで
○ファンドの存続期間は最長20年
○ファンド形態はLPS等

まちづくりファンド→民間まちづくり事業への支援

○支援対象者　：　民間まちづくり事業者
○支援手法　：　出資・社債の取得
○支援対象事業　：　10年以内に返済が見込まれる、以下の①・②
①築20年以上の建築物を活用したリノベーション等を通じ、テレワーク拠点等の整備、又はグリーン・オープンスペース等の整備を伴う事業
②築20年以上または建築物省エネ法に基づく省エネ基準を満たしていない建築物を活用したリノベーション等を通じ、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の向上を行う事業
○支援限度額　：　支援手法により以下の通り異なる
（出資）事業者の資本の2/3または総事業費の2/3のいずれか少ない額
（社債）総事業費の2/3

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率　：１／２(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、４５%(居住誘導区域内等)　※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：１／２

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。　※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、
高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、
既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業　等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
住居移転支援、元地の適正管理　等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。）＞
○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の２／３）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能
・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第３４条第１１号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

市町村が**立地適正化計画**を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定

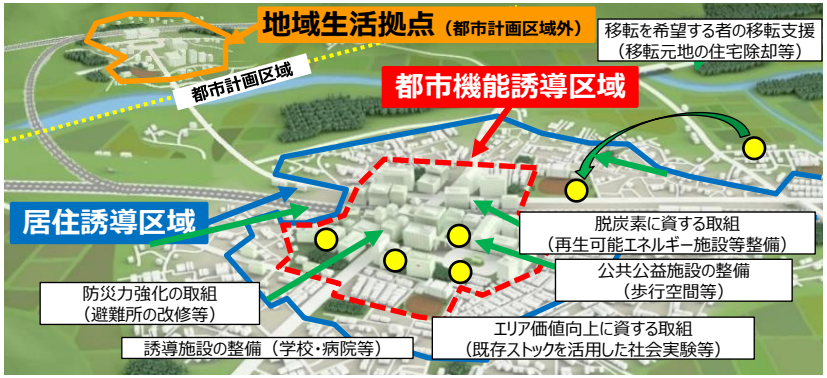

まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が**都市再生整備計画**を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率　：４０％（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を４５％に引き上げ）

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：４５％

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業　等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。
※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。

施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域

（１）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内　又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域

（２）市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）

（３）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。
※2 直前の国勢調査に基づく(今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)

－なお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第３４条第１１号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

－立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が４０人/ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

（１）歴史的風致維持向上計画
（２）観光圏整備実施計画
（３）文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）

（１）基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

（２）基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

【要件④：産業・物流機能の強化】

○産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む））であり、以下のいずれかの区域【（１）、（２）ともに、複数の要件を満たす必要】

（１）半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。
（国策的プロジェクトは内閣府が選定）

（２）以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（団地面積が概ね10ha以上等の要件有り）
【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
- 「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
- 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率　：４０％（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を４５％に引き上げ）

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：４５％

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業　等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②③では、一部の基幹事業を除く。

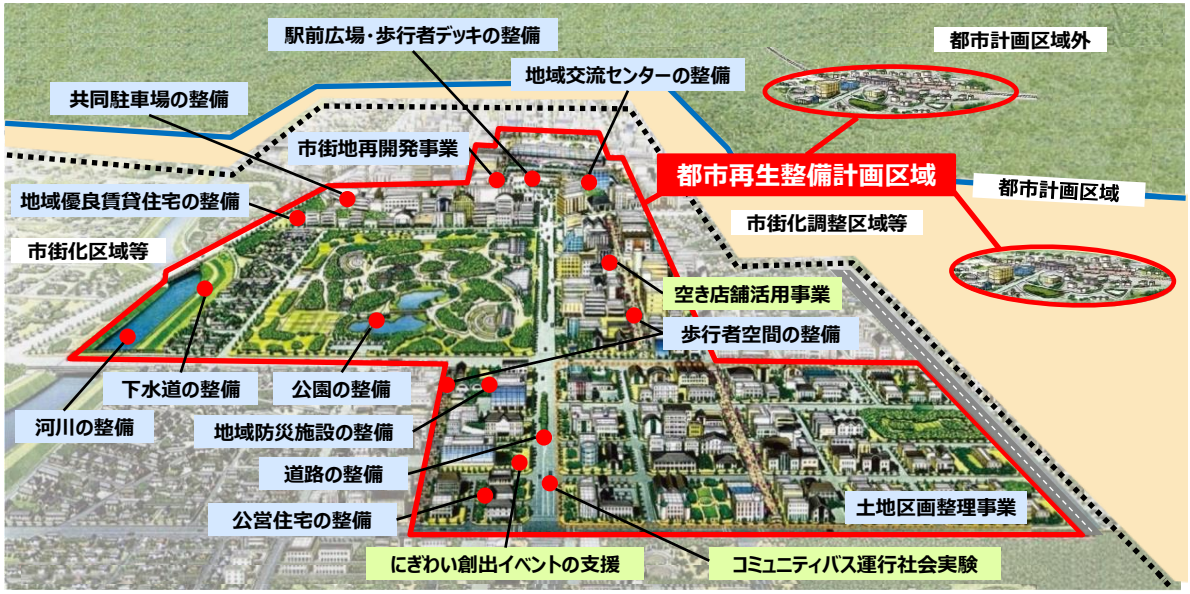

施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)
- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
- ・災害リスクの高い地域を含まない区域
- ・以下のいずれかの区域
  - （１）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内　又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
  - （２）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。

－なお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第３４条第１１号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

－立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が４０人/ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※2
- ・人口減少率が原則20%未満の市町村
- ・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域
- ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域
- ・災害リスクの高い地域を含まない区域

【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
- ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域
- ・災害リスクの高い地域を含まない区域

※2 令和７年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。

都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

○ 補助対象者※1：地方公共団体、法定協議会※2、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体

※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能

※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象

○ 補　助　率：１／３、１／２　（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業、バリアフリー基本構想の重点整備地区で行われるバリアフリー交通施設の整備）

路面電車・バス・鉄道等の公共交通の施設※３

自由通路

ペデストリアンデッキ

自転車駐車場

シェアモビリティ設備

駐車場(Ｐ＆Ｒ等)

駅舎の地域拠点施設への改修・減築

公共交通施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等

交通結節点整備

交通まちづくり活動の推進

モビリティハブ整備

バリアフリー交通施設

荷捌き駐車場

地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用

情報化基盤施設※４の整備

デジタルの活用に係る社会実験

※３ インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援可能

※４ 情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先進的な技術を活用した施設、サービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のための基盤整備等

都市公園・緑地等事業

- 都市公園・緑地等事業は、社会資本整備総合交付金等における基幹事業の一つであり、都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業である。
- 都市公園・緑地等事業は、①都市公園等事業、②都市公園安全・安心対策事業、③都市公園ストック再編事業、④市民農園等整備事業、⑤緑地環境事業、⑥古都保存・緑地保全等事業に細分される。

①都市公園等事業

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園法に規定する都市公園の整備等を行う事業をいう。

②都市公園安全・安心対策事業

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う事業をいう。

③都市公園ストック再編事業

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業をいう。

④市民農園等整備事業

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園等の整備を行う事業をいう。

⑤緑地環境事業

グリーンインフラの推進等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。

⑥古都保存・緑地保全等事業

古都における歴史的風土の保存や、都市における緑地の保全を図るために、古都保存法の規定による歴史的風土特別保存地区や、都市緑地法の規定による特別緑地保全地区内等内の土地の買入れ、損失の補償等を行う事業をいう。

子育て支援、健康・レクリエーションの場となる公園

災害時の避難地、防災拠点となる公園

良好な都市環境の形成に資する公園

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラ※の整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

施策の概要

◆事業目的

① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**

② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

■目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

■支援対象

♠ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を３つ以上設定し、そのうち２つ以上は定量的な目標であること

♠ ①～⑥のうち２つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援

♤ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）**

♤ **都市公園・緑地等事業：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）**

ハード

① 公園緑地の整備
② 公共公益施設の緑化
③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る※1）
④ 市民農園の整備
⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※2に限る）【R3拡充】
⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）

＋

ソフト

⑦ グリーンインフラに関する計画策定
⑧ 整備効果の検証

⑨ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等※3 【R6拡充】

※1脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも対象とする。【R4拡充】

※2防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）

※3認定された事業のうち、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるもののみを対象とする。

◆事業実施イメージ

複数の地域課題（例）

課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】

課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】

課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】
✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ

官&民 雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備

官&民 雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備

局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備

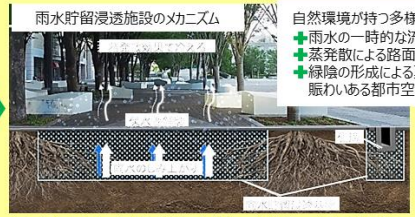

雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金）　●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助）　いずれも国費率：１／２

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等　※ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。

② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域

③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】
道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

- **歩きたくなる空間の創出　Walkable**
  - 街路空間の再構築
  - 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
  - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
  - 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の１階をまちに開放　Eye Level**
  - 沿道施設の１階部分をリノベーションし、公共空間として開放
  - １階部分のガラス張り化等の修景整備
- **既存ストックの多様な主体による多様な利活用　Diversity**
  - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
  - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
  - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上　Open**
  - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファーニチャー等の整備
  - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

スマートシティ実装化支援事業

AIや3D都市モデルを含めたデジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業として、特に、国として戦略的に取り組む政策分野のスマートシティ施策を重点的に支援する。

■事業概要

○スマートシティ実行計画に基づく先端的技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組むコンソーシアム※の実証事業を支援。 ※民間事業者・地方公共団体を構成員に含む団体

○従来の「通常タイプ」「都市サービス実装タイプ」に加えて、国として戦略的に取り組む政策分野のスマートシティ施策の開発・実証・実装を重点的に支援する「戦略的スマートシティ実装タイプ」を追加。

■戦略的スマートシティ実装タイプ	定額※	（上限5,000万円）
■都市サービス実装タイプ	定額※	（上限3,500万円）
■通常タイプ	定額※	（上限1,500万円）

※実行計画に基づく取組のコンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること

■戦略的スマートシティ実装タイプのイメージ

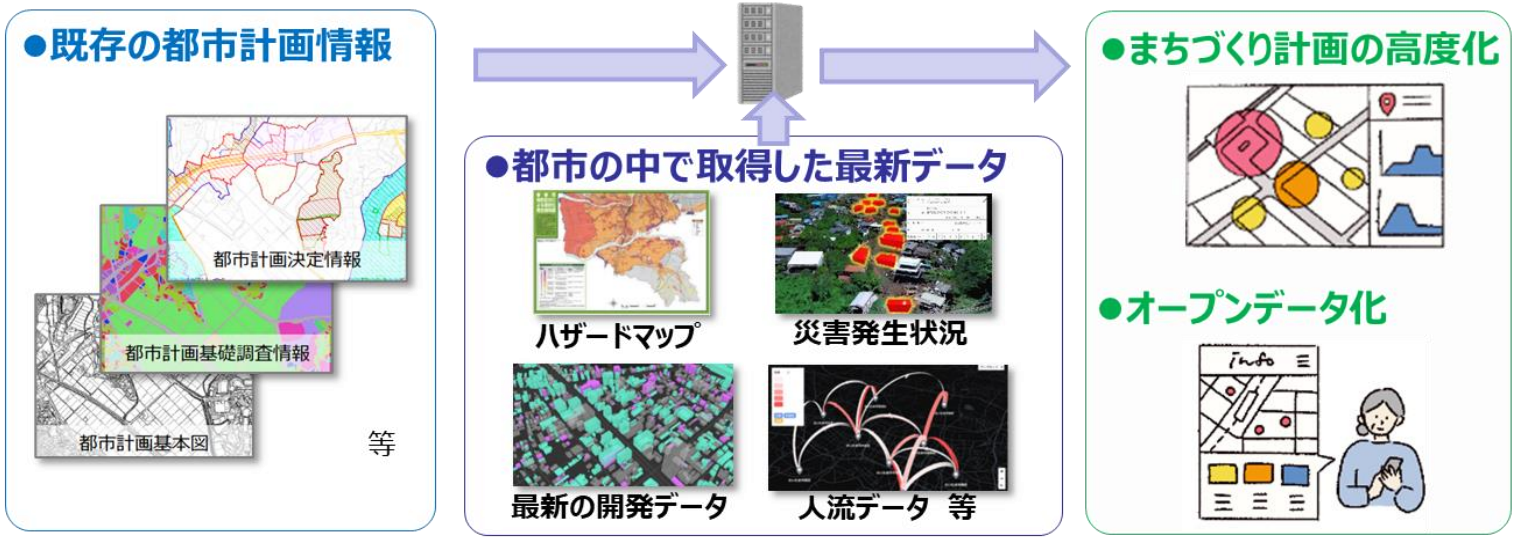

【イメージ】災害リスク情報等を含めたまちづくり計画のデジタル化

共同型都市再構築事業

公共（貸付金）

○地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。
○民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡又は賃貸。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済等で民都機構に返済。

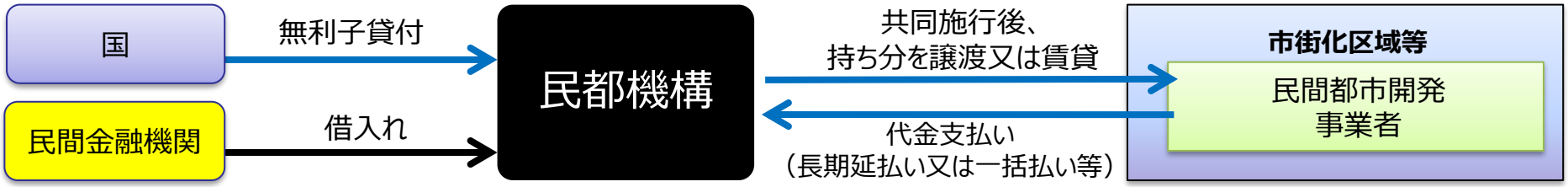

制度利用のための主な要件

＜対象事業者＞

・民間事業者

＜対象区域＞

・市街化区域等

＜対象事業＞

・以下のいずれかの建築物を整備する事業であること
（三大都市（東京都特別区、大阪市、名古屋市の旧市街地）の地域は①又は③に限る）
①防災上有効な施設（防災備蓄倉庫、退避施設等）を有し、
かつ、環境に配慮（CASBEE Aクラス以上等）した建築物
②地域の生活に必要な都市機能を有する建築物
※ 教育文化施設、医療施設、福祉施設、子育て支援施設、商業施設、交流・連携施設、情報化基盤施設等を有する建築物
③宿泊施設を有する建築物
・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
・事業区域面積が500㎡以上であること
・延床面積が原則2,000㎡以上であること
※ 都市機能誘導区域及び都市再生整備計画区域内では1,000㎡以上
（誘導施設※1整備に関する大臣認定事業は延床面積要件を適用しない）
・省エネ基準に適合していること。

＜支援限度額＞

・次のうち、いずれか少ない額
①総事業費の50%
②公共施設等※2の整備費
（都市機能誘導区域内の大臣認定事業は、公共施設等 ＋誘導施設※1特定都市再生緊急整備地域内の大臣認定事業は、公共施設等＋整備計画に記載された国際競争力強化施設※3 、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の大臣認定事業は、緑地等管理効率化設備、再エネ発電設備等を含む）

※１：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
※２：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。
※３：外国語対応の医療施設、教育・子育て支援施設、国際会議等用施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）
（床面積１,０００㎡以上の施設）。

具体例

ふかや花園プレミアム・アウトレット建設計画（埼玉県深谷市）

○支援内容
（1）共同事業者
三菱地所・サイモン㈱
（2）支援額
5億円

○事業内容
（1）規模
事業区域面積 122,015㎡、
延床面積 34,577.83㎡
（2）用途 商業施設
（3）工期 2021年8月～2022年9月

実績

2012年度～2024年度
支援件数 21件 支援総額 約557億円（都市）
支援件数 2件 支援総額 約 14億円（港湾）

まち再生出資・社債取得事業

○　市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。

○　事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。

<スキーム図>

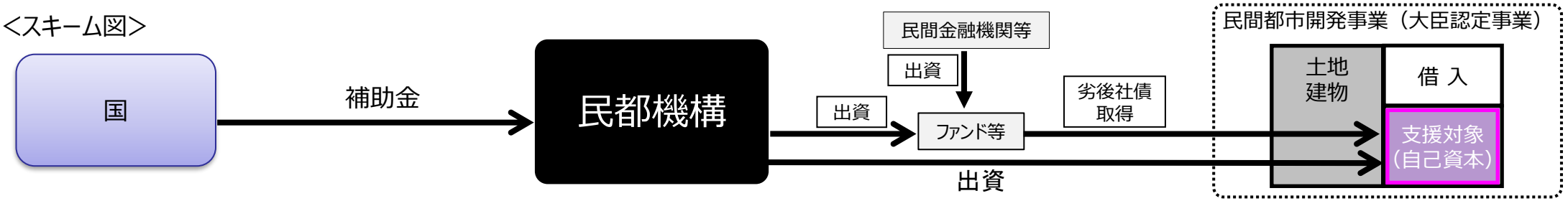

制度利用のための主な要件

<対象事業者>

・民間事業者(ＳＰＣ等※)

※「既存事業と対象事業にかかるものを分別して管理する事業者」も含む

<対象区域>

・都市再生整備計画の区域
・都市機能誘導区域等

<対象事業>

次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業
・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
・事業区域面積が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
※　三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
※　都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設※1を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

・次の①～③のうち、最も少ない額
① 総事業費の50%　② 資本の50%　③ 公共施設等※2の整備費
（都市機能誘導区域内は、公共施設等 ＋誘導施設※1、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の大臣認定事業は、緑地等管理効率化設備、再エネ発電設備等を含む）

<その他支援条件>

・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及びインキュベーション施設を含む。

具体例

オガールプラザ整備事業（岩手県紫波町）

○支援内容
(1)支援先　オガールプラザ株式会社
(2)出資額　0.6億円

○事業内容
(1)規模　地上2階建
(2)用途　図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
(3)工期　2011年9月～2012年6月

実績等

2005年度～2024年度
支援件数　58件　　支援総額　約495億円

【新規】脱炭素・クールダウン都市開発推進事業

○改正都市再生特別措置法（令和６年５月公布、11月施行）により、**都市の脱炭素化に資する優良な都市開発事業に対する新たな大臣認定制度**が創設され、当該認定を受けた事業に対し民都機構の金融支援が実施可能となる。
○認定を受けた優良な都市開発事業者においては、**より先進的な再生可能エネルギー活用を図ることで気候変動という社会課題解決に積極的に取り組むことで社会全体に貢献**したい意欲があるものの、先進的な取組の実証事業はコストが大きく収益性が乏しいことから、事業者にとって負担が大きい。
○また、**先進的な都市の暑熱対策に取り組み、良好な都市環境の形成に貢献**したい意欲がある事業者も多いところ、こうした先進的な取組の実証事業についてもコストが大きく収益性が乏しいことから、事業者にとって負担が大きい。
○このため、**都市の脱炭素化・暑熱対策に資する先進的な実証事業**について、**政策的に支援措置を講じ、その取組を強力に後押し**するとともに、その**成果を広く横展開し、わが国の都市開発における取組を一層推進**していくことが必要。

■対象事業者
(1)脱炭素都市再生整備事業認定を受けた事業者
(2)都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）・都市再生整備計画の区域において都市開発(既存改修を含む)を行う事業者

■対象事業
(1)都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業
（経済産業省又は環境省において技術開発に対する補助事業がある技術に関する実証を除く）
(2)都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業

■支援額等
・実証事業経費の1/2を補助

■支援要件
・都市の脱炭素化又は暑熱対策に資する先進的な取組の実証を行う事業であること
・CO2排出量削減に関する効果目標/都市の暑熱対策に関する効果目標を設定すること
・実証事業の成果を広く公表すること
・都市の良好な環境形成に寄与すること

■対象事業イメージ

①空調設備の効率的利用を促す室外機緑化など都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業
②路面温度を下げる透水性・湿潤舗装など、都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業
③調査レポートの公表など実証成果の横展開の取組

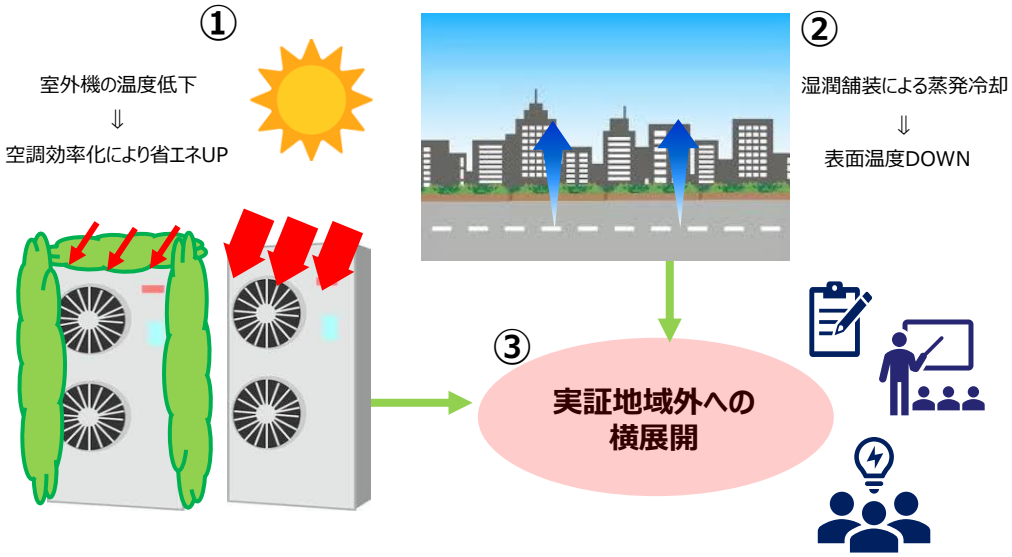

下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業

生ごみ、剪定枝、刈草等の**地域バイオマスの利活用**や**下水熱を含むエネルギー利用**を検討する下水道管理者に対して、廃棄物部局等の関係者との連携や検討促進を図るため、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ（国土交通省職員、専門家等）からの助言やディスカッションを実施します。

下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業

＜事業のイメージ＞

公募

↓ 採択

事前ヒアリング等による現況、基礎情報等の整理

■ 検討状況（意識・意欲、地域のニーズ）や地域バイオマス／下水熱のポテンシャル等、必要な基礎情報の整理

⇒ 地域の状況を踏まえ、実施時期や実施方法等を調整

↓

地域における課題整理（初回会議）

■ 地域バイオマス／下水熱の利用に関する検討状況や地域の基礎情報を踏まえつつ、課題や検討すべき観点等を整理

← 対象団体内部での検討

課題の解決方策の検討（第2回会議）

■ 1回目の事業において整理した課題等に対する解決方策や今後の取組スケジュールについて検討・整理

↓

具体的な取組へ

地域バイオマスの利活用

下水道の既存ストックと生ごみ等の地域バイオマスを活用することで、資源・エネルギーの利活用におけるスケールメリットを活かす。

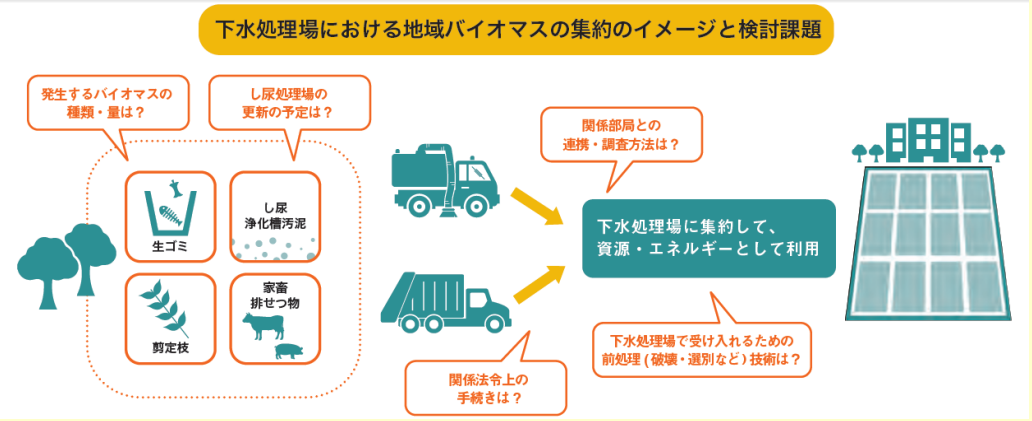

下水熱の活用

安定的かつ豊富に存在し、大気に比べ冬は暖かく、夏は冷たい下水の特性を活かし、温度差をエネルギーとして利用。

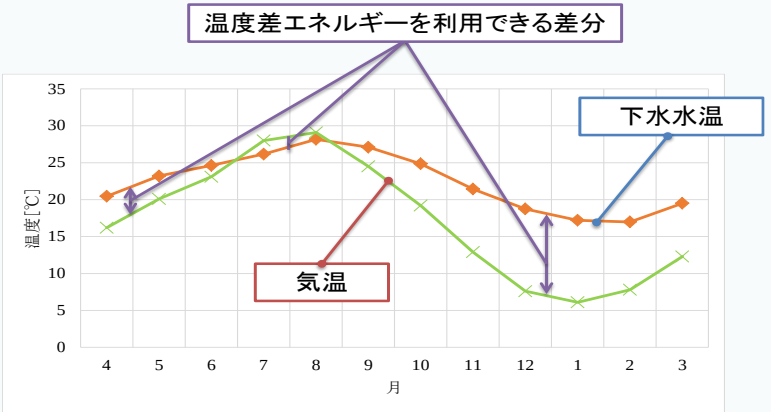

下水道温室効果ガス削減推進モデル事業

【概要】

- ◆ 地球温暖化対策計画における目標の達成に向けては、運転管理の工夫等、**実施可能な取組から速やかに実行するとともに、地方公共団体実行計画等への下水道分野の施策目標の位置づけ等による計画的な取組が必要。**
- ◆ 下水処理場の脱炭素化を検討する地方公共団体に対し、省エネ診断を通じた省エネ方策（ハード・ソフト）及び導入可能な創エネ・再エネ方策の検討や、導入効果の定量評価を踏まえた地方公共団体実行計画への位置付け、事業化スケジュールの検討を**モデルとして支援することで、対策や取組の横展開を図る。**

【本支援事業の業務フロー】

モデル処理場選定（公募）

↓

①対象とする下水処理場の現況調査

↓

②導入可能な省エネ方策(ハード・ソフト)の検討・効果の定量評価

↓

③導入可能な創エネ・再エネ方策の検討・効果の定量評価

↓

④地方公共団体実行計画等に基づく事業化スケジュールの検討

【対策の例】

- 目指すべき目標値と達成に向けた取組を地方公共団体実行計画に位置付けることで、計画的な取組を実施

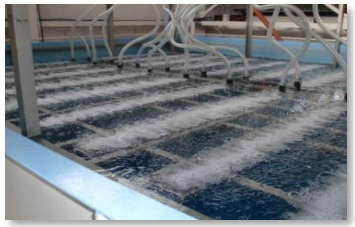

超微細散気装置導入による省エネ化
（○○○t-CO_2削減）

汚泥消化施設の導入によるバイオガス発電
（○○○○t-CO2削減）

- 水質や消費電力量等のデータ把握による運転方法変更により、効率的に温室効果ガスを削減

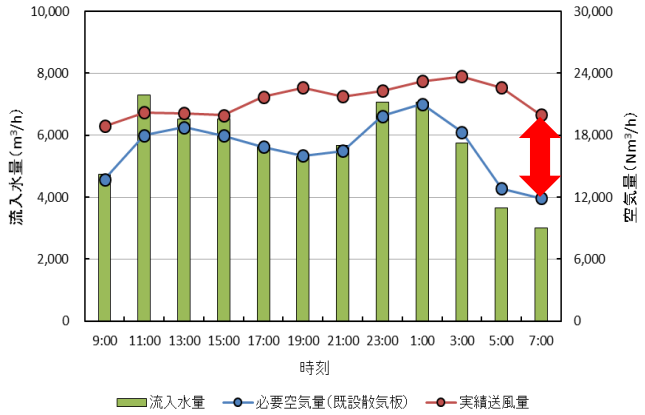

下水処理の必要空気量は、水量だけでなく水質等によって決まるため、詳細な水質データに応じた運転により送風量の削減が可能

水道施設再編推進事業

水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際の取水施設や導水施設の整備等を支援するとともに、上流からの取水によるCO 2 削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討を支援する事業制度

交付対象事業

①上流からの取水によるCO 2 削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討等

②取水位置を上流に移転するにあたって整備する取水施設、導水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設

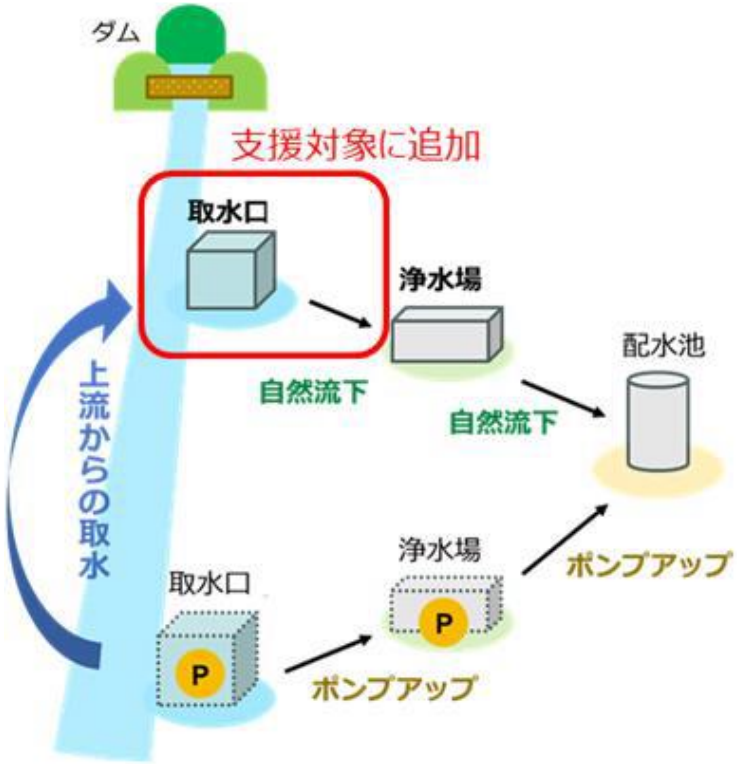

位置エネルギーを活用した送配水の省エネ化

<u>上下水道の施設配置の最適化への支援</u>

水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう、取水位置を上流に移転する際 の取水施設や導水施設の整備等を支援対象に追加。

- 対象：地方公共団体
- 補助率：1/3
- 上限：規定なし（防災・安全交付金の内数）。

空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム

国土交通省

航空局では、空港の脱炭素化に向けて、「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を設置し、空港施設・車両のCO2削減対策や空港再エネ拠点化などの検討を推進しているところ。

各空港における対策実施・設備導入に向けた体制を整え、脱炭素化の検討の加速化・深化が図られるためには、**空港関係者と省エネ・再エネ関係の技術や知見等を有する企業が、それぞれの情報を共有し、協力体制を構築していくことが重要**である。このため、検討会の下に、**「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」**を設置。

※342者が登録（空港管理者・周辺自治体83者、空港関係者70者、民間企業・団体192者）令和7年2月18日時点

※プラットフォームのURL:https://apcn.mlit.go.jp/index.php

空港関係者

省エネ・再エネ関係企業

空港管理者（会社・自治体・国）
エアライン、空港運営権者、空港内関係事業者
エネルギー関係事業者、省エネ・再エネ設備関係企業
商社、建設会社、金融機関
空港周辺自治体、経産省、環境省、国交省航空局
顧問（検討会有識者委員）
など

国・自治体

＜実施内容＞
- 空港関係者による脱炭素化の取組紹介
- 民間企業による省エネ・再エネ技術等の紹介
- モデルプロジェクトの検討　等

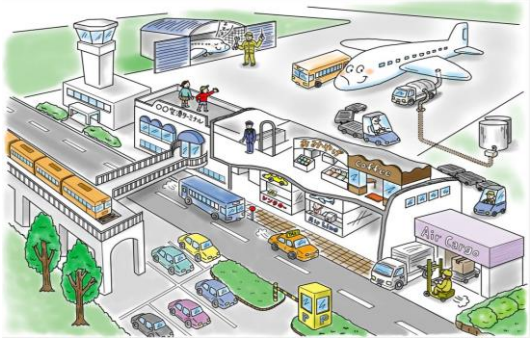

コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームによる省庁横断的な支援

国土交通省

○コンパクト・プラス・ネットワークの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などのまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
○このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム」を通じ、市町村の取組を省庁横断的に支援。

（施策連携イメージ）

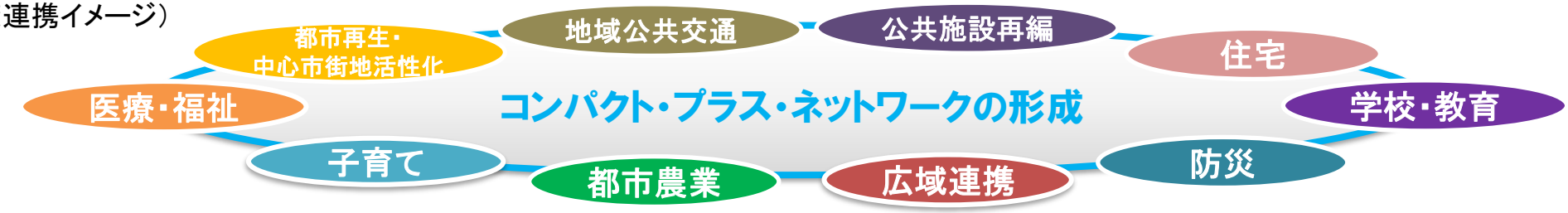

コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム（H27.3設置）

『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（H26.12.27閣議決定）に基づき設置

国土交通省〔事務局〕

内閣官房／内閣府 | 復興庁 | 総務省 | 財務省 | 金融庁 | こども家庭庁
文部科学省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 環境省

府省庁横断的な支援 → コンパクト・プラス・ネットワークに取り組む市町村

（支援チームの主な取組）

現場ニーズに即した支援施策の充実

○市町村との意見交換会等を通じ、**施策連携に係る課題・ニーズを把握**

○関係府省庁において**関係施策が連携した支援施策**を具体的に検討し、**制度改正・予算要求等に反映**

➡ “横串”の視点での施策間連携を促進

モデル都市の形成・横展開

○他の市町村のモデルとなる都市の計画作成を**関係府省庁が連携して重点的にコンサルティング**

○人口規模やまちづくりの重点テーマ別に**類型化**し、**横展開**

➡ 具体的な効果・事例を目に見える形で提示

取組成果の「見える化」

○コンパクト・プラス・ネットワークの取組に係る**評価指標**（経済財政面・健康面など）**を開発・提供**し、市町村における目標設定等を支援

○市町村の取組の進捗や課題を**関係府省庁が継続的にモニタリング・検証**

➡ コンパクト・プラス・ネットワークの取組の実効性を確保

宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

国土交通省 観光庁

事業目的・背景・課題

○訪日外国人旅行者を中心にサステナブルな旅行や宿泊施設の選択意向が年々高まっており、世界の旅行者が我が国を旅行先として選択しなくなることを防ぐためにも、宿泊施設のサステナビリティ強化が必要。

○このため、訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する、サステナビリティの向上に関する取組を支援する。

事業内容・事業イメージ

宿泊施設における省エネ型ボイラー、太陽光発電、省エネ型空調等の省エネ設備等の導入支援を行う。

省エネ型ボイラー

太陽光発電

省エネ型空調

事業スキーム

・事業形態：間接補助事業（補助上限1,000万円、補助率1/2）
・補助対象：国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者

お問い合わせ先：観光庁　観光産業課　電話：03-5253-8330